

# 平成 21 年第 2 回定例会会議録

平成21年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期15日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月 5日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・施政方針・議案上程・提案理由説明・委員会付託
6月 6日	土	休 会	(市の休日)
6月 7日	日	休 会	(市の休日)
6月 8日	月	休 会	議案調査
6月 9日	火	本 会 議	一般質問
6月10日	水	本 会 議	一般質問
6月11日	木	本 会 議	一般質問
6月12日	金	本 会 議	一般質問
6月13日	土	休 会	(市の休日)
6月14日	日	休 会	(市の休日)
6月15日	月	委 員 会	(総 務 第1委員会室) 常任委員会 (文教厚生 第2委員会室)
6月16日	火	委 員 会	(経 済 第3委員会室) (建 設 第4委員会室)
6月17日	水	休 会	議事整理
6月18日	木	休 会	議事整理
6月19日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 平成21年第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月5日（金曜日）	本会議	頁
1.	議事日程第1号	65
2.	本日の会議に付した事件	65
3.	出席議員氏名	66
4.	欠席議員氏名	67
5.	説明のため出席した者の職氏名	67
6.	事務局職員出席者	68
7.	開会	69
8.	開議	69
9.	日程第1 会議録署名議員の指名	70
10.	日程第2 会期の決定	70
11.	日程第3 議事第3号	70
12.	日程第4 施政方針について上程・説明・質疑	71
13.	日程第5 議案第56号上程・説明・質疑・討論・採決	100
14.	日程第6 議案第53号から議案第61号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託	102
15.	日程第7 陳情第3号上程	117
16.	日程第8 報告第4号から報告第6号まで一括上程・報告	117
17.	日程第9 休会の議決	121
6月6日（土曜日）	休会	
6月7日（日曜日）	休会	
6月8日（月曜日）	休会	
6月9日（火曜日）	本会議	頁
1.	議事日程第2号	125
2.	本日の会議に付した事件	126
3.	出席議員氏名	126
4.	欠席議員氏名	126
5.	説明のため出席した者の職氏名	126
6.	事務局職員出席者	126
7.	開議	127

8. 日程第1 一般質問	127
(1) 栃原茂樹君質問	127
「下水道事業について」	127
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	128
栃原茂樹君再質問	129
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	131
栃原茂樹君再々質問	131
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	132
(2) 栃原茂樹君質問	132
「入湯税について」	132
○総務部長 緒方希八郎君答弁	133
栃原茂樹再質問	134
○総務部長 緒方希八郎君答弁	136
栃原茂樹再々質問	137
○総務部長 緒方希八郎君答弁	137
○市長 福村三男君答弁	138
休憩	138
開議	138
(1) 怒留湯健蓉さん質問	139
「改正労働安全衛生法と職場の実態について」	139
○総務部長 緒方希八郎君答弁	140
○教育長 田中忠彦君答弁	140
怒留湯健蓉さん再質問	141
○総務部長 緒方希八郎君答弁	143
○教育長 田中忠彦君答弁	144
怒留湯健蓉さん再々質問	145
○総務部長 緒方希八郎君答弁	147
○教育長 田中忠彦君答弁	148
○市長 福村三男君答弁	149
(2) 怒留湯健蓉さん質問	150
「菊池市地域福祉計画」にいう「福祉のまちづくり」をどう具体化するのか	151
○市民部長 原川智明君答弁	152
怒留湯健蓉さん再質問	153

○市民部長 原川智明君答弁	154
怒留湯健蓉さん再々質問	155
○市民部長 原川智明君答弁	156
昼食休憩	157
開 議	157
(1) 松本 登君質問	158
「高齢化時代の施策について」	158
○市民部長 原川智明君答弁	160
松本 登君再質問	161
○市民部長 原川智明君答弁	163
松本 登君再々質問	164
○市長 福村三男君答弁	165
休 憇	166
開 議	166
(1) 東 裕人君質問	166
「小学校統廃合問題について」	166
○教育長 田中忠彦君答弁	167
東 裕人君再質問	168
○教育長 田中忠彦君答弁	169
東 裕人君再々質問	171
○教育長 田中忠彦君答弁	172
(2) 東 裕人君質問	173
「公立保育園の民営化について」	173
○市民部長 原川智明君答弁	173
東 裕人君再質問	174
○市民部長 原川智明君答弁	175
東 裕人君再々質問	176
○市民部長 原川智明君答弁	177
○市長 福村三男答弁	178
休 憇	179
開 議	179
(1) 森 隆博君質問	179
「第三セクターの運営と方針について」	179
○経済部長 後藤 定君答弁	180

森 隆博君再質問	181
○市長 福村三男答弁	183
(2) 森 隆博君質問	186
「農業政策について」	186
○経済部長 後藤 定君答弁	187
森 隆博君再質問	188
○経済部長 後藤 定君答弁	189
(3) 森 隆博君質問	189
「開かれた行政とは」	190
○総務部長 緒方希八郎君答弁	190
○市民部長 原川智明君答弁	190
森 隆博君再質問	191
○総務部長 緒方希八郎君答弁	193
○市長 福村三男答弁	193
森 隆博君再々質問	194
○総務部長 緒方希八郎君答弁	195
○市長 福村三男答弁	196
9. 日程通告 散会	196

6月10日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	199
2. 本日の会議に付した事件	199
3. 出席議員氏名	199
4. 欠席議員氏名	200
5. 説明のため出席した者の職氏名	200
6. 事務局職員出席者	200
7. 開 議	201
8. 日程第1 一般質問	201
(1) 三池健治君質問	201
「工事入札参加者について」	201
○総務部長 緒方希八郎君答弁	202
三池健治君再質問	202
○総務部長 緒方希八郎君答弁	203
(2) 三池健治君質問	204

「新庁舎問題について」	204
○経済部長 後藤 定君答弁	205
○市長 福村三男答弁	205
三池健治君再質問	206
○経済部長 後藤 定君答弁	207
○市長 福村三男答弁	207
(3) 三池健治君質問	208
「職員の不祥事について」	210
○総務部長 緒方希八郎君答弁	211
○市長 福村三男答弁	212
三池健治君再質問	212
○総務部長 緒方希八郎君答弁	213
三池健治君再々質問	214
休 憩	214
開 議	214
(1) 中山繁雄君質問	214
「各種会議への市長の参加について」	214
○市長 福村三男答弁	215
中山繁雄君再質問	216
○市長 福村三男答弁	216
(2) 中山繁雄君質問	216
「「一会」の継続はないのか」	216
○経済部長 後藤 定君答弁	217
(3) 中山繁雄君質問	218
「川辺工業団地について」	218
○企画部長 石原公久君答弁	219
中山繁雄君再質問	219
○企画部長 石原公久君答弁	219
(4) 中山繁雄君質問	220
「各総合支所の機能強化の考えは」	220
○総務部長 緒方希八郎君答弁	220
中山繁雄君再質問	220
○総務部長 緒方希八郎君答弁	221
(5) 中山繁雄君質問	221

「亘・甲森2号線等について」	221
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	221
中山繁雄君再質問	222
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	222
中山繁雄君再々質問	222
昼食休憩	223
開 議	223
(1) 泉田栄一朗君質問	223
「泗水地域の交付金事業について」	223
○企画部長 石原公久君答弁	223
泉田栄一朗君再質問	224
○市長 福村三男君答弁	225
(2) 泉田栄一朗君質問	225
「四季の里の活用について」	225
○経済部長 後藤 定君答弁	226
泉田栄一朗君再質問	226
○経済部長 後藤 定君答弁	227
泉田栄一朗君再々質問	228
○経済部長 後藤 定君答弁	228
(3) 泉田栄一朗君質問	228
「物産館の管理運営について」	228
○経済部長 後藤 定君答弁	229
○市長 福村三男君答弁	229
(4) 泉田栄一朗君質問	231
「マイバッグ運動について」	231
○市民部長 原川智明君答弁	231
泉田栄一朗君再質問	232
○市民部長 原川智明君答弁	232
泉田栄一朗君再々質問	233
○市民部長 原川智明君答弁	233
休 憩	233
開 議	233
(1) 東 英俊君質問	234
「総合体育館について」	234

○教育長 田中忠彦君答弁	235
東 英俊君再質問	237
○教育長 田中忠彦君答弁	238
東 英俊君再々質問	238
○市長 福村三男君答弁	239
(1) 水上博司君質問	240
「菊池市の交通渋滞について」	240
○総務部長 緒方希八郎君答弁	240
(2) 水上博司君質問	241
「森林林業について」	241
○経済部長 後藤 定君答弁	242
水上博司君再質問	243
○経済部長 後藤 定君答弁	244
水上博司君再々質問	244
9. 日程通告 散会	244

6月11日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	247
2. 本日の会議に付した事件	247
3. 出席議員氏名	247
4. 欠席議員氏名	248
5. 説明のため出席した者の職氏名	248
6. 事務局職員出席者	248
7. 開 議	249
8. 日程第1 一般質問	249
(1) 樋口正博君質問	249
「雇用促進住宅の受け入れ方針について」	249
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	250
樋口正博君再質問	251
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	253
(2) 樋口正博君質問	253
「菊池ふれあい清流公園について」	253
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	255
(3) 樋口正博君質問	256

「新地域通貨について」	257
○企画部長 石原公久君答弁	258
樋口正博君再質問	259
休憩	259
開議	259
(1) 葛原勇次郎君質問	259
「学校統合と地域について」	259
○教育長 田中忠彦君答弁	260
葛原勇次郎君再質問	261
○教育長 田中忠彦君答弁	261
葛原勇次郎君再々質問	262
○教育長 田中忠彦君答弁	264
○市長 福村三男君答弁	264
(2) 葛原勇次郎君質問	265
「耐震対策について」	265
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	265
葛原勇次郎君再質問	266
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	266
葛原勇次郎君再々質問	266
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	267
昼食休憩	268
開議	268
(1) 隅部忠宗君質問	268
「本市の農林業、農村の活性化について」	268
○経済部長 後藤 定君答弁	269
隅部忠宗君再質問	269
○経済部長 後藤 定君答弁	270
隅部忠宗君再々質問	271
○市長 福村三男君答弁	272
(2) 隅部忠宗君質問	273
「文教菊池」をどう市政に活かすか	273
○教育長 田中忠彦君答弁	273
隅部忠宗君再質問	275
○教育長 田中忠彦君答弁	276

○企画部長 石原公久君答弁	277
隈部忠宗君再々質問	278
○経済部長 後藤 定君答弁	278
○市長 福村三男君答弁	279
休 憩	280
開 議	280
発言の申し出	280
(1) 本田憲一君質問	280
「法定協議会合意、今後の取り組みは」	280
○企画部長 石原公久君答弁	280
本田憲一君再質問	281
○企画部長 石原公久君答弁	282
○経済部長 後藤 定君答弁	283
○市長 福村三男君答弁	284
本田憲一君再々質問	285
○総務部長 緒方希八郎君答弁	286
○企画部長 石原公久君答弁	287
(2) 本田憲一君質問	287
「道路の改良について」	288
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	288
本田憲一君再質問	289
休 憩	289
開 議	289
(1) 坂本昭信君質問	289
「農業について」	290
○経済部長 後藤 定君答弁	291
坂本昭信君再質問	291
○経済部長 後藤 定君答弁	292
坂本昭信君再々質問	293
○経済部長 後藤 定君答弁	294
9. 日程通告 散会	295

6月12日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	299

2. 本日の会議に付した事件	299
3. 出席議員氏名	299
4. 欠席議員氏名	300
5. 説明のため出席した者の職氏名	300
6. 事務局職員出席者	300
7. 開 議	301
8. 日程第1 一般質問	301
(1) 奈田臣也君質問	301
「県営花房中部2期地区畠地帯総合整備事業計画の説明について」	301
○経済部長 後藤 定君答弁	302
奈田臣也君再質問	302
○経済部長 後藤 定君答弁	303
(2) 奈田臣也君質問	303
「農地基盤整備事業の事業費の負担について」	303
○経済部長 後藤 定君答弁	304
奈田臣也君再質問	304
○経済部長 後藤 定君答弁	305
(3) 奈田臣也君質問	306
「農地基盤整備事業の実施と農業振興地域の除外について」	306
○企画部長 石原公久君答弁	306
○経済部長 後藤 定君答弁	307
奈田臣也君再質問	308
○経済部長 後藤 定君答弁	309
(4) 奈田臣也君質問	309
「新生菊池市の将来のビジョン・グランドデザインについて」	310
○市長 福村三男君答弁	310
奈田臣也君再質問	312
○市長 福村三男君答弁	314
休 憩	315
開 議	315
(1) 外村國敏君質問	315
「市営住宅について」	315
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	316
外村國敏君再質問	317

○建設部長 岡崎俊裕君答弁	319
外村國敏君再々質問	320
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	322
○市長 福村三男君答弁	322
(2) 外村國敏君質問	323
「成人病等の検診状況について」	323
○市民部長 原川智明君答弁	323
外村國敏君再質問	324
○市民部長 原川智明君答弁	325
外村國敏君再々質問	326
○市民部長 原川智明君答弁	327
昼食休憩	327
開 議	327
(1) 森 清孝君質問	327
「環境衛生対策について」	327
○市民部長 原川智明君答弁	328
森 清孝君再質問	329
○市民部長 原川智明君答弁	330
森 清孝君再々質問	331
○市民部長 原川智明君答弁	332
(2) 森 清孝君質問	332
「土地利用の推進について」	333
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	334
森 清孝君再質問	335
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	336
森 清孝君再々質問	338
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	338
休 憇	338
開 議	338
(1) 坂井正次君質問	339
「本所・総合支所について」	339
○総務部長 緒方希八郎君答弁	339
坂井正次君再質問	340
○総務部長 緒方希八郎君答弁	341

坂井正次君再々質問	342
○総務部長 緒方希八郎君答弁	343
○市長 福村三男君答弁	343
(2) 坂井正次君質問	344
「都市計画について」	344
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	344
坂井正次君再質問	345
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	345
坂井正次君再々質問	346
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	347
(3) 坂井正次君質問	347
「菊池遺産について」	347
○企画部長 石原公久君答弁	347
坂井正次君再質問	348
○企画部長 石原公久君答弁	348
坂井正次君再々質問	349
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	349
(4) 坂井正次君質問	349
「新型インフルエンザについて」	349
○市民部長 原川智明君答弁	350
坂井正次君再質問	351
休 憇	352
開 議	352
(1) 木下雄二君質問	352
「裁判について」	352
○総務部長 緒方希八郎君答弁	353
木下雄二君再質問	353
○市長 福村三男君答弁	353
木下雄二君再々質問	353
○市長 福村三男君答弁	354
(2) 木下雄二君質問	354
「道路整備について」	354
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	354
(3) 木下雄二君質問	355

「農業の振興について」 .....	355
○経済部長 後藤 定君答弁.....	355
木下雄二君再質問.....	356
○経済部長 後藤 定君答弁.....	357
(4) 木下雄二君質問.....	357
「教育の充実について」 .....	357
○教育長 田中忠彦君答弁.....	358
木下雄二君再質問.....	358
○教育長 田中忠彦君答弁.....	358
(5) 木下雄二君質問.....	359
「農地対策について」 .....	359
○経済部長 後藤 定君答弁.....	359
木下雄二君再質問.....	360
○経済部長 後藤 定君答弁.....	360
木下雄二君再々質問.....	361
○市長 福村三男君答弁.....	361
(2) 木下雄二君質問.....	362
「環境整備基金について」 .....	362
○市民部長 原川智明君答弁.....	362
木下雄二君再質問.....	363
○市長 福村三男君答弁.....	364
木下雄二君再々質問.....	364
○市長 福村三男君答弁.....	365
9. 日程通告 散会.....	367

6月13日（土曜日） 休 会

6月14日（日曜日） 休 会

6月15日（月曜日） 常任委員会（総務・文教厚生・経済・建設）

6月16日（火曜日） 常任委員会（総務・文教厚生・経済・建設）

6月17日（水曜日） 休 会

6月18日（木曜日） 休 会

6月19日（金曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第6号.....371

2. 本日の会議に付した事件	372
3. 出席議員氏名	373
4. 欠席議員氏名	373
5. 説明のため出席した者の職氏名	374
6. 事務局職員出席者	374
7. 開 議	375
8. 日程第1 各常任委員長報告	375
・ 総務常任委員長報告	375
・ 文教厚生常任委員長報告	377
・ 経済常任委員長報告	380
・ 建設常任委員長報告	381
委員長報告に対する質疑	382
討 論	383
(1) 東 裕人君討論	383
採 決	383
9. 日程第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	384
10. 日程第3 意見書案第5号 上程・説明・質疑・討論・採決	385
11. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	386
12. 追加議事日程（第6号の追加1）	387
日程第1 議案第6 2号 上程・説明・質疑・討論・採決	387
日程第2 議案第6 3号 上程・説明・質疑・討論・採決	389
日程第3 議案第6 4号 上程・説明・質疑・討論・採決	390
日程第4 議案第6 5号から議案第6 7号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	392
日程第5 議案第6 8号から議案第7 0号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	393
日程第6 報告第7号から報告第1 4号まで一括上程・報告	395
13. 閉 会	398

第 1 号

6 月 5 日

## 平成21年第2回菊池市議会定例会

### 議事日程 第1号

平成20年6月5日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議事第3号 企業誘致促進特別委員の選任について
- 第4 施政方針について
  - 上程・説明・質疑
- 第5 議案第56号 菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について
  - 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第53号 菊池市行政改革大綱策定審議会条例の制定について
  - 議案第54号 菊池市保育所民営化検討委員会条例の制定について
  - 議案第55号 菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について
  - 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第58号 平成21年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
  - 議案第59号 平成21年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
  - 議案第60号 訴えの提起について
  - 議案第61号 辺地総合整備計画の変更について
- まで一括上程・説明・質疑・委員会付託
- 第7 陳情第3号 要望書
  - 上程
- 第8 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
  - 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について
  - 報告第6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
- まで一括上程・報告
- 第9 休会の議決



#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 議事第 3号 企業誘致促進特別委員の選任について
- 日程第4 施政方針について
- 上程・説明・質疑
- 日程第5 議案第56号 菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 議案第53号 菊池市行政改革大綱策定審議会条例の制定について
- 議案第54号 菊池市保育所民営化検討委員会条例の制定について
- 議案第55号 菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について
- 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 平成21年度菊池市般会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成21年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 訴えの提起について
- 議案第61号 辺地総合整備計画の変更について
- まで一括上程・説明・質疑・委員会付託
- 日程第7 陳情第 3号 要望書
- 上程
- 日程第8 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
- まで一括上程・報告
- 日程第9 休会の議決

---

出席議員（28名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文	伸元	君
8番	中山	繁雄	君
9番	水上	博司	君

10番 三池 健治 君  
11番 怒留湯 健蓉 さん  
12番 坂本 昭信 君  
13番 隅部 忠宗 君  
14番 奈田 臣也 君  
15番 葛原 勇次郎 君  
16番 木下 雄二 君  
17番 坂井 正次 君  
18番 森 隆博 君  
19番 山瀬 義也 君  
20番 本田 憲一 君  
21番 栄原 茂樹 君  
22番 松本 登 君  
23番 工藤 恭一 君  
24番 境 和則 君  
25番 北田 彰 君  
26番 外村 國敏 君  
27番 徳永 隆義 君  
28番 横田 輝雄 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
収入役	高木 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	石原 公久 君
市民部長	原川 智明 君
経済部長	後藤 定 君
建設部長	岡崎 俊裕 君
七城総合支所長	古閑 昭二郎 君
旭志総合支所長	中村 榮光 君
泗水総合支所長	岩下 義人 君
企画部首席審議員	木村 靖弘 君

財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君



#### 事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

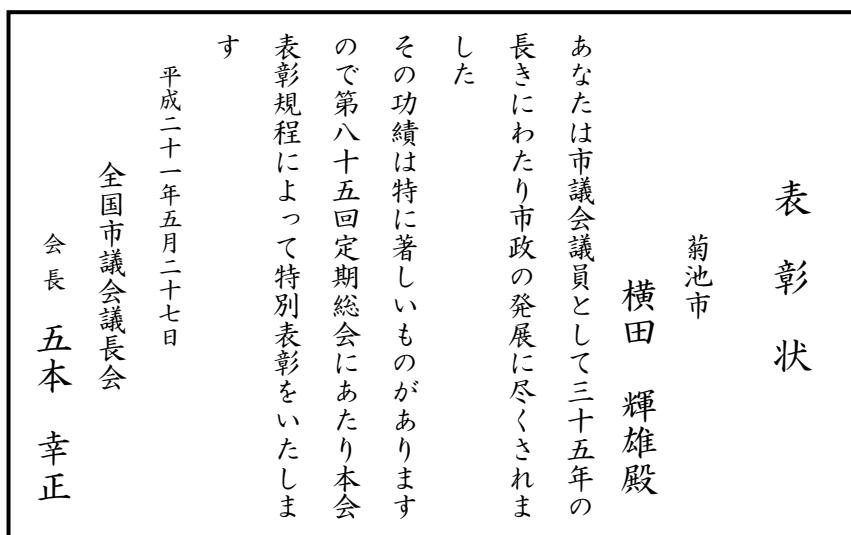
（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、去る5月27日に開催されました第85回全国市議会議長会定期総会におきまして、横田輝雄君が市議会議員として35年、市政の発展に努められ、その功績に対し、全国市議会議長会より表彰の栄に浴されました。心からお喜び申し上げます。

ただいまから、永年勤続の表彰の伝達を行います。受賞者の方は、前にお進み下さい。



○議長（北田 彰君） 代読でございます。おめでとうございます。

午前10時00分 開会

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は28名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成21年第2回菊池市議会定例会を開会します。

ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

去る5月26日に第38回全国温泉所在都市議会議長会総会が日本都市センターで開催され、会務報告及び年度計画等を協議し終了しました。その後、第240回熊本県市議会議長会が同会場にて開催され、会務報告及び議案について審議しました。翌日の27日は、第85号全国市議会議長会定期総会が日比谷公会堂で開催されましたので、出席してまいりました。

次に、監査委員から平成21年4月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月検査報告があつてありますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○

午前10時02分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、奈田臣也君及び葛原勇次郎君を指名します。

---

○

### 日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る5月29日の議会運営委員会におきまして、本日から6月19日までの15日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの15日間と決定しました。

---

○

### 日程第3 議事第3号 企業誘致促進特別委員の選任について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議事第3号、企業誘致促進特別委員の選任についてを議題とします。5月29日付で企業誘致促進特別委員会7名より辞任願いが提出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき許可し、同条例第8条第1項の規定により、6月1日付で7名をもつて構成する企業誘致促進特別委員会をお手元の配付のとおり指名しました。委員会条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選のため、企業誘致促進特別委員会を開催しますので、ここで暫時休憩します。

---

○

休憩 午前10時04分

開議 午前10時04分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業誘致促進特別委員会正副委員長互選の結果報告をします。委員長、山瀬義也君、副委員長、森隆博君、以上です。

#### 日程第4 施政方針について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、施政方針についてを議題とします。

市長より説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成21年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように本日から6月19日までの15日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

はじめに、先ほど全国市議会議長会より永年勤続表彰の栄に浴されました横田輝雄議員に対しまして、永年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。今後とも健康にご留意をいただきまして、ますますのご活躍を期待するものでございます。

さて、私はこのたびの市長選挙におきまして市民の皆様をはじめ、各方面の方々から力強いご支持をいただき、引き続き市政を担当させていただくことになりました。本日、市長として市議会議員の皆様、市民の皆様に私の2期目の市政運営にあたりまして、その所信の一旦を申し上げることができますことは、誠に光栄であり、大きな喜びとともに、改めてその責務の重大さを痛感しているところでございます。私は合併からこれまでの4年間の取り組みで、菊池市のまちづくりは着実に前進してきたと、このように考えております。2期目の市政に臨み、これまでの経験と実績を活かしつつ、未来をしっかりと見据えて市民の皆様、職員とともに汗をかき、歩みを止めずにひたむきに菊池市の着実な前進を図ってまいります。本市のまちづくりの理念でございます豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを目指し、市民の皆様と直接のふれあいを大切にして、市民総参加のまちづくりの推進を今後4年間全身全霊を傾けていく覚悟でございますので、より一層のご理解とご支援をお願い申し上げる次第でございます。

アメリカより端を発しました金融危機は、世界同時不況を招き、輸出依存型産業構造の日本にとりまして、北米向け、アジア向けの輸出が激減しているなど、10

0年に一度と言われる経済不況に陥っております。経済的に裾野の広い自動車関連産業やＩＣ関連産業など、日本の誇る技術型産業で、軒並み経営状況が悪化し、雇用情勢も厳しさを増すばかりであります。本市におきましては、これらの影響を受けており、厳しい経済環境の中で税収の大幅な落ち込みは避けられません。今、地方を取り巻く環境は、地域経済の低迷、人口の減少や少子高齢化、地方分権の推進、厳しい財政環境など、多くの課題が山積しております。私はこのような厳しい現実を踏まえ、限りある財源を市民全体の幸福のためにを念頭に置き、一気に引き続き福祉、教育の充実に取り組みますとともに、地域産業、経済の活性化、地域の特性や資源を活かした観光振興、情報のグローバル化、地球規模の環境問題、行財政の構造改革を重点に進め、子どもから高齢者まで皆様が安心して暮らしに不安のない、元気にあふれ暮らせる幸せのまち、幸福のまち菊池は住みやすいと言われるようなまちづくりに努めてまいります。

1つ目は子育て支援、高齢者支援の充実を図ってまいります。多様化する保育ニーズに適格に対応し、不安を抱える親に対する相談、支援体制を充実し、次世代を担う子どもたちが心身共に健やかに育つ環境の充実に努めてまいります。また、乳幼児医療費助成事業は、平成21年4月から小学6年生にまで医療費の無料化を拡充し、子育て支援の充実を図ってまいります。高齢者支援につきましては、高齢化社会を迎える、高齢者の皆様が生きがいを持って安心して暮らせるよう健康増進や介護予防に向けた健診や健康体操、保健事業などの充実に努めてまいります。また、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの活動拠点として老人福祉センターの施設整備を進めてまいります。

2つ目は、教育の振興に努め、人材の育成を図ってまいります。未来を担う子どもたちに幅広い知識と教養、豊かな心と社会性を育むことは、まちづくりを進める上で大変重要なことでございます。菊池市の教育理念であります文武両道、廉恥礼節を目指しまして、地域の教育力を活用し、幼・保・小・中・高の連携を密にして学力のレベル向上に努めてまいります。また、学校施設の耐震化につきましては、子どもたちの安全・安心の確保を図るために早急に進めなければならない事業であり、耐震診断をはじめ小・中学校の補強工事に取り組みながら、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備、充実に最大限努めてまいります。生涯学習につきましては、まちづくりは人づくりからを基本に、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも学ぶことができ、市民の皆様の多種多様な学習意欲に答えるため、公民館を生涯学習の拠点として活用し、自主的な生涯学習の推進を図るとともに、地域において活動する各種団体やグループなど、生涯学習関係団体の育成と活動の支援に努めてまいります。スポーツの振興につきましては、市民の皆様が生涯を通してスポ

ーツを楽しむための活動を支援し、スポーツ教室や各種大会を開催し、健康で明るいまちづくりを推進してまいります。人権教育啓発の推進につきましては、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向け様々な研修会、講演会開催をし、すべての市民の皆様の人権が尊重される、差別のない明るい社会の実現を目指してまいります。また、男女がお互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の推進、啓発に努めてまいります。

3つ目は、菊池の資源を有効活用し、観光の振興を図ってまいります。観光協会や観光ボランティアと連携して観光資源の掘り起こしを行うほか、定着してきました観光イベントをより魅力あるものとして多くの観光客の来場を誘引してまいります。また、菊池渓谷や温泉等、各地域の資源をより一層活用した滞在型交流観光を積極的に推進してまいりますとともに、国内外観光客への情報発信の強化やサイン計画等により本市の観光名所の情報発信を積極的に行ってまいります。

4つ目は、農林省工業の振興に努め、地域の活性化を図ってまいります。本市の基幹産業であります農業につきましては、農畜産物等の販売価格の低迷、農業従事者の高齢化及び担い手不足など、非常に厳しい情勢となっております。農業の持続的な発展のために、農地の保全、担い手の確保が重要であり、農業に関する各種制度を最大限活用しながら、生産性の高い農業を促進し、消費者ニーズに対応した農産品ブランド化と販路の拡大に努めてまいります。林業につきましても、長引く経済不況の中において木材需要が減少し、価格においても低迷を続けている状況でございます。このような状況の中、国・県の制度事業を活用いたしまして、伐採や造林、間伐などを計画的に推進し、森林機能の保全と適正な管理の促進を図ってまいります。中心市街地の活性化につきましては、重要な懸案事項であり、平成20年度で策定しました中心市街地活性化基本計画を基に、商工会など関連団体と連携しながら、空き店舗の活用を含めまして、さらに検証してまいります。

5つ目は、企業の誘致に努め、雇用の場の確保を図るため、県営旭志川辺工業団地の早期着手、早期完成に努めてまいります。また並行して、既存の工業団地への企業誘致にも積極的に取り組み、若者の定住促進を図ってまいります。冒頭に申し上げましたとおり、世界が同時不況に陥っており、我が国においても大変厳しい経済環境でございますが、ここで手を弛めることなく、熊本県大阪事務所に職員を派遣し、引き続き企業訪問を行うなど企業誘致のために鋭意努力してまいります。さらに、地球温暖化防止など地球規模での環境問題が呼ばれる中で、太陽光発電システムの普及推進やごみの減量化やリサイクルの推進に取り組み、日本一の環境都市を目指してまいります。また、本市の面積の55%を占めております森林は、水源涵養機能を有し、緑のダムと言われており、豊かな自然環境を有するとともに、恵

まれた水源地域でございます。市民の自然環境の保護意識の高揚を図りながら、水源林をはじめとする森林の保全、水質の保全及び無秩序な開発に伴う水源涵養機能の低下防止に努めてまいります。

最後に、市の重要な施策に対する市民の皆様の意見等を公平かつ効果的に聴取するためのパブリックコメント等を実施し、行政事務における透明性の向上に努め、市民の皆様と行政が様々な媒体や機会を通して情報を共有できるよう努めてまいります。行財政改革につきましては、今後5年間を目標にした新たな大綱や基本計画を策定してまいります。また、べんりカー及びあいのりタクシーの拡充等に努めてまいります。新庁舎建設につきましては、選挙を通じて市民の皆様よりそれぞれの意見を聞くことができましたので、本年度1年間をかけまして判断したいと考えております。詳しくは、施政方針の中で、また申し上げることにいたします。

以上、市政の全般にわたりまして、私の所信を申し述べさせていただきました。今、菊池市は時代の変化や要請に応え、市民の皆様の暮らし安さの向上を目指し、確実に動き出しております。私は、これまでの4年間を礎として、市長就任時の所信を決して忘れることなく、市民福祉の充実向上と地域社会の発展に向けて、より一層努力を重ねてまいる所存でございます。

議員各位をはじめ、市民の皆様の深いご理解とご指導、さらにご協力を心からお願いを申し上げまして、私の2期目の市政にあたっての所信の表明とさせていただきます。

続きまして、平成21年度の施政方針について述べさせていただきます。本来、予算というものは、その年度の歳入歳出すべてにつきまして年間の見通しの上に立って編成すべきものでございますが、平成21年度の当初予算につきましては、4年の一度の市長選挙が執行されたことに鑑み、政策的な判断ができるにくい事由により、骨格予算として3月市議会定例会に提案したものでございます。したがいまして、今回の補正予算は今年度の政策的経費を計上いたしました、いわゆる肉付け予算として編成したものでございます。このことから、ただいまから申し上げます今年度の予算編成方針につきましては、骨格予算として計上いたしました当初予算と肉付け予算として計上いたします今回の補正予算を合わせたものとして述べさせていただきます。また、今年度の予算編成方針は、国内外の急激な社会経済情勢の変化に伴い、本市における市税収入の見込みや国の財政対策等の動向を踏まえ、財政の健全化に留意しつつ、市民の皆様に対する行政サービスの維持に努めることを基本として編成にあたったものでございます。

このようなことから、市税につきましては試算いたしました結果、対前年度と比較して約4億5,600万円減の16億4,600万円法人市民税の大幅な落ち込み

が予想されております。また個人市民税につきましては、前年度所得に対して課税する関係上、来年度において大幅な減収となることが予想されております。地方交付税は、普通交付税、特別交付税の合計で、過去の実績も踏まえ4億5,000万円増と76億5,000万円を、税源不足の一部を補てんする臨時財政対策債は3億6,200万円増の9億7,470万円を予定しております。一方、歳出面におきましては、新市建設計画に基づき緊急性や実効性の高い事業を優先し、限られた財源を有効に活用できるよう編成したところでございます。

以上のことから、今年度の予算総額は骨格予算と肉付け予算を合わせて217億9,191万3,000円となりまして、前年度当初予算と比較しますと5,391万3,000円の増となっており、昨年度と同程度の予算規模となっております。また、今年度の国の一次補正よります追加経済対策につきましては、喫緊の景気雇用の浮揚のみならず、財政健全化を図るための千載一遇のチャンスであるとの認識の下、地域活性化、公共投資臨時交付金をはじめ国の補正予算による補助事業の活用を図りながら、地域活性化経済危機対策臨時交付金とともに積極的に事業を展開したいと、このように考えております。なお、その予算の計上につきましては、国の予算編成などの動向を注視し、できる限り早い時期に対応してまいりたいと考えております。

ここで、平成21年度の主要施策について述べてまいります。

まず、企業誘致の推進についてでございます。工業用地確保につきましては、熊本県の新規工業団地であります旭志の川辺地区におきまして、現在、環境影響調査が実施されております。平成21年度は、各種調査や用地交渉等が予定されておりますので、熊本県及び地元の地権者で構成されております川辺地域新規工業団地整備促進期成会と連携をいたしまして、早期着工、早期完成に努めてまいります。優良企業の誘致につきましては、雇用の場の確保や税収増加による市活性化のための重要施策として取り組んでおり、熊本県大阪事務所に職員を派遣するなど積極的に誘致活動を行っているところでございます。また、平成20年度後半から世界同時不況により、輸送機器関連及び半導体関連産業の業績が極端に悪化し、非常に厳しい状況が続いておりますが、積極的に情報収集に努め平成21年度は、今後需要増が見込まれる太陽電池産業に重点を置いて、企業への情報提供や訪問を強化してまいります。

農業の振興につきましては、農業を担う役割がますます重要性を増す一方で、今日の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大など、厳しい情勢にあります。加えまして、輸入農産物にあっては農薬の不適正使用、食品事業者による不正表示・製造などが表面化し、安全・安心への取り組みや

環境に配慮した農業経営が求められております。このような中、農業の健全な発展を図るため、合併後はじめての農業振興地域整備計画の全体見直しに着手してまいります。また、地産地消を推進し、その取り組みといたしまして、市内物産館等直売所における農産物の生産出荷の効率化及び安定化を図るため、市独自の雨除けハウス導入事業を新たに実施し、安全・安心な農産物のイメージアップによるブランドづくりを推進してまいります。そのほか、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、産物の販路拡大のために新たな直接販売先の確保や規格外農産物による商品開発を行い、付加価値の向上に努めてまいります。また、燃油、肥料等農業生産資材の高騰対策といたしまして、市独自事業による農家支援策を検討してまいります。家畜排泄物の利用につきましては、円滑な堆肥利用を図るため、環境保全型農業総合支援事業に取り組み、広域的な堆肥を流通させる組織づくり及び耕畜連携を積極的に推進してまいります。林業の振興につきましては、木材価格の長期低迷から森林管理上不可欠な間伐の実施が停滞しておりますので、森林の間伐を推進し、間伐材の利用を推進するため、森を育てる間伐利用推進事業に取り組んでまいります。また、低コスト森林施業促進事業を活用し、間伐をはじめとする森林整備に必要な作業路の整備や低コストで効率的な森林施業システムの構築の取り組みにより、林業の活性化を推進してまいります。

観光の振興につきましては、平成23年の九州新幹線全線開通に伴い、歴史・文化・食・温泉など、地域資源の魅力を最大限に引き出し、多様なニーズに対応した魅力ある観光づくりを進めるため、地域資源のさらなる磨き上げ、創造に向けた取り組みや情報を発信し、観光客の誘致に努めてまいります。また、福岡方面の西鉄バスの2路線にバス公告を掲載するとともに、観光展や商談会等を重点的に開催し、観光客獲得に努めてまいります。さらに、観光協会をはじめ関係機関と連携し、新商品の開発や歴史と自然が結びつく魅力ある観光回遊ルートの策定と観光ボランティアガイドの活用により、菊池観光の魅力アップを図ってまいります。ルートの策定と観光ボランティアガイドの活用により、菊池観光の魅力アップを図ってまいります。

次に、中心市街地の活性化につきましては、商工会や商店会連合会との連携を密にし、空き店舗の活用と商業地としての魅力や集客力を高めることによって、中心市街地の活性化を図ってまいります。なお、中心市街地活性化基本計画につきましては、国における活性化の取り組みに対する診断・助言事業を活用しながら、計画的内容の検討精査を行い、認定を目指してまいります。

次に、地域づくり推進についてでございます。平成21年度は総合計画前期基本計画の最終年度でありますので、菊池市の向こう5年間を見据えた後期基本計画を

策定いたします。策定作業にあたりましては、菊池市が未来に向けて輝き続け、笑顔あふれる活気ある地域社会を築き、次世代を担う子どもたちにふるさと菊池を引き継ぐため、明るい未来の姿を描き、自立的で健全な行財政システムを構築し、市民の皆様との協働による新しい菊池市のまちづくりを目指してまいります。都市計画の見直しにつきましては、平成19年度より都市計画区域及び用地地域の見直しと、おおむね20年先の都市像を見据えた都市計画の整備開発、保全に関する基本方針を定める都市計画マスタープランの策定に着手し、平成22年度までに完了予定でございます。平成21年度は、都市計画マスタープラン案と都市計画区域見直し素案について、市民の皆様への説明会を開催し、周知を行い策定してまいります。

太陽光発電システム設置につきましては、これまで本市は新エネルギー事業に積極的に取り組んでまいりました。緑豊かな自然環境の保全と地球温暖化防止の推進、二酸化炭素の排出量低減に向けた意識啓発を図るため、国や県の制度とあわせて市民の皆様の導入経費の負担軽減につながるよう継続して補助を行い、設置率の向上を推進してまいります。また、省エネ意識を図るため、小学生のいる家庭を対象に省エネパネルの貸し出しを引き続き行ってまいります。

主要幹線である国道及び県道の整備促進につきましては、市民生活の利便性と交通の安全性を高めるとともに、地域間交流を図るため、早期採択、早期着工、早期完成を要望してまいります。市道につきましては、泗水中央線及び妻越・泗水線を地域活力基盤創造交付金事業として取り組み、国道325の4車線化を一体となつた整備に努めてまいります。また、市道の維持管理につきましても、歩行者の安全確保や車両の安全走行に考慮した交通安全施設の整備促進を図るため、道路の維持補修など計画的に取り組んでまいります。

花房台生活雨水排水整備につきましては、平成21年度に基本計画を見直し、関係住民の皆様と協議を進めながら新市建設計画に基づき計画的かつ早期に進めてまいります。

生活交通体系の整備につきましては、平成21年度は新たに泗水東部地域にあいのりタクシーの導入を計画しており、引き続き公共交通の充実に取り組んでまいります。

隈府地区のまちづくり交付金事業につきましては、主なものとして老人福祉センター建設事業、街角ポケットパーク整備事業、市民広場再整備事業、回遊道路整備事業など、さまざまな事業を推進してまいります。

泗水地区につきましては、まちづくり交付金事業を活用するため、都市再整備計画を本年度申請し、平成22年度から事業着手の予定でございます。併せて七城地区につきましても、まちづくり交付金事業等を活用したさまざまなまちづくり手法

を検討し、事業を推進してまいります。

若者の定住化促進につきましては、若者の視点に立ち、本市を担う若者にとって住みやすく、かつ魅力あるまちづくりを進めることで市内に住み続けてもらおうという定住を促進し、本市の生産年齢人口の維持を図るとともに、地域経済の活性化につなげていくことを目的とするものでございます。その1つの施策といたしまして、定住・移住希望者への空き家空き店舗情報の提供や現地案内など、きめ細やかな対応により定住促進を促進してまいります。住みたいまち、訪れたいまち、愛されるまちを目指し、多くの人が集い楽しむことができるまちづくりに取り組んでまいります。

国指定史跡である鞠智城の国営公園化の推進につきましては、国内の古代山城として最も発掘調査が進んでおり、初めて八角形建物跡や貯水池跡、木棺など貴重な遺構や遺物の発見が相次いでおります。昨年10月には7世紀後半の百済菩薩立像が出土する大発見がございました。古代山城の築城に百済の貴族が関わったという続日本紀の記述内容を裏付け、鞠智城の学術的価値をさらに高めることになりました。平成21年度は、鞠智城の国営公園化の早期実現を目指し、熊本県や山鹿市の期成会はもとより、国会議員、県会議員連盟との連携を強化し、国や関係機関に強く要望してまいります。また、鞠智城の知名度アップを図るため、7月開催予定の東京シンポジウムや朝鮮式山城が所在する自治体の首長による古代山城サミット開催に向けたプレサミット等への参加により、全国に向けた周知活動に取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、友好都市から泗水コスモスマラソン大会への参加や農業の研修など、今後も引き続き、韓国、中国などとの交流を推進してまいります。しかし、昨年後半からの世界的経済不況の中で円高が進んだことや新型インフルエンザ流行の影響によりまして、韓国等からの観光客が急激に減少しております。今後も菊池国際交流協会へ引き続き支援を行い、市民レベルでの国際交流活動を主体として、観光キャンペーンの継続、あるいは国のビジットジャパンキャンペーンとの連携により、観光客や修学旅行の誘客に努め、人的な交流を基盤としながら、経済交流も視野に入れ市民の国際感覚の高揚と地域社会の国際化を推進してまいります。国内における地域間交流に推進につきましては、姉妹都市、友好都市等との間で菊池都市間交流の会を主体とし、これまでの民間レベルの総合訪問やスポーツ交流等の人的交流に加えて、双方の第三セクター等を活用し、それぞれの地域性を活かした物産の交流により縊を深めてまいります。

さまざまなまちづくりの推進にあたりましては、大学と連携しノウハウや学生を含めた新しい発想を生かすことが有効であると考え、包括協定事業として熊本県立

大学との連携し、市街地活性化や人材育成、地域づくりなど、各分野において相互に協力し、まちづくりに活かしてまいります。さらに県立大以外にも、それぞれの分野で県内の大学と連携してまいります。

次に、市民生活の充実についてでございます。

子育て支援につきましては、次世代育成支援行動計画に基づき、平成20年度に実施いたしましたニーズ調査や課題などを踏まえ、後期行動計画を策定し、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。また、育児不安等を抱える親子を対象に、地域子育て支援センター、集いの広場事業やファミリーサポートセンター事業など、地域における子育て支援サービスを展開してまいります。保育支援制度につきましては、多子世帯家庭における経済的負担を軽減するため、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化を引き続き実施いたしますとともに、延長保育、一時保育、障がい児保育事業への支援や児童の保育環境上のための施設改善の支援を実施してまいります。また学童保育支援につきましては、合併後、七城小、菊池北小の児童育成クラブ施設建設取り組んできたところでございます。今後も、放課後などの子どもたちの安全・安心・居場所づくりを推進してまいります。

障がい者、障がい児福祉の充実につきましては、障がい者計画に基づき、みんなとともにいつまでも安心して暮らせるまちづくりを基本理念に、本年度は障がい児の夏休み一時預かりについて、菊池圏域で支援体制を構築するとともに、相談支援体制についてもさらなる充実を図り、障がいのある人のライフステージに応じた支援体制の強化を推進してまいります。

高齢者支援の充実につきましては、いきがいづくり、健康づくりを推進し、高齢者の社会参加や学習機会の充実を図るとともに、老人クラブ活動やシルバー人材センターによる就業機会を提供してまいります。また、高齢者を地域で支える環境づくりとして、地域ケア推進体制の充実を図ってまいります。老人福祉センターの施設整備につきましては、高齢者の活動拠点として平成21年度に基本設計及び実施設計を行い、平成22年度の建設を目指してまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るとともに、介護費用の適正化に努め、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう地域密着型サービスの提供、基盤の整備を進めてまいります。

疾病予防と健康づくりにつきましては、市民の皆様が受けやすい健診体制を整備し、がん検診等の受診率の向上に努め、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を推進し、関係機関と連携を深め、管理栄

養士や保健師等による栄養指導と保健指導を効果的に行い、健康生活の保持に努めてまいります。

母子保健対策といたしましては、妊婦健康診査費用の助成を5回から14回に、乳幼児等医療費の助成事業の対象者を小学校3年生までから6年生までに拡充し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう強化を図ってまいります。

国民健康保険事業の充実につきましては、菊池市特定健康診査等実施計画に基づき、健診受診率の向上と保健指導等の各種事業の充実を図り、医療費の抑制と健康保険の健全運営を推進してまいります。

医療体制の強化・充実につきましては、休日及び夜間の救急医療体制を確保するため、医療機関・保健所・消防署との総合的な連携を深め、小児の救急医療への対応として、熊本県小児救急電話相談事業の周知徹底を図り、安心して子育てができる地域医療サービスに取り組んでまいります。

環境保全につきましては、菊池環境基本条例及び菊池市環境基本計画に基づき、生活環境の保全に積極的に努めてまいります。特に本市の水環境につきましては、国・県・近隣市町との連携を密にし、地下水の保全及び涵養に努めてまいります。

また、廃棄物処理施設周辺の河川等の水質調査を引き続き実施し、市民の皆様の安全と安心を守ってまいります。

地球温暖化防止など、地球規模での環境問題が叫ばれる中、市民生活に密着しましたごみに関する7つの活動、菊池市環境G7活動を推進してまいります。G7活動につきましては、ごみの頭文字Gに関する7つの行動のことであり、①ごみ減量化、②ごみリサイクル、③ごみ分別の徹底、④ごみの不法投棄防止、⑤、マイバックの推進、⑥市民の皆様と協働による環境活動、⑦バイオマス資源の利活用に取り組んでまいります。

産廃問題につきましては、1日も早く処分場がなくなるようにとの市民の皆様の願いから、市は環境保全協定書の一部変更協定書を遵守し、協定書立会人である熊本県とともに会社と協議を進めてまいります。また協議の状況等につきましては、議会及び市民の皆様に説明してまいります。市内には、まだ光通信サービスを利用できない地域がございます。情報通信の基盤整備につきましては、企業及び市民の皆様に光ブロードバンドサービスができるよう、今年度から泗水地区を皮切りに市内全域を計画的に敷設してまいります。市からの情報発信につきましては、広報紙やホームページなどにより行政と市民の皆様の信頼関係を築くため、主要な施策をはじめ市政情報をわかりやすく迅速に伝えるよう努めてまいります。

下水道事業の推進につきましては、菊池地区におきまして野間口周辺地域の整備を促進してまいります。また、泗水地区におきましては、桜山地域、吉富地域を引

き続き整備してまいります。なお、下水道事業区域外につきましては、浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、さらに浄化槽の普及を促進してまいります。また、老朽化しております菊池市浄水センターにつきましては、引き続き改築更新事業を進めてまいります。

次に、教育の充実についてでございます。学校教育の充実につきましては、本年度から新学習指導要領への移行措置期間に入ることから、適切な教育課程の編成や体制づくりを行ってまいります。幼・保・小・中・高の連携を密にし、教職員の意識改革と指導力強化を図り、個々に応じた指導体制の充実やコミュニティスクールなどの地域の教育力を活用した特色ある学校づくりにより学力の向上を図ってまいります。いじめ、不登校対策につきましては、教育相談活動体制を強化するとともに、長期体験活動等を実施し、子どもたちの早期の学校復帰を目指してまいります。

学校規模の適正化につきましては、菊池市学校規模適正化審議会の答申を尊重しながら、教育委員会を中心とした府内協議体制の下で学校規模適正化基本計画案を策定し、市民の皆様をはじめ関係者に対して案の周知を図るとともに、保護者、地域の皆様へ説明会を開催してご理解とご協力を得ながら基本計画の決定に向け取り組んでまいります。

次に、学校施設の耐震化については、隈府小学校体育館の耐震補強工事に取り組むとともに、七城小学校、七城中学校及び菊池南中学校の耐震補強工事の実施設計業務に取り組んでまいります。また平成20年度から繰り越し事業として、引き続き隈府小学校舎の改築工事実施設計及び市内の小・中学校合わせて12校の耐震二次診断業務に取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、ニーズに合った講座、講演会等の開催や自由に自らのテーマを選び、生涯にわたって学ぶという学習意欲に応えるため、引き続き出前講座を推進してまいります。また、市民発表の場となる生涯学習フェスティバルをはじめ、市民参加のイベントと文化活動、地域における文化振興及び文化財の保存・保護を推進してまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、人権同和教育研究大会、人権フェスティバル、地区懇談会を中心に様々な研修、講演会などを開催し、すべての市民の皆様の人権が尊重される、差別のない明るいまちの実現を推進してまいります。

男女共同参画につきましては、本年度、菊池市男女共同参画計画の見直しを行い、社会的に作り上げられた男性像、女性像に縛られず、多様な視点からそれぞれの個性と能力が發揮できる社会、男女が共同する住みよいまちの実現に向け、協議会、審議会等への女性登用率30%以上を目標に推進してまいります。

次に、機能的な組織づくりでございます。行財政改革の推進につきましては、今日の厳しい社会経済状況下で経費の削減を目標とするものではなく、より一層のサービス向上と行政運営の効率化による市民の皆様の満足度を高めていく必要がございます。そのためには、すべての行政事務、事業見直し、行政と民間の役割分担を明確にすることが必要不可欠でございます。昨年度は、学校給食業務や公立保育園、幼稚園と2つの養護老人ホームにつきまして、現状と課題や将来予測の調査、分析とあわせて民間委託等推進ガイドラインに基づき検証いたしました結果、民営化や民間委託が妥当であると判断したところでございます。平成21年度も引き続き行政評価や指定管理者制度の充実など、不断の努力とあわせまして公立保育園と2つの養護老人ホームの民営化に向けた実施計画と、新たな行政改革大綱や基本計画を市民の皆様と関係者、有識者のご意見をお聞きしながら策定し、民営化や民間委託の着実な推進による改革を進めてまいります。本市でも、団塊の世代の退職による世代交代が急速に進み、限られた職員数で効率よく業務を行うためにも職員の精鋭化が認められており、優秀な人材確保と人材育成が急務となっております。さらに、様々な行政課題に迅速に対応できるよう横断的で柔軟な組織のあり方も求められております。また、前年度より試行を実施しております人事評価制度につきましては、職員の職務に対する目的意識の明確化と職責に応じた職務能力の向上を目的に今年度も試行も実施してまいります。

次に、行政施策の効率的な推進が図られるよう、職員による研究グループを立ち上げ、各部の枠を超えた業務を行う横断的な組織の整備を図ってまいります。限られた職員数の中で、今後も住民サービスの向上や接遇の向上を図り、市民の皆様がいつでも気軽に安心して相談に訪れられるような職場環境に取り組んでまいります。

新庁舎の建設につきましては、平成18年12月議会におきまして一時的な凍結を表明し、今日に至っておりますが、本年3月議会や先の市長選挙を通じまして方針を申し上げてきたところでございます。施政方針の冒頭で申し述べましたように、昨年来の世界同時不況における日本経済の冷え込みは、地方自治体も大きな影響を及ぼしており、このような状況下におきましては、今は新庁舎を建設すべき時期ではないと申し上げてまいりました。しかしながら、新庁舎の建設は4市町村の合併協議会で確認された事項であり、非常に重たいものだと考えております。私としては、本年度1年間をかけまして新庁舎建設を大学等の学識者や市民の皆様のご意見をいただき、その結果をもとに私の判断を議会・市民の皆様へご報告申し上げてまいります。

以上、市政に対する所信の一端と施策の大綱を申し述べました。平成21年度も菊池市総合計画や新市建設計画に基づき事業を実施してまいりますが、厳しい財政

状況の中、菊池市行政改革大綱を基本とした行政運営を推進するためにも、議会・市民の皆様のご理解とご協力をいただき、緊急性、必要性の高い事業を選択し、限られた財源の重点的配分に努め、職員と一丸となって市民の皆様に菊池に住んでよかったですと実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、関係する諸議案につきまして慎重にご審議をいただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、施政方針の説明を終わります。

これより、施政方針に対する質疑を行います。ここで質疑について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は疑義を質すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることではありません。

質疑ありませんか。

山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） おはようございます。今、市長の方から施政方針が報告されたわけでございますけれども、4、5点について、もう少し詳しく説明をということで質疑を申し上げます。

まず1点目に、農林業の振興でございます。農業の健全な発展を図るため、合併後、初めての農業振興地域整備計画の全体見直しに着手するとありますけれども、どのように進めていくのかを、まずはお尋ねをいたします。

また、燃油、肥料など、農業生産資材の高騰対策といたしまして、市独自の事業による農家支援策を検討しておるということでございますけれども、どのような形でやっていくのか。

次に、都市計画の見直しについてでありますが、平成21年度は都市計画のマスタープラン案と都市計画区域の見直し素案について、市民の皆さんへの説明会を開催し、周知を行い、策定してまいりますということでございますけれども、今、校区、地域あげて説明されておりますけれども、現状どうなっているのかをまずは聞かせていただきたいと。

それに、生活環境の整備の中で産廃問題について市長触れられましたけれども、環境保全協定書の一部変更協定書を遵守しながら、協定立会人の熊本県とともに会社と協議を進めてまいりますということでございます。また、協議の状況等につきましては、議会及び市民の皆さん方に説明をしてまいりますということでございますけれども、市長選挙を終わって先日来の新聞の中に4者協議等があったということを聞いておりますが、現状はどうなっているのか、お知らせ願いたい。

また、最後に新庁舎問題について、市長の方から先ほど述べられましたように、

今は新庁舎を建設すべき時期ではないとこう申し上げましたということでございました。しかしながら、新庁舎の建設は4市町村の合併協議会の確認された事項であり、非常に重たいものだと考えておりますということでございました。市長としては、本年1年間をかけまして新庁舎問題については、大学などの学識者や市民の皆さん方の意見を聞くということでございますけれども、市民の皆さん方といいますとどのあたりまでやっていかれるのか。そうすると、また大学等の学識者ということ、どの当たりからどういう形にするのかを、この点について、まずは質疑をいたします。

○議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

開議 午前10時49分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご質疑にお答えいたしたいと思います。

5項目程度あったと思いますが、まず私の方でお答えを申し上げたいのは、生活環境について、環境保全協定については、県と会社と協議をし、市の方はそのことについて議会の報告をするということになって、今、現状どうなっているかということについては、ご承知のとおり過日、第1回目のこの白紙撤回ということで会社の方からの申し入れがあった後においては、私は初めて出席をいたしました。これまで保全協定につきましては、副市長さんの方が責任者としてやっておられました。そういう関係で、直接会談したのは初めてだったわけですが、何しろそれぞの言い分はこの条件であると、あるいはまたこれは努力目標であると、そういった意見で食い違っております。ですから、白紙撤回ということについては、新聞紙上でもご案内のとおり、これについてあたるものではないということで県が明確に、これを白紙撤回というものをまず元に戻して、白紙に戻して、それからの話し合いにならなければいけないんではないかということで、私の方も主張し、県の方もそういった思いを述べられたところでございまして、この後、なるべく速やかに後の第2回、第3回ということで、方向性を見出すように努力をしてまいりたいと思っています。いずれにいたしましても、市の主張には変わりはございませんので、その市民の安心・安全を確立できるように進めてまいりたいと思いますので、その経緯につきましては、また議会の方に報告をさせていただきたいと思います。

それから、新庁舎につきまして、この建設すべきではないということをお答えしておりますが、同時にまた大変合併合意事項であって重たいことであるということも申し上げてまいりました。少なくとも合併に関わった多くの方々は、その決定をした責務というものを感じておられると思います。しかしながら、時代の変化の中でこのことが実行することに対して、逆な立場を考えておられる方々がおられるということも大変大きな問題でありまして、そういうことをとらえながら選挙戦を通じて多くの方々のご意見を聞いてまいりましたし、また私は、この先ほどご提案申し上げました施政方針で申し上げましたように、非常に今の状況の中において、公事業というものは財源的には、予算的なものが大変大きくなっていると。その中で避けて通れない子どもたちの学校の安全というもので耐震化を進めていかなければならない。どちらの選択をすべきかということで、2つの選択をするわけにはできない状況にあるという中で、今は建設すべきでないということを申し上げてきた背景がございます。こういったことで、内部的な意見ということと同時に外部的な学識者、いわゆる大学等の先生方の意見も十分聞いた上で判断をすべきではないかと。そのことをまた議会の方に、あるいは地域審議会の方に投げ掛けるということをやりたいということを申し上げたところであります。そのほか、農振とか都市計画とかといったお話がありましたが、今の進行状況につきましては、担当部長の方からお答えしたいと思います。また、燃油高に伴いますところの肥料の高騰等がありますが、こういった燃油高に対して市の独自の施策としてはといったお話でございました、お尋ねでございました。これについては、肥料高による国の補助というものがありますが、その裏の分を何とかできないかということは、その中の1つとして検討を加えているということで、これにつきましても担当部長の方から考えを述べさせていただきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。ただいまの質疑の中で、農業振興地域の全体見直しというのがございましたけども、こちらの方はですね、今後まだ方針、あるいは方向性というのを定めておりませんので、今後どのような方向で行くかというのを、方針等を決めてから進めていくということになろうかと思っております。

それから、ただいま市長の方も申し上げましたが、肥料、あるいは燃油高騰対策の中の農家支援というのですね、国の方が肥料・燃油高騰対応緊急対策事業というのがございます。この中で、7割が国の方が助成いたしますけども、残りの3割を市の臨時交付金等を視野に入れながらですね、充てていきたいということで考え

ておるところでございます。大体主なものといたしましては、肥料高騰によるものが主になるんじゃないかなと考えておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 私の方から都市計画マスタープランと都市計画区域の件につきましてお答えを申し上げたいと思います。まず、本計画につきましては、先ほど市長が施政方針の中で申し上げたとおりでございますけれども、それを受けまして、この説明会をですね、去る5月12日から5月22日までの9日間にわたりまして9カ所で説明会を実施してきたところでございます。参加人員につきましては、合計で285名の参加をいただいております。ほんの一部の方の参加だったろうと考えております。その中で、主要な意見というのが出ておりまして、その中を紹介を申し上げたいと思います。特にマスタープラン関係の中で出てきたことにつきましては、庁舎の位置が決まって今年決定するというような形で市長が言っておられるのに、この中で行政拠点というのが花房台になっているのはいかがなものかというような意見もありました。これにつきましては、上位計画である総合計画の中で盛り込んである文章を入れとった関係でそういう表現になっているというようなお答えをしたところでございます。また広域連携について、新幹線や鞠智城や空港、JA大津駅等との連携があり、重要な計画なので周知徹底をですね、きめ細かに機会を持ってやって下さいということで、なるべく多くの方々にわかるように説明会を充実してもらいたいというのが主な意見でございました。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） じゃ、再質疑をいたします。

農業振興地域の整備の見直しの計画については、今後、今から進めていくということですね。わかりました。

それと、緊急対策の中で肥料が重点的にということでございましたね。本来、ここはあくまでも畜産の地帯でありまして、畜産に対してもですね、大変な負債の金額が上がっておりますから、昨年、農協の方の遅れによって、借入金の申し込みが遅かったということでですね、今後これはその点についてもですね、上がってくると思いますから、この点についてもどうかよろしくお願いをしたいと。

そうすると、都市計画地域の見直しについてはですね、ただいま5月12日から22日まで地域の説明会をやったということで、全体的に285名の参加があった

ということでございますね。私の河原地区もですね、四百数十戸ありますけれども 11名の参加でございました。やっぱりですね、説明会をやって、これを基にして策定をやっていくとなればですね、もう少しこう市民の皆さん方の話を聞かんことにはですね、一部の人たちの考え方で進んでいって説明会終わりましたということにならないように、十二分にその点についても検討されたいと思います。

産廃問題については市長の方から述べられましたように、今まで副市長が中心にやってきたということでございますね。やっぱり、今から先はですね、市長が率先してこう話し合いにあたっていくということをよろしくお願ひしたいと思います。

庁舎問題については、学識者と、また市民の皆さん方の意見をということで、地域審議会にその意見を投げ掛けていくということでございますけれども、やっぱり大学あたりの学識者をですね、大変こう優れた考え持つりますばってん、どうかなという考えですから、私はあくまでも市民を優先的にされるべきだなということを思っておりますから、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） おはようございます。今、市長の施政方針につきまして、私も2点ほど尋ねたかったんですけど、都市計画につきましては、もう市長の答えがないというようなことでありますので、新庁舎建設につきまして、ちょっとお聞きをしておきたいと思いますが。福村市長が昨年来の世界的な不況におきまして、日本経済の冷え込みが地方自治体に大きな影響を与え、新庁舎建設を行う時期ではないというようなことで、新庁舎建設に対しましては、蒲島知事を見習ったような、川辺川ダムを見習ったような大学の学識者あたりの意見を聞きたいというようなことで、知らない人が聞けばですね、本当にこれは立派な判断のように聞こえますけれども、合併協議項目といいますか、初めて議会出られた方もおられますので述べさせていただきますが、合併協議会のですね、協議会というのは、1市2町1村の三役さん、議会から3名、商工会の代表、農業関係者の代表、自治会の代表、女性の会の代表、青壮年代表、地域振興局長ということで45名で構成をして、平成15年8月から合併の任意協議会を4回ほど重ねてまいりました。平成15年の11月25日に第1回目の菊池北部4市町村合併協議会をスタートいたしました。それから平成17年2月24日まで16回の協議を重ね、合併に向けた法的な協議をやったわけであります。約1年半の時間をかけまして、各議会に持ち帰り、1項目ごとに議会で確認し、承認を得て、菊池北部4市町村合併協議会項目は地方自治法と市町村合併特例に関する法律に基づき法で定めた事項であります。その後、合

併の調停を行い、さらに市町村の議会で再度確認、承認をし、議会議決を行い、そして県・総務大臣の告示を受けて新しい新市が発足したということあります。新庁舎の建設の確証のある確認事項でありまして、これは地方自治法により定めた事項を市長は確認されて何かおられないような発言でありますので、地方自治法及び市町村合併の特例に関する法で定めた確認事項をですね、大学の先生あたりの学識経験者の意見を聞くと、1年半も協議に参加してですよ、副会長として参加された方の言葉とは私は思えないわけであります。施政方針で述べられた考えが本当にこう地方自治法に違法していると私は考えておりますので、市長個人の考え方ですね、このまま本当に押し通していかれる考え方なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎問題は、慎重をきしながらいかなければならぬことあります。これまで幾たびのこの議場におきましても、皆さん方の議員の中からのご意見もありましたし、また、このそれぞれ個人的にも思いを聞かせていただいております。合併協議会の協議事項というのは重たいというのは、先刻施政方針の中で申し上げたとおりであります。かねがねも、そういったことを申し上げております。合併協議の重たさというものがあるゆえに、今の現状に至っているのであります。合併協議合意事項でありながら、意見が、私が今その意見を2つに私が分けているわけではなくて、住民の皆さん方のご意見が分かれている、あるいは議会の皆様方の意見もまったく分かれている、そういう状況にあって、取り決めたことを進めようとしても、その時点において、今の現実的に意見が分かれている中を進めていいものかどうなのかといったことがあるために、今、蒲島知事のお話もありましたけれども、ダム建設をあれまで進めていて止めるか、進めるのかといったことを非常に苦渋の決断だったと思いますが、結果的には進めていくということで住民の移転があり、大変な水没者があつて、この負の遺産を残しながら、これで止めるということは大変なことだったと思いますが、結論的には、やっぱり首長として多くの関係住民の皆さん方、そしてまた内部的にはまたいろんな財政問題というものもあって、事業の選択というものをやらざるを得ないというのはあるだろうと思います。ただ、合併して直ちにそのことが朝令暮改的にあってはいけないし、なるがゆえに、この状況というのをどう市民の皆様方、あるいは議会の皆様方が今後こうお考えの中でもって、この守っていくべきものを守らなければいけないという姿勢が変わらないのか。あるいはまた、このやはり同じようにこれを庁舎建設に否定的な考え方方が、やっぱりそのまま踏襲されていくのか。それは、やはりこの合併当初でありますんで、一時期やはりこの凍結を持ちながら静から見つめるべきでは

ないかと、そのものが、合併そのものは庁舎をつくるために合併したわけで何でもないのでありますて、要は市民、住民がみんなが融和していくことが最も望ましいと、そのことを庁舎であってはいけないし、住民投票にしてはいけないというのは、何度もこの場で申し上げてきたとおりでございまして、そういうことを冷静にやはりこの考えて、外部的に見た場合に、これからの中世紀の行政サービスのあり方はどうなのか、また、この庁舎というものはどういうその中で役割を持つのかというものを学識的なものの立場において考えるというのは、聞くことは決してやぶさかでないと。また、マイナスになるものではないと。そういうものを思っているということであります。今回の選挙の争点は、庁舎になってなかつたと思います。前回の選挙も、合併直後において庁舎になってなかつた。しかし、なぜならなかつたかというとに奥の深さもあるのではないのかなと思っておりまして、あえて私は今現在つくるべきではないということをあえて申し述べましたけれども、そのことについて市民には支持をいただいたと、私は思っております。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） なかなかですね、言われることとあれが私納得いきませんので、また再度お聞きいたしますけども。凍結の時点は、今の予定地が基盤整備が遅れるということと、財政的に夕張みたいな状況になるというようなことで、議会に相談もなく何か17名か18名か知りませんけど、の方の意見があったということで、いきなり市長の方から凍結というようなことであって、議会に相談があって凍結であったというふうには私は承認しておりません。また、この施政方針の中に世界的な不況、また日本の経済の冷え込みというようなことは、これはもう誰もがわかつておりますけども、その後、やはりこの一番初めの施政方針の予算編成の部分につきましても、やはり税の落ち込みによりまして、国の方からやはり交付税等につきましても4億5,000万円の増額、そして税源の不足を補います臨時財政対策債、これが9億7,470万円、またさらに6月10日と思いますが、衆議院を通過しますと国の追加経済の対策というようなことで、地域活性化の公共投資臨時交付金とか経済危機対策臨時交付金等も出てくるというようなことで、県の方もそういったことで今年は六百数十億円の考えられないような補正予算も付けておるような状況で、財政的に何が厳しいかというようなことがあります。やはり、一番初めに申されておる分と、あのこの庁舎になると金がない。予算の関係では、予算は大いにあるから活用してやりたい。どこが本旨か、わからんわけですよね。ですから、やはりそういう面をピシッと考えてですね、述べていただきたい。まずは、その凍結は凍結でいいですけど、上天草市の場合は松島に建てるということであります

たけども、それが予算上、財政が厳しいからということで今まだ凍結というような形になっております。けれども、隣の山鹿は病院も建て替え、庁舎ははじめの予定地とは変わりますけど今の庁舎の横に建設すると、そういうようなことでありましたので、山鹿の方の財政規模、そういった財政関係見ましたけど、山鹿あたりは、やはり一時は菊池市より悪かったというようなことありますが、今はそういったいろんな地域の意気込みといいますか、そういったもので活性化を持ってきて、やはり住み良いまちづくりが進んでおるなと思います。今、菊池市はですね、言葉は立派なことを言われますけど、現実は全部不満だらけというようなことがありますので、やはりこの庁舎に対しましてはですね、やはり市長のただのその市民の意見を聞くとか、学識経験者のを聞くというようなことじゃなくて、やはり見直すべきものは見直すと、縮小するものは縮小すると、そういった本当にピシッとした意見を言っていただきなんですね、あやふやでいかれてはですね、こういった庁舎建設に対しての施政方針は述べていただきたくないと思います。もう少し明確にお答えいただきたい。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 昨年の12月の議会だったでしょうか、怒留湯議員の方からですね、庁舎問題についてご質問があって、今は庁舎を建設すべきではないということを私はお答えをいたしました、そのことがマスコミ、新聞に載りまして、多くの市民の方々がどう反応されたか。この一部においては、あれは約束事項だったのに、ありや困るという人も一部にはおられたと思います。また大部分の方々は、やっぱり今の状況の中で庁舎のだんではないんじゃないかという声が大勢を私は占めておったと思います。ですから、その大勢というものは、やっぱりこの民意というものは常に情報を得ながら自分の体感とか、体の中に入れていかなければならんと思います。そういう中での市長選挙が行われたわけでありまして、このような状況、社会環境の中でいろいろありますけれども、明確に庁舎をつくるべきでないということをいろんなところで申し上げてまいりました。庁舎をつくるべきじゃないという。それが、いつになつたらつくるのかというのは、別にいつということではありません。とにかく今の状況でつくるべきではないということについて、市民はご理解をいただき、ご支持をいただいたものだと思っております。ですから、何ら変わることはありません。ただ、当初からこの3年、平成19年に予算を8,000万円ほど投じ、設計予算を基本設計を上げるようになっていた。その8,000万円の予算を上げるのを12月の査定のときにどうするかというときに、このまますれば上げていくということになると。翌年は数億円の予算を上げるようになるという。

ただし、今はもう既に3年という歳月を過ぎて5年になろうとしている。しかし、土地の取得はまだ目途が立っていない。それなのに、5年前から設計の基本設計をやって、それは補助が付かなくなってしまう。結果的には使えなくなってしまう。それは、首長として無駄なお金は、予算は上げられないということもあって、この凍結をして今日に至っている。凍結をしていなかった場合に、賛否が分かれて、もしかしたら賛成になって前に進もうとしたけども予算執行ができないということになったかもしれないし、もしかしたら否決をされた府舎は一つの気泡に消えてしまっていたのかもしれません。私は合併の合意を尊重するというその当時の思いの中で、これは今予算を上げた場合に皆様方の否決でもあれば、これは前に進むことは100%できないし、やらないということになるために、あえて凍結の道を選んだというところです。今、今日に至れば、もう既に5年も経過した中で予算を上げる状況にも、今ありません。ですから、決して惰眠を貪っておるわけでも何でもないし、これで自分の指針の中でやるとかやらないとか決めるのではなくと。多くのやっぱり市民の民意を得ながら、そして、そのまったく公平公正な立場で見た場合にどちらにつくるべきだじゃなくって、必要性かれこれの論議も含めながらいろいろな見方、考え方があるだろうと。そういういたものも判断の材料にしたいということで、この学識者ということを言葉を使っているところでございます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 納得いかんとがですね、お聞きしたいんですけども。やはり、約束ごとと言われますけど約束ごとじゃないですよ、これは。ちゃんと自治法に則ってですね、合併特例法というようなものに基づいて、これは決議しとるわけですよ。そして、その凍結をされるときにも、一応21年、基盤整備関係が進むまでは一応凍結をし、積み立てを行うと。そして、21年からそういう取り組みを示しておられたのが、いきなり今建てる時期じゃないというような話になってくるわけでありますので、やはりですね、その前申されたことの取り消しもなしに、今の意見だけ言われても理解に苦しむわけであります。やはり、元々の計画がですよ、府舎だけだったら30億円だったでしょう。それがいきなり80億の、90億の、すべての施設をつくった金額を出して、そういうとばしたら夕張みたいになるというようなとんでもないような話から凍結という話にもなっておったわけですから。やはりですね、もうちょっとわかりやすく府舎に対しては、例えば今は厳しい状況でありますので、林業関係を利用して、例えば菊池の市の山を使ってですよ、木材で木造で建てて、平屋で例えば八角形とか六角形みたいな格好でつくればですよ、10億か15億円程度でできるわけですから。ですから、そういうたピシッとす

ね、わかりやすいような説明をし、その計画性があるならいいですよ。まったく途中で尻切れトンボになったかと思うと、また違う話が出てくるような中で、こういった施政方針の中で庁舎建設の話を出してもらうと、むごう理解に苦しむわけですよ。ですから、進める以上はですね、ピシッと順序を踏んで、年度ごとの計画を示していただきたい。できるかできないか、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 何かしら時間の経過というのが、これほど早く流れていく時の流れを感じる時代はないんじゃないかなと。100年に1回と言われるぐらいに大変なこの周囲の環境が変わっているわけですから、4年前の状況と今では大きく変わっていると。だから、財政的に先ほど述べられておりましたように、非常に今いいんじゃないのかと言われますけれども、それなりの苦労があってこの財政を何とか立て直そうとしている。国の経済対策がこの14兆5,000億というものが、かつてないものになっているという、何か事業費規模でいえば50兆円とか言われるような大変なこの経済対策が打たれている中にあって、これは一過性のものであって、これがそのまま3年間を経過した後に緊急経済対策が引き続きあるのかといったら、これは到底考えられない。しかし、それがあるときには、到底またお互いの国民の負担が大きくのしかかってくると。だから、本当に不要不急のものについて十分考えながら事業をしていかなければならない。庁舎問題というものについては、今はやはり私としては、選挙でそれこそある程度の明確に姿として今つくるべきではないということを信任を受けているという、私は思いを持っております。ただしかし今つくるべきではないけども、将来共につくるべきでないのかどうなのかということについては別の問題である。それは重く受け止めているということで、このことについて、やはり民意をもう一遍踏み直さなければ、皆さん方がこれまで賛成と言っていた方々が、もう今はやるべきではないということをたくさん聞いているということからいたしまして、やはりこれは今一度洗い直しというか、聞き直ししながら、そして今までの審議をされた地域審議会の方々に今一度そのことの情報を流しながら判断をしていただくということになるというふうに思っておるところでございます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） おはようございます。質疑を行います。

個別施策につきましては、一般質問等でおいおいお聞きするとして、今回は再選された市長が何を考えているのか、施政方針を聞いてわからない点、重点、暮らし、

福祉についてお聞きします。質疑ですから、聞きっぱなしになると思いますがご了承下さい。

はじめに、施政方針を聞くと、どうしても分野別施策の集合体という感が否めません。結局、今年1年、市長は何がしたいのですか。辞書によれば、施政方針とは政治を行うときの方向、政治の目的、方法、理念などとあります。分野別施策の集合体を目的や理念とは言わないわけで、市長が平成21年度どういう理念、哲学で市政を運営しようとしているのか、一体今年1年何がしたいのか、まずははじめにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 何がしたいのかというようなお尋ねでございますが、やはり市民、住民を中心とした施策でなければいけないというふうに思います。住民は何を行政に求めているのかということですが、結論、やはり一口で言えば住みやすさ、暮らしやすさ、そういういたものではないのかなと。そういうことを含めまして、何をこの1年間に力を入れるかということでございますが、21年度の予算の編成にあたりましては、菊池市は県内でも魅力のある住みやすいまち、暮らしやすいまち、そういういた自治体とするというところのスタートの年度であるというふうに考えたいというところでございます。魅力のある菊池市とは、これは何だろうと。やっぱり安心して暮らせるところということではないのかなと思います。そのためには、人がこの生まれる前から、あるいはまた学習する時期がありますが、またさらには働く時期、そして年老いて高齢化の時を迎えるという一つの人生、ライフスタイルがあるわけあります。この人の一生を通して必要に応じた施策をタイミングにどう打ち出していくかということですが、その打ち出しをしていかなきゃならんと。最終的には、高齢者が安心して暮らせるまちづくりでなければならないというふうに思っております。高齢者の暮らしやすさというものをどう構築していくか、またこの高齢者の皆様方が、それぞれにどういうものを暮らしやすさ、安心、あるいは幸福と思われるかということをやはりこの我々は調べていくべきではないのかなと思っております。これまで社会や、あるいはまた菊池のためにいろいろと数々のご苦労をされてきた高齢者の方々を大切にしながら、高齢者の方々が本当に安心して暮らせるようなまちづくりを進めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 今年1年、住民中心の施策をすると。住民が求める住みやすさ、暮らしやすさを追及するという話だったと思います。施政方針でも市長が言われるよう、国内外の急激な社会経済情勢の変化の中で、貧困の広がりから市民を守る自治体の役割發揮が、やはり強く求められています。市長は、この今広がるこの貧困から市民を守る立場に立つのかどうか、立つのであれば、その立場は施政方針のどこに反映されているのか、お聞きします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 貧困の広がりという言葉でありまして、貧困というものが果たしてどこからどこまで貧困というべきなのか、心の貧しさもあれば、経済的な貧しさもあるうかと思います。市政を預からせていただくことになって一番に考えることは、市民の皆様方がそれぞれが幸せ、幸福感というものを味わっていただき、また、その幸福感を満足していただくということになければ、限りなく人間の欲望というものもあります。本当にそういった中で満足をいただいて日々を暮らしていたけるような、そういったまちづくりをしていかなきゃならないのじゃないかなと思います。第1期目に引き続きまして、菊池に本当に住んでよかったと思われるような市政運営をしていきたいと思います。どこで市政の中でそれが方針の中で出ているかといったら、随所に出ていると思っておりますけれども、具体的になかなかこうやれとは言いませんけれども、そのためには市民の皆様の意見を聞く必要があると思います。住民の満足感というものは、まずはやっぱり当事者が行政参画をしていただくとともに、そしてその中において意見を十二分に述べていただくということだろうと思います。どこにそういった思いを持っておられる方がおられるかというのを的確につかむことができないということもあるうかと思います。そういう意味では、このワークショップの開設であったり、あるいはパブリックコメント等につきまして、また、いささか改良を加えながらいかなきゃならんと思いますが、住民が来やすく、気軽にこの行政に対する意見参画ができるようなことをしていくなければならない。今、協働という言葉が数少なく待機になってきているような私は思いますけれども、やはりこの協働というキーワードを忘れることなく今後も続けていく必要性があるんじゃないかなと思います。そういった意味で、この21年度に限られた予算の中で、一つ一つの施策についてそういう幸せになっていただける暮らしやすさ、安心さ、住みやすさ、そういうものを念頭において考えたところでございます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） では、最後にお伺いします。福祉分野についてですが、施政方針では個別施策はわかりましたが、頭の部分ですね、施政方針で触れられなかつた市長の社会保障論というか、福祉に対する考え方について、これはぜひお聞かせいただきたいと思います。ここが一致すれば、当然協力はしますし、間違つていれば、これから1年、その間違いを正していかなければいけないので、ここはぜひしっかりとお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市民の皆さん方の満足の前に、東裕人議員の満足をぜひ感じていただきたいと思います。本市におきましては、平成17年3月に次世代の育成支援行動計画、また平成19年3月には障がい者の計画、さらに20年3月には地域福祉計画及び老人福祉計画、介護保険事業計画の第4期の計画をそれぞれ策定をしております。高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉等それぞれの分野において福祉制度の充実を図ってまいりました。本年度におきましても、これらの計画の方針に沿つて一つ一つの事業を展開しながら、さらに充実を図っていきたいと、このように考えております。しかし、近年の大変なこの少子化、高齢化の進展で経済状況の悪化などで、特に国の施策も非常に流動的になっておりまして、政策そのものが長期安定的にということではなくて不安定な状況があって、いつもこの何かしら先が見えない状況に感じるときがあります。一段と多様化するだろうと思います市民のニーズに対しまして、福祉サービスを充実していかなければならない必要がありますので、行政だけではなくて福祉行政を市民とともに推進するような、どのような高齢者や子ども、あるいは障がい者の方、すべての市民が安心して暮らせるようなまちづくりを推進していきたいと、このように思っているところであります。例えば、毎日この元気づくりの老人の皆様方、高齢者の元気づくり大会を開いて、このいろんな協議、スポーツ、レクリエーションスポーツがあるでしょうから、そういうものをやって何か表彰を受けたぞとかいうようなものだと、あるいはまた健康が今診断が受ける人が、受診率がちょっと低調なところもありますので、受診率アップを含めながら健康づくり大会とか、そういうものをやるだとか、福祉の本当にことにつきましては、行政だけがやって充足できるものではありませんので、市民の皆様方、特にボランティアの方々がサポーターとして参加していただけるような雰囲気づくりをつくっていかなければならぬと思います。特にやっぱり幅が広くて、裾野が広くて、奥が深いという福祉行政でありますので、特にこのいつ我々は若い人も、元気な人も、みんなが福祉の受益者であるわけでありますから、常に受益者的な立場の中で市民参画を仰いでいくことでいかなければいけないん

じゃないかなと。その啓発促進というものを行政がこの市民の気持ちを、心をいただくような温かみのあり、ぬくもりのある、そういう金錢的で貰えないものを心で購うことができるような、そういう福祉行政に心掛けていかなければならぬと、このように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 質疑については初めてですので、間違うこともあるかと思いますけれども、そのときは答弁は必要ございませんので、そのようなことでお聞きいただきたいと思います。

まず、6枚目の新庁舎建設について、ちょっともう少し中身をお聞かせいただきたいと思います。市長は、今まで新庁舎建設すべきじゃないということできたけれども、しかし、その合併協議会の法定の重きをしながら、今年は1年間をかけて新庁舎建設についてのご意見を聞いて、その判断をするということですけれども、この判断は結論でありますか、結論ではありませんか。

それからもし、もしですよ、これは仮定ですけれども、この意見の中で建設するということが確認された場合は、即建設を踏み切られるわけですか。

まず、第1点は、1番目はそこを教えていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎問題について、第三者の意見を聞いて、それで判断をするという私の方が施政方針の中で述べたことに対して、それで私は結論をそこで出すのかというようなことですね。結論ということに受け取っていただきたいと思います。結論というのは、奈田議員がお考えになっているのと、ちょっといささか違うのかもしれません。結論は結論、私の結論でありまして、この皆様方の方は、議会として、あるいは地域審議会としてですね、どういうことをされるのかということになりますが、私の方は結論的なものをやっぱり求めていきたいと思っていますから、その考え方を地域審議会に諮問するということになります。地域審議会がどのような結論めいたものを出されるか、これはまたわかりません。いずれにいたしましても、その方向性としてはこういうことでいきたいということを、結論めいたものを言わなければ、いつまでもこのままの状態にしておくことはいけないと、这样に思ってもおります。

それから、その建設ということで、どこの機関かわかりませんけれども、地域審議会もしくは議会、いろんなところがあるかもしれません。その建設というふうになった場合には直ちに建設するのかということでございますが、それはそれぞれの

いわゆる最終的には議会が予算を通過しなければできない話でありますので、その予算提案の前段におけるところのどういうふうに私の方は結論めいたことを判断するかということであるということでございます。少し何かわかりにくいかもしれませんけど。

○14番（奈田臣也君）　よくわかりました。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君）　今、市長が言われましたように、私はその予算を議会が承認するか、せんか、それは市長が決断された後のことですので、そこまで聞いておりませんのでご理解いただきたいと思います。

それから、ご意見をいただきたいということですが、じゃこのご意見をどのような手段に基づいて集約されるのか、そこについてお尋ねいたしますけれども、まず、会議とか議論とかして集約を、ご意見を聞かれると思いますけれども、年に何回ぐらいの回数をお考えになっているのか。また、それは制約のない自由な討論の中で新庁舎建設ということで討論をして、その中でその市長が判断されるのか。それとも、ある程度項目を定めて議論していただいて、その結果を市長が判断されるのか。そこをお聞かせ下さい。

○議長（北田　彰君）　市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君）　そのことにつきましては、本議会の方に条例を提案しておりますので、その中ですね、また説明をさせていただきたいと思います。どのような方向になるのか、あるいはテーマを定めていくのかといったことにつきましても、要はその関係の方々が就任を承諾されて、会合があって、その中でこのこちらの枠組みをしていくということではなくて、やはり皆さん方がフリーな立場でお話になって、そういういた何かの要点をまとめて、そこで話し合いをしようとするのかは、内部の委員となるべき人たちのお考えの中でまとめられていくものだと思います。もちろんその状況の中において、行政として、特にこういったことに、こういったことにといったことは申し上げますけれども、やはり学識経験者の方々は、そういった枠にはまらない状況の中で話をしていただいた方が一番いいんじゃないかなと。また、その学識者というのは枠にはまらない、学術的な立場で見てもらうところに私たち期待を、私は持っているところでございます。

○議長（北田　彰君）　奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君）　ここにはピシャッと書いてありますけれども、再度確認をい

たしたいと思いますが、その結果を基に判断をし、議会等に報告申し上げると書いてございます。ということは、年間何回かあったやつも議会には報告はしないと、もう議会とは全然別個にこのご意見は聞くと、中間報告もしないと、そのようなお考えでご意見を求められるわけですか。それとも、中間で議会にも大体の概要等は報告されるお考えがあるのか、お聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） このことについては、検討委員会という仮称になるかもしれません、そういった中で検討されていく過程において必要があれば議会に報告するということもあるうかと思います。また内部の委員の先生方のお考えの中において、やっぱり結論的なもの、自分たちの話がまとまるまでにおいてはというものがされば、そうせざるを得ない部分があるかと思いますが、適宜やっていきたいと、このように思います。

○14番（奈田臣也君） ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 私は、市民生活の充実という項目の中の光回線について少しお尋ねしたいと思います。質疑をします。去年の12月、光回線のことについては一般質問でお尋ねしとったわけでありますけれども、泗水を皮切りにやるということでございますが、泗水地区という表現をしてございます。泗水地区全般なのか、あるいは去年12月のお話では、富の原の工業団地を主としてというようなお話でございました。その地区のことが1つと、あと1つ、企業を中心に施設されますと、一般の個人はなかなか使えないというお話もございましたが、市民生活の充実という観点からしますと、やっぱりこう個人の方も利用したがいいという思いもあるわけでございますので、どういうふうになっとるか、お尋ねをします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これにつきましては、全地区をするということでございます。個人も含めまして、富の原工業団地ということではなくて、泗水の全地域を網羅した光回線ということになります。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 非常にお金がかかるというようなことが何遍も、去年説明があつとったわけであります。事業者も採算を度外視してはなかなかこうできませんの

で、要望はしますけれどもという説明があつたわけですが、今回、市の負担として予算も計上されておりますけれども、その辺の交渉の具合といいますか、時代も変わりましたもんですから業者の方も変わったかもしれませんけれども、随時進めていくというふうなことも書いてございますからですね、負担の根拠といいますか、何かそういうものがあればお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これにつきましては臨時交付金、ありがたいことに臨時交付金があったということで、本来はこれまでお答えしておりましたように、なかなか大きな財源が伴います。それで、泗水をやれば次は七城に入らなきゃ、菊池市も一部入っていないところもあります。失礼しました、臨時交付金は入っていないそうです、合併特例債においてそれを行うということでございまして、全地域をやると。それで、また七城町も全地域をやるということで、暫時年度を3ヵ年間で予算をお願いしたいというふうになっております。具体的には、部長の方からまたお答えいたしますので、よろしくお願ひします。

○4番（森 清孝君） ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 長くなりますけど、1つお聞きいたします。道路交通体制整備についてですね、市長の方に。ここに主要幹線道路であります国道及び県道の整備促進につきましては、早期採択、早期着工、早期完成ということで書いてありますが、私はその中でですね、菊池の観光の一番重要な路線でございます植木インター菊池線ですね、この整備がですね、素晴らしい地域の選出の県会議員もおられますが、鹿本振興局と菊池の振興局では、私が見ますと、2、3年の開きがあるような着工の開きがございます。この点につきましてですね、どのように市長として県の方に要望をされていかれるか、まずここをお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私も、あれは県道植木インター線ですね、よく通りますけれども、非常にやはり狭隘な部分があるということで改修が進んでいない分、今回はご案内の間所の部分が交通安全施設ということで、本当に地元地権者の方々のご協力によっていよいよ着手するというふうに今交渉が進められておりまして、あの地域が非常に広くなってくるということだと思います。今、おおむね約20分程度でし

ようけど、あれが解消ができれば15分ぐらいになるのかなと。ただ私の認識がちょっと間違っていたのかもしれません、過日、県の事務所での事業説明会がありまして、その中で要望を植木インター線ということで、特にこの野間口のところですね、ところが非常にパチンコ屋さんの先の方が狭いということもあって、あれについては何とかならないのかということを今申し上げてきたところでありますが、全路線についていきなりするというのはできませんけれども、暫時、間所の部分が改修できれば、次はまたその他の地域になるというふうに思っております。ただ歩道がないとかですね、そういうところがありますもんですから、やはり道路の改修というよりも、むしろ安全施設というような意味で、今後、特に県の方にまた要望を強めていきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 一般質問の方ですね、道路の改良の方は、グリーンロードと熊本菊鹿線は入れていたんですけど、この植木インター菊池線は入れておりませんでしたので、ちょっとお聞きしたいんですけど、今、市長が言られた間所はですね、そういう形でご尽力によりまして、もう22年度ごろからですね、着工という形にもなるようにお聞きしていますがですね。それじゃなくてですね、今、市長は野間口のことを言われたんですけど、野間口のあそこはですね、もう県道の取り付けがですね、もうこっちの西寺バイパスの方によって取り付けが変わっておりまですね、あそこは。そこじゃなくてですね、鹿本振興局と菊池振興局のですね、植木温泉の境なんですよ。あそこと旧七城町の坂本地区のですね、あそこなんですよ。こういう形ですね、早期着工、早期完成をお願いするように県の方に言われるとるんですね、ぜひとも私は振興局の差でこう開きがありますからですね、素晴らしい県議がおられますから、市長の方から要請されて、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

---

日程第5 議案第56号 菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第56号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 上程されました議案第56号、菊池市教育委員会の委員の定数

を定める条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に規定する定数を超える定数を定めるには、同条但し書きの規定により条例で定める必要があるため議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第56号の説明をいたします。議案の7ページになりますけれども、菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について説明いたします。

開けていただきまして8ページが制定する条例でございます。制定の理由でございますけれども、多様な地域住民の意向を教育行政に一層反映することができるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条但し書きの規定に基づきまして、教育委員の定数を現行の5人から1人増の6人以内とするものでございます。現在、教育委員の選任にあたりましては、地域性を考慮した委員の選任となっておりますが、平成20年4月の法律の一部改正によりまして、市にあっては6人以上の委員を持って組織することができるようになったことに加え、教育委員への保護者の選任が義務づけられたところであります。今回保護者枠の1名を増やすものでございます。法律に規定する定数は市の場合は5名ですが、この5人を超える定数を定める場合においては、定数を定める条例の制定が必要となるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第56号の説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開会します。

休憩 午前11時50分

開議 午後 1時00分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第6 議案第53号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第61号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第53号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第61号までの8案件を一括して議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 上程されました議案第53号から議案第55号までの3議案について、執行機関の付属機関として委員会、審議会を設置する場合は、地方自治法第138条第3項の規定により条例で定める必要があるため制定するものです。

また、議案第57号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、各委員会の追加により一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第58号、第59号については、施政方針で内容の一部をご説明いたしましたように、肉付け予算として編成しました平成21年度一般会計補正予算案及び水道事業会計補正予算案でございます。

議案第60号、訴えの提起については、温泉施設使用料、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び市税未払い金請求に係る訴えを提起したいので、地方自治法第9

6条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第61号、辺地総合整備計画の変更については、伊牟田区の辺地につきまして、平成18年度に同計画の議決をいただいておりますが、その一部に変更が生じましたので、法律の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかけましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようにお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の説明をいたします。議案第53号から55号の3議案につきましては、関連いたしておりますので、これまでの本市行政改革の取り組みを踏まえまして説明をいたします。

1ページをお願いします。議案第53号、菊池市行政改革大綱策定審議会条例の制定について説明します。提案理由といたしまして、執行機関の付属機関として設置する委員会、審議会については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で定める必要があり、制定するものでございます。

開けていただきまして、2ページが制定する条例でございます。現在の菊池市行政改革大綱につきましては、経過期間を平成18年から21年までの4年間と定め、集中改革プラン大綱に基づく実施計画の3計画に基づき、これまで改革を進めてまいりました。次期計画につきましては、平成22年から26年の5年間とし、本年度にその大綱を策定する必要がございます。その策定につきましては、現在の大綱実施計画の分析検証を行い、次期計画を反映させなければなりません。今回から外部有識者、市民の皆様の意見を聞き、大綱案を作成したいと考えております。

議案の第1条が設置で、行革大綱の策定に関する事項を調査・審議するため、審議会を設置するものでございます。

第2条が所掌事務で、審議会は市長の諮問に応じ、1号及び2号に掲げる事項を調査・審議し、市長に答申等をすることといたしております。

第3条が組織で、委員7名以内をもって組織するといたしております。

以下、第4条の任期から第9条の委任までは、諸規定を定めております。

最後に、附則でこの条例は公布の日から施行するといたしております。

次に、右の3ページでございますけれども、議案第54号並びに5ページになりますけれども、開けていただきまして5ページ、議案第55号の保育所及び養護老人ホームの民営化検討委員会条例の制定につきましては、行政改革大綱実施計画の中で最重要項目としてとらえてまいりました。公立保育園及び2つの養護老人ホー

ムの民営化につきましては、これまでの内部検討、検証を行ってまいりました。その結果といたしまして、民営化に妥当性があると検証結果が出ましたので、本年度からは、この内部検証の結果に基づきまして、外部有識者、市民、利害関係者等のご意見をお聞きしながら取り組みたいと考えております。

提案します条例ですが、2つの条例とも第1条が設置、第2条が所掌事務で市長の諮問に応じ、保育所及び養護老人ホームの民営化に関する事項等について調査審議し、市長に答申することとなっております。

第3条が組織で、それぞれ各号に掲げる委員6名以内をもって組織するといたしております。

次に、第4条が任期で、委員の任期は1年といたしております。この1年は、諮問・答申が長期になりませず年度内に結論をお願いし、次の段階へ移行したいと考えております。

第5条から第9条までは、諸規定を定めております。

最後に、附則でこの条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、関連します議案第53号から55号の説明でございました。

次に、9ページをお願いします。

議案第57号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして10ページが一部を改正する条例でございます。今回、新たに菊池市行政改革大綱策定審議会委員、菊池市保育所民営化検討委員会委員、菊池市養護老人ホーム民営検討化委員会委員、及び継続審査となっております菊池遺産認定審査会委員会委員の制定に伴いまして、別表の特別職の職員の報酬額に、それぞれの委員会の会長、委員長及び委員並びに識見委員の報酬額を追加するものでございます。

以上が57号の説明でございました。

次に、右側の11ページでございますが、議案第58号、平成21年度菊池市一般会計補正予算について説明申し上げます。

開けていただきまして12ページでございますが、一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億9,191万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億9,191万3,000円とするものでございます。今回の補正は、当初予算が骨格予算でありましたので、その肉付け予算となります。例年ですと、今回の補正後の予算総額が当初予算となるものであります。補正後の予算総額と昨年度の当初予算の総額217億3,800万円と比較しまして5,391万3,000円の増で、約0.25%の伸びに留まっておりまして、昨年度とほぼ同程度の予算規模となります。

事項別明細で主なものを説明いたします。20ページをお願いします。

中ほどの款14国庫支出金、目7土木費国庫補助金9,499万円の補正のうち主なものは、節2の地域活力基盤創造交付金7,040万円で、道路特定財源の一般財源化に伴いまして本年度創設されたもので、市道伊倉・黒仁田線、妻越・泗水線、泗水中央線の道路改良事業に対する国庫補助金であります。その下の節6地域住宅交付金1,881万円は、公営住宅ストック総合改善事業交付金及び公営住宅への火災報知器の設置事業が主なものであります。目9の教育費国庫補助金9,994万5,000円は、隈府小学校体育館耐震補強工事に対する国庫補助金。

一番下の款15県支出金、目5農林水産業費県補助金1億8,600万9,000円のうち節1のふるさと雇用再生特別交付金1,060万円は、ふるさと菊池郷土料理推進事業及び米粉商品開発推進事業に対します交付金でございます。

開けていただきまして、23ページの右側になりますけれども、一番上の節2環境保全型農業総合支援事業補助金1,200万円は、旭志の下明宇田堆肥生産組合への堆肥舎建設に対する県補助金、節3の農地費補助金のうち農山村漁村活性化プログラム支援交付金7,054万円と農業農村整備推進交付金1,920万円は、地域の自主性と創意工夫により、農林漁業の振興や収量機械の増大などを通じた活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取り組みを交付金により支援する制度で、市内の3地区が対象となっております。節4の林業費補助金のうち、間伐等森林整備促進対策事業補助金2,070万円と林業木材産業振興施設整備事業補助金1,011万1,000円は、菊池森林組合等が実施します事業に対する県の補助金であります。目9の教育費県補助金1,255万円のうち、緊急雇用創出基金事業補助金1,226万6,000円は補助教員配置事業で、補助事業対象となったため財源の組み替えを行うものであります。

一番下の款18繰入金、目1財政調整基金繰入金9億5,739万4,000円の補正は、今回の補正財源に充てるものでございます。

開けていただきまして24ページ、上から2マス目になりますが、款20諸収入、目3雑入1,558万3,000円のうち主なものは、市内の9つの行政区に対しますコミュニティ助成金であります。

最後に、21の市債につきましては、合併特例事業債等を活用して事業を行うための市債でございます。

次に、26ページをお願いします。歳出ですけれども、主なものを説明いたします。

款2総務費、目7財産管理費7,765万円のうち節15工事請負費7,470万円の補正は、本庁舎の空調設備改修のための工事請負費。

開けていただきまして28ページ、款2総務費、目9地域振興費5,459万4,000円の補正のうち節13委託料は、新工業団地整備促進委託料2,000万円で、県営旭志川辺工業団地に係ります推進費。その下の節19の負担金補助及び交付金のうち、地域づくり推進補助金1,170万円は、地域づくりを推進いたします各行政区及び各種団体に対する単独補助金。その下のコミュニティ助成事業補助金1,540万円は、市内の8行政区が実施する事業に対する財団法人実施総合センターよりの100%補助でございます。

次に、30ページを開けていただきたいと思います。款2の総務費、目11情報化推進費1億9,000万円の補正は、泗水地区の光ブロードバンドを整備するための負担金であります。なお、今後の整備計画は、平成22年度に旭志地区、平成23年度に七城地区を予定いたしております。下の目15安全対策費1,393万7,000円の補正のうち主なものは、節15工事請負費1,100万円で、市道のガードレール及び道路反射鏡等を設置するものでございます。下段になりますけれども、目2賦課徴収費1億265万6,000円のうち過誤納還付金9,000万円及びその下の還付加算金175万円は、予定納税されていた法人・市民税の還付金及び還付加算金であります。

開けていただきまして、32ページの下段になりますけれども、款3民生費、目1高齢者福祉費2,107万9,000円の補正は、老人クラブ連合会運営費及び単位老人クラブへの補助金並びに70歳以上を対象として交付します敬老会事業補助金であります。

開けていただきまして34ページ、上から2段目になりますけれども、目1児童福祉総務費1,112万9,000円の補正のうち主なものは、右側の節8報酬費1,000万円で、すぐすぐ子宝祝い金100名分をお願いするものでございます。

開けていただきまして36ページ、36ページの中段になりますが、款4衛生費、目2じん芥処理費1,629万4,000円の補正のうち、不燃物ごみ処理業務委託料1,260万円は、陣内処分場の不燃ごみ処理業務を委託するものでございます。

開けていただきまして、38ページをお願いします。38ページ、款5農林水産業費、目6畜産業費4,199万7,000円の補正のうち、環境保全型農業総合支管事業補助金1,200万円は、旭志地区の下明宇田堆肥生産組合への堆肥舎建設に伴う補助、2つ下の家畜導入事業補助金1,000万円は、JA菊池畜産農業協同組合及び酪農農業協同組合が事業主体で実施します家畜導入事業補助金であります。本年度は200頭の導入を予定いたしております。目7の農地費2億3,903万3,000円の補正のうち主なものは、節15の農道等の整備事業のための工事請負費4,312万円と節16の原材料費1,601万7,000円でございます。

開けていただきまして 40 ページ、一番下になりますけれども、目 2 林業振興費 8,146 万円のうち節 15 工事請負費 1,200 万円は、新山 1 号線の舗装工事で、辺地対策事業債で行うものであります。その下の節 19 負担金補助及び交付金のうち林業木材産業振興施設整備事業補助金 1,011 万 1,000 円は、菊池林業有限会社への生産機械フォーワーダーの導入補助金と菊池森林組合のオガクズ製造機の導入穂樹金でございます。

開けていただきまして 43 ページ、右側の、43 ページになりますが、上から 6 行目、間伐等森林整備促進対策事業補助金 2,070 万円は、作業道開設経費補助及び間伐経費に係る補助金であります。

一番下になりますけれども、款 6 商工費、目 2 商工業振興費の負担金補助及び交付金は、市内 4 商工会への補助金が主なものでございます。

開けていただきまして 44 ページ、款 6 商工費、目 4 観光費 1 億 2,708 万 5,000 円の補正のうち右側の節 15 工事請負費 9,072 万 8,000 円は、七城温泉ドームの歩行浴の新設工事及び温泉貯湯タンク設置等の工事が主なものでございます。

下段の款 7 土木費、目 1 道路橋梁総務費 4,271 万 6,000 円のうち節 19 単県道路事業負担金 4,180 万円は、国・県道の道路改良工事及び舗装工事に対します市の負担金であります。目 2 道路橋梁新設改良費 5 億 2,740 万 1,000 円のうち測量設計等委託料 3,413 万 4,000 円は、市道 7 路線の測量設計委託等の委託料でございます。その下の節 15 工事請負費 3 億 1,054 万 5,000 円は、市道 17 号所の道路改良工事及び舗装工事等を行うものでございます。一番下の節 17 公有財産購入費 7,856 万 5,000 円は、市道の改良工事に伴う土地購入費並びに創設換地の用地所得費でございます。

開けていただきまして 46 ページ、款 7 土木費、目 3 道路橋梁維持費 1 億 7,189 万 6,000 円の補正のうち節 15 工事請負費 1 億 3,484 万 6,000 円は、市道の舗装工事、側溝整備等の維持経費でございます。一番下になりますけれども、目 2 街路事業費 2 億 5,734 万 5,000 円のうち、右側の節 15 工事請負費 9,600 万円と、開けていただきまして 48、49 ページ、一番上になりますけれども、節 17 公有財産購入費 2,358 万 5,000 円及びその 2 つ下になりますけれども、節 22 補償補てん及び賠償費 1 億 3,621 万 5,000 円の補正は、上町線回遊道路整備事業及び隈府中央線整備事業に伴うものであります。中ほどの目 1 住宅管理費 3,405 万 2,000 円のうち、節 15 工事請負費 3,300 万円は、公営住宅 10 団地の修繕、駐車場整備及び火災報知器の設置工事等でございます。以下の目 2 住宅建設費のうち、節 15 工事請負費 1 億 6,370 万円の補正は、葉山団

地、北園団地及び福本団地の改修工事並びに朝日西、淵園、福本の各団地の地デジ放送対応のための工事を実施するものでございます。

開けていただきまして 50 ページ、款 8 消防費、目 3 消防施設費 6,656 万 7,000 円のうち節 15 工事請負費 2,100 万円は、市内 6 力所に防火水槽を設置するものであります。その下の節 18 備品購入費 3,282 万 1,000 円は、小型動力ポンプ 8 台及び積載車 7 台を購入するものであります。

開けていただきまして 52 ページ、一番上になりますけれども、款 9 の教育費の右の節 13 委託料 1,545 万 8,000 円のうち 1,249 万円の補正は、隈府小学校プール実施設計委託料及び七城小学校耐震補強設計業務委託料であります。その下の節 15 工事請負費 1 億 8,117 万 7,000 円の補正のうち、市内の小学校施設の改修工事及び隈府小学校体育館耐震工事を行うための工事請負費であります。款 9 の教育費、項 3 中学校費、目 1 の学校管理費 3,741 万 1,000 円のうち右側の節 13 委託料 1,855 万 5,000 円は、七城中学校及び菊池南中学校の耐震補強実施設計委託料でございます。

2 枚開けていただきたいと思います。56 ページをお願いします。一番上になりますけれども、款 9 教育費、目 5 文化施設費 2,235 万 6,000 円のうち、右側の節 15 工事請負費 1,846 万 4,000 円の補正は、文化会館屋上の防水改修工事を行うものでございます。

以上が歳出の主なものでございました。

16 ページに戻っていただきたいと思います。16 ページ、第 2 表債務負担行為補正でございまして、光ブロードバンド整備負担金を追加し、期間及び限度額の設定をお願いするもので、平成 22 年度が旭志局、平成 23 年度が七城局を整備することといたしております。

下段が、第 3 表地方債の補正でございまして、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を 24 億 2,220 万円とするものでございます。

以上が 58 号の説明でした。

次に、63 ページをお願いします。63 ページ、議案第 59 号、平成 21 年度菊池市水道事業会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして、64 ページが水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。今回の補正は、資本的収支におきまして資本的支出 1 億 8,751 万 4,000 円を 5,000 万円増額し、2 億 3,751 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容でございますけれども、現在運用中の水道料金システム及び会計システムの更新を行うための補正でございます。右側のページが実施計画書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第59号でございました。

続きまして、67ページをお願いしたいと思います。議案第60号、訴えの提起について説明いたします。菊池市内にありますホテル及び旅館に対しまして、温泉施設の使用料、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び市税未払い金請求に係る訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。平成21年6月5日、菊池市長ということでございます。

1の当事者でございますが、原告となるべきものにつきましては、菊池市代表者市長、福村三男。被告となるべきものにつきましては、開けていただきまして68ページに記載しております1から9番目の法人及び個人でございます。

前ページに戻っていただきたいと思いますが、67ページの2請求の要旨でございますが、ただいまの別記記載の法人には、温泉施設使用料、これは菊池市が所有する泉源から温泉水の使用料を使用しているものでございます。また下水道使用料、汚水処理施設使用料、これは浄化槽の使用料でございます、及び市税未払い金、督促料及び延滞金が発生している。これらの法人は、被告となるべきもの、別記記載の9番にあります個人でございますが、9番の個人が背後者と実質的に経営を支配する会社であり、同被告となるべきものらは、未払い税金等の支払いを免れ、また差し押さえを免れるため会社制度を乱用して営業財産をそのまま利用しながら継続してきた。これらは、共同不法行為に該当し、これらの行為により本市は損害を被ったものであります。したがいまして、同被告となるべきものに対し、別記記載、次ページの下段になりますけれども、別記記載の温泉施設使用料、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び市税未払い金に係る訴えを提起するものでございます。本件に対する取扱いですが、本件訴訟は弁護士に委任することといたしております。

以上が議案第60号の説明でございました。

次に、69ページをお願いします。議案第61号、辺地総合整備計画の策定について説明申し上げます。

提案理由といたしまして、辺地総合整備計画を変更するにあたっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がありますためお願いするものでございます。

開けていただきまして、70ページをお願いします。今回の計画変更の理由でございますが、辺地地域であります旧菊池市原の伊牟田地域において、消防整備の施設が遅れており、早急にその施設整備を実施することで火災発生時の不安を取り除

き、辺地地域外との地域間格差の解消を図るものであります。変更の内容につきましては、平成21年度に伊牟田地区内に防火水槽1カ所を追加するもの、また市道戸城・渡打線は、災害時の避難道路として重要な路線にも関わらず用地交渉が難航して未整備の状態がありました。今回、用地確保の目途がつきましたので、道路改良工事を追加するものでございます。

なお、右の71ページが伊牟田辺地の整備計画書でございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第60号の説明であります。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 議案第54号、菊池市保育所民営化検討委員会条例の制定についてと、議案第55号、菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について質疑を行います。

この2つの民営化検討委員会は、民営化先にありきの委員会なのかどうか、まずはじめにお伺いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） それでは、東裕人議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、議案第54号と55号に対する質疑でございまして、民営化先にありきの検討委員会ではないかという質疑でございます。それについてお答えしたいと思います。

行政内部における検討が平成20年度をもって一応の結論を見ることができたわけですが、これはまだ行政内部だけの判断で最終決定事項ではございません。そこで、今後は公立保育園の保護者の皆様と養護老人ホームの関係者の皆様にも十分説明させていただきまして、ご意見を聞かせていただくとともに、関係機関・団体等の代表者、学識経験者などにより構成する民営化検討委員会を立ち上げまして、幅広く検討を進めていただくものでございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

○2番（東 裕人君） 民営化先にありかきどうかという質問なんですか。

○市民部長（原川智明君） これにつきましては、そういうことではございません。そのような気持ちで進めていたことはありませんで、あくまでもスケジュールに乗っ

て進めてきたところでございますので、ただいま申し上げましたように今後検討委員会で十分協議をするということになるかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 民営化ありきではないと、違いますという答弁でしたが、この条例案の第1条の設置目的ですね、民営化に関する事項を調査・審議するため設置するとあります。これは、通常の白紙諮問とは違うわけです。先ほどの施政方針でも、この議案の総務部長の説明でも民営化を着実に推進する、こう言っています。結局、民営化を前提にした委員会、民営化先にありきの委員会であると思いますが、再度お聞きしますが、違うのか。もう結論は決まっているんじゃないですか。再度お聞きします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） それでは、再質問にお答えします。

ご指摘の行政改革大綱実施計画のスケジュールのとおりには進捗はしておりません。その結果として、説明も遅れているものでございます。本市の抱えるべきすべての民営化、民間委託に関する案件を立証するにあたりましては、市としての統一した判断基準が必要であるため、民間委託等の推進ガイドラインを平成20年度に策定しまして、その公共サービスの必要性、有効性はあるか、必ずしも行政でなければ実施することができないサービスであるか、行政がそのサービスを実施することで民間と競合してはいないか、また民間へそのサービスを移譲した方が効率的ではないかといった視点でまとめております。さらに、このガイドラインに基づく判断基準による検証とともに、案件ごとに抱える現状の問題、課題点、財政面、職員定員管理面、利害者関係者の皆様へ及ぼす影響、新たな政策の展望など、さまざまな視点から検証を行ってまいりました。市としましても、その結論を踏まえた上で初めてお話ができることで、検証の段階で中間に不安を与えるべきではないと考えております。きちんとした基本方針があって、そこで説明を果たせるものということで、内部のまず基本方針だけを決めまして、そして外部の方にお話をするということで決定をしたわけでございます。

以上、お答えをします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 結論は決まっていないと。あくまで民営化先にありきではないということですよね。それでは、あくまで違うと言われましたので、最後にお聞き

します。この問題は、子ども、高齢者にかかわる非常に大事な問題です。そして、この委員会は諮問に応じて市長に答申するほか、自ら建議することができるという権限を持つ委員会です。そこでお聞きしますが、この委員会の審議では民主的な議論は保証されるのでしょうか。わかりやすく言えば、執行部が考える、るべき結論に向けて審議の過程でごり押しや誘導するようなことはあるのか、ないのか。あるいは、一部のものによって結論が突然変えられたりするようなことはないのか。要は、民主的議論、民主的手続きが、この委員会でしっかり保証されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再々の質疑にお答えいたします。

委員会の中で民主的な議論ができるのかというご質問の内容かと思います。民営化検討委員会は、関係機関・団体等の代表者、学識経験者などにより構成するものでございます。そこで、いろいろな立場の方々からの議論をいただき、幅広く検討を重ねるものでございます。菊池市保育所民営化検討委員会条例には、第7条で会長はあると認めるときは関係職員の会議に出席させ、説明または意見を求めることができます。検討委員会が公平・公正かつ民主的に運営されるということは言うまでもありません。

以上、お答え終わります。

○議長（北田 彰君） 栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） それでは、議案第60号、訴えの提起についてをお尋ねいたします。一応この議案どおりの説明はございましたが、ちょっともう少し聞いておきたいことがございます。ちょっと疑問がございますので。

まず第1点、4課目の滞納があるわけでございますが、これは何年度から、大体いつからこういう滞納が始まったのか。

それから次に、4課目の大体1年間の滞納額はどれぐらいで、こういうふうに3,億7,000万円にもなったのか。

それから、市税の税目はどうなっているか。固定資産なのか、がどれだけか、市民税がどれだけあるのか。

それと、今回の提起がされているけれども、提起すれば、これは徴収が可能になる見込みは十分あるのか。

5番目、今まで時効になった市税はないのか、この方たちの税金等で。

以上、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 第1点目のいつから発生かということでございますけれども、これは現在のここに9ありますけれども、それ以前の経営者の段階から、いわゆる称号月見殿等におきまして滞納が発生しております。年次については、今、正確には調べますので後でお答えさせていただきたいと思います。

また、1年間につきましては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。全体的なものの今回の額をいたしておりますので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

次に、税目的なものでございますけれども、税務課関係が、先ほど9の法人個人でありますと、それぞれの名称が、いわゆる会社が乱用されておりましたために、それぞれの会社で固定資産税、入湯税、法人市民税、軽自動車税が発生いたしております。ちなみに税務課関係では、5つの法人で、それぞれ固定資産税、入湯税、法人税があつたり、入湯税と法人税があつたり、1つは固定資産税だけの法人であつたり、全部それがあつたり、入湯税だけであつたりということで、それぞれの会社を乱用しながら、やはり継承して、そのときどきに滞納が発生しているということで、今回は法人格の乱用ということで、法人は同一ではないかという訴えの中で同一グループであるという形で考えております。また、商工観光課におきましては、水源の近くにあります旅館にあります温泉水の滞納額があります。温泉使用料ということで、市が所有します温泉源を北部地域開発という形の1つの中で、その旅館が温泉を使用しておりました。その分が温泉施設使用料という形で滞納となっております。また、北部開発の今助成、農村里山の家、元憩いの広場と言っていました中にあります里山の家とこの旅館が浄化槽を市が設置したものを使用しております。その使用料が滞納となっている部分でございます。ちなみに、温泉施設使用料の泉源につきましては、停水いたしております。また、水道局関係がございますけれども、水道局関係は今回入っておりません。ただ、滞納はあるわけでございますが、今回の提起の中には公営企業は含まれておりませんので、ただ滞納の請求はこういうのが認められた場合はするということでございます。

最後に、徴収の見込みということでございますが、今までいろいろな時点で、いわゆる滞納処分、もしくは差し押さえ等の中の滞納処分をやってきたところでございますが、一部はその処分で収納はあっております。ただ今回の提起によりまして、滞納分が徴収できるかということになりますけれども、これはあくまでいろんな、今回の提起につきましては法人格が同一であるということで提起をしたいというふうな提案でございます。その後、その対象物件についての競売等を考えておるところ

ろでございますが、その競売についての歳入というのが見込まれるかということでございますが、裁判の結果を見ないとわからないという部分もありますけれども、できるだけ一部充当できるような形でしたいと思いますし、今回このような形で提起することによって、善良な経営者に移行するという形が将来的な固定資産税等の収入につながるということの中での提起でございますのでご理解をいただきたいと思いますが、先ほどの2点については、今ちょっと調べさせていただきますので、後でお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○21番（栢原茂樹君） 5番目の時効になったやつはないのか。

○総務部長（緒方希八郎君） 時効になっている分はございません。

○議長（北田 彰君） 栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） お尋ねしましたけれども、あまりわからない。大体これだけの提訴をするというならですね、この起訴は、総額は出とりますから、やっぱり正確な数字が手元にあって然るべきだと、私はそう思っておりましたから、あるだろうと思って説明されなかったものと思って質疑したわけですが、ないならいいです。やっぱりこういうものはですね、ぴしゃっと、あるから出すんですから、合計が出ていますから、そういうのは説明をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 議案第58号、平成21年度菊池市一般会計補正予算の議案書の31ページですね、上のところで、韓国友好都市中学生ホームステイ招待事業委託料50万9,000円、この積算基礎を教えていただきたいというのが1点です。

もう1点、この事業に関して、韓国からのホームステイを受け入れるものであります、今年度の予算書のどこを見ても、こちらから向こうに行くという予算は提示をされていない。そこのところについて、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 31ページ、韓国友好都市中学生ホームステイ招致事業委託料50万9,000円の件でございますが、これは韓国の金堤市からこちらの方ら20名の中学生を招致するということで計上いたしております。金堤市の方といたしましては、今、新型インフルエンザがあるけれども10月ごろは落ち着くんでは

ないかというような計画の下、予算を計上しているということで、ぜひ訪問をさせていただきたいという要望が上がっておりまます。したがいまして、私どもといたしましては受入を全面に考えまして、今のところ受け入れる形でいるところでございます。積算の基礎につきましては、詳細については後でご報告させていただきたいと思います。

また、本市における向こうへのホームステイの韓国訪問の予算がないということでございますが、先般の新型インフルエンザにおきまして、国内におきまして、特に小・中学生、高校生の修学旅行、研修等が全部控えられたところでございます。ご承知のとおりでございます。この事業につきましては、私ども金堤市の方に行くようにいたしておりましたけれども、昨今のインフルエンザの関係から、直ちに募集を開始しなければならない時期に来ております。8月の末に実施ということで計画をしておりましたけれども、現況の状況では生徒を派遣する状況にないという判断の下に今年度は菊池からの派遣は断念しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私の方から少し付け加えさせていただきたいと思います。日本、中国共に姉妹都市、交流都市を持っているわけであります、国際交流は、本当に時代の潮流であります。菊池市は先進的取り組みをこれまでやってまいりましたが、ご案内のとおり、韓国との関わり合いにおきましては、前年度が竹島問題によって中学生の本当に大きな初めての海外旅行という夢を潰してしまったところであります。そのことを受けて、この事務局の方で、担当部の方で先方に赴きまして、今後の国際交流をどうしていくのかということで、国政的なレベルにおける国家的な問題はいろいろあるかもしれないけれども、自治体レベルにおいては、今後ともひとつ交流を続けていこうという意思の確認がなされております。そのことも含めまして、一昨日、実は東京の方のアシアナ日本本部長にお会いをいたしました、今後のやはりこの日韓の関係、そしてあるいは航空機の事情などなどについても伺ってまいりましたが、非常に熊本空港の韓国線というのが低調であるということで、このウォン安というものがありますし、またこのインフルエンザの関係があったということですが、これも沈静化しつつあります。ですから、今後につきましては、何かそれに代わるようなことを考えられないかということで、こちらの方に対しては先方側の方から来るということで予算計上しておりますが、こちら側からすれば、海外的なものについてはオーストラリアの方に予定をしようと、計画しようとおったんですが、これは南半球、特に冬場に差し掛かるということもあって、

インフルエンザの影響を受けてこれを断念せざるを得なくなり、また何とかこの日韓関係につきましては、韓国にはぜひひとつ前年度の轍を踏まないようにというふうに考えておったんですが、やはりどうしてもこの派遣する立場におきましては関係者の心配が増してくるということもあって、中断のやむなきに至っておりますが、何らかの方法をまた考えていくものであればと、このように思っておりますので、付け加えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 再質疑させていただきます。

市長の思いはよくわかりました。部長、新型インフルエンザの話されましたけど、新型インフルエンザは韓国よりも日本の方が発症例は多いですよね。それを受け入れて、こちらからはそれを心配するというのは、私はあまりちょっと合点がいかないところでありますし、あと交流団の委託料はまた別に組んでありますので、そのところはちょっと今の説明ではわからなかったんですが、あまり議会を意識されることなく、政策として出すべきものは出すべきじゃないかと思います。質疑ですので、大体内容はわかりましたんで、市長のお話によりますといろいろ考えておられるようですので、また補正に上がってきたときにお尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 議案第61号、辺地総合整備計画の変更についてでございますけれども、これは伊牟田の消防施設ということでございましたが、ただそれだけなのかですね。やはりこの総合辺地というところは、かなりこの辺地債あたりを利用しながらしていくかんと、辺地債はなかなか有効な債でございますので、これを機会にですね、伊牟田地区に限らず、その辺地と名の付くところにそのような方法の手段は考えておられないか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 辺地総合計画につきましては、菊池管内のすべての辺地について5カ年間の計画書を策定いたしております。その計画に基づきまして事業を実施いたしておりますが、今回のやつは追加ということでご認識いただきたいと思います。用地交渉等が相整いましたので追加して上程し、県を通じて國の方へ申請をすると。議会の議決が必要でございますので、追加議案として上げたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 1つだけ教えてください。菊池に辺地と付くところは何力所  
ぐらいあるか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 旭志に1地区、それから旧菊池に8地区だったと記憶して  
おります。正確には間違いがあるかもしれませんけれども、正確には後でまたご報  
告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○12番（坂本昭信君） 終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第55号まで及び議案第5  
7号から議案第61号までの8議案については、お手元に配付しております議案等  
付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。各常任委員  
会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願ひいたします。

---

#### 日程第7 陳情第3号 要望書

○議長（北田 彰君） 次に、日程第7、陳情第3号を議題とします。陳情第3号が今  
定例会までに提出されました請願・陳情であります。陳情第3号については、会議  
規則第134条第1項及び第138条の規定に基づき、所管の常任委員会に付託し  
ます。

---

#### 日程第8 報告第4号から報告第6号まで一括上程・報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第8、報告第4号から報告第6号の3案件について、  
一括議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、報告第4号を説明いたします。議案の75ペ  
ージをお願いしたいと思います。75ページ、報告第4号、繰越明許費繰越計算書  
について説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平

成20年度菊池市繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

開けていただきまして、76ページ、77ページでございます。平成20年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。掲げております一般会計23事業について繰り越しをお願いするもので、翌年度繰越額合計は17億3,259万7,000円となっております。平成20年度内に事業完了が困難になった主な事業の繰り越し理由を説明いたします。

まず77ページの一番上でございますが、定額給付金事業につきましては、5月31日現在で対象世帯数1万8,039件のうち申請を受け付けた世帯が1万6,949件、1万6,949件で、進捗率が93.94%であります。申請期間が10月1日までとなっておりまして、事業完了予定が11月になる見込みであるため繰り越しをお願いするものでございます。

下から3番目の道路維持整備事業につきましては、地権者との用地交渉並びに関係機関との協議、調整及び工法の選択にあたりまして、不測の日数を要したものであります。

77ページの方でございますが、下から2つ目、総合体育館空調設備等改修事業につきましては、工事着工が平成21年の3月となっておりまして、完成予定が今月末ということ、6月末ということになっているためございます。

開けていただきまして、78ページをお願いします。上の方が公共下水道事業特別会計の浄水センター改築更新事業につきまして、当初年度内に完了予定でありましたが、発注前に処理場の規模に関する検討事項が生じましたために、この調整に日数を要しましたため年度内の事業完了が困難となったものであります。

下段が特定環境保全公共下水道事業特別会計でございまして、環境整備事業につきまして、泗水町の国道の交差点部におきまして推進工法を行っておりましたけれども、交差点内で想定外の障害物にあたり、この除去及び他の障害物調査等に不測の日数を要しましたため、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

以上が、繰越明許費繰越計算書でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

また、次に右側の15ページ、79ページでございますが、報告第5号、事故繰越計算書について説明申し上げます。これも地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づきまして、平成20年度菊池市事故繰越繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

80ページが平成20年度の事故繰越繰越計算書でございます。

款9、これは教育費でございます。項1教育総務費のうち、スクールバス等運行事業においてお願いするものであります。平成21年度のスクールバス運行業務

の委託の入札におきまして、平成20年度の同業務を受託した業者より異議申立があり、本来でありますと3月末をもって平成21年の受託業者でありますバス会社の方にバスの移管をすべきところでございますが、現時点でそれが履行されず、委託料の支払いができない状況にあります。このようなことで、今後委託料の支払いが生じた場合においては予算の確保が必要になりますので、繰り越しをお願いするものでございます。現在、今後の対応につきまして、顧問弁護士と協議中でございます。

以上、報告第5号の説明でございました。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 81ページをお開きいただきたいと思います。報告第6号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

お手元の資料の議案の83ページからになります。第35期決算報告書により説明をいたします。85ページをお開き下さい。事業報告書でございますが、イの用地の年間取得造成につきましては、隈府中央線代替用地等所得事業で、面積が20.08m<sup>2</sup>、取得金額が229万2,977円となっております。

ロ、用地の年間売却金額につきましては、蘇崎工業団地を株式会社サンユウ九州へ売却しており、その分譲面積が1万2,151.7m<sup>2</sup>、売却額が1億4,518万9,500円、ほか2件の売却を行いまして、売却面積合計で1万7,120.06m<sup>2</sup>、その合計金額は1億5,879万7,125円となっております。

86ページをお開き下さい。貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして（1）普通預金から（9）の未整土地までの合計が25億4,612万4,146円でございます。（9）の未整土地の内訳を91ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

返っていただきまして、2の固定資産合計は25万2,756円で、資産合計は25億4,637万6,902円となるものです。

次に、87ページの負債の部でございます。

1の流動負債は、（3）前受金の219万2,000円となっております。

2の固定負債、（1）の長期借入金は18億7,000万円です。92ページに内訳を記載しております。菊池地域農業協同組合からの借入となっております。

87ページにお返りいただきまして、1の流動負債と2の固定負債を合計いたしました18億7,219万2,000円が負債合計でございます。

次に資本の部でございます。1の資本金は市からの出資金で100万円です。2の準備金合計は、(1)繰越準備金から(2)当期損失を引いた6億7,318万4,902円となります。したがって、負債資本合計は25億4,637万6,902円となります。

次に、88ページの損益計算書をご説明いたします。

1の事業収入につきましては、(1)公有地取得事業収益が1,360万7,625円で、これは隈府中央線代替用地と鳳来展望公園用地の売却額となります。(2)の土地造成事業収益が1億4,518万9,500円で、株式会社サンユウ九州へ蘇崎工業団地の一部を売却した額となります。(3)の附帯等事業収益といたしまして、小畠団地を雇用促進住宅菊池宿舎の駐車場として雇用振興協会に賃貸している分の収益が129万8,000円でございます。

次に、2の事業原価ですが、(1)の公有地取得事業原価が6,230万7,625円で、先ほど説明いたしました隈府中央線代替用地の原価と鳳来展望公園用地の原価となります。(2)の土地造成事業原価が1億4,518万9,500円で、先ほど説明いたしました株式会社サンユウ九州へ蘇崎工業団地の一部を売却した原価でございます。したがいまして、事業収益から事業原価を差し引きました4,740万2,000円が事業総損失でございます。

3の一般管理費195万8,334円を足した4,936万334円が事業損失となります。

4の事業外収益でございますが、163万6,959円となります。したがいまして、事業損失から事業外収益を差し引きました4,772万3,375円が経常損失となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございませんでしたので、当期損失は4,772万3,375円となります。

90ページは当社の財産目録でございます。

次に、93ページに監査報告書を添付いたしております。96ページをお願いいたします。平成21年度菊池市土地開発公社の事業計画、予算資金計画をご説明申し上げます。平成21年度の事業計画でございますが、1の土地取得造成の管理費といたしまして、林原工業団地で60万円、蘇崎工業団地で1,006万6,000円、田島工業団地で1,888万円、小野崎住宅用地で40万円を計上しております。

2の土地売却等は、隈府中央線の代替用地の売却1件で1,375万4,000円、小野崎住宅地売却で2,891万円を計上いたしております。

次に97ページになりますが、平成21年度の予算でございます。予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で、事業収入として所有土地の売却、公有所

有地に係る賃貸料、受取利息等の収入を計上しております。支出では消耗品や草刈りの経費等の支出を計上しております。

次に、98ページの第3条資本的収入及び支出につきましては、長期借入金といったしまして18億7,000万円を計上いたしており、同額が収入合計となっております。資本的支出につきましては、土地造成事業費で2,994万6,000円、公有地取得事業費はございません。長期借入金償還金で18億7,000万円を計上いたしております。また、第4条の借入金の限度額は18億7,000万円と定めております。

次に、99ページが平成21年度の資金計画となっております。

以上、菊池市土地開発公社の経営状況報告についてご報告いたします。

終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第4号及び報告第5号の2案件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、また報告第6号は地方自治法第243条の3第2項の規定により報告に留めます。

---

### 日程第9 休会の議決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6日から8日までは議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日から8日までは休会とすることに決定しました。なお、6日及び7日は、市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議は来る9日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

---

散会 午後2時13分

第 2 号

6 月 9 日

# 平成21年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

平成21年6月9日（火曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問



#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問



#### 出席議員（27名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文	伸元	君
8番	中山	繁雄	君
9番	水上	博司	君
10番	三池	健治	君
11番	怒留湯	健蓉	さん
12番	坂本	昭信	君
13番	隈部	忠宗	君
14番	奈田	臣也	君
15番	葛原	勇次郎	君
16番	木下	雄二	君
17番	坂井	正次	君
18番	森	隆博	君
19番	山瀬	義也	君
20番	本田	憲一	君
21番	柄原	茂樹	君
22番	松本	登	君

23番 工藤恭一君  
24番 境和則君  
25番 北田彰君  
26番 外村國敏君  
27番 徳永隆義君  
28番 横田輝雄君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高木信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君

---

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君
議事係	荒木崇之君

○議長（北田 彰君） おはようございます。

着席をお願いします。

---

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 次に、日程第1、一般質問を行います。

ここで、申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がございますので、これより順次質問を許します。

はじめに、栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） おはようございます。まず、通告をいたしておりましたので、1番目として、通告に従いまして質問をさせていただきます。前口上は抜きにいたしまして、单刀直入に申し上げますので、誠意あるご答弁をお願い申し上げておきます。

私は今回、下水道事業についてと、入湯税について、2つについて質問いたしておりますが、これは下水道につきましては3回目でございます。入湯税につきましては、3月の前回の一般質問をいたしておりますので、それでどうしても納得がいかないということがございますので、今回もまたさせていただきます。

あと、議員の任期中3回はありますので、同じことをやるかもしれません。

それでは早速、下水道事業についてでございますが、今回で3回目でございますけれども、前回から、地域格差をなくするために、早急に下水道事業を推進すべきである旨、質問をいたしていたところでございますが、執行部におかれては、検討をするという答弁がなされておりますが、今まで、その検討された結果はどうなっているか。ただ単純に聞きますと、委託先の日本理水と申しますか、その委託先が倒産したことまでは聞いておりますが、検討した結果について、まず1点目をお聞かせ願いたいと思います。

それから2番目に、現在における下水道の1人当たりの使用料及び管理費用はどうになっているか。これにつきましては、公共下水道、それから特環及び農集、そして市町村型合併浄化槽、それから一般の合併浄化槽、これは個人ですね。これ

が1人当たり幾らになっているか。

それから3番目に、現在、約53億円の計画で公共下水道の改良工事が実施されておるわけでございますが、この財源の内訳はどのようにになっているか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、3点について、まずお尋ねをいたします。あとは質問席で質問をさせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員さんおっしゃいましたように、もう3べん目のことございます。合併に伴いまして、集合処理区域に隣接する地域または隣接する他の事業処理区等につきまして、基準使用に基づく経済比較等を踏まえ、接続等の検討を行ってまいりました。

まず、泗水町処理区の広域的な見直しの結果、隣接する処理施設を統廃合することで、経済的にも有利になるとともに、隣接区域の接続も可能であると判断されましたので、そのような方向で事業を進めております。

また、七城町と旧菊池市の隣接地域についてでございますけれども、一部地域について、七城中央の特環に接続するのであれば、それほど大きなデメリットにはならないとの判断が出ていますが、現在、七城地区では南部の農業集落排水地区において、流入量が増加しており、一時的に処理場の能力をオーバーするような状況にあります。そのため、七城南部地域の一部を隣接する特環への接続を検討いたしております。それにより、七城南部の処理場は正常な処理能力の範囲内に収まるものと考えておりますが、流入先の特環の処理能力がほぼ100%になるものと考えられます。仮に隣接をします、議員さんおっしゃっていましたような大塚、北古閑、南古閑を接続した場合、日量当たり約100m<sup>3</sup>、100tの流入増が見込まれ、七城中央の処理能力が能力不足に陥る可能性があります。それを是正するためには、新たに建設費用を投資し、処理施設の増設等が必要になります。また、隣接区域については、既に合併浄化槽を設置しておられるご家庭もあり、接続を行う場合、新たな費用も発生することになります。そのような状況であるため、まず七城南部の処理場の正常化を図ることを優先させ、七城処理区に隣接する地域につきましては、その後、慎重に判断をさせていただきたいと考えております。その他の地域につきましては、経済指標による比較検討などを踏まえ、現計画のまま事業を進めていく方針でございます。

使用料につきましては、各事業で算定方法に異なりがありますので、一般家庭の

4人世帯、水道使用料が月27m<sup>3</sup>、合併浄化槽5人槽の場合で算定をいたしますと、1人当たりは月額で公共下水道が1,248円、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業が875円、市町村型の合併浄化槽が1,230円、そして一般の浄化槽は、管理費用としまして1,419円となります。

次に、改築更新をしております浄水センターの新事業に係る総事業費及び財源の内訳ございますけれども、平成20年度より平成29年度までの10カ年を計画をいたし、最初の5カ年、平成20年度から平成24年度を前期として、事業費約25億円。後の5カ年、平成25年度から平成29年度までを後期として、事業費約28億円。総事業費約53億円といたしております。

財源の内訳につきましては、総事業費約53億円のうち国庫補助金が約28億7,100万円、地方債が約24億2,800万円、一般財源が約100万円となっております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） 検討結果については、南部の方が、旧七城町の南部の方が満杯しておるということですが、計画からすれば総人口が増えたわけじゃなく、大体中央地区については800人ぐらいの余裕はあるということを聞いておりましたから、第1回目、第2回目は質問をしたわけです。

そうしますと、どことどこの、原因はどこで800人というのが増えたのか。計画当時からすれば、今人口が増えておるわけじゃございませんから、そう満杯になるということは通常、常識では考えられないわけです。しかし、それが事実なら、どういう結果でそうなったかということを一つお聞かせを願いたい。

それから、現在における利用料金をご答弁いただきましたが、私が申し上げるのは、なぜ合併浄化槽の個人型あたりがどんどん進んでいくと、また二重に費用がかかるからとおっしゃるけれども、七城町の場合は、ほとんど合併浄化槽はやって、そして農集なり特環なりの事業をやって、元作っていたのを埋め戻したということで、費用としては先ほどおっしゃったように、1人当たりに換算すれば875円ですね、月。そうして、管理費用型の浄化槽の個人設置については1,419円と、非常に、倍まではございませんがそれに匹敵するぐらい高いわけですね。私が計算してみると、年に換算すれば1人当たり特環、農集から比べれば6,528円高い、4人家族といたしまして年間2万6,112円、この計算からいけばですね。高いということです。そぞた場合はまた管理費とかいろいろが個人出しだと。農集とか特環の場合は、利用料金取っておりますから、その中で支払われるだろうと。

そういうふうに、非常に一般の方は下水道が普及していない所については2万6,000円も七城と泗水と比較してみればですよ、非常に高い負担をされておると。だからこれは地域格差ではないか。だからやっぱり、だったら費用はかかるないようになるということであるなら、元々から全体を合併浄化槽にしとればよかったです。じやないかという理論が成り立つわけです。一部のところだけそういう恩恵を被つて、その他のところは知りませんよ、合併市町村型でやってくださいとか、それはどうかなというような観点から、ずっと3回質問をさせていただいているわけです。

だから、そういうところは十分認識してもらわないと、でけんところは合併浄化槽で、町村型で整備型といつてもですね、見ますと市町村整備型で1,230円ですね。非常に高い。だから、すべてが一律には地域差もありますからいかないだろうとは思いますけれども、そういう包括的な考えをもってやっぱり下水道事業というのは進めていくべきじゃないかと。そしてみんな文化生活を営んでいくと、まだできていないところもあると聞きますから。そういう観点から質問をさせていただいておるわけでございます。

それから、3番目の53億で20年間の計画で、10年間ですかね、5年間ずつ前期後期分けて53億でやることですが、この一般財源は100万、それから起債が24億4,000、国の補助が28億7,000、これについては、起債については24億4,000というのは市が起債を行ってやるわけでしょう。すると、受益者負担というとはもう全くないわけですね。そういうことになると、一部の地域の方の恩恵を被る事業で、受益者負担が一つもないということになれば、我々旧七城町、泗水町、旭志、それもこれに全体からいえば金には色が付いていませんからわかりませんけれども、それに負担をしておると。我々の税金からそれがつくられておるということになります。一番は受益者負担があったはずです。七城も泗水も特環、農集、すべて受益者負担というのが、うちは当初12万ですね、1戸平均でいっておりますから。供用開始1年目にすれば8万と、なるたけ推進して加入率が進むようにということで、そういう方法をとっておったということです。

結局、公金が受益者負担なしに一部の地域の方が受益を受けるということについて、どうお考えか。そら10万か20万、100万ぐらいならいいけれど、53億という、それはどう考えておられるか。財源ではございますけれども、そのあたりはどうされるかということはまだ一つも説明がっておりません。だからお尋ねをいたしております。

以上について、再質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目のオーバーする原因は何かということでございました。七城南部につきましては、特に大きな流入が起こっていますのは温泉ドームとリバーサイド、次々にいろんな設備を整えられたことで、その量がですね、莫大な量になっているということと、地域では温泉施設が幾つかできておると思います。家族湯や皆さん方が利用されている部分がたくさんできておりますので、そういったのが一つの大きな要因になっているということあります。

2点目の使用料の格差でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、下水道使用料及び費用負担の比較で、集合型より浄化槽、特に一般の浄化槽の方が費用負担が大きくなっています。

本市の下水道整備につきましては、現在、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業、それから農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業の4事業で進めています。どの事業で行うかにつきましては、費用対効果、許認可や処理施設の現在の処理能力などの問題がありますけれども、集合処理区域から離れた地域につきましては、費用対効果の問題で、工事費に係る地方債の償還と改修が見込める額の差が非常に大きくなっていますので、下水道区域外においては下水道経営上、浄化槽の市町村整備事業で進めてまいりたいと考えておりますし、従いまして集合型で処理できない地域の一般の浄化槽の皆さん方につきましても、浄化槽市町村整備事業で進めているところでございます

3番目の改築更新にあたっては、一部の方々が恩恵を受けられておられますけれども、浄化槽を設置されている方も同じような負担をしておられますけれども、いずれ現在、進めている特環にしろ農集にしろ、今の現在の公共下水道と同じような設備の老朽化というのは、いずれ起きてくるわけでございまして、費用対効果を見てみると、やっぱり市町村型で進めるということはですね、個々の管理で済むわけでございまして、修理もそれで済むということでございます。できる限り市町村型で今現在の集合処理区以外については進めていきたいという方針で現在のところ進めているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 再々質問ですが、今聞くところによると、すべて今後のやつは市町村型の合併浄化槽でいくということであったろうと思います。それから、53億の改築工事の受益者負担については、いずれは他の下水道事業と、それから市町村型においても、修理するとか改築しなければならないということですべて受益

者負担は取らないということだったと思いますが、それでいいのか確認をいたしておきます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えしますけれども、当然、市町村型の合併浄化槽につきましては、加入負担金がございますのでそのように進めていきたいと考えております。

○議長（北田 彰君） 栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） 公共下水道についてはお答えが、53億の、もう同じ考え方ですか。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 申し訳ありません。市町村型の方に普及をしていく浄化槽の加入につきましては、加入負担金を取ることでございますので、その他については考えておりません、今のところですね。市町村型は加入金、負担金を取ることでございます。

○議長（北田 彰君） 栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） もう3回いたしましたので、一応、聞いたところでは、公共下水道の今度改良については受益者負担はないということであったろうかと思います。

それで、次は入湯税について質問をさせていただきます。

入湯税につきましても、前回3月の定例議会で質問をいたしておりますけれども、答弁もいただきました、広報でも載っておりますが、全く私の考えとどうしても理解できないというような広報の掲載もございますので、今回また改めて質問をするところでございます。

まず1点目、一般公衆浴場及びその他の公衆浴場の定義について、どのように認識をされておるか、まず1点目にお尋ねをいたします。

2点目に、公衆浴場の認定は誰がするのか。

3点目に、平成17年3月に特殊浴場から一般公衆浴場に変更申請をなされたが、その申請内容について詳しく説明を願いたい。また、県内の改正前というのは平成16年3月のことです。県の基準条例ですね。この改正前における特殊浴場につい

ては、すべてその他的一般公衆浴場と認定していると県から伺っております。

そこで、七城温泉ドーム及び旭志四季の里と同等の施設で一般公衆浴場に変更された施設は県内に何カ所あるか。

4点目、前回3月の答弁で後藤経済部長さんは、町内外を問わず大人300円にし、これは七城町の場合は元400円でしたから、町外が、これをすべて300円にし、料金改定に伴う経営圧迫を抑え、低料金で広く地域住民の健康福祉に貢献していただくことも考慮して入湯税免除となる一般公衆浴場に移行したものであると、前回答弁なさっております。

そこでお尋ねですが、低料金ですね、広く地域住民の健康福祉に貢献するということはどのような住民を指すのか。また、町外の400円を300円にし、その当時、60歳以上、町民ですね、これ優待券があつて150円だったわけです。これはもう18年から、それを考えられたときからその次のとき附則の改正があつて、20年から上げますよと、300円にと。そういう経過になっておることはご承知だろうと思います。300円に引き上げることが地域住民の健康福祉に貢献するというかという疑問がございます。これは、私が3月の一般質問でなくて、優待券のことでも2回か3回ぐらい一般質問をやって、なぜ七城の老人をいじめるかという質問をやつたわけです。そのことと関連していくと、町外の、今でいえば市外の住民は400円を100円下げて、市内の老人の150円を300円に上げて、なんかこれは考えればですね、答えてあるのが、実際そうお答えしてあるわけですから、それが地域住民の福祉に貢献しているのかという疑問がございますので、この点について明解にお答えをいただきたい。

次に5点目、前回の答弁で総務部長は宿泊者については、この一般公衆浴場の利用者とは認定していないため課税していると答弁なされております。現在の市条例からすれば、一般公衆浴場に対する入湯に対しては、入湯税を課さないと規定をいたしております。課税するとするならば、市税条例第142条第1項第2号から、七城温泉ドーム、旭志四季の里の施設に宿泊する者は適用を除外すべきであると。そうしたならば、それはとっても条例からして一つもおかしくないというふうに考えるが、どうお考えか。

以上について、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。それでは、今5点ほどあったと思ひますけれども、まず1点目の、一般公衆浴場またその他の公衆浴場の定義につきましては、熊本県の公衆浴場基準条例に定義されております。一般公衆浴場につき

ましては、温水等を使用し、同時に多数の者を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設とされておりまして、その他の公衆浴場について一般公衆浴場以外の公衆浴場というのが定義でございます。

また2点目の、認定は誰がするのかということであったかと思ひますが、3月の議会におきまして、一般質問の答弁で、宿泊者については一般公衆浴場の利用者という形の認定はしてないとの認定についての質問もあわせての質問ではないかと思いますけれども、公衆浴場の種別の認定につきましては、公衆浴場法により都道府県知事の許可を受けなければなりません。これはもう議員ご承知のとおりだというふうに思っております。

また3点目の、温泉ドームのようにその他の公衆浴場から一般公衆浴場に変更された類似施設があるかということが3点目ではなかったかと思いますが、県内のすべての状況は把握いたしておりませんけれども、菊池山鹿保健所管内を調べましたところ、類似施設で変更になった施設は該当はありません。変更があったという確認はいたしておりません。

次に、私の発言の中で、誤解を与えているようなことがあると思いますけども、誤解があったならば謝らなければなりませんけれども、私が申し上げたかったのは、宿泊者は奢侈性があるということで、一般公衆浴場の利用者にはなじまないとの判断で入湯税を課税する取り扱いをしているということを申し上げたかったものでございます。

最後に、条例の中で謳えば課税できるのではないかということでございますが、市内の類似施設等への影響もありますので、今後、不均一課税認可の変更等を含めた菊池保健所また有限会社七城振興公社とともに十分協議し検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 利用料金の問題につきましては、通告がございませんでしたので、経済部長の方で、ちょっと今から調べていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 栢原茂樹君。

[登壇]

○21番（栢原茂樹君） 後藤部長の件については、通告がないからということですが、先月答弁されているんですから、入湯税については項目として上げておりますから、

それで拒否をされるならそれでも結構です。自分で前回答弁したことが答えができないということではないでしょうね。次の9月にありますから、十分これを上げてまたやりますから、心置いておってください。

それから、ただ今総務部長から、逆になるかもしれません、宿泊者をとっているのは宿泊は奢侈性があるからとおっしゃいましたけれども、答弁だったけれども、宿泊がおるイコール奢侈性があるということではございません。奢侈性というのは贅沢ということを奢侈というわけです。だから飲み食いとか宴会ですね、施設はやっておるわけです。だから一般公衆浴場とはちょっと性格が違うという認定がなされるわけです。だから山鹿でもございますが、あそこには休憩所とか宴会所とかは直接はないわけですね、水辺プラザは。ありますか。だから大きいやつは、うちのように大きくはございませんけれども、やっぱり元々特殊浴場でしたから、イコール、改正になってその他的一般公衆浴場ということに現在なっておるわけです。ただ考えてみると菊池市のみの七城温泉ドームと四季の里だけが特殊浴場だったのがいきなり一般公衆浴場になっているわけです。だからその変革はどういう申請でそういうふうになったかということを先ほど1回お尋ねをやっております。

3回ありますから先ほどは申し上げませんでしたが、2回目でお答えをいただきたいと思いますが。

だから、その申請をした沿革、内容。通常はですね、特殊浴場だったわけですから、イコールその他の公衆浴場に県の基準条例ではなるはずです。県もそうおっしゃっております。ただしかし、不思議に旭志と七城については、その施設については一般公衆浴場になったと。その理由も営業の云々とか商売上経営が圧迫されるからというのではなく後藤課長がいろいろ答弁でされておりましたから、経営を圧迫するから税は取らんと、そういう単純なものじゃございません。地方税法も謳っておりますし、市の市税の条例の中でも、入湯税は取るようになっております。だから、それとは切り離して考えなければならない。それをごっちゃにしてもらうと、何もかもがわからなくなるということですから、だからその沿革を詳しくですね、県にもいったところなかなか返答がない、うやむやです。それは探して、何故か、電話で回答しますということでしたけれども、まだわかりません、そこは。なぜそうなったかということは。常識で言えば簡単なことです。その他の公衆浴場ですから、実態としては。だから、地域住民のという定義は、県の一般公衆浴場基準条例どおりお読みになりましたから、それをどう解釈しているかという定義の解釈は、どう認識しておるかということを第1番目にお尋ねをしたわけです。

もうくどくは申し上げませんけれども、認識をしておられるなら、その点についてもちょっとお聞かせを願いたい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の公衆浴場の、その他の公衆浴場から一般公衆浴場への変更に関する経緯ということでございますが、手元に変更届の写しをもっております。公衆浴場業変更届ということで、氏名は、有限会社七城町振興公社でございます。営業の施設の名称は、七城温泉ドームでございます。ですから、リバーサイドの方は、その他の公衆浴場のままということで、現在、宿泊客については入湯税が徴収されております。変更の事項でございますが、営業の種別、営業施設の範囲、新しく、新として一般公衆浴場、旧が特殊公衆浴場ということで変更の事項がなっております。変更の理由といたしまして、利用者の負担を軽減すると、上記のとおり変更したいので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により、届出ますということで、これは平成17年3月16日、平成17年3月22日が合併の日でございますので、その約1週間前ぐらいに申請がなされておりまして、3月22日、合併の日に許可が下りたところでございます。それと、水辺プラザの方の件もおっしゃられましたけれども、確かにその他の公衆浴場で許可があつております。入湯税の方は、宴会のみ。もちろんあそこにも家族湯がございますので、その部分についてはその他の公衆浴場という形で課税がなされておりまつし、宴会のみの方につきましても、課税をされております。一般入湯者については課税免除取り扱いになっているというふうに聞いております。また、菊池保健所の方に今回の平成17年度のその他の公衆浴場から一般公衆浴場への変更について、お尋ねしたところでございます。当時の担当者が現地に赴き、実態を調査して、客観的に判断したものであり、判断は適当と考えていると。許可の取り消しなり変更については重大な過失や批判がない限り、保健所としては考えていない。許可の変更については変更届が出た時点で本庁と協議したいということで、菊池保健所の見解をいただいているところでございます。しかしながら、今、柄原議員おっしゃられるように、その他の公衆浴場ということも非常にそちらの方に近い施設であるというふうなことで、先ほども申しましたように、一部を課税対象にするためには不均一課税ということで、条例の一部改正が必要になりますし、またその他の公衆浴場で一般入湯者にも課税することになりますと、その他の公衆浴場の変更届がなされなければなりませんので、その辺につきましても、会社と協議しながら今後進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 柄原茂樹君。

[登壇]

○21番（柄原茂樹君） 再々質問でございますが、県は客観的に調べて一般公衆浴場であると認定したということでございますけれども、熊本県でうちだけを客観的に見たということですから県には行きました。徹底的にいきますよと、県に対して、市町村には何も言いませんが、お宅に対してすべてを明確にやりますからということは言っておきました。なかなか県も、自分の、たった熊本県で一つをですね、菊池市だけをそうしたということは何か意味があるという思いがいたしますので、そちらの方は県の方の認定ですから、市長、市の方には申し上げません。ただ、沿革がどうなっていたか、だから市としても基準条例の一般公衆浴場の定義はどう認識をされているかということを先ほどからお聞かせ願いたいと、条文だけ読んでもらっても、その認識がどうかという、地域住民とはどこを指すのか。日常生活の保健衛生上ということはどういう行為を指すのか。そういうのを聞きたかったわけですが、そこはお触れになりませんので、次の機会にまた質問をさせていただきます。

それから、ただ考えてみると大体1,800万から1,700万ぐらいの入湯税が入ってきておったわけですね。それが全然入っていないということですから、これは非常に七城町のときは当然同じ形態の施設で課税をなされていた。5年すれば7,000万か8,000万ぐらいなるわけですよ。取れる税金が取らないということについては、もしもこれが、実態は取るべきであったということになると、それだけ今から入湯行為者から取るわけですから温泉ドームが支払うわけじゃございませんから、事業主体が支払うわけじゃございませんから、取り先はないわけです。だから、こういうことについてはしっかりした税法上なり基準条例の根本的な考え方を検討してもらっておかないと、これ私がたまたま2回目の質問するからいろいろ検討するということにもなったんじゃないかなと思いますので、その点については市長自ら一つだけは、これはお答えを願いたいと思います。今申し上げたようなことが心配されることもございますので。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点だけ、先ほどの再質問のときに課税の認識についてということがお尋ねで、答弁しなかったということでございますので、その辺の考え方についてお答えしたいと思いますが、現在、七城温泉ドームにつきましては一般公衆浴場の許可を受けておりますが、宿泊者については先程来、奢侈性があると、贅沢であるという観点から入湯税を課しております。奢侈性は宿泊客だけでなく日帰りの会食についても奢侈性があるという考え方もございますけれども、会食につきましては地域の方々、老人会、むつみ会、女性の会等も利用されておりまして、地域福祉の観点から会食利用者については現在のところ課税いたしておりませんけ

れども、近年の利用状況を見ますと地域以外の方の利用も多いようでございますので、先程来申し上げますとおり、条例改正もしくは公社の方と協議しながら、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま部長の方が答弁申し上げましたとおり、他との関係もありますし、会社としての七城振興公社の経営的な問題もからんでいると思います。また、大きくは県の条例に基づいてこのような類似した施設等々がたくさんこの周囲にはありますし、また菊池の観光の中で温泉・ホテル・旅館等の利用につきましても、過去においては奢侈性が高いということで、いわゆるその他の公衆浴場として課税をされておったと思います。しかしその中で、宴会に入ったものは当然この奢侈性があるんじゃないかというご指摘ですが、旅館・ホテルにつきましては、やっぱりお客様の立場を考えた場合に、入湯されるかされないかわからない宴会客からすべてを取るというのはいかがなものかということで、自然にその選択というのが任されていたと、このように思っております。

そういう複雑なからみもありますので、県の方と十分協議をし、そしてまたこれまでの経緯、合併前においての問題、その料金の問題につきましても、合併後に調整を3年後にするということで、今現在に、合併の調整の義務に基づいてやっておるわけでありますて、この点につきましても、周囲の市場性というものもずいぶん勘案していかなければならない現況になっておりますので、いろんなものにつきまして調整を図っていきながら、結果を出していきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○21番（柄原茂樹君） 以上で3回でございますので、議長が許しませんので、これ以上は次の機会に申し上げたいと思います。

ただ、温泉ドームとは大体旭志においても七城においても、市外が7割だということですね、統計取ってみれば。資料は持っておりますから。だから、地域住民の福祉には十分頑張っていただきたいと市長、お願いをいたしております。

以上で終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

休憩 午前10時47分

開議 午前10時56分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。一般質問を2題、お願いをしておりましたので、順次進めてまいります。

最初に、改正労働安全衛生法と職場実態について、お伺いをいたします。平成18年4月1日、職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正施行されました。過重労働によるメンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入、事業者による自主的な安全衛生活動促進の努力義務化など、法の改正は多岐にわたっています。不安定雇用と成果主義の中で、一人一人の労働密度が高くなり、業種、職種を問わず、労働強化が進み、メンタルヘルスの悪化が進行していると言われています。生産性本部メンタルヘルス研究所のデータによれば、今や労働者の10%がうつ病やパニック障害をはじめとした不安障害で苦しんでいることがわかります。このようなうつ病やパニック障害は、精神的労働、身体的労働を問わず、長時間労働で起こると言われています。これは、電通過労自殺裁判の最高裁判決で述べられた国家的な見解です。長時間労働でワーキングパワーの再生産が不十分となり、そこに心の負担となるストレスが加わってメンタルヘルスが悪化するというのがその見解です。メンタルヘルスが身体疲労と違うのは、休んでいれば快復するというものではないということです。長時間労働に縛られている中へ、神経疲労を引き起こす複雑な業務が増え、さらには勤務評価制度などが導入されたことがその原因としてあげられます。メンタルヘルス対策は通常の病気のように、早期発見・早期治療といった概念で語れる性質のものではありません。一人の発病は職場の赤信号です。したがってメンタルヘルス対策は、組織的・予防的に職場の安全衛生管理体制を見直し、安全で健康な職場環境を整備することこそ重要です。国もここへきてやっと精神疾患の増患は年間3万2,000人余りという実施者を生む背景であり、そのことは生産現場での仕事の質や能率の低下を招き、それは取りも直さず経済の低迷につながる重大な国家的な損失であるとの認識に立ったのでしょうか。それがこのたびの労働安全衛生法の改正へつながったものと思われます。労働安全衛生法は、すべての事業所に対して安全衛生管理体制の強化を中心とした11のポイントを明らかにしています。憲法25条はすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを宣言しています。ここでは憲法25条に立脚し、改正労働安全衛生法に照らしながら本市が事業者である市役所の職場と、市内小中学校の職場実態について、お伺いをいたします。

まず、市役所は50人を超える職場ですので、産業医を置かなければならない決

まりですが、産業医はどなたか。そして、産業医は一定の要件、資格を備えた者でなければなりませんが、そしてその具体的な職務として健康診断の実施とその結果に基づく措置ですね、措置が大事です。それから、健康教育、衛生教育、健康相談の実施。それから健康障害の原因調査、再発防止の措置。そして、少なくとも月1回の職場巡視を行うものとしていますが、市役所は法に則して産業医がこれらの業務を実施できているのか、またその態勢が整えられているか、実態をお示しください。

市内小中学校の場合は、産業医についてはどういうお考えでしょうか。また、労働安全衛生法が求める内容に対して、実態はどうなっているでしょうか。

まず、最初の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員仰せのとおり、近年、産業構造の変化や少子高齢化の進展に加えまして、厳しい経済及び社会情勢の中で、過重な労働による職場生活に強いストレスを感じる労働者が増えているのは現実のものと捉えております。産業医の選任につきましては、労働安全衛生法により産業医を定めることになりますことから、現在、菊池養生園保健衛生組合の入佐医師、入佐孝三先生を選任しているところでございます。また、産業医の業務の実施と体制整備についてでございますけれども、健康診断の実施とその結果に基づく措置につきましては、菊池養生園保健衛生組合と委託契約を行い、毎年職場健診を実施しております。健診の結果、再健診及び要治療に該当した職員には通知をいたしますとともに、健診後のどう対応したか、封書等により再健診及び病院への受診を促しているところでございます。

また、健康教育等につきましても、隨時職員研修の一環として、産業医にお願いして研修を実施しているものであります、全体的に見て、産業医の業務として取り組める体制が不十分であったことも事実でございます。今後、産業医と協議を行い、その事業の一つとして、産業医による健康相談の窓口を設け、相談が隨時、相談に行かれるような、また利用しやすいようなシステムをつくっていくことなど、効果的かつ実態に即した取り組みができるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おはようございます。まず、この労働安全衛生法改正の背景

についての認識でございますけども、ストレスの増加をはじめ、長時間労働等の労働環境の悪化に対し、職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進する必要があったこと。また学校におきましては、教職員が意欲と使命感をもって教育活動に専念できるよう、適切な労働環境を確保するためのものであると認識しているところです。

そこで、産業医についてでございますが、市内19校では、法に規定する50人以上の学校はございませんので、産業医は配置しておりませんが、労働安全衛生法が求める内容につきましては、まず一つは、学校保健安全法に基づき実施されます職員の健康診断時に学校医による問診等を行っております。2つ目には、各学校に安全衛生推進者を位置づけております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君）　怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん）　職員課の方では、現状が十分ではないとのご認識が示されて、あわせて今後の改善の方向も示されました。ただ、聞いておりますと、再健診とか、もう一度診てもらいたいという人がいるということですが、それらの方についてはきちんと連絡がされて、果たされているでしょうか。それをちょっとお伺いしたいですね。

職員組合ですね、このたびメンタルヘルスに関するアンケート調査をされておりまして、その中間報告を見せていただいたんですけども、その回答された数字には、抽象論ではなくて、本当に精神疾患の予備軍が増えつつあるということが読みとれるんですね。ぜひ、そのデータを活用されて、何が最も課題なのか、何に優先的に手を打たなければならないのかというようなことを、産業医や職員組合や然るべき委員会の中で改善策を講じていただきたいと思います。

それから、教育長のご答弁ですけれども、ご自分でお書きになったものではないんでしょうけれども、ちょっとご認識がどうかなというところがございます。

学校医による問診等を行っているということ。それから、学校には安全衛生委員推薦者を位置づけているから、特に問題はないというふうに受け取れました、ちょっと素っ気ない答弁であったかなと思うんですけども、私、このたびですね、改正労働安全法についてちょっと調べたんですけど、文科省とか熊本県教委から多くの通知文書が菊池教育事務所を通して、市教育委員会に下ろされていますね。19年の文科省通知には、公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備についてという文書がありますけれども、その中に、教育委員会においては労働安全体制整備の必要性及び関係法令についての理解が不十分であると。このため、設置者であ

る教育委員会は、自らが労働安全衛生法上の事業者であるという自覚を持ち、体制整備の必要性や関係法令等について十分理解するとともに、その適切な実施が求められると書かれています。また、これを受けて熊本県教育長から、公立学校における労働安全衛生管理体制の整備促進についてという文書も通知されているようですね。で、なかなか進まないということで、その後21年になりますけれども、文科省初等教育企画課長、それから学校健康教育課長連名の文書には、労働安全衛生法に基づく管理体制は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる労働環境の確保に資するものであり、ひいては学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要であると述べられています。若干お触れになりましたけれども、これらの文書が教育事務所を通して下りてきているにしては、ちょっとご答弁を聞く限りでは、ちょっとご認識が甘いと言わざるを得ません。もう少し現場の実態に触れたご答弁をお願いしたいと思います。

そういうことを踏まえながら、先に進みますが、この法の10条では、事業所は政令で定める規模の事業所ごとに、厚生労働省令が定める総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者などを選任し、健康障害を防止するための措置に関する業務を統括することを求めていますが、市役所、学校、それぞれの管理者、役割というのは、どのように選任されて機能しているでしょうか。そして、法は事業者の責務として、単にこの法の最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通して、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないとして、各職場単位で労働安全衛生体制の強化を求めています。市役所は当然、安全衛生委員会等が設けられなければなりませんが、その委員会の実態についてお示しください。委員数、委員長等々です。

学校は規模の差があり、一概に言えませんが、これらの委員会についてはどういうお考えで、実際はどうなっているでしょうか。それから、この法は、その事業所に専属する者の中から、安全衛生推進者等を選任し、関係業務の担当を義務づけ、そしてその氏名を作業場の見易いところに貼って労働者に周知させなければならないとしていますが、該当するのはふじのわ荘とかこすもす荘と給食センター等々が考えられます。そして、及び学校現場では当該者が選任周知され、機能しているでしょうか。

それから、作業主任者、これは例えば現業の方、現場に赴くようなことがあると思いますのでお聞きするんですが、作業主任者は部門により選任されて機能しているでしょうか。

それから、今回の法の改正の特徴は、長時間労働者への医師による面接指導の実施が義務付けられたことです。これは08年4月からすべての事業所も対象になり

ましたから、学校で言えば小規模校も対象だということです。中身としては、事業者は法定労働時間を超える場合、労働安全衛生法の規定に基づき、労働者の申し出を受けて、医師、産業医による面接指導を行わなければならない。産業医は、労働者的心身の状況について確認し、労働者本人に必要な指導を行わなければならない。事業者は必要な措置について、産業医の意見を聞かなければならない。また、事業者は産業医の意見を勘案して、当該労働者の就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数を減らすなどの措置を講じるほか、産業医の意見を衛生委員会等へ報告するなど、適切な措置を講じなければならないとされています。これらの義務は、この4月から発効していますが、市役所、学校、現場、ともに法に則して整備がされ、執行されているでしょうか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員の安全衛生について、要健診、要治療等の封書での通知があるわけでございますが、その後につきましては、やはりいろんな個人個人の思いがある部分もありまして、それは完全につながっているかというとそうでない部分があります。自らの健康は自らがというのをまず第一におきながら、やはり職員のそういう健康管理には努めてまいりたいというふうに思っております。また、養生園と委託契約いたしておりますけれども、それ以外の方で人間ドックを受検された方については、養生園は免除をしておりますけれども、人間ドックの受検者については写しを職員課の方に提出するようになっておりまして、またその中で、個々人に対する要治療、要健診等につきましては個別に個人宛に封書がいっているということでございますので、その個人にいった後については、診療機関の方が把握しているというふうに思いますので、こちらの方には受検したかというのは把握はしていない部分があるのかなというふうに思っております。

それと、それぞれの管理者に誰を選任し、業務は機能しているかとのお尋ねでございますけれども、まず総括安全衛生管理者には安全衛生管理者として総務部長の職を持って充てております。また、衛生管理者には保健士のうち衛生管理者の免許取得者を選任いたしております。なお、安全管理者には法でいいます事業所の業種等により選任が必要ないことから、現在、選任はいたしておりません。それに伴う機能につきましては、健診診断の実施や、健康教室等については、措置を講じているものの、まだまだ不十分な点も考えられることから、今後、事業者として業務が円滑に実施できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、安全衛生法に言う、委員会の設置でございますけれども、法第17条及び18条によりまして、定められた業種等から安全委員会の設置はありませんけれど

も、現在、菊池市の規定では衛生委員会という名称で職員の健康管理や職場の安全管理を含めたところで審議活動を行うことにしております。その委員の総数でございますが、9名でございます。委員長として、安全衛生管理者である総務部長を充て、衛生管理者には2名、保健士のうち衛生管理者の免許取得者を充てております。その他、職員組合より4名と、産業医、また職員課長を含めた組織といたしております。

また、ご質問の安全衛生推進者の設置につきましては、本市の規定により老人ホームふじのわ荘、こすもす荘、及び学校給食センターに設置するよう定めており、推進者にはそれぞれの施設長やセンター長が選任されております。また、推進者の氏名を職員に周知するようになっていますことから、対応しておりますけれども、周知の方法がまだまだ統一されていないため、今後は統一した周知方法を取りたいと考えております。

その業務が機能しているかとのお尋ねについては、各施設によりまして差違はございますけれども、概ね遂行できているものと理解いたしております。

今後は、労働安全衛生法の趣旨に基づき、実施されるものであることを再認識し、事業の推進にあたりたいと考えております。

また、作業主任につきましては、法に定められた業種等に該当しないため、選任は行っておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、職場の安全管理にも対応することにいたしております。

長時間労働者への産業医の面接指導や、適切な措置については、整備が不十分でありますことから、産業医の面談基準の作成に合わせて対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほど紹介ありました、文科省や県の通知文については承知しているところでございますし、それに沿って、順次、整備をしているところでありますけど、まだ認識が甘いということはしっかりと受け止めたいと思います。

そこでお尋ねの内容についてお答えいたしたいと思いますが、法に規定されています衛生委員会の設置及び衛生管理者の選任を必要とする学校はございませんけども、衛生推進者はすべての学校において選任されております。その内訳ですが、昨年の5月の調査でございますが、19の学校で19人の教頭、3人の養護教諭及び2人の保健体育の教諭、合計24名が選任されております。また、その周知等をしているかとのお尋ねですが、それぞれの学校において、学校運営の基礎となる、校

務分掌での位置づけがなされており、周知されているものと認識しています。なお、機能についてはまだ十分機能しているとは言えないようでございます。

次に、改正労働安全法での面接指導体制整備についてですが、今まで、教職員からそのような申し出があったとの報告は受けておりませんが、学校医をお願いしております菊池郡市医師会で、厚生労働省の委託を受けて50人以下の事業所に対し産業保健に関する指導や助言、健康に関する相談を行う、名称が、菊池鹿本地域産業保健センターというのがございますが、それが開催されております。菊池市教育委員会としましては、文科省、熊本県教育委員会、あるいは他市町村の動向を見ながら、教職員からそのような申し出があった場合には、この地域産業保健センターを活用して産業医の資格を持つ医師による面接指導等の対応を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君）　怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん）　ご答弁、それぞれお伺いしました。私が今回、労働安全衛生法を取り上げたのは、厳格に言えば市役所、学校共に違法状態であったからです。法に照らして体制が不十分であるというお互いの共通認識を持って状況を改善していきましょうというのが狙いでございました。それは通告のときに申し上げたはずですよね。職員課の方では、答弁をするにあたり、産業医に会いに行ったり、当該部署に聞き取りをしてくださっているようですね。で、答弁内容にそれが現れています。何とか改善していこうという意思が見えますので、その貞節な姿勢を評価して、今後は職員組合、衛生委員会が立ち上げられているということですので、そことの協議で相談体制やカウンセリングの体制等は進んでいくことを見極めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

学校教育課の方で書かれたものでどうけれども、お伺いしますと、19の学校で24人が、恐らく教頭を中心としていると思いますけれども、その周知は校務分掌で位置づけられているということですが、聞いてみると、各学校がバラバラであるんですよね。私ちょっと聞きましたら、バラバラである実態、そしてからそれが機能しているかどうかの確認がされてのご答弁ではなかったようですので、再度それは求めておきます。実際に教職員が相談できる条件と環境があるか否かが問題なのですから、その確認がこのたびできたのか、それともそこに課題はないというご認識なのでしょうか。

そしてまた、菊池鹿本地域産業保健センターに触れられてご説明がありましたが、実は私も熊本労働局に問い合わせてその情報を持っていました。そのおっしゃい

ましたセンターは、管理職を通して教職員に周知されているでしょうか。そのセンターは今申し上げました熊本労働局が実施している、これは全国初めての取り組みであるそうですけれども、労働者とその家族、経営者、労務担当者等の心の病の相談に専門医師らが無料で応じる、熊本産業保健心の健康アドバイザーリスト制度というのがありますが、その中の一つなのでしょうか。県下に34ぐらいの病院があるようですけれども、菊池管内では有働病院、菊陽病院、中山記念病院がそれのようですが、それらは管理職を通して周知され、活用され、機能しているでしょうか。それをお願いしたいと思います。

働く者が心身共に健康で希望を持って働くことこそ、社会活力の源泉だと思います。生産性の維持発展と公共サービスの進展を期し、そのたびに労働者の精神疾患を減らし、公務災害を根絶すべく、法は環境と条件の整備を義務づけてきました。現況を放置すれば社会的病理は進み、次の世代が元気づくはずがありません。市役所及び市町村立の小中学校は、広義では本市が事業主であるわけですから、労働安全衛生法もまた憲法、自治法と同じように、厳格に遵守され、民間の範たる職場環境を構築しなければなりません。

いろいろお伺いした中で、不十分な部分や課題が明らかになりました。

そこで、毎日の労務管理において、労働安全衛生法を遵守し、不十分さや課題を超える為の具体的な問題について、市役所、学校共に今後の方針をお伺いいたします。

法に基づけば、職員の出勤時刻、退勤時刻、時間外労働時間、持ち帰り残業時間等が記録され、3年間の保存義務があります。所属長は、職員の勤務実態を正確に把握し、一人一人の課題を当事者と共有されているでしょうか。これは学校にも同じことをお伺いします。

学校については現在、勤務時間があって、ないに等しい状況です。早急に勤務時間の実態把握とその記録作りとその保存及び体制づくりが定着しなければなりません。労働安全衛生法に照らし、今後、どのようにお進めになるでしょうか。

それから、産業医の面接の基準については、市役所、学校ともにどうお考えでしょうか。

それから、菊池市安全衛生管理規程によれば、臨時の任用職員及び非常勤職員は、私の見たところでは法の適用外の冒頭にそんなふうな記述がありました。今日、333人にも上るこれらの非正規の職員にも何らかの保護が必要だと思われますが、いかがでしょうか。

それから、熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程によれば、県立学校の職員はこの規定の視野に入っていますが、市町村立の小中学校の職員はこれに含まれて

いません。このことから、早急にこの管理規定に市町村立の小中学校の職員を組み込むこと、もしくは本市教育委員会で小中学校職員安全衛生管理に関する要綱を定めること。県教委に聞きましたら、こちらが望ましいと言っていましたが、どうお考えでしょうか。教委で同時につくっているのは、熊本市もそうですけれども、かなり全国的にはありますね。学校においては、学校保健安全法と労働安全衛生法が混同され、ややもすると学校保健安全法で問題処理がされがちな面があり、労働安全衛生法の精神が活かされていないようです。また、養護教諭に安全衛生管理業務が肩代わりされやすい面も指摘されています。調査をしてみると、学校ごとに対応が違います。特に管理職への指導教育が必要と思われますが、いかがでしょうか。

それから、労働時間と共に市役所の職員、学校の職員、共通して聞かれるのが、異動に起因することが多いようです。異動に際しての自己申告、ヒアリングの、やっていらっしゃると思いますけれども、形骸化が一面では言われ、当事者へのさらなる配慮が求められています。所属長による十分な対応が求められますが、いかがお考えでしょうか。

私は、この質問を起こすにあたり、いろいろな関係者から意見を聞くことができました。幾らか課題を残すようではありますけれども、どうか手応えのあるご答弁をお願いをいたします。

教育長のご答弁の後に、市長から、職員の安全衛生管理について、トップとしてのお考えをお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 健康で安全な職場づくりにおいて、様々な取り組みを行う中で、長時間労働者とメンタルヘルス対策が大きく取り上げられているところから、所属長である課長において、職員の勤務時間を含めた勤務状況を十分に把握しているか、職員の持っている課題を共有しているかということですが、勤務時間につきましては、タイムカードと時間外勤務命令簿で長時間勤務であるか確認できるものですが、勤務状況を含めた職員の個々の問題点や課題につきましては、現在のところ十分であるとは言えない状況であると言えるのではないかと思います。今後は、職員をよく理解することから、職場面談を通じて話し合いを行い、コミュニケーションがよくとれる職場づくりに努めるとともに、管理監督者が職員の勤務状況を把握し、職員の課題が共有できるよう、対応していきたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、長時間労働者に対する産業医の面接指導が十分できていないということから、産業医の面接基準等については今後、どのように

基準が効果的に運用できるか、産業医や衛生委員会の意見を参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、臨時的任用職員に対する配慮については、菊池市職員安全衛生管理規程第29条の適用の特例により、臨時的任用職員または非常勤の職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取り扱うものとすると明記しております。今まで健康診断については一般職に準じて実施しておりますし、今後も職員と同様の取り扱いを行い、健康管理及び安全管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、異動に際しましての当事者への配慮につきましては、役所の職員として、人事異動は避けて通れないものがありますが、長時間労働や心の病には、仕事への適性、職場での人間関係、仕事量、ノルマの増大等、様々な要因が考えられます。異動に際しましては、各職員の状況や各課の状況を把握するため、自己申告書の提出や部課長等のヒアリングを行っており、適材適所を基本に実施しているものであります。尚一層、状況把握につとめ、適正な人事配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） ご承知のとおり、教職員の任命権者は県教委であります。本年3月に策定されました熊本県教育振興基本計画においても、教職員の多忙感やストレスの問題、あるいは健康管理は自由な課題と位置づけられ、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく教職員の健康診断の実施とともに、公立学校共済組合とも連携した健康管理の徹底、メンタルヘルス保持の観点からの管理職・教職員の研修、講師派遣による校内研修の充実等が謳われています。教職員の勤務時間の実態把握やその記録づくり、及び体制づくりにつきましては、管理職によるヒアリング等の面接の際に勤務の状況、実態について聴取したり、また日頃の観察により把握しているところでありますが、改正労働安全衛生法の趣旨からさらに取り組む必要があると考えます。今後、その実態把握についてどのような方法がよいか、しっかり考えてまいりたいと思います。

しかし、この問題は一教委だけでなく、県教委全体として取り組むべき課題でもあると考えますので、教育委員会としましても県教委とともにこの問題についてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また、臨時的任用の先生方の配慮ですけども、本採、臨採関係なく、全く同じように対応していくことが当然だろうと思います。

次に、産業医の設置を目的とした要綱等の制定についてですが、市教委としまし

ては、先ほど申しました、菊池鹿本地区産業保健センターの利用を考えておりますので、現時点ではご指摘のような新たな規定、要綱等の制定は考えておりませんが、今後の課題とさせていただきたいと思います。

教職員のメンタルヘルスに対しましては、先輩職員や校長、教頭などの管理職への相談体制が重要であると考えます。その徹底にはまず学校や校長によって実態把握や指導の差がないようにすることが重要であろうと思いますので、管理職等への指導の強化を図ってまいります。

また、先ほど指摘がありました、地域産業センターの周知を含め、県で配置されておりますスクールカウンセラーや心の相談窓口の活用、及び市教委で実施しておりますスクールサポート事業、学校教育指導員等の利活用など、校内及び校外における相談体制の充実、及び啓発に努力していきたいと思います。

最後に、学校教職員の異動につきましては、県の教職員の異動方針細則に基づき、毎年12月から全教職員に異動調査を聴取し、その後も必要に応じて本人の希望を聞いて実施されており、当事者の意向も十分配慮されていると思います。

異動事務については、今後もよりきめ細かな対応をして、適正な人事を実施してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○11番（怒留湯健蓉さん） 産業保健センターは私が申し上げたのと一緒にですか、労働局がやっている。じゃあ違うようですね。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 安全で健康な職場生活を送るということにつきましては、すべての労働者の願いであることは言うまでもないわけであります。また、背後にあっては家族の皆さん方も大変この職場にある連れ合いの人であったり、あるいは親子であったり、心配をしていることだろうと思います。これは民間であれ、公の団体であれ、この職場というものについてはいささかも変わることはないと思っております。こういった中でも安全と健康を確保するということについては、ご指摘のとおり、事業者としての責務であります。我々からすれば、地方公共団体が、すなわち市役所が基本的な責任を果たしていかなければならないという認識を持っております。

一方、最近の社会経済が非常に目まぐるしく変わっておりまして、こういった環境が急速に変わることによりまして、地方公共団体の置かれている環境ということにつきましても、大変厳しさを増してまいっております。

市町村合併あるいは地方分権の推進など、複雑多様化しております、職員に求

められる仕事の量なり、あるいは質なり、そういう内容というものは常に勉強研さんを深めていかなければ、この職場で職務を果たし得ないという、一つのジレンマがあるのではないかと思っております。こういった役割と責任というものは、重くのしかかっている中においての職場環境というものをどう保っていくのかということではないのかなと、このように思います。

特に、こういった職場の中でメンタルヘルスという言葉が使われておりますが、非常に過去においては、このメンタルヘルスという言葉については何かしらサボタージュでもしているかのような、病気ではないような、そういった概念によって捉えられていたものがあったんではないかと思います。非常に本人ないし周囲の関係の方々からすると、心の病として、どこにどういった思いがあるのかというのをなかなか把握できないということで、助けようとすることがかえって深淵に落としてしまってみたり、激励をすることがかえってまたそのような思いに立たせてしまったりということで、非常に難しい一つの病気であるということは言えるのではないかなと思います。

そういうものを含めて、長期療養を余儀なくされている市職には数名の方々がおられます。そういうことにおいて、健康というものについては意外と形骸化した形の中で捉えられてしまっている向きがあったんではないかなと。この産業医というものについても、もう恐らくスタートいたしまして20年からなると思いますが、このことについては、単なる内科的な診断とか外科的な診断とかいうようなことであって、心の診断というまでには至っていなかつたんではないかと。

○11番（怒留湯健蓉さん） 今後の方向だけで。

○市長（福村三男君） そういう思いで、今後はこういったものについてぜひ一つ、積極的に取り組んでいかなければならない、その原因というものがわからなければ、取り組みの方法論というのが出て来ないんじゃないかということで、大変私は危惧をいたしておりますが、大変ご指摘のとおり、長時間労働によるものであるとか、ストレスが溜まってワーキングパワーが充電できないとかというご指摘でありましたが、そういう原因の事々についてよく調べて、そして専門家との協議を進めながら、まさしくこの健康な状態で職場で働くような、そういう労働環境をつくっていくことについて、組織の見直し、あるいは外部からのそういうお知恵を拝借しながら取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） はい、よろしくお願いします。

じゃあ、次にいきます。

菊池地域福祉計画に言う、福祉でまちづくりをどう具体化するかということについて、お伺いをいたします。

思いますに、私たちが生きるこの社会は、一部の富裕層を除けば圧倒的多数の人々が明日の暮らしに様々な不安を抱えています。もちろん、人は自力で幸せな一生を全うしようと努力しますが、個人の努力ではどうにもならない問題、老いの問題、心身の障がいの問題、あるいは思いがけない病や事故に見舞われる問題等々、誰もが抱いている永遠の課題です。本市においても、高齢化や過疎化が進む中、昨今特に、福祉の充実をという言葉がいろんな場面で聞かれます。それは、今述べたような不安層が増大していることの現れだと思われます。福祉とは、幸せや豊かさを意味する言葉です。いわゆる公共の福祉、社会福祉とは、未成年者、高齢者、障がい者で生活上、何らかの支援や介助を必要とする人、または経済的に困窮な人などに対して生活の質を維持向上するためのサービスを社会的に提供することですから、したがって国も地方も福祉サービスの提供に関するプログラムを政策として示さなければなりません。特に住民の命と暮らしに最も近い政府である市町村の福祉政策は、実態に即したより細やかなものでなければなりません、この度、合併により失効していた旧菊池市の菊池市地域福祉計画が新市のそれとして、新しく再策定されました。計画書の巻頭言で、市長は、19年策定の障害者福祉計画、18年策定の老人福祉計画と介護保険事業計画、17年策定の次世代育成支援行動計画の各制度で賄えないニーズを補完するものとして策定したと述べられています。そして、市民のあらゆる個人や組織と行政の協働を促し、そのためにも関係部署が連携して地域福祉に対する行政の役割を果たしていくことを明らかにされています。

大変力強く、希望の持てる巻頭言です。

本計画は、基本的な理念を示したもので、具体策は今準備中であろう次のアクションプログラムに待たなければなりませんが、菊池市地域福祉計画に言う、その地域そのものと、そこに横たわる実態を解き明かしながらお考えを伺います。

1つ目には、地域間格差です。そして、地域の特性の把握です。これをどのように進めになるか。それから、地域福祉に必要な人材の確保、これをどうお進めになるか。それから、当事者の実態の把握、これは様々な支援を求める当事者がいらっしゃいますが、人権や個人情報に配慮しながら、正確な実態の把握が必要です。どうお進めになるのか。そして、それらの高度の作業を進める当局の実務担当者の確保はできているのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。怒留湯議員の第1回目の質問にお答えいたします。

本市では、地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、お互いが協力しあって生活できる社会の復活を目指して、平成20年度に地域福祉計画を策定をいたしました。旧菊池市においては、平成15年度に地域福祉計画を策定しており、現在は11の地区社協を中心に体制づくりが確立しております。活発な地域福祉活動が展開されております。しかしながら、七城、旭志、泗水地域の旧町村では、地域福祉計画が作成されていなかったことで、地域福祉活動を実施できる体制は整っていないのが現状であります。

本年度は、社会福祉協議会が計画を実践に移すために、地域福祉活動計画を策定することになっております。具体的な推進方法や取り組みにつきましては、これから活動計画の策定に並行して検討していくところでございます。そのようなことで、まだ具体的な取り組みはまとまっておりませんが、回答できる範囲で答弁させていただきたいと思います。

まず、地域間格差、地域の特性の把握についてですが、昨年の計画策定時に、菊池市を22地区に分けてワークショップを開催しております。その中で、地域の困り事や、その解決のアイデアについて、地域の皆様と話し合っており、ある程度の地域間格差や地域の特性は把握できているところであります。

本年度も地域に出向き、皆様と協議しながら、各地域に見合った体制づくりや格差是正の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、七城、旭志、泗水地域では、本年度、モデル地区の募集を行いまして、重点的に支援してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉に必要な人材の確保についてでございますけど、今回策定いたしました地域福祉計画の中で、菊池地域では地区社協の役員の中に運営委員を設置していただき、七城、旭志、泗水地域での福祉の窓口となり、行政、社協との連携、連絡を担う地域福祉委員を行政区ごとに選任していただき、福祉の推進に向けて中心的役割を担っていただくこととしております。

次に、当事者の実態の把握についてですが、昨年のワークショップの中でも、問題視されたところですが、民生委員さんは複数の行政区を担当されておられるということで、すべての情報を把握することは困難であり、民生委員さんのお手伝いや情報をつなぐような委員が、隣保班等の小さな区域で必要であるという意見が多数出ております。具体的な把握の方法は、各地域の皆様と協議しながら検討していくかというふうに考えております。

次に、その作業を進める実務担当者の確保につきましては、社会福祉協議会にお

いて、地域福祉活動を活性化するために、専門委員を配置しており、地域活動の掘り起こしや地域福祉の指導にあたっているところであります。

また、行政におきましても、活動計画策定に向けて、昨年度に引き続きまして、関係各課でプロジェクトチームを編成し、地域福祉を推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君）　怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん）　はい。ある程度の地域間格差や地域の特性は把握されているということですが、より具体的な把握が必要ですね。地域に下りていって実態に触れること、これをお勧めします。

人の確保ということでは、民生委員さんの他に運営委員さん、それから地域福祉委員さんを選任していただくということですけれども、旧来の民生委員さんでもその選任は非常に難しい。これとは別枠の役員の選任については、行政のよほどリーダーシップが求められてきます。社協との強力な連携、理事会、評議委員会でもしっかり論議を尽くしていただきたいと思います。国の責任として、本格的に社会保障制度が始まったのは敗戦後で、まず敗戦処理として復員軍人や遺族の経済問題に対処するためにつくられたのが生活保護法、続いてつくられたのが、戦争孤児のための児童福祉法、これにより児童養護施設が次々と民間でつくられてきました。次に、傷痍軍人などを救済するために身体障害者福祉法が施行されるなど、次第に日本でも社会福祉政策が確立していくようになったと言われています。これらを福祉3法といい、その後の1960年代の知的障害者福祉法、老人福祉法、そして母子及び寡婦福祉法が制定され、これらを福祉6法ということではありますが、言うまでもなく、法律はどの法律も最低基準しか決めていません。少子高齢化、過疎化が深刻な地方ほど、今、福祉問題を最も大きな課題として抱え込まされている本市も例外ではありません。

菊池市地域福祉計画は、福祉6法やこれまでの各制度を補完するものとして策定したと述べられています。これは大変重要な視点です。

それでは、菊池地域福祉計画が言うところの地域に、自らの問題としてのその認識があるのか。そして、その地域が実際に存在する問題の解決の担い手となりうるかについて、お伺いをいたします。

大変卑近な例で申し訳ありませんけれども、私の地区では、きくちゃん体操が取り組めているんですね。取り組めていますけれども、始める前に3年半ぐらいの仕込みの期間がかかりました。同じようなことが他の地域でできるだろうかと心配を

いたします。

そして、住宅地、非農家が多いですので、お隣に声を掛けやすいし、割と時間を持った方が多いので、見守りもしやすいけれども、他の地区では同じようにはできないだろうと心配をいたします。

それから、申し上げたようなことが、善意や好意で今行われていますけれども、善意や好意だけでは続かないですよね。行政のリーダーシップとマネジメントが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。そして実態に即した制度と人と財政の裏付けがやっぱり必要となってきますが、それについてはご準備がございますでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 2回目の質問にお答えいたします。

きくちゃん体操の取り組みにつきましては、菊池市全体で交流の場としてのサロンを各地域で開催しており、菊池地域で48カ所、七城で8カ所、旭志で3カ所、泗水で4カ所、計63カ所でふれあいデイサービスや、語らいの場という集いを行っております。

開催箇所には、社協などによりきくちゃん体操が紹介され、そのうち継続して実施しているのが13カ所と把握しております。

高齢者に合ったこの体操は、介護予防やレクリエーションの一つとして、一層の普及を考えております。

次に、お隣などへの声かけにつきましては、具体的な事例は把握できておりません。地域によっては、昔なじみの近所付き合いでのお裾分けがしやすいところはまだたくさんあると思いますが、ワークショップの中で、昔は雨戸が閉まったままだったり、新聞が溜まつたりしていたらすぐにでも声かけを行っていたが、最近はプライバシー問題等で声をかけにくくなつたとの意見がありました。

解決案として、福祉委員などの肩書きがあれば声かけしやすいとか、回覧板をまわすときに手渡しで渡すなどの意見が出されております。このような意見をもとに、地域の話し合いの中で声かけ運動の推進を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、行政のリーダーシップとマネジメントにつきましては、旧菊池市において、以前から地区社協に対して、社会福祉協議会を通じまして、助成が行われております。また、七城、旭志、泗水地域では、サロンなどの開設や地域の見守り活動など、地域福祉の仕組みづくりをする地域には、小地域福祉活性化事業のモデル事業となっていただき、社協を通じまして助成を計画したいと考えております。

人的支援につきましても、社協と協力しながら、地域の支援を行ってまいりたいと思います。

最後に、実態に即した制度と人と財政の裏付けにつきましては、地域福祉活動を進めるにあたり、行政からのお願いだけでは活動が長く継続されるものではないと考えております。地域の皆様がどうにかしなければならない将来のために、早急に取り組むべきというような意気込みがなければなりません。

地域の皆様が自分達で企画し、実践に移してこそやる気も出るし、長続きもするのではないかでしょうか。行政や社協は、地域に先進地の事例等の情報や実践に培われたノウハウを提供しながら、地域の自発的な地域福祉活動を支援していきたいと考えております。

本年度、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成してまいりますが、その段階で、地域ごとの詳細な特色を把握し、各地域での人的及び財政的支援のニーズについてのご意見を伺い、実情に応じた活動計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君）　怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん）　はい。諸々苦労しながら進めていっているという状況が少しありましたが、今後つくられるそのアクションプログラムというのは、いろんな状況を想定して策定されて、短期、中期、長期と、随時見直しをかけながら進めなければならないでしょう。財政の裏付けされた政策の連続と、関係課の強力な連携、そして責任者の確実な継承が不可欠です。さらなるリーダーシップの発揮と、高度なマネジメント能力が求められていることを自覚して、ご準備いただきたいと思います。

最後の質問になりますが、本格的な少子高齢化社会を背景に、1997年に児童福祉法が改正され、2000年には高齢者向けの保健福祉サービスを統合した介護保険法が施行され、この2法だけではなく、2006年に施行された障害者自立支援法もまた、利用者に原則1割負担を求める契約制度になりました。

このように、社会福祉政策はそれまでの措置制度から契約中心の制度へ、大きく転換、後退をしました。この一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の経済的、精神的負担は増大し、同時に市町村の財政的、人材的負担もまた激増しました。しかしながら、未来に向かってかつ新しい視座をもって策定された、今時、菊池市地域福祉計画、そしてそこに言う、福祉でまちづくりの理念に、その夢に何とか光を当てて形あるものにしなければなりません。

福村市長は、先の選挙戦の中で、学校の耐震化とともに、市民の命と暮らしに密着した福祉の分野を重点的に進めていきたいとおっしゃいました。これは、市長の選挙公約でもありますので、市民の命と暮らしに密着した福祉の分野そのものである、菊池市地域福祉計画で明らかにされている、福祉でまちづくりの理念を今回、国が示した地域活性化経済危機対策臨時交付金事業メニューの中の地域総合健康サービス産業創出プロジェクトに重ね、これを菊池スタイルの形にすることと、その拠点づくりについてご所見を伺います。

ちょっと時間が競ってきましたので、少し飛ばしますが、ご提案をするのは、これからの中長期政策は従来の縦割りの単位事業主義の弊害を超えた、統合型でなければなりません。行政が取り組めない、民間が乗り出さない谷間の需要に応えるために、豊富なメニューが待たれています。今、菊池に望まれていること、地の利を得ていること等々を理由として、統合型の地域福祉を提案いたしますので、お考えをお示しください。

1つは、障がい者の就労の場づくりです。既に取り組まれていますが、完全ではありません。2つ目に、高齢の方の心身の健康維持増進の場づくりです。これも受け皿が足りません。それから、教育及びメンタルヘルスのためのホースセラピー及び将来的には、菊池農校との連携による娯楽スポーツとしての馬場の準備。様々な障がいにとってホースセラピーの評価は高いものがあります。民間では取り入れている人たちがいますが、連携できないでしょうか。それから、空き家と休耕田利用のグリーンツーリズムの新たな展開、田舎の癒し、緑の癒し、土の癒しは究極の福祉です。民間は進んでいます。連携できないでしょうか。それから、ヨガや傾聴等の各種ボランティアの活動拠点等として、総合的な心身の癒しの空間づくりをご提案をいたします。いかがでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） ただいま5点について質問がありましたので、市民部の方としましては、3点につきましてお答えしたいと思います。

障がいのある方の就労支援の場としましては、障害者自立支援法に基づく就労意向支援、就労継続A型、B型、また地域活動支援センター等の事業で対応しているところでございます。

特に、地域活動支援センターにつきましては、市より年間370万の委託事業として、障がいのある方々に生産活動や創作活動の提供をお願いしているところでございますが、経営も非常に厳しく、新たな支援の要望にも出ているところでございます。そのようなことから、現在、国や県といたしましても、特別対策事業による

経営の安定など、事業者に対する支援等を実施しておりますし、障害者自立支援法の見直しも検討されているようでございます。

今後、市としましても事業者からのニーズを十分把握し、国や県と連携しながら就労継続B型への移行促進を含めて支援していきたいと考えております。

また、一般就労の場の確保につきましても、現在の雇用情勢等も踏まえると非常に厳しい状況にあると言わざるを得ませんが、今後、ハローワーク菊池や障害者就業生活支援センターなどと連携をしながら、支援を行っていきたいと考えております。

次に、高齢者の心身の健康保持と促進につきまして、ひとり暮らし高齢者などに対し、本人の自立や介護者の負担軽減等を図り、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような介護予防生活支援を重視したサービスを提供しております。

福祉サービス事業の中で、通所等の方法により、いきがいと社会参加を促進するふれあいサロン、地域ごとに公民館などを拠点に高齢者が集い、交流の場としてふれあいデイ、同じ市民の方と活動したり利用者でお茶を飲んだり、高齢者の方々のふれあいを楽しんでいただく、ふれあい喫茶などがあります。ひとり暮らし高齢者などの方々で、家から外出することが少ないなどの理由により、閉じこもり傾向にある人も多いかと思います。このような方々が毎日利用できるような拠点づくりにつきましても、老人福祉センター等の利活用を促進し、高齢者の方々が気軽に利用できる体制の充実を図ってまいりたいと思います。

最後に、ヨガや傾聴等のボランティアに携わっておられる方々に、高齢者や障がい者の健康維持増進や、介護予防の事業のお手伝いをしていただくことは、行政としましても大変有り難く、貴重なご意見と思います。ボランティアセンターやボランティア協議会と協議し、利用者のニーズ把握と関係者の意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○11番（怒留湯健蓉さん） じゃあ、また次にお願いさせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

---

○—————  
休憩 午前11時57分

開議 午後 零時59分  
—————○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 通告しておりました、高齢化時代の施策についてお尋ねをいたします。

今日、我が国そして本市が直面をしております最重要課題に、人口の高齢化があります。本年3月策定の市地域福祉計画によりますと、本市の高齢化率65歳以上は市人口5万2,300人に対し1万3,885人であり、その比率は26.8%であります。地区別にみますと、最高は龍門地区37%、河原、水源、水迫、戸崎、七城南、泗水西地区では32%を超えております。さらにひとり暮らしの高齢者は市全体で1,820世帯、10.3%であり、高齢者夫婦は1,780世帯、10.1%、合わせますと3,600世帯、20.5%となり、本市の5世帯に1世帯がひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者夫婦という現実であります。

市政にとりまして高齢者が市人口の4分の1を超える現実をみると、行政の使命であります、すべての市民が安心して暮らせる社会のあり様を模索することは、市政にとりましてこれはまさに義務であります。

さらに、高齢化時代を論ずるとき、避けて通ることができない問題として、高齢者予備軍と呼ばれる存在があります。企業、あるいは公務員等で60歳で定年を迎えた皆さんには、退職と同時に年金生活に入られます。が、現実には年金支給は延伸され65歳からとなっております。5年間収入がなくなるわけではありませんから、この間、どうやって生活をやるのか。これらの高齢者予備群の皆さんとともに、高齢者の皆さんの中で一部の高額所得者は別として、働きたい、収入が欲しいという方々、また高齢者の中にも同様の思いを持ち健康そのものという方も多くおられます。ここは市政から見て健康で充実した生活を送るという人生の一時期としての位置づけを施策の中で取り組むことを考えるべきではないか、そのように思います。一般的には第二の人生と言われるこの時期をいかに生き抜くのか、退職後、社会の中でどんな役割を果たせるのか、ソフト、ハードに関する指導、さらには高齢者の就業機会の創出も含め、新たなライフスタイルを市政の中で施策として取り組む必要を強く思うものであります。

ここで、高齢者の呼称についてでありますと、従前からの老人福祉、社会保障制度における高齢者という年齢の位置づけでありますと、高齢者とはこれはもう皆さんが案内のとおり65歳以上、高齢化率とは65歳以上を人口比で表示するその根拠、これは1956年、昭和31年、国際連合で定められております。また、高齢化社会という表現は、これも国際連合の定めにより、人口比率が7%を超えた社会を言うとあります。

さて、定年制についてでありますと、65歳定年が確実の時期は、少し先のことではないかと思いますけれども、その間、60歳から64歳までの対応が、市政にとりまして大きな課題であります。

さて、市政における従前からの高齢化対策を見るとき、年金、医療、介護、さらには交通手段、住宅等のいわゆるバリアフリー化等が主体的に論じられ、健康問題、経済的負担等への不安に対しての施策がポイントであったと思います。

ところで、高齢化を論ずるとき、総体的に少子化の問題があります。本市の人口推計によりますと、総人口は緩やかに減少をたどっております。人口増加を目指し、施策を施しても、人口バランスの回復にはほど遠いというのが現実であり、その数字が推計で示されております。その高齢化率も、平成27年、6年後には27.7%となります。総人口の3分の1に限りなく近づくことを示しております。この推計には、高齢者予備軍、特に団塊世代の大量退職者の皆さんには加わっておりません。

高齢者予備軍を含む高齢者の皆さんには、現役時代、我が国の繁栄を支え、あるいは地域社会のために全力で頑張ってこられた方々ばかりであります。当然、あらゆる分野での知識、経験を持ち、そして多くの方は健康であります。その活用を考えるのが市政の使命であろうと申し上げるところであります。

さきの日経のアンケートによりますと、定年後、睡眠時間を除く余暇時間のうち、50%はテレビ視聴とありました。私が申し上げたいことは、定年後の新たな人生について、従前から言われてきました悠々自適、晴耕雨読、あるいは余生を送るという考え方を持つ方もおられると思いますけれども、今日では60歳定年からの人生は平均寿命から見て20年、25年のスパンでの対応が必要であります。生きがいを感じる市政の対応が求められるところであります。従前からの市政の高齢化時代への取り組みの中で、施策としては、施設の整備はそれなりに進んでいると思いますが、高齢者予備軍の皆さんとともに、介護が必要でない健康そのものの高齢者の皆さんへの、暮らしに対する対応の施策が抜け落ちているのではないか。そのように思います。元気で、働く意欲を持ち、若干の収入を得たいとの思いを持つ方々の就業機会の創出について、定年後の高齢者予備軍の皆さんの中雇用も含め、市として検討すべきであります。

申し上げていることは、あくまで高齢化対策であり、今日の世界的不況に対して、国、市の経済対策による再雇用に向けての制度の整備等は別問題として捉えてほしいと、そのように思います。

次に、対象者に対するアンケートの調査も一つの方法ではないか。そのように思います。いかがでしょうか。率直なる答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 松本議員の質問にお答えいたします。

まず、高齢者の就業機会の創出についてお答えいたします。高齢者に対する就業支援は経済的、生活基盤づくりばかりではなく、健康の維持増進や生きがいづくりなど、様々な意義を持っております。特に現在、団塊の世代が大量に退職を迎えており、それに伴い、これまでにない大量の元気高齢者が社会に溢れることになります。

これらの方々は、議員ご指摘のように、定年退職後に充実した生活を営むには、年金や蓄えのみでは十分でない方々も多く、就業によって収入を補う必要があると思います。

また、一応生活できても将来に蓄えて安心して生活できるように、定年後も就業を希望する人や、年金の支給年齢の引き上げにより、収入確保のための就業が今後益々大きな位置を占めるようになると予想されます。また、知識、技能、経験や趣味を生かした生きがいのためや、健康の維持、社会参加など、社会的に必要なことがあります。社会の側からすれば、少子化高齢化社会の中で減少していく労働の人口を補う意味で、高齢者の労働は貴重な資源であり、労働力の確保にも必要となつてまいります。

これに対し、国や県としましても、様々な雇用対策を講じておりますが、本市としましても高齢者の高い就業意欲と自らの知識や技能を生かしながら、労働力の担い手として活動できますよう、関係機関と連携をし、より一層の高齢者の就業支援に努めてまいりたいと思います。

次に、高齢者に対するアンケートにつきましては、平成20年の1月、第3期菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しの際に、介護保険に関する内容を主としたアンケートを実施したところでございます。この結果、生きがいを感じるときは家族との団らんのとき、テレビを見たりラジオを聴いたりしているとき、友人や知人と食事・雑談しているとき、仕事をしているとき、家族の世話をしているときが、それぞれ4割を超えております。家族や親しい人に囲まれた時間に生きがいを感じる人が多いという結果になっております。ただ、このアンケートにつきましては、介護保険や介護予防に対する取り組みの調査項目が中心でありまして、就業に関する、深く掘り下げた項目までには至っておりません。高齢化社会に向けた高齢就業の必要性、目的及び意義に鑑み、高齢者の就業確保のために条件を整備することや、高齢者の就業上の留意点などを分析しながら、高齢者の就業が実現できるように考えるべきと反省をしております。

今後、シルバー人材センター等で情報の収集を図りながら、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再質問をいたします。答弁によりますと、就業機会の創出に対しましては、高齢者予備軍のみなさん、定年退職後のいわゆる退職金の年金の支給の延伸、あるいは蓄えが心許ないという方も当然おられるであろう、そういう方々の生活に対する不安というものもあり、今後は就業の希望者も増えるのではないかというようなことをおっしゃっていたように思いますが、当然、その辺のところを踏まえての市としての施策をぜひ考えてほしいということを申し上げているところであります。

私は、健康で働く意欲を持ち、できれば若干の収入という方々に対しての施政、あるいは政治の有り様として、施策を講ずるということは、これは先ほども申し上げましたが、義務であるというふうに理解をするものであります。

再雇用につきましては、これはもう大変厳しいところであります。地方の場合、特に限られた範囲になるというふうに思うところでございますが、申し上げていることは、相談に乗り、そして指導を行うと、そのような必要性を申し上げているところであります。

アンケートにつきましては、介護制度あるいは余暇時間の、高齢者における余暇時間の過ごし方等々についてのアンケートは取っておられますけれども、この就業に関しては、行っておられないという現実もあるわけでありますので、今後、できれば検討をしていただきたいなという思いであります。

さて、高齢者に対する市政の体は、まさに縦割りの組織であります。市民課に年金係、生きがい推進課に高齢福祉係、介護保険係、包括支援係、健康推進課に国保医療給付係、健康推進係、すべてが高齢者に対する組織とは思いませんが、今後は高齢化の現実、人口比率から見ましても各分野を総合的に取り組む組織体制の必要を感じるところであります。例えば、高齢化対策としての総合相談窓口を設置する、この場合福祉全般にわたる相談、特に就業あるいは再雇用に対しては指導対策、そして地場企業との連携により、相談に応じるというような対応。あるいはまた福祉に関しての多岐にわたるサービスに対しての相談を受けるということ。あるいは各種助成制度等の一元化というものを考えてはどうかなということで申し上げるところであります。

ところで、高齢化社会の到来に対する従前からの対応は後追いであったと思いま

す。国の人ロ推計では、高齢化率ですが2030年に32%となります。これは国の全体の数字でございまして、2055年にはちょっと後になりますけれども41%になるというのが数字の上で示されております。国の人ロ推計でも驚くような数字であります、地方ではさらに早いスピードで高齢化が進んでおるという現実をぜひ受け止めていただきたい。

さて、本市の高齢者に対する施策を総合計画が示しております。高齢者福祉の充実について、その現実と課題の中で、急激な高齢化は元気に活動する高齢者の存在とともに、その豊かな経験と知識を活用した地域づくりへの可能性をもたらすと、これはちょっと何回か読みましても何が言いたいのかというのが非常にわかりづらいというふうに私は思っております。同時に、今議会に示されました施政方針の高齢者福祉の充実の高齢者支援についてであります、高齢者の社会参加、学習機会の充実、シルバー人材センターによる就業機会の提供等であります。その内容は、総合計画と私は同義語ではないかと見ております。私は総合計画がありまして、その現実的な取り組みをするのが施政方針ではないかなと、そのように思うところであります。これにはいろいろな反論があろうと思いますが、後ほどお願ひしたいと思います。

ただ、老人福祉センター整備は平成21年に基本計画、実施設計、22年に建設、完成とあります。これはもう市民の皆さん、多くの皆さん、一日も早い完成をお待ちになっておられます。このことについては、期待をいたします。

そこで質問ですが、総合計画が示す現状と課題において、高齢者に対して何を期待しておられますのか、これは具体的にお示しください。さらに、課題解決についてはシルバー人材センターによる就業機会を提供するとあります。

そこで質問ですが、シルバー人材センターに対し、就業機会として何をどうこれまでに提供されておりますか。また連携の実態についてこれも具体的にお示しください。

現在でも市の人ロの4分の1強を占め、今後さらに上昇が確実視される高齢化社会に対して、施策の内容が寂しすぎるのではないか、そのように思います。

計画への記述も必要であります、問題は現実的な対応であります。

ここで一つの提案であります、施策として、大都市の企業等を退職されました市出身者の皆さんのがふるさとへ帰るというUターン現象、さらには出身地にかかわらず住みたい地域に移り住むというIターン現象が湧き起こるような施策を駆使しながら、魅力溢れる町をつくろうではありませんか。これは企画部門の所管だらうと思いますが、ここは答えを求めるということではなく、感想でもあれば答えていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再質問にお答えいたします。

高齢者福祉施策の総合窓口としましては、高齢福祉係、介護保険係に加えまして平成20年度から地域包括センターも統合し、市民部生きがい推進課で一括対応しているところであります。現在のところ、事務的には大きな支障はきたしておりませんが、これから高齢者の増加に伴い、就業、再雇用を含めた相談件数の増加が予想されることから、各種のサービスに対する十分な対応が必要になり、組織機構の見直しについては、内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、具体的に高齢者に対し何を期待しているかでありますが、これから先、さらに高齢化が進むことが見込まれる中で、明るく活力ある超高齢化社会を築くことは本市の重要な課題であります。その課題の解決のためには高齢者が活躍できる場の創設が重要であります。長寿化に伴い地域社会の中で元気に活躍している高齢者が増えてきています。近年、高齢者の意識も変化しており、元気な間は自立して生活し社会に参加し続けたいと考える高齢者が多くなっております。高齢者が社会の一員として、生涯現役で活躍できる場を作っていくことが重要であります。社会の役に立つという自信と誇りを持つことができれば、高齢者の方々はもっといきいきと生活することができると言えます。

菊池市総合計画に述べております高齢者に対する期待、大きな可能性としましては、高齢者自らが健康や生きがいに対する意識の高揚を図り、その豊かな経験と知識の中で十分生かしていただくことであります。

行政としましては、それを最大限支援してまいりたいと考えております。例えば菊池市老人クラブ連合会では、昨年度、独立行政法人の助成を受け、主体的に高齢者の体力測定事業に取り組まれ、高齢者自らの体力を測定し、体力の維持健康づくりに取り組んでおられます。行政としましては、その事業を支援するとともに、測定結果を踏まえた指導を行い、高齢者の体力の維持、健康づくりを推進しているところであります。

次に、シルバー人材センターとの連携につきましては、シルバー人材センターは会社などの定年退職後に、自分の知識、技能、経験などを活用し、働くことによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実と活力のある地域社会づくりに参加することによって、地域高齢者のために生きがい対策の一端を担う公益法人であります。

昨年度、市の発注数及びその額はつまごめ荘の約1,667万円をはじめ、各総合支所も含めて21件、約4,400万円となっております。各課が多様な業務を

委託し連携に努めているところであります。

今後も団塊の世代が大量に退職を迎える中、発注業務も推進していくなど、シルバー人材センターとの連携をより一層強めてまいりたいと考えております。

さらに、UターンやIターンが起こるような魅力溢れるまちづくりにつきましては、今後とも府内で十分協議していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再々質問をいたしますが、総合計画が示しております高齢者の取り組み、高齢者に対する取り組みに何を期待をするのかということをお尋ねしたわけですが、最大限支援をするというような答弁でしたが、その私がお尋ねしたのは、その支援の具体的な内容をお尋ねしたわけでありまして、そのことがいわゆる施策ということになるわけでありますので、施策については今後ですね、十分に検討して、次々と打ち出していただきますように、これはお願いをいたしておきます。

また、総合窓口の設置については、内部で検討するよという答弁がありました。これは期待をいたします。シルバー人材センターの目指すところは、今日の高齢化社会に対応するため、高齢者の生きがいの確保、健康の増進を図りながら地域社会の発展に寄与する。さらに、働く意欲が旺盛な60歳以上の高齢者の皆さん、就職は望まないが経験や技術を生かして働きたい、社会に役に立つ仕事をしたい、多少なりの収入を得たいという思いを持つ人々を対象とした営利は目的としない等の法律に基づく公益法人であります。

平成21年3月現在の状況については、会員数が393名、菊池171名、七城74名、旭志23名、泗水125名、年齢別に内訳ますと60歳から69歳まで215名、70歳から79歳まで160名、80歳以上が18名、皆さん80歳以上で元気な方が頑張っておられます。いいですね。医療費の抑制にもつながるのではないかでしょうか。その仕事の内容は、1つ、技術資格を必要とする業務、これは車の運転免許等であります。2番目が事務整理、これは筆耕等であります、3番に、これは駐車場等の管理ですね、それから4番目がメーター検針、5番目が、これは一般作業で除草とか清掃とかということで、6番目がサービス、家事手伝い等々が大体そのシルバーさんの仕事の内容であります。

そこで、総合計画が目指しておりますセンターの就業機会の提供、支援については、答弁によりますと発注業務というものを推進し、連携強化を図るといわれております。今後さらにシルバー人材センターとの連係を密にされて、どんどん業務の

拡大を図っていただきたい。そのように思います。

現在、本所を中心として業務が進められておりますが、今後は総合支所の機能を強化して、あるいは活用しながらそれぞれに人員を配置し業務、これはいわゆる仕事の確保、あるいは会員募集等への積極的取り組みを期待をいたすところであります。

シルバー人材センターは公益法人でありますと、独立をしている組織であります。口出しあはいかがかと思いますが、私は市の方針の中でのただ一つの施策であり、その取り組みを期待するが故に申し上げているところであります。

ところで、さきの熊日紙によりますと、南関町のシルバー人材センターの活動状況の報告がありました。高齢者の生きがいづくりとして、野菜の直売、惣菜の販売のようですが、働くことは元気の素と責任者の方が言っておられます。町もこのことに、このシルバー人材のセンターのこの事業には、最大限の支援をしておるようでございます。私は、シルバー人材センター、南関町のシルバー人材センターの頑張りは手本ではないかなと、そのように思っているところであります。

市長、縷々申し上げてまいりましたが、ここは高齢化時代がやってきております。これに対する対策を考えるべきでありますと同時に、市民に対する福祉の充実という市の使命もあります。

思いをお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 様々なご意見を含めまして、ご質問をいただいたところであります、先ほど来、部長の方でお答えいたしましたが、シルバー人材センター、高齢者のまさに生きがいと就労の場の提供という、そういった役目を担いながら、幅広い分野にわたって行政と連携をしながら頑張っていただいているわけであります。

昨年度、平成20年度には新たに介護支援の分野も委託を契約しまして、連携をさらに深まりを見せているところであります。

ご指摘のように、今後、さらに高齢化が進んでまいります。これまで市政の発展に大変な先輩の方々にあって、お努めをいただいたわけでありますと、こういったことに対しまして、尽くしても尽くしきれないような感謝の念を抱くところでありますと、松本議員、思いは同じだと私は思っております。

本市といたしまして、今後、このシルバー人材センターの活用、運用というものをどう進めていくかということが直接、間接的にこれから老人福祉、特に高齢化の時代におきます生きがい対策としての就労というものを含めまして、大きな役割

を果たすことになるのではないかという思いでございまして、更にシルバー人材センターへの支援を強力に推進していきたいと思っております。そして、すべての高齢者の方々が真に菊池市という地域に住んだことに喜びと誇りを感じられますように、そのようにお互いが社会的な弱者という立場になってくるわけでありますから、お互いに支え合いながら心豊かな社会づくりに目指して、全力で頑張っていきたいと、このように思います。

また、この就労の場につきましては、いろんな委託事業を進めてまいりますけども、何かしら今、公共で発注している、あるいは委託をしているいろんな諸々の事業につきましても、過去においては就労していただくための失業対策的なものがあったわけですが、今日はそのようなものはありません。しかし、民業を圧迫しない限りにおいては、何かしらそういうものを模索する必要性があるのではないか。あるいは過去におきましては、家内産業として、家庭によって持ち帰って、部品の組立等々が縁側で見られておりましたが、昨今においてはそういう姿をそれぞれの市域を回りましても見かけることが数少なくなっています。そういうおうちの中で仕事ができるような仕事、そういうものにおいて、わずかながらとも生きがいの一つとしての所得をなにか上げることができるということも大切な生きがいの一つではないのかなということを先ほど来、松本議員のご意見を聞きながら感じたところでございます。

また、そういうものについてのあらゆる相談につきましては、部長答弁にありますように、今後、内部におきまして相談窓口をどうするかということは、シルバーハウスセンターも含めながら検討していかなければと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

○

休憩 午後1時36分

開議 午後1時45分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） こんにちは。日本共産党の東裕人です。通告に沿って質問をします。

今日は子どもと地域の将来に関わる問題で2つ質問をします。

はじめに、小学校統廃合の問題です。去る4月21日の月例会において、学校規

模適正化審議会の経過報告がありました。昨年6月19日に諮問して以降、1年間の審議の結論として、龍門小学校、迫水小学校、水源小学校は菊池北小学校に、河原小学校は隈府小学校に編入するとの答申が出されました。この内容は、熊日新聞でも報道され、広報にも掲載されています。教育委員会は、これからこの答申を尊重し、市役所の庁議体制を整え、基本計画素案を作成し、周知し、保護者、地域住民等への説明会を開催するとしています。

私は今日は、この小学校統廃合の問題で賛否を論じるつもりはありませんし、条件闘争するつもりもありません。この答申が市民の議論のテーブルに載せる資格があるのかどうか、審議の入り口から出口までの問題点について、質問をしたいと思います。

まずははじめに、教育委員会はなぜ審議会に学校規模適正化を諮問したのか。白紙で諮問、こう説明がなされたが、目的があったはずです。その出発点、動機は何ですか。また、適正化審議会の審議は適正であったと思うかどうか、まずははじめにお聞きします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず出発点でございますけども、今後ともその地域で相当期間、児童生徒の減少が続くことが予想される中で、教育委員会としましては将来の菊池を担う子供たちのため、良好な教育環境を整え、教育効果の向上を図るにあたり、適正な学校規模はどうあるべきかについて、その必要性を感じ、検討を始めたところです。教育委員会としましては、このことの重要性を認識し、慎重に検討していくことから、教育委員会の諮問機関であります菊池市学校規模適正化審議会に学校規模及び通学区域の適正化について諮問したところでございます。

また、諮問にあたり審議会から教育委員会に対し意見を求められた際は、学校の適正な規模等を審議していただくにあたっては、国の基準等にこだわらず、子供を中心に考えていただいて、本市の実態にあった適正規模はどうあるべきかを基本に審議していただくよう、申し上げたところです。

次に、適正化審議会の審議は、適正であったかとの質問でございますが、審議会設置につきましては、本審議会の設置につきましては、菊池市学校規模適正化審議会条例に基づいて行っているものでございます。また、委員の選任にあたっても、各中学校校区から地域の代表者として区長会、PTA関係者等、合計20名の代表の皆さんに委員になっていただきました。昨年度6回の審議会開催の中では、審議会答申に向か、会長、副会長を中心にして慎重に審議していただき、委員の皆様方の総意に基づいて答申書を作成され、提出いただいたものであります。従いまして

審議につきましては適正であったと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 動機につきましては、今報告も答弁もありました。ただ、この動機の問題では平成19年3月に公表された行政改革実施計画、個別計画書にもこの動機についてはっきり書いてあります。子供が減少する、そのために小中学校の再編、統廃合を検討する。そうすると、経費が削減される。結局、出発点やその動機は教育長いろいろ言われましたが、この行政改革にもあるんではないでしょうか。それから、適正化審議会の審議は適正かとの問い合わせに、適正ですという答弁でした。では、適正というなら次の5つの点にお答えいただきたいと思います。

1点目に、議事録、会議録の問題です。開示請求で取り寄せた会議録は要点記録でありました。全文記録ではない。読んでみると、おかしなところが多数ありました。

そこで、審議会のテープ6回分、10時間かけてすべて聞きました。すると、会議録には記載されていない部分で、非常に重大だと思われる問題が議論をされていました。

そこでお聞きしますが、この学校の統廃合問題は、どこでも大きな問題になることもあります。非常に慎重に扱うべきテーマだと思うんですが、後日紛糾することも予想されていたにもかかわらず、なぜ全文記録しなかったのか、1点目にお聞きします。

2点目に、公開の問題です。2008年4月21日の月例会において、この学校規模適正化については山瀬議員から、早めに報告してもらいたい。こういう意見があります。樋口議員からは、議論をオープンにして、市民が参画できるようにしてもらいたい。こういう意見も出されました。その際、執行部は審議会の公開についてはできるだけオープンにしていきたい。こう回答されています。ところがその後1年間、議会には知らされることなく、公開もされず、今年2009年4月の月例会で説明をされたのみであります。なぜ審議会の審議は議会の意向を無視して非公開とされたのですか。

3点目、議会とのかかわりです。第1回審議会において、この中身を議員に知らせることに対しての拒否感が驚くほど強い。そう私は思いました。ある人はこういいました。議会にいちいち報告する必要はない。ちゃんとしろというのは審議会に対して失礼。それなら議長名で会長に対して公文書を出すべきだ。それ以外だったら議員が傍聴に来ればよい。こういう議論が交わされていました。先ほど言った、

できるだけオープンにしたい、この答弁にもかかわらず、結局議会への報告はなされなかったわけです。

単に非公開にとどまらず、議会にすら報告しなかったのはなぜですか。審議内容が議員に知られると困りますか。この会議には、教育委員会からも執行部からも審議会に出席をしていますが、結局行政側もそう思っているんじゃないでしょうか。

4点目、民意の問題です。この審議会では、先生方のアンケートには取り組んでいます。しかし、子供が第一といいながら、審議の過程でなぜ対象校に通う子供たちの声を聞かなかつたのでしょうか。過小規模校に通う子供たちが今の学校生活をどうすごしているのか。小さい学校で何が楽しくて何が困っているのか。中学生活を迎えるにあたって何に不安を抱いているのか。ここをつかむことが出発点であるべきだと思います。

教育委員会は何よりも子供の声を聞くべきだったのではないか。あるいは子供たちの声は判断材料にするまでもないと考えているのでしょうか。また、地元住民との合意形成について、一体どう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

5点目に、出された答申の資格にかかる問題です。審議会は、第1回から第4回までの議論を踏まえて、小学校の具体的な組み合わせ抜きの答申書を作成することを2008年の12月24日、第4回審議会で合意をしました。具体名は挙げない。ところが年を越して翌2009年2月23日、第5回審議会では、一転して学校名を出して具体的組み合わせにまで踏み込んだ正副会長答申書素案なるものが、第5回の会議の冒頭に提出をされました。これは、会長自身が前回と相反する、自ら言う。ほかの委員さんも今までの会議とまったく逆転、言うとおり、正反対の内容です。これでは、それまでの審議がどうであろうが、会議でどんな異論が出ようが、統廃合の具体的組み合わせ先にありきではないですか。結局、どんな議論を積み重ねようが、最終的には正副会長の意のままに進んだと言われても仕方がないのではないか。

以上5点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、会議録での要点記録についてでございますけども、先ほども申しましたが、今回の答申書をいただくまでに、昨年度、合計6回の審議会が開催されました。その中で、各会議録作成にあたりましては、すべて録音し、それをもとに担当職員が作成して、事務局の複数のチェックの後、その都度審議会会长、副会長から代表して署名押印をいただいております。このような中で、議員

ご指摘の要点記録ですが、教育委員会としましては、審議会での審議内容に関する要点はすべて記録しているつもりでありますし、会議記録としての目的は果たしております。今後、学校規模適正化基本計画を作成していく上でも何ら不都合はないものと考えております。

次に、審議会の非公開、審議会内容の議会への報告についてでございますが、このことにつきましては当初、教育委員会としましてはできるだけオープンにしていきたいと考えておりましたが、昨年9月の森隆博議員からの一般質問でもお答えしましたように、審議会での内容等の公開については、審議会委員の申し合わせで、審議会途中の段階においては、委員が自由な発言ができないことや、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れがある、との意見があり、守秘義務扱いにするということになりました。

次に、なぜ子供の声を聞かなかったのか、統廃合での合意形成をどう考えているかについてですが、今回の審議会への諮問は、学校再編を前提としたものではなく、菊池の子供たちにとって良好な学校規模あるいは教育環境はどうあるべきかという、白紙諮問でありまして、審議会の中でも子供たちへのアンケートの実施の必要性はない、との判断であったと推測しております。教育委員会としましては、審議会の答申内容が出ましたので、これから教育委員会を中心に、市役所内の協議体制を整え、学校規模適正化基本計画の素案を作成してまいります。その後、市民の皆様に対し、素案の周知を図るとともに、保護者、地域住民への説明会を開催して、理解と協力を得ながら、基本計画の正式決定へ向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、なぜ正副会長答申が出されたのか、についてですが、審議会の方針について私たちがお答えする立場ではありませんが、審議会に同席しておりましたので、その経緯につきましてご説明したいと思います。

議員ご指摘のとおり、12月開催されました第4回審議会までは、審議会答申内容の基本を具体的な学校名までは挙げずに過小規模校解消ということだけを答申書に明記するということで話が進んでいました。しかしその後、全国各地、あるいは県下での学校規模適正化に関する新聞報道や、当該地域の方から何とか過小規模校の問題をある一定の方向まで見出して解決に導いてほしいといった要望。また、これまでの審議会の委員さんの論議の中で、学校規模適正化については緊急を要するとの意見があり、そのためには具体的な学校名を出させいただくほうが問題解決に近づくのではないかといった思いから、正副会長で答申書の案について協議されたようです。その後、正副会長としては責任をもった答申をするという立場にあるといったことから、前回の審議内容から一步踏み込んだ形になりましたが、第5回審議

会の冒頭で、そのあたりを正副会長から説明され、どちらの答申書案をたたき台にして、今後、論議していくかについて委員さん方に諮られました。その結果、正副会長の答申案である複式学級を有する過小規模校の解決を最優先とし、具体的な学校の編入の組み合わせまで踏み込んだ答申内容を今後たたき台にして審議を進めていくことで、全委員さんからの了解が得られ、今回のような答申の内容となったものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 今の答弁を聞いて、ひとつずつ言つていきたいと思います。

まず、議事録ですけど、今、教育長は必要なものはすべて記録をしていると言わされました。しかし、手に入れた会議録、これは私がテープを聴いて打ち出した会議録、これだけ記載されていないものがあるわけですね。すべて記録されているわけではないわけです。で、不都合はないと。要点記録で不都合はない。都合のいい記録しかないから不都合はないわけで、不都合なのはテープにあるわけです。こういうことをされるとですね、結局都合の悪いところは載せなかつたといわれてもしようがないわけです。この審議会の一番最後、第6回審議会の閉会にあたって、異論のある委員、異論とかいろんな意見のある委員さんを意識してか、正副会長それこう言っています。皆さんのご意見は議事録に残っています。審議の中身は議事録の中にたくさん詰まっています。こう言わされました。しかし、議事録は要点記録で、ぜんぜん異論は、反対意見は詰まってないんじゃないですか。これで仮に問題が起こったときに、その後、これも仮ですが、テープも廃棄されていた場合に、一体誰が責任を持つのでしょうか。私はこの議事録は今からでも全文起こすべきだと思います。これは簡単です、私もしたわけですから、すぐにでもできるはずです。

2点目、3点目あわせて、非公開の問題について、答弁がありました。結局、非公開としたのは不当に混乱を来さないように言わされました。市民に知られて混乱するような仕事は私はしなくていいと思うんです。しっかり説明もして、反対意見は反対意見として保障もして、民主的な議論を進めるのが少なくとも教育委員会、教育を掲げる委員会のする仕事だというふうに私は思います。

それから、議員に知られて困るのかという話については、答弁もありませんでしたが、普通に考えれば議員に知られて横槍を入れられるのがいやだからと思われてもしょうがないわけですよね。議員に知られなければこうして取り上げられることもないですから、そう思ってもしょうがないと思います。特に審議会の中で、議会にいちいち報告する必要はないというのは、私はこれは議会と行政側とのルールと

か信義則とか、そういう問題にかかる問題だと思います。これを審議会の間、この審議会には教育委員会も事務局として参加をされる、執行部からも審議委員として出席をされる。誰も軌道修正しなかったのは非常に納得できない、みんなそう思っているんだな、議員に知られんどこというのが、そう思っているんだなというふうに思われても仕方がないことだと思います。

それから、子どもの声を聞く必要はない、はっきり言わされました。そして、これから周知をする。住民に説明もする。大体、合意形成について聞いて、そういう答弁でありましたが、非公開で住民、当事者の声を聞かずに決まったことを後から説明するのを合意形成とは言わないわけです。子供の声を聞く必要もないというのも、教育委員会としてどうなのかなという気がしました。

正副会長答申書の問題でいろいろ言われましたが、私はこれでは民主的手続きを踏まえた審議、その結果としての答申とは言えないと思います。

この第6回の審議会、一番最後の閉会挨拶でこう言っています。一歩も引き下がらないで決まったことを進めていただく。こういうふうにある方は言っていました。ここに私は今回の答申の性格がよく現れていると思います。今後、地域の議論がどうであれ進める、住民に説明をする、しかしどういう議論が起ころうが、結局統廃合は進める、こういう答申であると思います。そしてその答申には学校名が具体的に記載もされている。

私は、子どもの教育、地域社会にかかる重大問題の審議がこれでいいのかというふうに思います。民主主義を教えるべき学校の行く末が、公開もされず民主的手続きも踏まず、子供の声も聞かないで決められる、動機出発点がどうであれ、これではだめではないでしょうか。私は認められません。この答申には市民に諮る資格はないと、そこまで思っています。この際、市民の合意形成、慎重審議を保障するために、審議のやり直しを求めます。これ必要であれば委員の構成も変えて、選任もしなおして、正常な議論を保障すべきであると思いますが、どうでしょうか。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） これまでご説明申し上げましたように、教育委員会としましては、今回、審議会から提出されました答申書は、審議会委員さん方の慎重な論議の上、総意に基づいて提出されたものであり、適切な手続き、経過を経たものと信じております。したがいまして、審議会のやり直しにつきましては考えておりません。教育委員会としましては、先ほど申し上げましたように、審議会答申を尊重しながら、市役所内の協議体制を整え、基本計画の素案を作成し、保護者や地域住民の方への説明会を通じて、合意形成を図りながら学校規模適正化基本計画の正式な

決定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。もちろん、議員の皆様方にも適時報告させていただき、ご意見を伺いながら今後進めてまいりたいと思いますので、ご理解とお力添えのほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 適切ではないというのを重ねて言って、次に移ります。

次は、公立保育園の民営化の問題です。私は、この公立保育園の民営化の問題、第一幼楽園、第二幼楽園、花房保育園、菊之池保育園、砦保育園、この5つすべての民営化の問題について、平成18年、19年のそれぞれ9月議会で一般質問、平成20年7月には質問書で問い合わせ、文書で回答をいただきました。この3年間、私は一貫して自治体の公的責任という角度から質問をしてきましたし、5つの園、民営化で3億円の削減効果、こういうコスト論先行の姿勢に強く反対をしてきました。しかし執行部は、この6月議会に民営化検討委員会の設置条例を上程するなど、保護者、市民に知らせることなく、民営化の準備を進めてきています。今回は、この公立保育園民営化について、特に一番の利害関係者である保護者に知らせず、内部に籍口令までしくようなやり方、問題点について質問を行います。

はじめに、この公立保育園民営化の取り組みの進捗状況、到達についてお聞きします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 東議員の1回目の質問にお答えいたします。公立保育園の民営化の検討につきましては、平成18年度より本格的に検討をはじめ、平成20年度末までの3年間でこれまで延べ19回の庁内検討会を重ねてまいりました。うち、公立保育園の保育園長及び保育士を交えての検討会を7回、先進地視察として本市の公立保育園園長とともに、宇土市へ1回訪れております。

行政改革の必要性を検討するにあたりまして、厳しい社会、経済情勢の変化や地方分権の進展、本市の財政状況にかんがみ、簡素で効率的な行政運営を目指すということは、切り離すことのできない要因ですが、公立保育園のみならず、すべての民営化、民間委託に関する案件に共通することとして、経費の削減だけを目的とした行政改革は行うことはできません。

そこで、本市の抱えるすべての民営化、民間委託に関する案件を検証するにあたっては、市としての統一した判断基準が必要であるために、民間委託等推進ガイドラインを平成20年度に策定し、その公共サービスの必要性、有効性はあるか。必ずしも行政でなければ実施することができないサービスであるか、行政がそのサー

ビスを実施することで民間と競合してはいないか。民間へそのサービスを委譲した方が効率的ではないかといった視点でまとめております。本市の抱えるすべての民営化、民間委託に関する案件は、このガイドラインに基づく判断基準による検証とともに、その案件ごとに抱える現状の問題、課題点、本市の財政状況、定員管理面、利害関係者の皆様へ及ぼす影響など、実に様々な視点から検証を行い、民営化、民間委託が妥当であるかどうかを判断することいたしております。

したがいまして、3年をかけてこれから様々な視点から行政内部で検証し、市長を本部長とする行政改革推進本部におきまして、公立保育園の民営化は妥当性があると判断したところであります。よって、行政内部における検証は平成20年度をもって一応の結論を見ることができましたので、今後につきましては本議会にも条例案を上程しておりますが、関係機関、団体等の代表者、学識経験者等により構成する公立保育所民営化検討委員会で議論をいただき、あわせて各公立保育園の保護者の皆さんにも十分ご説明をし、ご意見をお聞きし、幅広く検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 到達はわかりましたので、次に、保護者、市民に知らせない問題について、幾つか伺います。

まず、行政改革実施計画では、平成21年度までに5つの園をすべて民営化するとして、そのために民営化計画の具体的取り組み、保護者説明会など計画を立てています。しかし、平成19年度、平成20年度と経過して進んでいるのは民営化だけ。保護者説明会は一切行っていません。なぜ保護者の声を聞かなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目に、この保護者の声を聞くという問題で、平成19年9月議会で市長は、民営化の検討にあたっては、市民の皆さん方の参画による期間もあるし、多くの意見を出していただきながら、市民全体の皆さん方の意見を拝聴しつつ、様々な角度から精査しながら十分にご理解がいただけるよう努力をし、対応していかなければならない。市長は答弁をしています、こう言っています。しかし、その後、市民の声、保護者の声は聞いてこなかった。執行部は、市長が言う声を聞き、理解されるよう努力したと言えるのかどうか、答弁をお願いします。

3点目に、平成20年7月に公立保育園の民営化の問題で、行政裁判になっているところの判決の検討、このことについて文書でお尋ねをしました。県内はもとより国内で保育園民営化を行った自治体の動向には常に気を配り、情報収集に努める

と回答がありました。1年前、回答がありました。では、保育園民営化に関する裁判を本市ではどう分析して、どう受け止めているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再質問にお答えいたします。

なぜこれまで保護者の皆様の声を聞かなかつたかというお尋ねでございますが、直接の公立保育園の利用者であります保護者の皆様を含めた市民の皆様のご意見をお聞きすることの必要性は十分に認識をしております。保護者の皆様のご意見を聞けなかつたのは、当該案件についての現状や課題、そして将来予測、他市の状況等についての十分な調査研究が必要で、市としての基本的な方針を持たなければご質問があつてもお答えのしようがないこと。また、誤った情報によって不要な混乱を招いてしまう恐れがあることなどから、慎重の上にも慎重を重ねて、これまで検討を進めてまいりました。特に一番の利害関係者である保護者の皆様や、諮問機関であります公立保育所民営化検討委員会のご意見をお聞きするにあたって、本市の基本方針も決まっていないままでご意見をお聞かせいただくことやご説明することはできない状態にあったということです。

先ほどもお答えしましたとおり、平成18年度から20年度までの3年をかけまして、様々な視点から公立保育園の民営化の案件を検証してきた結果、本市としましては公立保育園の民営化には妥当性があると判断するところまで到達をいたしました。これはまだ、行政内部だけの判断で、決定事項ではございませんので、今後は各公立保育園の保護者の皆様にも十分ご説明をさせていただき、ご意見をお聞かせいただくとともに、公立保育所民営化検討委員会を立ち上げ、幅広く検討を進め、最終的な判断を行いたいというふうに考えております。

次に、保育所民営化に関する裁判例につきましては、近年、争われた大阪の大東市立保育所廃止処分取り消し請求事件及び、横浜市立保育所廃止処分取り消し請求事件の2件に、特に注目をいたしまして、裁判内容を調査してまいりました。平成9年に児童福祉法が改正されたことにより、市町村の措置による入所の仕組みから、保護者が保育所を選択し、市町村は最大限、保護者の意見を尊重して入所を決定する仕組みとなりました。2件の裁判では、いずれも行政が行った行為、つまり公立保育園を廃止してその後、民営化したことの利用性が争点となつたのですが、判決では保護者及び児童は一度入所した公立保育園において、将来も継続的に保育を受ける利益を有するものの、地方公共団体の長が現状、将来の様々な施策や財政状

況など住民全体の公共の利益の観点から総合的に勘案し、住民の代表である議会の議決を経て公立保育園を廃止し、その後、民営化するということは、裁量権の逸脱・乱用に当たらず、違法性はないという判断が下されております。ただし、判例は民営化によって保護者及び児童に大きな心理的影響を与えることを考慮すれば、保護者全員の理解が得られなかつたとしても、民営化に関する説明会を確保し、理解に努めるとともに、引き続き保育期間等を十分に設けるなど、配慮を行うことで保護者及び児童の有する利益を最大限尊重することが望ましいとの判断をしています。

よって、本市におきましても、民営化の妥当性、手法、スケジュール等の検討を重ね、今議会に上程しております公立保育所民営化検討委員会の中で、関係機関、団体の代表者や学識経験者の皆様から、幅広くご意見をお聞かせいただくとともに、保護者の皆様へ十分説明し、ご理解、ご協力を賜りたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 先ほど教育委員会のところでも言いましたが、なぜ保護者の声を聞かなかつたのか、との問い合わせに、誤った情報で混乱を招かないように、これは市民に知らせない理由として、いつも言われることですね。これは平成18年に総務部長もこうした答弁をしています。誤った情報、自らの考えは誤っていないという立場は私は行政はとるべきではないと。反対意見もしっかり聞いて、その反対意見とつき合わして検証を進めてやればいいわけですから、そういう態度をとるべきではないし、それから先ほども言いましたが、市民に知られて混乱を招くような仕事は私ははじめからやらない方がいいと、これは私の思いであります。

いずれにしても、民営化は決定ではない。方針も決まっていないから聞けなかつたという答弁もありました。

それから、裁判の話は横浜高裁の判決についてもお話をされていましたが、この横浜高裁は、条例を変えること、その処分性のみを重視したもので、保育の実態に踏み込むことなく、子どもや保護者の権利、この問題を矮小化したものであるとして今、最高裁に上告をされて係争中の裁判であります。これも最高裁も含めて検討もされると思います。大東市の話もあります。

ぜひ行政裁判の中身の問題で、なぜ裁判になったのか、なぜ公立保育園の民営化が問題なのか、やっぱり真摯に真剣に検討すべきであると私は思います。

最後にまとめとして、私が思う、これでいいのかという点をお聞きします。

結局、執行部はどんな声があってもコスト論で突っ走るのか、公立保育園のコストは社会的に必要なコストあります。施政方針で子育て支援、若者定住促進、こう言いながら、一方で社会的に必要なコストを削る、これでいいのかどうか、私は保育と金をはかりにかけて、お金を取るようなことをすべきではないと思います。そして、これまで言っていた自治体の公的責任をお金とはかりにかけて投げ出すべきではないというふうに思います、どうお考えでしょうか。

次に、2点目に、声を聞くという問題です。この問題で先日、私は保育園の園長先生たちや保育士さんたちからも話を聞く機会がありました。実際現場、保育園で働いている方々の大変貴重なお話でした。どの先生方も保育の公的責任を果たすために一生懸命働いています。保護者の多様なニーズに応えるため、子ども達が安心して安全に保育園生活を送ることができるよう、努力されている話は大変感銘を受けました。

また、それぞれの地域でその保育園が必要だからその地にできたこと、地元だから安心して預けてこれたという安心感、まさに地域における子育てネットワークの中心としての役割を果たしてきた歴史がそれぞれの保育園にあることもわかりました。

そして、先生達は率直にこう言っています。保育園民営化の問題で保育士は蚊帳の外のような気がします。こういうことも言われています。

現場の先生たちは蚊帳の外、箇口令が敷かれて物が言えない、保護者の声も聞かない、ただ3億円削減を目指す、これでいいのか。保育は子ども達が初めて受ける社会保障です。それがこんなことで民営化を進められる、これでいいのか。少なくとも、当事者である保護者の声を聞いてから進めるべきであると思いますが、どうお考えでしょうか。

それから、市長に伺います。市長は、市長選挙でのローカルマニュフェストにこう書いてありました。みんなでつくる菊池市、市民総参加のまちづくりの推進、事前の情報公開、こういうことが書かれています。市民参加の大前提是知らせること、そして声を聞くことあります。先日の施政方針に対する私の質疑の答弁でも、市長は暮らしの問題も福祉の問題も、まず聞く必要がある、市民とともに推進していくというふうに答弁をされました。この知らせること、聞くこと、この点での市長の見解を最後にはお伺いしたと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再々質問にお答えいたします。

まず、自治体の保育に対する法的責任についてでございますが、児童福祉法の第

24条によりますと、行政は保護者の申し込みに応じて保育にかける児童を保育所において保育しなければならない責務があるとされております。加えまして、同法の第35条では、行政以外の社会福祉法人などが保育所を運営することを認めており、保育サービスの実施主体として、公立私立の双方が存在することを想定しております。よって、児童福祉法が求める自治体の保育に対する公的責任とは、必ずしも公立保育園による保育を自治体に求めるものでなく、保護者の選択を可能な限り尊重した公正な入所決定の判断、保育料徴収基準に基づく適正な保育料の設定、保育の質を向上させるため、市内保育所に対して的確な指導を行うことなどを指していると理解しております。

前にも申しましたとおり、公立保育園の民営化につきましては、民間委託等の推進ガイドラインによる検証とともに、現状の問題、課題点、利害関係へ及ぼす影響など、様々な視点から検証を行っているものでございまして、決してコスト論だけで進めているものではありません。したがいまして、公的責任を果たし、なおかつ効果的・効率的な保育行政を進めることができが行政の責任と考えております。

次に、保護者の意見を聞いてから進めるべきとのご指摘につきましては、先ほどからお答えしておりますとおり、本市としましては平成20年度をもって公立保育園の民営化には妥当性があると判断しましたので、今後、公立保育園の保護者の皆様に十分説明をしながら、ご意見をお聞かせいただくとともに、公立保育所民営検討委員会を立ち上げ、幅広く検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私は、今回施行されました市長選挙におきまして市民参加のまちづくりを進めていきますと、市民の皆様方との直接の対話、いわゆるふれあいをローカルマニュフェストに掲げて訴えてまいりましたところであります。

これまで市民部長の方がいろいろとご答弁申し上げましたけども、公立保育園の民営化につきましては、様々な角度からこれまで検証を重ねてまいりました。内部の段階におきましては民営化の妥当性はあると、このように判断をしたところでございます。

これから、今後につきましては、従前に引き続きまして、正確で客観的な情報を市民の皆様方に提供申し上げて、そして議論を深めていかなければならぬと思います。

その一つとして、公立の保育所民営化の検討委員会ということになるわけであります、先程来、東議員の方が非常にこの、市民の皆様方に対し知らせる、あるいは

は聞くこと、そういうことに対しておろそかになっているんではないかというお話だったと思いますが、まさしく総参加におきまして情報を公開していくことが望まれるところでもありますが、何しろ広範囲にわたっておる地域でもありますと、業務が非常に改革のときを迎えて、複雑多岐にわたっているということもあって、一部においては市民に対しまして知らせる、そしてまた市民の思いを聞くということに欠けているところもあるうかと思いますが、今後、十分その辺は留意して進めてまいりたいと思います。

また、コスト論優先ということでのご指摘もありましたが、たしかに一面におきましては、コスト論に偏ったところもあるうかと思います。幼稚園・保育園の統合、また学校の統合、また庁舎の合併・統合等々、いろんな意味におきまして一つにまとめていくことによって、公的な役割というものを放棄しているかのような側面がないとは言えないと思いますが、それに代わる、民間でできるものは民間の方に移管していくこうというようなところでございまして、その中で、市民サービスがおろそかになったり、低下したり、そのことは許せない。コストとあわせまして、住民サービスが本当に満足のいくようなサービス提供ができるることを前提としての民間移管ということを忘れてはならないと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

○

休憩 午後2時35分  
開議 午後2時44分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 初日のラストバッターということあります。最後までお付き合いお願いしたいと思います。

それでは、第三セクターの運営と今後の方針について。合併後の4年間の売り上げ状況と生産者・地域の連携について。

1点目としまして、指定管理者への移行後、運営上のメリット、デメリットについてお示しをいただきたいと思います。

2点目に、合併をして4年間、売り上げ状況についての各施設・物産館をお示しいただきたいと思います。

3点目に、各物産館での生産者と地域の連携について、現状をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） それでは、お答えしたいと思います。

指定管理者制度につきましては、公施設の管理の委託先におきまして、公的主体の施設に限定いたしました管理受託者制度を民間主体の施設においても十分なサービス提供能力が認められるものが増加していることや、多様化する住民ニーズによる効果的・効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方に基づくものでございます。

その目的としましては、住民サービスの向上、行政コストの縮減でございまして、制度の活用によって地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果が期待されております。

本市の第三セクターが管理運営いたします施設につきましては、制度導入後、非公募により既存の第三セクターを指定管理者に選定し、管理運営を行っておりますので、運営体制上の変化はございません。ただし、全国的な民間公募の流れの中で、経営的に良好な三セクであっても、永続的な保証をすることはできず、市の大きな負担が必要になってくることも考えられます。

また、指定管理者の選定におきまして、競争力が働かないという面も考えられますので、現指定管理期間の5年をめどに、第三セクターの基盤を強化していただき、公募制へと移行した場合でも、競争力が発揮できるように指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、合併後、4年間の売り上げ状況につきまして、物産館施設の各年度の総販売額は、菊池観光物産館が平成17年度で2億1,677万2,136円、平成18年度、2億4,840万5,000円、平成19年度、2億3,345万7,328円、平成20年度、2億2,649万8,605円であり、平成19年度より経常損失が発生し、各種イベントの実施による販売向上対策や、各種経費削減の努力を行い、平成20年度におきましては一定の損失減少はできましたものの、いぜん厳しい状況がございます。

七城町特産品センターでは、平成17年度、13億4,835万4,014円、平成18年度、13億3,196万8,463円、平成19年度、13億3,513万6,274円、平成20年度、13億3,488万1,043円でございます。

旭志村ふれあいセンターにつきましては、平成17年度、4億3,508万6,359円、平成18年度、4億5,446万5,485円、平成19年度、4億6,360万2,383円、平成20年度で4億8,312万4,900円となっております。

有朋の里泗水につきましては、平成17年度、4億1,204万1,000円、平

成18年度、4億4,889万6,000円、平成19年度、5億18万7,000円、平成20年度で4億8,185万5,000円となっております。

この三者につきましては、毎年利益配当金処分を行うなど、順調に推移いたしております。

次に、温泉施設につきましては、各年度の売上高が四季の里旭志で平成17年、1億5,747万6,000円、平成18年、1億5,110万1,000円、平成19年、1億3,753万2,000円、平成20年、1億2,971万3,000円と売り上げが減少し、平成20年度の経常損失で2,030万5,000円を計上し、非常に厳しい状況で推移いたしております。

七城温泉ドーム、リバーサイドにつきましては、平成17年度、5億7,262万3,000円、平成18年度、5億1,556万円、平成19年度、4億9,557万4,000円、平成20年度、4億2,473万3,000円と、売り上げは減少傾向を呈していますが、経費の節減に努められ、平成20年度の経常利益は1,897万1,000円を計上いたしております。

最後に、各物産館での生産者等との連携につきましては、本市の地産地消の拠点であります物産館において、安全安心高品質な農産物による消費者と生産者の信頼が求められる中、新鮮な農産物の直売を通して、消費者と生産者のつながりを深める取り組みは好評を得ているところでございます。

農産物の生産面におきましては、生産者と物産館の密接な連携の中で、生産体制や販売体制を構築することが不可欠でございまして、各物産館においてもさらに生産者と連携した安全安心農作物生産への取り組みのほか、販売力の強化、商品、品質、衛生管理の徹底に加え、接客マナー向上等を今期の目標として取り組むことといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、指定管理者の移行後の運営上のメリット、デメリットについてでありますが、公的管理から民間委託の管理ということで、運営体制に変化はないように捉えられておられるようですが、指定管理者制度による各施設、各物産館の管理ですね。結局、支配人の能力といいますか、差を見てまいりました。責任者として、支配人の努力といいますか発想に格差が、現実に伺えます。また、各施設の物産館等の取締役会議に、市長は社長としての立場で年間数回、協議会を開催され、社長としての指摘を今までなさってきたか来なかったかということをお聞かせをいただきたいと

思います。

次に、泗水の物産館の売り上げ状況ですが、合併当初が4億強ぐらいの売り上げを維持しておりましたけども、19年度が5億も超え、さらに取締役、役員の交代時期というようなことで、辞められる役員さんの取り締まりの方の研修を行っておられます。一度、社長になぜ中国の泗水県の方に研修を行かれたかということをお尋ねしたことがあります。泗水物産館の総会で報告済みで承認をうけており、問題はないというような説明を受けましたが、総会において研修内容の報告がなかったので、調査を実施してほしいという要望がありました。

19年度の実質黒字は当然でありますし、物産館で還元すべき剰余金であります。役員研修に流用されております。メンバーとしまして、社長、支配人、取締役であります。研修が3泊4日の日程であります。青島（チントオ）に2泊、泗水県に1泊というような内容であります。研修費用も普通の費用よりも1人当たり5万ほど高い予算計上でありましたし、この3泊の食事代が1人当たり2万、合計しまして6万ついております。さぞかし豪華な宴があったというふうに予測しております。

旧泗水町時代には物産館の剰余金を使ってですね、研修を行ったような経緯はありません。例え総会で報告済みというようなことであっても、このような経費の流用を認めるわけにはいかないという、出荷者の人たちはどれだけの苦労と努力をして1年間納入しているのか、役員は理解ができていないと、再度取り上げ、問題化してほしいと、要望であります。

各施設及び物産館で、利益が出た場合、社長、支配人が好意的にですね、目的外の流用ができるのかと、指定管理者制度を含めて市長の意見をお聞かせいただきたいと思います。

2点目の、合併をして4年間の売り上げ状況についてであります。菊池物産館と四季の里の経常損失をどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

菊池観光物産館の経常損失に向けた対策を考えておられるか、どのような考えを持っておられるか、また菊池物産館の建設当初の目的と今の現状の違いをお聞かせいただきたい。

四季の里の15期の目標として、平成20年度2月に経常改善計画を提案され、宿泊施設を整備し、計画では16期、22年度は8,400万の経常利益を出し、17期には840万の利益を出し、17期には1,100万の黒字経営を示すコンサルを入れた委託の報告がありました。そういうことであります。12期の18年時点では5,407万2,000円の累積赤字が発生しまして、19年から14期、

20年の3月31日現在で、9,436万4,000円という累積赤字が発生しております。さらにその後、リニューアル工事、修繕工事に対しまして9,817万6,000円、そして20年度に運転資金不足ということで6,000万というような、本当に厳しい状況で、現状であります。

そういう中で、合併後、9,436万4,000円の累計赤字、そして1億5,800万の運転資金及び修繕工事費に市税を投じている現状であるが、財政健全化法を重視して、思い切った転換への移行を考えておられるか、市長にお尋ねをしたいと思います。

次に、各物産館での生産者と地域の連携についてであります。各物産館に納入されている出荷者の高齢化に伴い、5年後、10年後を予測して、不安を感じるわけであります。生産者と地域の連携は、絶対に不可欠なものであります。地産地消を推進するなら生産体系の維持、人材育成の必要性を第一に考える時期に来ていると感じますが、行政の政策をお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 第三セクターの社長の立場といたしまして、取締役会を定期的に開催をいたしまして、議事の進行を進める中で、いろんなアドバイスや指示を行ってまいっております。

また、それぞれの責任者とは運営上の事項をはじめといたしまして、十分協議をあるいはまた打ち合わせを行いまして、必要に応じまして責任者への指導も行いながら、取締役会議等に臨んでいるところでもあります。

第三セクター、ご案内のとおり、いろんな諸課題を抱えておりまして、平成18年から指定管理制度に移行いたしまして3年が経過をいたしました。3年をめどにして一般の競争性の原理を働かせて、指定管理制度の公募をしたいということでございましたけれども、やはり特に、農産物等の集出荷、生産農家の方々等の強い要望もありまして、競争体制・体質が整うまでの間ということで、5年間、議会にもお願い申し上げまして、5年間をこの4月以降、5年間とするということになっております。

そういう中で、支配人の能力とかいうものが言及されましたけども、それぞれしっかり頑張っていただいておりまして、今、部長の方から答弁いたしましたように、業績にして非常に伸びている、あるいはまた現状の維持でとどまっている、幾分、いろんな諸般の事情の中で落ち込んでいる。また極端に四季の里等の事例もありますけども、概ねこの6つの現在の、私が関わっております第三セクターにつき

ましては、良好と言っていいんではないか。これほど大きな100年に1度の経済危機を迎えてる中において、よくぞしのいでいるなど、私は評価をしているところでありまして、その背景には常勤取締役、誰一人もいない中におきまして、一部、一人は専務というのがありますけども、ほとんどいない状況の中で、現在の支配人というものが役員の決定事項というものを受けながら、また株主の皆さん方の経営方針というものを十分熟知しながら進めてくれていると、それを大いに評価しているんではないかなと思います。もちろん、個々の中においてはいろいろな評価がわかれることもあるのかもしれません、そういうったものも幾分においてはやはりちゃんと事分けをしながら進めいかなければならぬと、このように思っております。

また、有朋の里泗水におきます中国研修というのは、もう3年か4年前の話で、いつぞや森議員の方から、もう話は終わったという話を聞いておりましたけども、再びその話が出ましたけども、まさにご指摘のとおり、会社の方の経営の中におきまして役員研修があったり社員研修があったりすることは、会社の経営内容のことでありまして、行政としてそれが不適切なものであれば別ですが、まさに取締役会において議決をされ、そして総会におきまして、株主総会で予算案が承認を受けて、そして中国研修というのを予算の執行がなされ、またこの決算総会においても承認をされていると。もちろん議会にもこの報告をいたしまして承認をされている案件であるということであろうかと思います。

利益の処分、利益が上がった場合に、勝手に会社の方で処分を社長なり取締役で何かやっていいのかということですが、利益はあくまでも利益処分案に基づいて総会に諮って承認を得なければならないことはご承知のとおりであります。

ただ、経営の内容につきまして、経費として使うべき問題につきましては、経営者としての取締役の責任において何に使っても結構なことだと思います。ただ、そのことについては後日、株主総会等々におきましていろんな異論等々が出ることをちゃんと承知の上で使うということになろうかと思いますし、また冒頭の株主総会等においてそういう予算等について、特に政策的なものとか、あるいはとりわけいろんな資産の取得だとか、そういうたるものについては事前に了承を取るべきものではないのかなと、このように思います。

また、菊池観光物産館におきましては、平成19年度において、人件費、設備の状況、それから長年努めました店長の退職等が複数にあります。職員も辞めておりまして、そういうたった発生などによりまして、経費が増加をいたしました。そのことが一つの大きな原因といたしまして、この通常経費の圧縮は行ってまいりましたけれども、約540万円の経常の損失が発生をしたところであります。

平成20年度におきましても、通常経費の削減を行っておりまして、ステビア梨祭、あるいは梨の収穫祭、年末年始のセール、毎月のヤーコンの試食販売会など、独自のイベントの実施によりまして、集客の増、そしてまた販売向上対策を行っておりまして、経常損失が120万円に減少いたしましたけれども、なおまだ予断を許さない状況にあります。国の経済対策によりますお客様の消費意欲が期待できる状況が整いつつあります中で、引き続き、改革と改善を行いまして、経営の安定化に努めてまいりたいと、このように考えております。

菊池の観光物産館の建設当初の目的についてはということですが、これは菊池一族の歴史資料展示と、土産品等の紹介コーナーを併設した観光施設として設置建設をされたわけであります。その後、現在は社会情勢の変化によりまして消費者のニーズに合わせて歴史資料館展示場をわいふ一番館の方へ移転を行いまして、現在は全面積が農林産物のいわば土産品等の直売所に変化したわけであります。

四季の里につきましては、議員ご指摘のとおり、改修工事及び追加出資を加えますと1億5,000万円を超える投資を行ってまいりました。また、コンサルが示しました宿泊施設整備につきましては、現在の経営の状況では新たなる投資を行うことにつきましては、さらなるまた運転資金などのリスクを負うことになります。そういったことを判断いたしまして、現在、整備には至っていないところであります。

非常に厳しい状況ではございますけども、ちょうどこの5月の決算分をいただきましたけども、約200万円近い純利益が出ているという状況もありますので、今後、経営改善とさらにはまた雇用の促進を図るために、本県のふるさと雇用再生特別基金事業というものがありますので、それを利活用しまして、四季の里の自然ふれあいプログラム事業を展開してまいりたいと、このように考えております。

利用者のニーズの把握に努めまして、農園プログラムや自然体験コースプログラムなど、各種プログラムをさらに構築を果たしまして、自然に溢れる場を提供することによって、施設及び地域の活性化につなげてまいりたいと、このように考えております。

このような新たな取り組みを推進するとともに、第三セクターの今後のあり方につきましては、第三セクター経営検討委員会を設置し、経営状況の検証と指定管理の公募等も含めて審議することといたしております。このため、企業経営に明るい専門家を現在選定中でございます。経営検討委員会設置の後は、特に厳しい経営を強いられております四季の里を中心といたしまして、夏場までの経営状況を見極めながら、その存続の可否についても答申をいただくことといたしております。

また、地産地消の推進につきましては、物産館は大変高齢農業者の生きがいづく

りと農業所得の向上を趣旨としているものであります。その中の一つでありますので、出荷者の高齢化、担い手不足が著しくご指摘のように続いてまいります。こういったことによって、農産物の品揃えというものが将来的に危惧される状況が課題の一つであることはご指摘のとおりでございます。

本年度、地産地消の推進、雨よけハウス導入事業によりまして、生産体制の新たなる安定化とあわせまして、高齢農業者の比率の高い、出荷者の意欲向上を図る意味で、これは森議員が以前からご指摘されておりましたことですが、新規独自事業として取り組むことといたしております。

また、各物産館の連携を深めることや、専業農家が物産館を出荷先の一つとして捉えていくことは、自らの農業所得の向上に加えまして、物産館の出荷者組織や農産物の品揃えを充足させていくことにもつながり、有効なものであると、このように考えますので、今後の振興策の中で生かしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 詳しく説明いただきましたが、まずですね、泗水の19年度の物産館の中の役員研修であります。やはり、いろいろとよその物産館等も聞いてみたけども、やはり研修を行う場合はですね、せめて経費の1割ないし2割は個人負担というのがどこでも常識であるということでありましたので、そういうことでやっぱ出荷者の中からですね、自分達が一生懸命稼いだお金をそういう方向に使ってもらうのは、むごう不満だというような声が今でも発生しておりますので、今後、十分注意をしていただきたいと思います。出してありますか。それは調査後じゃなかですか。私が見た時点では、個人負担は20年の初めだったですかね、調べた時点では個人負担は出ておらんだった。旅行会社の電鉄さんの方の旅行会社からすべて、一応領収書あたりも確認はしております。そういう指摘がないようにですね、できるだけ今後は努めていただきたいと思います。

時間の都合がありますので、もう次に入ります。

次に、2番目に、菊池市の農業政策についてお尋ねをいたします。

1点目に、菊池市の農産品のブランド化に向けた取り組み状況について、菊池市のブランドとは、まずは農地の土壌の状況の把握を行い、特に食の安全検証に向け、残留農薬の検査の実施と適切な農薬指導を推進して、エコファーマーの認定による安心安全な農産品の確保こそが、菊池市が目指す農業へのこだわり、菊池市のブランドへの充実こそが今、消費者が求めるこだわりの農産品というふうに思います。菊池市の政策方針について、お聞かせをいただきたいと思います。

2点目に、地産地消につきましては、今、お尋ねいたしましたので、3点目の2点目に、菊池市内の放作農地といいますか、休遊農地等も発生してまいりましたので、旧市町村の農地面積に対しての割合をできるならパーセントでお示しをいただきたいと思います。

3点目に、農家所得の向上対策に対し、市の基本政策、方針をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） ただいま地産地消の件につきましてはいいということございましたけども、合わせた取り組みになりますので、あわせてお答えをしたいと思います。

農産品ブランドに向けました取り組み、あるいは地産地消への取り組みの現状といたしましては、これまでの農業振興の取り組みの中で、多くのブランド化された農作物があります。また、物産館を中心とする新鮮な農作物や、農産加工品の直売によるPRが展開され、物産館そのものがブランドとしての役割を果たしております。地産地消に合わせ、安全安心というさらなる付加価値への取り組みも進められているところでございます。

市単独の事業といたしまして、家畜導入事業による優良繁殖牛の確保、果樹モデル補助事業、あるいはただいま市長の方も答弁しました、雨よけハウス導入事業等によりまして、生産供給の安定化による地産地消の推進と、ブランド化に向けた取り組みを進めているところでございます。

次に、耕作放棄地の現状といたしましては、平成20年度に農業委員会による耕作放棄地の概要調査が行われました。ただし、地籍調査が完了していない地域につきましては、地番の特定が困難でございまして、調査にあたった農業委員の人員に対して、調査面積が膨大であったため、詳細な確認は今年度以降も農地パトロールで継続するものでございます。

今回の調査では、耕作放棄地を1つ目に、人力、農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地。2つ目に、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用するべき土地。3つ目に、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地の、3つの区分に分け、調査が実施され、市内合計面積で約47.7haとなっております。うち、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地が約6%の2.8haとなっております。

旧市町村ごとの農地面積による割合につきましては、平成21年6月現在の農地

基本台帳で比較しますと、菊池地域農地面積3,405.1haに対し、耕作放棄地合計が約14.7haで0.4%となっています。

七城地域の農地面積、1,236.2haに対しまして、耕作放棄地合計が約1.3haで0.1%でございます。

旭志地域の農地面積、1,318.7haに対し、耕作放棄地合計が約29.8haで、2.3%でございます。泗水地域農地面積は1,473.2haに対しまして、耕作放棄地合計が1.9haで0.1%であり、市内農地面積合計で7,433.2haに対しまして、耕作放棄地合計で約47.7haの0.6%が耕作放棄地となっております。

次に、農家所得の向上対策につきましては、各種補助事業の有効活用による農家初期投資の軽減を図るとともに、農業制度資金など、長期で低利な資金融通による経営の安定を図ります。また、農業経営改善計画を作成することによりまして、規模の拡大、生産方式、経営管理の合理化とその取るべき措置を明確化し、認定農業者としての育成を図りながら、経営の安定につなげてまいります。

また、物産館の振興による農作物のPRと販路拡大を図り、安全安心農産物の生産と、農産加工品の開発推進による付加価値をつける取り組みを進めながら、農家所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それではですね、再質問させていただきますが、菊池市の農産品のブランド化とか、地産地消というのは、これはもう物産館等々と連携しまして、やはりほしがるようなですね、やっぱり目玉商品になるような、そういう開発をやらんとですね、今のままの現状で5年、10年先を見たとき、やはり厳しい状況が続いてくるというふうに予測されます。そういうことで、連携を持った組織で取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目に申しました、菊池市の耕作放棄農地の現場ということで、今日、山鹿市がたまたま新聞に載っておりましたが、山鹿の場合が150haというふうな方向で今日載っていました。菊池市が今47.7ということで、菊池市が3分の1程度でありますけども、やはりこの問題につきましては、泗水、七城はほとんどないような状態でありますが、菊池市と旭志の中山間地域におきましては特に目立ちはじめてまいっております。解決策としまして、本当にいろんな販路の拡大、安定した価格を維持するような、何かをやはり取り組まないと、つくった人が現金化しなければ、もう作る人はいないというようなことありますので、そういうものを

ですね、球磨郡とかいろいろなところに行ってみますと、やはり土木関係の人がそういった堆肥をつくったり、自分達でそういった特産品に取り組んでおられる業者もおられますので、やはり、特に中山間地域の農地の面積が狭かったり、道路状況が悪かったりするところはやはり重機類を持った人でないとできないような現場でもありますので、そういった連携についてですね、今後、取り組みが本当に必要ではなかろうかというふうにも思います。

そういうことを考えてですね、取り組みの考えがあるかないかだけでもいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

次の3点目の、農家所得の向上の対策に対しましてであります。農家の所得の向上は、JAと行政の責任であります。菊池ブランド化の推進、地産地消に取り組み、やはり農産加工による販路拡大、そういうものを合わせて、耕作放棄農地の活用をやはり取り組んでいかなければ、なかなか解決はしないんじゃなかろうかと思いますので、やはり農産加工についてですね、取り組み的な考えが持っておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

今、2点についてお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 中山間地域における耕作放棄地の取り組みに対して、機械、重機等を持っておられる業者との連携というようなことであったろうかと思いますが、現在のところ、まだそこまでの検討はしておりませんので、今後、検討させていただければと思っております。

それから、2点目の、農産物加工所の件でございますけども、これにつきましても、農産加工所を直接作るという、具体的な計画は持っております。地域として、農業の持続的な発展を遂げるためにも、担い手が中心的な役割を担う、望ましい農業構造の確立に向けまして、今後も国、県をはじめ関係機関と連携し、本市農業の振興、農家支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） 取り組みが今からだということであります。本当に前向きに取り組んでいかないとですね、農家の人が本当に、やはり菊池のゴボウ生産の方とこの前ちょっとお話をしたんですけど、やはり切りくずがかなり出てくると、そういう物がですね、加工されて、現金化するなら農家も大分安定化が進むというような話もありましたし、中山間地域におきましては、やはりハウス関係を考えて

おられるなら、やはりそういったちょっと目玉商品ですね、今日ちょっとテレビにありました、千葉の方でしたけども、やはりブドウ型のトマトと言いますか、ブドウみたいに房に成るような、そういうたやつもあってですね、やっぱりレストランあたりでかなり良い値段で売れているというようなこともありましたし、何かそういうといった方向性をですね、やっぱり行政的な指導も必要じゃなかろうかと思いますので、今後、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

開かれた行政についてということで、議会に対して未公表な行政執行に対しまして、1点目としまして、職員の懲戒処分問題に対してお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、九州産廃との密約といいますか、新聞報道で市民に不安を与え、市民の代表である議会に対しても公表しなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法によりまして、処分の重い方から免職、停職、減給、戒告という、4種類の処分がございます。本市におきましては、職員の非行為に対する再発防止と、市政の透明性を高めることを目的に、本年4月、菊池市職員の懲戒処分の公表に関する規程を制定したところでございます。

公表する内容でございますが、事案の概要、処分の量定、及び処分年月日並びに所属、役職、年齢でございますけれども、社会的影響が非常に大きいと認められる場合は、氏名まで公表することといたしております。

懲戒処分に関連して行われます、管理監督者の訓令等の処分をあわせて公表することといたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 森議員の、九州産廃株式会社からの解決条件、13項目への市の回答を公表しなかったかということにお答えいたします。

九州産廃株式会社からの解決条件に対する13項目の回答書については、参拝問題の早期解決を図るため、市の努力目標とした回答文書であり、市を拘束するものでもなく、事業の実施を確定するものでもないことから、公表はしておりませんでした。

また、13項目の中の泗水地区可燃ゴミについては、菊池環境保全組合の管理者会議や議会において、市町村合併に伴い、新菊池市となったことから、旭志にありますRDF施設、エコヴィレッジ旭での処理はできないかという協議がなされました。泗水地区の可燃ゴミを搬入するためには、地元の同意を得ることが必要であり、早急な対応はできないことを、管理者会議や組合議会で説明をしておりました。その対応策の1つとしまして、民間事業者への委託も視野に入れた協議をしていたところでございます。

このようなことから、一部変更協定書の協議を行っていた当時、民間事業者への業務委託について協議していたことは事実でございますし、菊池環境保全組合の全員協議会や管理者会議の会議録にも残っております。しかし、解決条件への回答書は、市の努力目標とした回答文書であり、事業の実施を確定するものではないことから、菊池環境保全組合で協議をしていた内容を記載したものであり、組合議会や管理者会には報告はしておりませんでした。このことにつきましては、昨年の11月の全員協議会及び本年の3月定例議会において、市長が陳謝をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは再度、お聞きいたしますが、職員の停職処分に対しての公表といいますか、基準がないということでありまして、菊池市の職員の懲戒免職公表に関する規程を本年度の4月に策定されたということになりますが、規程前の事件であり、法的な規則がないために菊池市の判断で報告しなかったというようなことありましたけども、やはり今ですね、自治法の中に、職員法もありますけど、自治法の中で、執行機関の義務という、第138条の2項にありますように、普通公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うということになっております。執行機関の組織の原則ということで、第138条の3には、普通公共団体の執行機関の組織は、普通公共団体、公共団体の地方の所轄の下に、それぞれに明確な範囲の所掌業務を権限とする執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならないというようなふうに、やはり自治法でも定めています。

そういうことで、やはり職員法の29条ですかね、そういった問題等もあるうと思いますが、熊本県下の14市のうち、19年度までに9市がもう制定をされておったということありますし、20年度に菊池市を含んで2市がやったと、残りがあと3つだということありますけど、やはり合併というものをやった時点

ですね、やはり職員のやっぱり一緒になった時点で、こういう法は先につくっておく問題であったというふうに思うわけでありますよ。ですから、やはり問題が出たから制定したというのはですね、ちょっと市民からの不安も出てまいります。

やはり本年の3月の23日の熊日新聞に、職員の懲戒処分というような記事が記載されてですね、それで、あら、こういったことがあったのかなと、以前、こういふことはありませんかと尋ねておったときには、ありませんという報告でありましたが、新聞に載ってですね、慌てて3月の23日に載って4月に制定したというような、ちょっと執行部のですね、無様な体制じゃなかろうかというふうに私は思います。

私たち議員はですね、市民の代表として執行体制のチェック及び監査する役割を背負っておりますし、その議会へ報告しなかった執行部の体制の信用性と言いますか、今、定例会で市長は、施政方針の中で、職員と一丸となって市民の皆様に、菊池市に住んで良かったと実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいりますと言われておりますし、まあ立派なことを申され、市民の税金で生活を行っている職員の不祥事は、法的な基準がないだけで済ませられるかというようなことあります。

新聞報道で熊本県民にですね、本当に明らかになり、市民に不安を抱き、議会にも報告を行わない、こういった問題をですね、このままにしておくわけにはいけないというふうに私は思います。

九州産廃との環境保全協定の一部変更に伴います業務委託に関する契約、公表できなかった理由ということでお尋ねしましたが、この件につきましては、何度聞いてもやはり糠に釘のような問題であって、要点を付きませんけども、事業の実施を確定するものでないから、菊池環境保全組合議会、管理者に報告なしと、一番大事な泗水町への説明、報告もなし、また私たち泗水町代表の議員にも一言も相談がなかったと。合併当初、本当に泗水町の議員は全員一致で福村市長を推薦し、信頼をし、均衡ある市政に期待をしておったわけであります。

泗水町のゴミ処理問題を泗水選出のまた環境保全組合の議員の2名の方にも一言も相談がされてないというようなことでありますし、泗水の環境委員さん、泗水町の区長会、各団体にも相談がなかったということで、本当に不安に追い込まれたような結果といいますか、これはもうはっきり言って事件というか犯罪的な問題であろうと私は捉えております。

そういうことで、やはりこういった報告の義務というのに対して、市長はどういうふうな考え方を持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどもご答弁申しあげましたが、本年4月に職員の懲戒の公表に関する規程を制定しております。今回の公表基準の制定以前の公表につきましても、地方公務員法第58条第2項に基づきまして、制定した菊池市人事行政運営等の状況の公表に関する条例の中で、処分の区分に応じた件数の公表は毎年行っておりますし、その詳細につきましては、開示請求があれば開示請求に基づき開示をするなど、必要な情報の提供体制は整えているというところでございます。

また、今回の懲戒処分の公表規程の制定しました理由でございますけれども、市民が求めます的確な市民サービスを今後も提供するためには、職員が率先して職務に専念する姿勢を市民に示し、信頼を得ることが重要であり、職員のこういった姿勢には市民も強い関心を持っており、職員の動向をより分かりやすい形で市民に知らされた方がよいとの判断から、今回公表規程を制定したものでございます。

なお、懲戒処分の公表に関する法的な規定はなく、議員ご指摘の議会への報告につきましても、各公共団体独自の判断で行っているところでございます。

また、懲戒処分について、今までなかったということで尋ねてもなかったということでございますが、私も18年にこの2件については起きておりましたし、私も処分に対する関係者でございます。当然、懲戒処分についての有無を尋ねられた場合については、私は知っておりますから、あったと答えておりますけど、そこまでの言及はあってないと私は理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私の方は、環境保全組合にかかわります、このゴミの泗水地区の可燃ゴミの処理についてということで、このことについて、事前に説明、そういうものをやってなかった、公表をなぜしなかったかといったお話でございますが、これまで部長の方の答弁にありましたように、菊池環境保全組合の方の会議におきましては、議会におきましては、正副組合長会議でもそうでございましたし、また議会の方でも議論がありまして、平成26年まで現在の東部清掃工場が満杯になると、それで新しく工場の建設をしなければならないということでございました。環境アセスメントに3年かかるだろうと、用地の取得にはもっとかかるかもしれない。当然、この26年までには間に合わないという状況にあったわけあります。そういう状況の中で、この菊池市が一部泗水町が環境保全組合に加入しているということもあって、泗水の地区のゴミを抜いていただければ、菊池環境保全組合の平成26年度までの寿命について、これを延命化することができるというような思いの中で、議会の中でもそういったお話をされました。それで、延命化するために

泗水のゴミを菊池市の方で処理をしてほしいということであったわけですが、菊池市すなわち今のRDFの方で処理するということで、皆さん方はお考えであつたわけですが、先ほど説明のとおり、建設のいきさつ等からすれば、地元住民の皆様方に対するいろんな意味での説明等々には相当の期間を要するということで、今直ちにそれに応じるわけにはいけないということで、時間的余裕をお願いしたと。さらにまた、このことによって民間の処分場を抱えている菊池市の九州産廃そのものについて、民間に委託をするということも一つの急場しのぎになるのではないかと、そういう選択肢については当然菊池市が泗水のゴミを含めまして菊池市内で処理するという選択肢は私たちの菊池市にあるということもありまして、ただ考え方としては、直ちにできるものではないということを明確に、申し述べてきたところあります。

それで、実際に実現できるものではないために、考え方として、この民間処分場の方に入れるることは平成26年を持って終期とする環境保全協定の見直し、そのことからすれば、その後、もし満杯にならなかつた場合には、菊池市長の責任において、菊池市民のゴミ関係については、これを処分することができ、延期することも可能であるというようになっておりますが、不安がまた地元にも残るのでないかと、そういうことにおいて、民間処分場の方に西部の方の環境保全組合の方の一部の菊池市のゴミを含めたものをここで民間で処理することによって、予定通りにこれを満杯にすることも可能であるし、いろんな選択肢があったということは背景にあります。

ただ、そのことは事実関係として前に進めていく段階において、そのことをまた市議会なり環境保全の正副組合長に言うことありましたし、またそれまでの協議の過程において、正副組合長も議会の方々も、議論をそのことをされておるわけでありまして、別に非公開あるいはまた未公表にしていこうということではなくて、オープンな議会の中で論議をされてきたということでありまして、公表していないことではありません。

また、それは会社との協定の中において、泗水のゴミについて努力をするということの努力項目の中に入っていることの一面、側面でもあったということにご理解いただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それでは再々お尋ねしますけども、今、部長の方が私に尋ねれば私は知っておったというようなことであります。職員さんに私が尋ねたときには、58条の規定によりまして、インターネットですか、には公募しておると、毎

年こういった、何名おられるかしておるということで、インターネットとかですね、そういった情報公開あたりでですよ、市民の方がわざわざいちいち尋ねられる問題じゃないですよ。ですから、議会ぐらいにはですね、やはりぴしっとした報告をしていかんと、なかなかこういった問題がですよ、発生してから、そして慌てですよ、条例を制定したというような見苦しい様じやないですか。はっきり言ってですね、もう完全に、14のうち9の市は終わっておったわけですよ。

まあ、そういったことでですね、20年度に2つの市が制定されたということでありますけど、やはりそういった、前に半分以上の市がもう制定しておるなら、やはりこれは見習うべきものであってですね、そしてまた特に合併した市は特にこういったものには注意せにやいかんという、一番大事なときに、4年経つてから、なら問題になったけんつくったというようなことと、えらい自信持つてですね、私に聞けば教えたと、そういうような問題じゃないわけですよ。やはり、開かれた議会というならですね、やはり執行部と議会が一緒になっていって上手くいくわけですから、そういったところをぴしっと明確にですね、説明していかんと、今後、やはり問題化がなかなか進まなくなってくるんじゃないですか、ちぐはぐしてくるんじゃないですか。そういうふうに私は思います。

そういった面は本当に今後、十分注意していただきたい。

今、市長が環境保全組合に対して18年から、もう何度もこの説明を受けましたが、18年度にもしそういった協議をやったりとかしたということであればですね、やはり泗水地区のゴミの問題ですから、泗水あたりのそういう担当的な方には説明をするべきだったと私は思います。

私が言ひよるのはですね、九州産廃との契約を何で黙ってしまったかというわけですよ。これをですね、今、なっておりますように、今年度の10月までにですね、解決できなかった場合は、菊池環境保全組合は一応菊池市は新しい建設から外れてほしいという要望でしょう。そういうふうな問題が発生したらですね、その後の責任は誰がとるかと、やはりそういった大事なところまで来ているわけですから、肃々と10月までには努力しますと言われますけど、できるかできないか、はっきりお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほども答弁しましたように、懲戒処分の公表につきましては、各公共団体独自の判断と方法で現在行っておりまして、本市でも市民への今後の行政に対する信頼と理解を得やすいという判断から、今回の懲戒の公表基準を制定したものでございまして、制定前において、規定を守っていなかったという

わけではございませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境保全組合につきまして、一応の解決というものについては10月をめどとしているということを申し上げておりますが、それについてどうかということですが、あくまでもこれは相手があることですから、努力をしていかなければならぬと思っております。

県の方とは立会いという立場におきまして、第1回目の会合をやったことはご報告申しあげたとおりでありますので、誠意を尽くして話をていきたいと思います。

それから、先刻、中国の話が出ましたけども、あれは旅費規程が会社にありまして、その旅費規程に基づいて旅費を支払っております。その旅費をもらった者を含めまして、確か記憶では2分の1程度の負担をそれぞれの役員が支払っている、旅費が少し高かったんではないかという点につきましては、これは参加者が当初見込まれたものから割り出された予算が、急遽参加できなくたった人たちが多数おられたということもありますし、個人の負担も割りましたし、会社の負担も少し高くなつたと、そういうことでございます。

○18番（森 隆博君） 日当の精算ばしてあったということですね、わかりました。

○議長（北田 彰君） 以上で一般質問はこれで終わりたいと思います。

明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後3時42分

第 3 号

6 月 10 日

# 平成21年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

平成21年6月10日（水曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

#### 出席議員（28名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文	伸元	君
8番	中山	繁雄	君
9番	水上	博司	君
10番	三池	健治	君
11番	怒留湯	健蓉	さん
12番	坂本	昭信	君
13番	隈部	忠宗	君
14番	奈田	臣也	君
15番	葛原	勇次郎	君
16番	木下	雄二	君
17番	坂井	正次	君
18番	森	隆博	君
19番	山瀬	義也	君
20番	本田	憲一	君
21番	柄原	茂樹	君
22番	松本	登	君

23番 工藤恭一君  
24番 境和則君  
25番 北田彰君  
26番 外村國敏君  
27番 徳永隆義君  
28番 横田輝雄君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高木信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君

---

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君
議事係	荒木崇之君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1項目の工事入札参加についてを質問いたします。平成20年9月議会で緊急時の救助対策は機械力が重要です。そのため、地元の機械力のある会社を育て、機械力のない事務所だけを構えている会社は指名から外す考えはないかとの質問をいたしました。そのとき、総務部長の答弁では、建設業法で建設業の許可取得条件に機械に関する記述はなく、機械力がなくても建設業の許可は取得できるようになっている。それで指名から除外はできないものと考えています。しかし、災害時の緊急時には、自社で機械を保有している業者を迅速に対応できると思われます。県レベルや県外の規模の大きい市では、業者をランク付けする際に機械の保有数や市の災害協定締結の有無、またはボランティアの実績等も含めたものを総合的に判断して、点数に差を付けるなどの方法を採用しているところであります。今後このような方法を本市についても導入できないか、検討じゃなくて研究いたしますとともに、来年度、すなわち平成21年度から指名願いの切替時期になっていくので、添付資料として事務所、倉庫、機械等についての写真貼付を義務づけたいと考えておりますので、というような答弁でした。

そこで、質問です。第1点目、指名願いの切替時の添付資料に写真貼付を行ったか、お聞きいたします。

2点目、写真がその会社と合致しているか、確認されたと思いますので、その確認方法をお聞きいたします。

3点目は、研究されたとのことであったので、その研究成果を今後どのように活

用していかれるかをお聞きいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、三池議員の質問にお答えしたいと思います。  
まず1点目でございますけれども、平成21年度、平成22年度の指名願いの受け付けを本年2月から3月にかけて行いました。その際、機械の添付を行わせております。また、その確認方法といたしましては、車両については車検証の写し、重機につきましては自主点検表の写しを添付させており、併せて機械機具調書の提出を求め、レンタルやリース契約の場合には、その契約書の写しを添付させて確認をいたしております。

次に、調査を行いました機械の保有状況を生かす方法といたしましては、先ほど議員仰せのとおり、総合評価方式の導入や市独自のランクの導入が考えられます。総合評価方式とは、価格だけで評価を行う落札方式とは違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含め評価する方法でございます。この価格以外の評価する部分に機械の保有状況を加味したり、業者が持っている技術を評価したりすることによって総合的に判断する方式でございます。また市独自のランクにつきましては、現在建設業法に基づいた経営審査の総合評価点数及び熊本県のランクを基に設定しておりますが、これに菊池市独自の評価点数を加味してランクを設定する方法となります。例えば機械の保有状況や市との災害共済の有無、ボランティアの実績を総合的に判断しランクに反映させるものであります。総合評価方式の分につきましては、引き続き内部で協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 今、写真と会社が合致しているかというような質問をしたのに、その答えがなかったような気もいたします。それで、引き続きこの方式を検討していくということですね。ランク付けに関して、それを採用していきたいというようなことを言われたと思います。県や規模の大きい市では建設業にランク付けされると思います。よくあの業者はAランクだとか、Bランクだと耳にしております。本市は県にならったランク付けがされていて、市の単独でのランク付けではないと記憶しております。

そこで、再質問の1点目ですが、業者の方に写真貼付をお願いしてありますが、機械の保有数の有無や台数で本市独自のランク付けされているのか。またこれはランク付けをしていきたいということですね。また、何らかのメリットがあるかをお聞きいたします。前回も申し上げましたが、災害時の救済時に敏速に対応できるのは機械力であり、その機械を敏速に移動できるのが機械保有者である業者の方です。このように、住民に方に貢献して安心を与えるのが機械保有者です。機械を保有するには維持管理費が必要で、仕事がなくても機械は置いて、それを手放すことはできないと思います。それに引き替え、機械を保有していない会社は仕事があるときだけ機械をリースし、仕事がなくなれば返す、普段は機械を保有していない。そのため、機械の倉庫も要らない。だからといって、この会社がぼろ儲けしているとは思いません。なぜなら、リース料と機械の維持管理費に総金額に対して開きがあるとは思えないからです。私が言いたいのは、災害時に機械力を活かし敏速に対応し、市民に貢献できる会社を育てていきたい。公共工事が目減りする中、どの企業も生き残りに必死です。それなら、本市に本社を置く企業は機械力がない企業より機械を持っている企業に市の工事だけを発注させていただきたいと思っているところです。

そこで2点目の質問ですが、本市に本社を置く企業で機械保有しない企業、または事務所等でなく、企業を指名から外すか、または指名回数を減らすか、その考えはないかをお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1回目の答弁で、会社と合致しているかという確認の答弁がなかったということでございますが、その点につきましては昨年それぞれの営業所等を担当職員が出向きまして現地確認をいたしております。その後、今回の指名審査会等で新たな営業所、事業所等が出た場合については、担当職員が出向いて写真等を撮って現地確認をいたしておりますところでございます。また、再質問の中で、第1点目でございますけれども、本市のランク付けにつきましては、平成18年10月から熊本県のランクを準用しております。これは旧市町村ごとで格付方法が大きく異なっていたことや業者数と工事数が概ねバランスが取れていたことから、現在までこの方法で格付をいたしております。県がランク付けを行う際には、機械保有により一部点数を加算しております。なお、事業によっては特定の機械を使用する事業もありますので、案件によっては機械の有無を業者選定の参考としております。建設業法第5条及び第6条において、建設業の許可を得る際に必要な事項が記載されておりますが、機械に関する記述はなく、現行では機械を保有し

ていなくても建設業の許可が取得できるようになっております。また、工事を受注した際に必要とする機械をリース・レンタルすることも可能であり、機械を所有していないければ業務ができないということまでは言えません。このため、機械の所有していないことを理由に指名を回避したり、回数を減らすことはできないものと考えます。事務所については、建設業法第7条で専任のものを置くよう規定されており、誰が専任者であるかは指名願い時に確認いたしております。また、違反した場合は建設業法違反になりますので、県等への通報の上、指名停止処分になります。

このようなことから、平成21年、22年度の業者選定方法については、現在菊池市工事入札参加者資格審査会で機械・技術者の雇用状況、事務所の状況等を総合的に勘案し、協議を現在進めているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） この質問したのは、去年の9月ですよ。もう半年以上経つておるのに、まだ検討中ということですか。ちょっと対応が遅すぎのような気がいたします。地方自治法にはですね、工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律があります。第1章総則、目的です。第1条の最後の方に、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発展を図ることを目的とするとあります。何回も言っていますが、災害時に敏速な対応をする業者、このような業者の方を国民の、いや菊池市民の信頼を受ける業者ではないでしょうか。そうなれば、当然建設業の健全な発展は市の行政が図るべきではないでしょうか。そのためにも機械を保有する業者を優先すべきだと考えております。

再質問はせんと言うとりましたので、この問題はこれでやめたいと思います。

次に移ります。2点目の新庁舎問題についてを質問いたします。祝福の言葉が遅れて申し訳ありません。市長、再選おめでとうございます。早速ですが、市長は選後の初登庁でのあいさつの中で、新庁舎問題にも触れられ、合併協議での決定事項は大切にしながらも、第三者の意見を交えながら再検討し、年度内には結論を出さなければならぬと抱負を語られていらっしゃいました。市長の抱負に水を差すわけではございませんが、どうにも理解に苦しむところがありますので質問させていただきます。年度内に結論を出されるようですが、新庁舎建設用地、今は公用地と言っておりますが、この場所は県営花房中部2期地区畠地帯総合整備事業の不換地を充てる計画だと聞いております。平成20年11月の議会全員協議会での花房畠総事業の進捗状況の説明がありました。同意率90.58%のことや推進協議会では事業を採択した、決定したこと。11月より事業参加・不参加者の境界立ち

会いを行うことなどの報告を受けました。それから約半年以上が過ぎております。その間に同意率が100%に近くなったのか。それとも、構造改善の図面が完成し、不換地の面積がわかったのか。何らかの進捗があったので今年度内に結論を見出したいと言われたものと理解しております。新庁舎問題は、今や花房台畠総整備事業の進捗は大きく関わってまいります。そこで1点目の質問ですが、現在の花房中部2期地区畠地帯総合整備事業の進捗状況をお聞かせ下さい。畠総事業整備の見通しがなければ、新庁舎は進まないと考えております。

次に、第三者の意見を交えながら再検討すると言われています。第三者とは、当事者以外の者、その事柄に直接関係していないということになります。我が市の庁舎、すなわち菊池市民は、皆さんは当事者に当たると私は解釈しております。住民皆さんの血税で庁舎はできます。当事者に聞かないで第三者に庁舎の有無を聞くこと自体が私に対しては疑問なのです。そこで、2点目の疑問です。第三者に意見を交える意図をお聞かせ下さい。また第三者とは誰を指すのか、当時の合併協議に参加していない人なのか、市長が選任されるのか、または公募されるのか、また菊池市以外の方を公募されるのか、それとも学識経験者の中か、または大学の教授なのか。市長選任ではイエスマンとなり、活発な意見は聞けないと思います。

3点目の質問ですが、第三者とはどなたを指すのか。また、選任の方法はどのようになされるのかをお聞きいたします。

第1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。県営花房中部2期地区の進捗状況につきましては、平成21年5月末を期限といたしまして、最終の事業推進を推進協議会を中心に行ったところでございます。平成21年6月1日現在の地権者数が277名で、そのうち同意者が255名となっておりまして、同意率は92.1%でございます。また、換地委員会が本年3月16日に設立されております。事業主体であります県の計画といたしましては、境界測量を平成21年5月から9月までの計画とし、現在着手中でございます。地区外排水路の基本計画及び換地事務は、来月の7月から平成22年3月の実施予定で進めていく計画となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎の建設につきましては、去る3月の議会答弁でお答えしましたとおり、昨年来の世界的な金融危機のあおりを受けまして、日本経済は非常

に厳しい状況にありますことはご承知のとおりでございます。本市への影響もまったく避けられない状況下にあります。また、この学校の耐震事業など新たな行政需要の発生によりまして、一部事業の見直しが発生してきている状況であることから、今は新庁舎を建設する時期ではないと、このように申し上げてまいりたところであります。そして、新庁舎建設につきましては、市民の皆様からも意見を伺いながら検討していきたいと、このように述べてきました。また、市長選挙を通じまして新庁舎問題については賛否両論の市民の皆様の思いなど、いろいろな角度からのご意見を承ってまいりました。したがいまして、私といたしましては合併協議会に込められました地域の思いや、また学識的な判断に両面から検討をしなければならないと、このように申し上げたところであります。合併後5年目を迎えております菊池市を取り巻く状況というものにつきましては大変変化しております。合併協議会のこの確認事項というものについては、非常に重く受け止めておりますけれども、菊池市の将来を考えて、今、何がベストであるのかと、計画どおりいくべきなのか、この辺で今一度立ち止まって検討を加えるべきなのかと、多くの市民の方々の意見を聞きながら私は財政面、あるいはまちづくりの観点から学術的な立場からの意見を基にいたしまして庁舎の建設の判断にさせていただきたいとこのように考え、また選挙を通じて訴えてきたところであります。

次に、第三者についてはどういったものかということでございますが、学識者として県内の複数の大学の先生方を考えております。菊池市はご案内のとおり、熊本県立大学と包括協定を締結をいたしておりますことから、協力をしていただければありがたいと、このように考えております。今回の補正予算におきまして、その費用を計上させていただいているのがそのことでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 今、部長の答弁で、畠総の同意率が92.1%と今言われました。先ほどは90.何%だったので、ほとんど進んでないということですね。それでは、今年度中に庁舎位置が決まるはずはないと思います。花房台の畠総事業に参加しない筆が80から90カ所点在すると聞いています。その部分を除いての改良工事になると大変じゃないかと思います。点在する箇所があってもですね、畠総事業の計画区割りができていないので、いびつな区画になるのではないか。また、その見通しが補助事業に付くような気はとても思えません。それと測量が5月から9月までにかかるということで、まだ今測量中ということですね。市長は80から90筆の畠総整備事業不参加の地権者に事業同意のお願いに行かれたかをお

聞きいたします。市長は、今、庁舎は建てるべきではない。でも市民の皆様や学識者の方の意見を聞き、庁舎建設の検討はしていく。それと、合併協議の確認事項は非常に重く受け止めていると答弁されています。どうも私には雲をつかむようで、私の頭の中じゃちょっと理解できないようなところがあります。あれもこれも重視し、果たして結論が出るのでしょうか。疑問に思います。合併して新庁舎建設問題は直ちに凍結されました。そこで質問です。市長は新庁舎建設には当事者、住民、議会、地域審議会、職員等で十分に論議されたと思って、学識者の意見をお聞きになるのか、お聞かせ下さい。また、学識者の中に新庁舎自体の建設の有無を聞かれるのか。それとも、建設の場所を聞かれるのか。またその意見に決定権があるのか。ただの参考意見なのかをお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 市長が同意推進にどうされたかということでございますけれども、市長の同意推進につきましては、推進協議会との連携を保ちながら、必要に応じてお願ひに行かれたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎の建設については、ご承知のとおり平成18年の12月議会に凍結を私は行ったところであります。それ以来、議論というものは行っておりません。新庁舎建設は、前に述べましたとおり、合併協議会の確認事項であり、尊重しなければならないという考え方には変わっておりません。しかしこれまで隈府地区の住民の皆さんを中心とした新庁舎建設の再検討を求めるご意見、そしてまた、泗水地区を中心とした合併協議会の確認事項遵守のご意見など、双方の意見があります状況で、市民の皆様の思いというものについては、本当に痛いほど理解ができるわけであります。また、この財政状況が一方的には大変厳しくなる中におきまして、今、庁舎建設が妥当なのか、将来的な見通しなど学術的な立場から意見をお聞きしたいと、このように考えたところでございます。

次に、学識者の判断で庁舎建設を決めるのかということでございますけれども、あくまでもこれはこの判断するための助言をいただくというものと考えております。最終的な判断につきましては、市民の皆さん方をはじめといしまして地域審議会でのご議論、あるいはまた議会でのご意見を伺いながら判断と決断をしていかなければならないと思っておりまして、学識者の意見というものは参考的なものとしてお聞かせいただきたいと、このように考えているところであります。

また、畠縕につきましての同意率については、90%をわずかに超えたところから今回の発表は92%、92.1%ということでなかなか進んでないのではないかということであります。できない話のところをあえてまた1%、2%上げるのは大変な促進協議会のご努力があったと評価をいたしておりますし、また私は現地の皆様方の意向に従って必要があれば、そういう関係者の皆さん方のところに出向いてご同意をお願いすると、そういう考え方で今日まで行動してまいったところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 議会での議論は一切なく、今度は住民の方や学識者の意見を聞きながら新庁舎建設の検討材料にしていきたいとおっしゃられております。それと、畠縕もかなり努力をされているという答弁がありました。どうも市長の答弁を聞いている限り、また今までの市長の動向を鑑みますと、市長の考えは既にまとまっているような気がしてなりません。新庁舎の位置は花房台には持っていくかず、この場所を庁舎位置にするというようなことです。この場所を選択するのであれば、市長自ら協議会を、合併協議会を無視することになります。今まで散々、合併協議は重く受け止めているとの答弁でした。本当に重く受け止められておられるのかが疑問に思います。学識の方から花房台がだめですよと言つてもらえば、住民の方も議会も納得するのではないかと判断された、そのような気がしてなりません。昨日のように都合のよいときだけを都合よく報告していただければ、そのような道になっていくのじゃないでしょうか。私の勘が外れればいいのであります。そもそも合併協議では場所を花房台とし、構造改善の前に用地を確保し、建物が20億円、用地代5億円、インフラ整備5億円の計30億円で庁舎を建設されることが協議されていたようです。合併特例債を使えば、7割が交付金で返ってきます。3割が住民負担で9億円。9億円を住民5万2,000人に負担をお願いすると1人当たりの負債額は約1万7,000円です。現に宇城市は合併してすぐに庁舎を建設されました。人口は6万2,000人のまちです。庁舎の床面積は6,254m<sup>2</sup>とし、23億円で建設されています。それを本市は、せったく建てるのだからといって生涯学習センターや保健福祉センターを複合化し、床面積を1万5,500m<sup>2</sup>としてあります。人口は宇城市より約1万人少ないので、床面積はなんと2.5倍と広い庁舎建設です。宇市の庁舎は23億円を2.5倍すると、なんと57億5,000万円になります。本市では、庁舎の建物代や用地代、それにインフラ整備を加え新庁舎建設費を97億円と試算しております。平成18年度では、財政が厳しく建設

すれば菊池市が破産を招くとの説明でした。そのとき、18名の議員の方が凍結を希望されました。18年度、決算書では実質収支額は黒字の14億2,000万円で、9億4,000万円を基金繰入にしています。合併協議での建設費30億円の3割負担9億円ならば、18年度の基金繰入金で支払いは十分終わっているはずです。次の年が花房台の畠総整備事業計画が進んでなく、不換地がはっきりしていないので庁舎はできないとの説明でした。平成20年度は未曾有の世界不況で、税額徴収の見通しがつかず、庁舎建設はすべきではないと言われています。平成21年度は住民の意見と学識者の意見を参考にして、市長自ら決断されると言われる。この二転三転しての引き延ばし、それは市長は花房台に庁舎を建てたくない思惑があったのではないかでしょうか。私は、新庁舎は必要だと思います。それも高台になる花房台地です。庁舎は住民サービスの場所であり、政治の中心地でもあります。また、災害時の拠点でもあり、避難場所の拠点でもあります。ここは非常に狭く、いつも駐車場が満杯状態です。こんなところに避難場所の拠点となることができるでしょうか。また、菊池川上流の堤防が決壊したら、防災の拠点になることができるでしょうか。そんなことを考えてみると、庁舎を花房台にすべきと考えています。また、住民の皆さんに一番負担がかからないのは、合併特例債を使い、庁舎をコンパクトな建物にすることではないでしょうか。庁舎だけなら20億円で立派な建物が建つと思います。合併したら本庁舎方式にするとの協議であったが、未だに分庁方式が取られています。合併して5年を迎えました。早く本庁舎方式にしないと、いつまでも地域の垣根が取れず、一体化した本当の菊池市ができないような気がいたします。それと、この庁舎は今年で築41年が経ちます。当時の設計では耐震は考慮していなかったと思います。鉄筋コンクリートの耐用年数は、大蔵省令で住宅用で47年となっていますし、財務省が定めた減価償却期間でも40年となっています。あと6年で耐用年数が来ます。来たからといって、すぐに崩壊するわけではございませんが、大きい地震が来たならば崩壊する恐れがあります。恐らく、耐震なんかを考えると建て替えが必要ではないでしょうか。そうなれば、莫大な金額が必要となってきます。合併特例債の期限まであと5年です。それまでに、庁舎建設が進んでなくては、住民の皆さんへの負担は多くなるばかりです。ぜひ合併特例債を利用すべきと考えています。また、合併協議は法律で定められた法定協議です。もし法律を破るようであれば、住民の判断を仰ぐ必要が出てくるのではないかでしょうか。庁舎の有無、庁舎位置は住民投票で決めるべきです。法律を変えるときは、地方特別法の場合には住民投票による住民の同意が必要とされる、これは憲法第95条にあります。これに該当するのではないかと思われます。

これで、この件に関しては質問を終わります。

次に移ります。

3項目めは、職員の不祥事についてを質問いたします。はじめに、熊日新聞より「合併後の菊池市と今」として特集が組まれ、第4回で情報公開、開かれた行政、道半ばとして3月22日に掲載されていました。皆さんも覚えていることだと思います。その中に、注目すべき記事がありました。平成17年度に2名の職員が不祥事を起こしていたが、市がその内容を公表していなかったとの記事であります。新聞の記事を見て、我より議員が後で知る、菊池市は特に多いような感じがします。公務員の不祥事については、自分なりに熊本県内の不祥事を新聞記事やインターネット等で平成17年度からのを調べてみました。着服、収賄、セクハラ、飲酒事故、傷害など、県内14市がある中で11市が起きています。天草、宇土市、それと菊池市が不祥事の記載がありませんでした。菊池の職員は不祥事がなく、優秀な方ばかりと思っていましたが、これはなくて当たり前なんですけども、これが3月23日の記事を見て愕然としました。

そこで1点目の質問です。平成17年度から平成21年度、今現在まで何件の不祥事が発生しているのか、熊日の記事以外に隠蔽事はなかったかをお聞きいたします。

次に、記事の内容と総務部長の答弁では、公表基準がなかったから公表しなかったと言われています。本市より後に合併した合志市、玉名市、八代市が公表しています。なぜ公表基準を早期に設け公表しなかったのか。公表基準を盾に隠蔽工作を図ったのではないかと疑います。この辺の質問は、昨日の森議員と重なる部分がありますが、予習復習としてとても大事なので、復習の意味で再度お聞きいたします。現在は公表基準を設けていますが、新聞では合併後4年も経つてからでは遅すぎると書いてあります。私も同感です。新聞記事になったから、慌てて作成したのではないかとさえ疑って止みません。4月28日に熊日に、菊池市はこのほど市職員の懲戒処分の公表に関する規定を作成した。4月1日に遡って適用すると記載していました。この規定も、我々議員には何ら報告もありません。菊池市の情報は新聞で知る、議員として本当に情けなくなっています。昨年の9月の産廃と交わした努力目標の文書にマル秘と書いたり、努力目標の積算書の中に取扱注意と書いてあつたり、我が菊池市は豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちが、今では隠蔽の多きまちになっているような気がしてなりません。

そこで2点目として、近隣の市や町では職員の不祥事が起きています。なぜ近隣と同様に合併してすぐに公表規定を設け、公表しなかったのか。なぜ、4年経った今、作成されたのか、お聞きいたします。今のタイミングで公表規定を設けたのは、新聞社から情報公開を受け、早急に策定したような気がしてなりません。もし情報

公開がなかったらば、公表しないままやり過ごし、組織的に隠蔽を図ったのではないでしようか。間違いを犯してしまうことは誰にでもあります。これは、本人が悔いを改め、今後の勤務態度を精進させ、公務を肃々と行つていけば、いずれは市民の方も許すことができると思います。しかし、そのことを隠す組織、それは市長に問題があるのではないでしようか。今や民間では一社員が行ったことでも社長が知らなかつたでは済まされず、時としてその存続にかかわるようなことまで発展します。まして今回は市民への公表を怠つただけでなく、市政のチェック機関である議会及び担当の総務常任委員会にも報告されていません。このようなことで市政すべてを疑つてかかる、このようになるのではないでしようか。昨日、東裕人議員が小学校の統廃合問題で質問されました。その中で、学校規模適正化審議会は非公開で行われ、会議録が全文記録でなく、要点記録になっていて、その記録自体が実に不透明で、一部の都合のよい意見ばかりを載せ、真実な会議録になつていないというような内容でした。教育長は、適切な審議の内容だったと断言されました。我々議員は、透明さを求める義務があります。東議員がテープを聴き、全文記録を作成しているようですので、その情報をいただき、全文記録と審議会報告との比較を行い、議員の義務を果たしたいと思っております。私が思いますには、市役所の中には、市民や議会にわからないように、わからないようにしようとする社風といいますか、気質が蔓延していると疑つて止みません。

そこで3点目として、今後不祥事が起きた場合どのような対応をし、市民及び議会でどのような方法で報告されるかをお聞きします。

4点目として、今度は市長にお伺いいたします。職員処分の4規定、この内容を見てみると、市のトップである市長の責任については何ら規定は設けてありません。特に不祥事を起こす本人が懲戒を受け公表されるのは当然ですが、しかしトップは監督責任があります。それで4点目としまして、この組織のトップとして市長自身、職員の不祥事にどのような責任をお取りになるかをお聞かせ下さい。

この4点について、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員の懲戒処分の公表につきましては、先日の森議員の質問に答弁しておりますので、重なる部分があるかとは思いますけれども、お答えを申し上げます。

地方公務員の懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条に規定されております処分の重い方から免職、停職、減給、戒告という形で4種類がなっております。そこでお尋ねの1点目でございますけれども、これまで熊日の記事以外の隠蔽はな

かったかということでございますけれども、合併後の職員の不祥事につきましては、記事のとおり懲戒処分は3カ月間の停職2名となっておるものでございます。

2点目でございますけれども、今回の懲戒処分の公表規定の制定しました理由につきましては、地方分権社会が進む現在、市民と一体となった行政を進めるためには、地方行政の窓口である市役所に勤務する職員自らが姿勢を律し、率先した市民サービスの精神を貫く態度を見せて、市民の信頼を得ることが必要であるとの認識から、職員の不祥事の発生とそれに対する市の処分を市民に知つてもらうために、今回職員の懲戒処分の公表規定を制定したものでございます。今日まで、法に基づく、法が求める公表については、昨日もお答えしましたように、公表はいたしたところでございますし、また隠蔽するための、隠蔽したいがために遅れさせたかのような質問でございましたけれども、そういうようなことは一切ないというふうに言いたいと思います。

また、3点目の今後の市民及び議会への報告につきましては、本年4月制定いたしました規定に基づきまして、適宜報告を行つていただきたいと考えております。併せて、議会への報告が必要だと思われる事案につきましては、当然適宜報告は行っていきたいと考えております。

4点目の市長の責任でございますけれども、これにつきましては市長の方で最後の方にお答えをしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 組織のトップといったしまして、市長自身の今後の職員の不祥事に対しましての責任はどう取るのかということでございますが、今日もどこかの町の首長さんの処分が載っておりました。このことにつきましては、これまで総務部長がご答弁いたしましたように、遅れたきらいがないではないけれども、常に何事も一番最初にやるべきではあろうと思いますが、本年4月にこの菊池市職員の懲戒処分の公表に関する規定を制定をしておりますので、今後はこの職員の不祥事につきましては、その規定に基づいて、本人はもとより、管理監督責任者についての処分をしていかなければならぬ。また、もちろん私自らもそのような規定に基づきまして厳正に対処してまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 今後規定を設けて、それに従つて処分をするということですね。

それでは、再質問に移ります。6月2日の熊日に、市長10%減給と大きい文字で載っていました。その横に、宇土市不正経理で処分とありました。先ほど宇土市には不祥事がなかったと言ったことを訂正いたします。インターネットで調べたときはなかったということです。その内容は、契約と異なる物品を購入し、差し替えが17件で40万円が判明したとありました。このように、他の市長は直ちに何らかの形で責任をお取りになる。我が菊池市にも不正経理があったと4月の全員協議会で報告がありました。差し替えが12件で、金額にして33万8,000円です。このことは、新聞にも載らず、菊池市の広報紙にも載らず市民は知らず、知っているのはほんの一部の職員だけです。この質問の打ち合わせのときによくわかりましたが、関係のない職員は不正計理があった金額さえ覚えていらっしゃらないようでした。いかに周知徹底がないのがはっきりわかります。宇土市と菊池市の不正経理の金額の差は、たった6万2,000円です。それなりに、片や新聞に載り、トップの責任として市長及び副市長までが処分を受けておられます。片や知らぬ存ぜぬを通されている。この大きな違いはどこにあるのでしょうか。先ほど市長が言われましたけれども、熊日に上天草市で不正経理と、これも大きな字で載っていました。ここは、差し替え8件の33万円の不正経理です。本市とまったく同じような差し替えがあったということが載っていました。市長は、監督責任を取り、月額報酬を1ヵ月20%カットする条例改正案を、今議会最終日に追加提案する予定でありますとありました。とにかく、本市は情報公開が乏しいまちと思います。もっと開かれた市政でないと、市の発展は望めません。市長は、現状をどのように受け止め、どのような打開策を行うか、再質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 不正経理の話がありましたけれども、熊日新聞紙上では報道されたところでございますし、またその後、熊日でも報道してありましたように、職員の研修、いわゆる徹底していくたいということで、その後、各課の財政担当者を集めまして今回の不正経理の内容、いわゆる差し替えがあったということと、こういう案件についての研修、今後の発生を防止するための研修を既にもう実施したところでございます。ご質問の件にお答えしたいと思いますけれども、本市における情報公開の進捗状況につきましては、職員の人事給与関係では、人事行政の運営等の状況に関する条例の中で、職員の給与や服務関係を毎年12月に公表しておりますし、その他の業務分野におきましても2、3例を挙げますと、例えば財政につきましては財政白書を毎年5月と11月の2回、財政健全化判断比率等を9月に公表するなどの予算関係文書の公表を行っているのをはじめ、入札関係でも毎回ご

との入札結果や指名願い名簿、指名停止情報、年間工事発注予定、発注工事委託の予定価格、随意契約理由等を公表しております。その他の業務を含め、現在では市の行政業務のうち公表が必要だと思われるものの大部分につきましては、必要な公表を行っていると認識しているところでございます。また、公表の有無にかかわらず、さらに詳しい業務内容や文書の開示につきましては、合併時に本市の情報公開条例を制定し、必要な情報開示を行っており、合併から現在までの開示請求は、市長部局が85件、教育委員会部局が7件、農業委員会が1件の計93件あっており、そのうち開示請求に従い開示したものが90件、不開示が3件、そのうち開示後に不服申立があったのは1件でございます。ほぼ開示請求者の満足のいく情報開示を行っていると考えております。

以上、本市の行政業務の情報の公開は、決して他市に比べて遅れているという認識は持っておりますけれども、今後とも必要な情報の公開には、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○10番（三池健治君） 市長の打開策を部長が答えられたのかな。我々は何もですね、減給を望んで言っているわけではありません。何らかの形で、市長として、トップとして、監督の責任をお取りになった方が市の職員に対して、示しがつかないのでないでしょうか。責任を取らなければですね。職員が不正か不祥事を起こせば、市長は責任を取る。このことを周知徹底すれば、職員の方も不正か、不祥事がなくなるのではないかでしょうか。とにかく、情報公開を密にしましょう。隠蔽をしてもよいことは一つもありません。明るい菊池市になることを期待して、私の質問は終わりります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

開議 午前11時03分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） おはようございます。昨日梅雨入りいたしまして、ようやく恵みの雨が降っているわけでありますが、1問目の質問をさせていただきます。

市長におかれましては、再選おめでとうございます。合併して2期目の市の方向性を決めていく一番大事な任期になると思います。頑張っていただきたいと思います。選挙期間中、私も住民の皆さんといろいろ話すことができました。その中で、市長から委嘱状をもらい、役員をしているが、任期中、市長と会議があっても最後まで市長と同席して意見交換と申しますか、会話することがないという意見をよく聞きました。旧旭志では、村長はできる限り参加されておりました。参加することで、住民の意見をよく聞けたと思います。市長と村長では桁違いのスケジュールだとは思いますが、何人もの人から同じ意見を聞いたので述べているわけであります。市長のスケジュールに合わせて会議をしても、あいさつが終わったら次のスケジュールがあるということです。これでは、市民からの声が聞けないのでしょうか。毎回とは言いません。任期中に一度ぐらい市長と話したいという意見を聞いておりますので、これが市民の声だと思います。市長、どのような考え方をお持ちか、お伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 各会議とか、イベントにつきましての出席については、できる限り日程を調整しながら出席できるように努力をしております。ちなみに、先日行されました市内の小学校、現在ご案内のとおり14校ございますが、4校は地域の体育祭等との共同でなされておりまして、先日は10校ほどございましたが、この10校をやはり回っていくことにつきまして、本当にあいさつのみで退席しなければならない場合、あるいはそこに競技とかを見ながら観戦をしているという時間、あるいは本当に30分程度しかいられない場合が非常に多くございまして、住民との懇談という機会がないということは事実であります。また、会議とかそういう行事があります。運動会で10カ所回るように、その間にまた会合がありましたりしますもんですから、代理の方にお願いするという場合もあります。可能な限り市民の皆さん方とのこのコミュニケーションを図るべく最優先に考えてお務めをさせていただきたいと思っております。各種の会議等の開催時間帯が大体30分、あるいは1時間間隔で輻輳する場合が多くございまして、やむを得ず会議での冒頭のあいさつを早めにさせていただいて退席するという場合がたびたびございまして、そういったところにつきましては事前に事情をご説明申し上げまして、ご理解をいただいているところでございます。

また、会議が終了いたしました後につきまして、いろんな意見交換があったり、また懇親会等が準備をされている場合がありますが、そういったときには時間の都合のつく限り、なるべくその場におりまして、お互いに酒を酌み交わしながら、ま

たコミュニケーションを図ってまいっているところでもございます。今後、ぜひまたそういったことを配慮しながら、市民の皆さん方とのふれあいの場を大切にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 今の市長の多忙さはわかります。現在、副市長は空白になっております。収入役も7月までと聞いております。収入役におかれましては、長きにわたり本当にご苦労様でございました。市長の仕事をある程度分担する必要があると考えます。市民の声を聞き、市政に反映させるためにも、副市長を置く必要があると考えますが、市長の考えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大変ありがとうございます。高本収入役、7月7日ということで任期が目の前に近間っておりますが、ご慰労いただきまして、私からも感謝を申し上げたいと思います。

また、副市長の人事につきましては、昨年の12月で前村上副市長がご退任をいただきまして、その後空席となっております。公務を行うにあたりまして、どうしても三役が出席をしなければならない、あるいはまた首長として、菊池市長として諸々の第三セクターなり、あるいはまた外部関係団体等につきまして広域的なものも含めて組合長になっているというようなことが数多くあります。内部の固めができないという部分については、副市長さんがこれまでちゃんとやっていただいてまいりました。三役でなければできない部分がかなりありますので、なるべく早くこの後任の人事をと思っておったところでありますが、ご承知のとおり市長選挙というものがあります。この穴を埋めるその後の首長さんが自分の思いのほどの人を選任するということになろうかと思って、副市長についての人選というのは後任を急がなかったところであります。私が再選をされまして、このことにつきましてはなるべく早くということで思いはあります。願わくば、今定例会におきまして、何とかこの人選を今進めておりますので、提案ができればと思います。また、提案をさせていただきました場合には、ぜひひとつ議会の皆様方のご理解、ご承認をよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 次の質問に入らせていただきます。

昨年から今年に行われました「一会」について質問いたします。昨年、アメリカ

から始まった経済危機は、輸出に頼っている日本に多大な影響を及ぼしました。国もこれに対して多額の税金をつぎ込んできました。現在では、少しではありますがプラスに転じてきているとテレビで報道されておりました。我が市も景気対策として一会を発行されました。私としては、大きな店が独占しているとはいえ、多少の経済効果はあったと認識しております。聞くところによると、アンケート調査をしておられると聞いております。その結果、それに対するメリット、デメリットを教えていただきたい。アンケートを採られたということから、これからも継続されるのでしょうか。また、これの一会に対して商工会との連携を考えておられないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 1点目の地域通貨、一会のアンケート結果についてお答えいたします。3月中旬から4月中旬にかけまして、取扱店307店舗利用者の中から抽出いたしまして300名様を対象といたしましてアンケートを実施いたしております。まず、取扱店でございますが205件の回答がございまして、回答率66.8%でございました。設問は15項目ございますので、主なものについて申し上げたいと思います。

地域通貨の発行額、実施期間、換金につきましては、概ね良好との回答をいたしております。地域通貨の取り組みは、菊池市の活性化に貢献したかとの設問に対しましては、貢献したとの回答が34.8%、大体貢献したとの回答が37.3%でございまして、合わせますと72%の店舗が貢献したと考えております。

次に、昨年の売り上げと比べてどうですかとの設問に対しましては、増えたとの回答が10.9%、変わらないとの回答が68.7%でございまして、景気が冷え込んでいる現状を考えますと、地域通貨事業が景気刺激の一助になったものと分析しております。

次に、次回実施されるなら取扱店になるかとの設問に対しましては、78.2%の店舗が取扱店になるとの回答をいただいておりまして、地域通貨事業への期待感を伺い知れたところでございます。

次に、利用者向けのアンケートでございますが、208件の回答がございまして、回答率は69.3%でございました。設問は13項目ございまして、主なものについて申し上げたいと思います。

地域通貨のプレミア、取扱店の数、発行額、実施期間などにつきましては、概ね良好との回答をいただいております。

地域通貨事業の今後についての設問では、約90%の方が実施した方がよいとの

回答をいただいておりまして、地域通貨事業への期待感が表れているものと思います。

双方のアンケートに対しまして個別意見もいただいておりますが、その中でも販売方法に対するご意見を多くいただいております。それは、平等に券が販売されていないとのご意見でありまして、一人で多額を購入され、購入したくても買えなかつたということでございます。事務局といたしましても、重複販売防止に努めてまいりましたが、現在のシステムでは防止することは不可能な状況であると思っております。今後実施する場合は、予約販売方式など販売の平等性について十分検討する必要があると考えております。

また、販売につきましては、高齢者や障害者への配慮、取扱店も個人商店への配慮なども併せて検討する必要があると考えております。

2点目の今後の対応についてでございますが、3月の一般質問でもお答えしておりますように、時期につきましては経済状況を見極め、また実施主体も経済団体である商工会等と十分協議しながら、諸々の条件が整った場合に発行を検討することになると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 景気対策のためにも、どうぞ一會、続けていただきたいと思います。先ほど述べられましたように、聞くところによると1人で100万円買ったというような噂も聞いております。住民の一人一人、老人の皆さんに手厚く行きわたるようなことを考えて続けていただくことを望みます。

3問目の質問になります。川辺工業団地について質問いたします。もう何回も言いますとおり、世界的不況、輸出に頼っている我が国にとって、とても大きな影響が出ております。これから日本、どうなるのでしょうか。企業誘致、本当に難しくなってくると思われます。景気後退による企業の進出がなくなっているようあります。県が進めてきた益城の工業団地も白紙になったと聞いております。益城が空けば川辺はどうなるのかも質問いたします。また、環境調査はそのまま続けれでおられるかも質問いたします。それから、これからのスケジュールを教えていただきたいと思います。

また現在、農業の経営、大変な状況にあります。地権者に不安がないように対応していただきたい。不動産や個人の間で売買が行われないような密な情報交換をされているか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 県営川辺新規工業団地につきましては、平成17年の合併当初から旭志川辺の地権者の皆様をはじめ、市議会並びに市一丸となって工業団地建設を熊本県に切望してきたところでございます。その熱意が認められ、昨年県の工業団地として認定されました。このような中、熊本県では昨年6月の県議会で一部調査費が計上され、平成20年度より5カ年間の計画で大型工業団地を整備する方針の下、現在環境影響調査、基本調査が行われているところでございます。本年度の予定といましましては、環境基本調査と並行して用地及び補償物件に係る不動産鑑定評価及び補償物件調査等が行われます。同時に、農政サイドとの協議や基本構想等も着手されることになっております。議員ご心配のように、益城の臨空テクノパークに誘致内定されておりました大日本スクリーンが今日の経済状況におきまして内定取り消しと無期延期となったところでございます。しかし、川辺工業団地につきましては、平成24年度完成予定となっておりまして、4年後の景気回復を期待しながら積極的に県とともに誘致活動に努めてまいりたいと思っております。また、不動産業者や個人の売買が発生する懸念や、それから事業がスムーズに進むように地元議員さんのご尽力によりまして、地元期成会を立ち上げていただきました。現在は、その地元期成会と情報交換をやりながら、県を交えて協議を進めているところでございます。今後とも情報交換には情報を共有しながら、県とともに頑張ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 前向きに進んでいると聞き、安心いたしました。これからのが市にとって企業誘致、本当に大きな問題であります。土地の売買がスムーズにいくよう努力していただきたい。市長の施政方針でも出ておりましたが、県の方針だけのように受け止めました。我が市独自の政策も考えて早期着工に向けて頑張っていただきたいと思いますが、これに対して市独自の考えはないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 本市の政策といましましては、先ほども申し上げましたが、地元期成会を立ち上げておりまして、連携を取りながら現在も進めております。県任せではなくて、本市が主体となって取り組んでおるところでございます。また、完成後の企業誘致にも有利になりますように、平成22年度には光回線を当該地を含む旭志全域に設置するよう計画をいたしております。また、予算も議員さんから

のご提案もございましたが、昨年度も2,000万円、今年度も2,000万円、今  
のところこれといった予定はないんですけれども、いつでも対応できるように予算  
措置もいたしております。今後とも積極的に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 次の質問をいたします。

市長は、選挙前は庁舎は今の経済状況では建設すべきではないと言われました。  
選挙時点になって、学識経験者、住民の意見を聞いて決めると施政方針で述べられ  
ました。私は、庁舎建設も大事ですが、それよりも何よりも住民の生活を第一に考  
えて質問いたします。本庁方式を見直す考えはないか。合併後の組織整備はどのよ  
うな方針を基に行っているか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 合併後の組織整備について、どのような方針に基づいて  
行っているかということでございますが、合併後の組織整備につきましては、議員  
ご承知のとおり、合併協議において新市における組織機構の整備方針を定めており  
まして、新市における組織機構は、合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活  
かすため、できる限り統合、一元化に努めながら整備するということになっており  
まして、現在総合支所の組織体制につきましては、合併協議事項に基づきまして総  
合支所機能を尊重しつつ、合併効果を最大限に活かすよう統合、一元化に現在努め  
ているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 市長の施政方針の中で、行財政改革の推進については経費の節  
減を目標とするのではなく、より一層のサービス向上と行政運営の効率化による市  
民の満足度を高めていく必要があると述べられております。支所の状況を例を挙げ  
ますと、旭志の建設課、3名の配置であります。市で事業を行っていたり、住民か  
らの苦情から出た場合、2名で対応するわけであります。残り1名はいますが、苦  
情の対応、工事の打ち合わせなどで本庁に出向いていたら、誰も建設課にはいない  
わけであります。このとき住民が来た場合、対応ができないわけであります。これ  
は建設課に限った問題ではないと思います。旭志の支所に行ってみて下さい。高齢  
者、電動カートで来られる方、本当に増えてきております。5年後、どうなるのでし

ようか。今後市の対応について質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 現在の総合支所では機能を十分に果たしているとは言えないのではないかということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、職員の配置人員数が少數の場合は、現場確認や会議等が重なる場合、課を留守にするときがあり、そのような場合は隣の課が対応している状況であります。また、このことは総合支所に限らず本庁でも同じことが言えるといえます。今後は、このようなことができる限り少なくなるよう合併協議における整備方針に基づきまして住民サービスの低下を招かないことを基本に考えながら、市民の立場に立った組織づくりに今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 施政方針では、限られた職員数の中で住民サービスの向上や接遇の向上を図り、市民がいつでも気軽に安心して相談に来られるような職場環境にするとあります。これから財政を考えると、職員の削減もしなくてはならない、サービスも向上させなくてはならない、ただ絵に描いた餅にならないよう執行部の努力に期待して質問を終わります。

最後の質問に入ります。亘・甲森2号線について質問いたします。以前この路線について質問していましたが、325号線がどこを通るかわからないということで計画できないとの答弁でした。ところが旧道と申しますか、旧ごみ焼却場下の道路の拡幅工事が行われました。私にとって何のための道でしょうか。リサイクルセンターも白紙になったと思います。少し失礼かもしれません、焼却場が稼働していたときにつくっておくべきだった道路ではないでしょうか。今村橋からミカエル方面は土地交渉でまだ無理なのはわかります。このような道路を私たちは通称よごよごまっすぐと呼びます。あの道は何のための道か、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。ただいま厳しいご意見をいただきました。亘・甲森2号線は、起点を市道大琳寺・木庭橋線のシルバー人材センター前を起点とし、片角、今を通り、森北地区の市道甲森北・八久保線を終点とする延長が2,052.6mの道路でございます。幅員が4m程度と狭く、歩行者の通行が危険な状態にあります。歩道はシルバー人材センター前までしかなく、そこから今区

方面へが未整備でございますので、平成20年度事業で260mの測量設計を実施しております、今年度より歩道及び車道の整備を行う予定でございます。今区からクリーンセンター跡地付近までの整備につきましては、クリーンセンター建設に伴います今区との条件整備事項でございましたので、平成20年度事業で延長690mの改良工事を行っております。この市道は、今区から森北方面へのアクセス道路としては最も重要な路線であり、また路面の状態も悪いため、併せて拡幅工事を行ったものであります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 今村橋を起点に考えれば、旭志よりのガードレールを付けてある方、つまり真っ直ぐ通れば墓地のところに出ます。泗水旭志の住民は、菊池に行く場合、北宮付近の渋滞に巻き込まれず菊池市内に行くことが楽になります。国道325号にどこで合流するか、未知の世界です。現実を見据えていただき、真っ直ぐ道をつくってくれ、私が言うのが税金の無駄遣いになるかもしれません、ぜひ墓地のところまで直線道路ができるいか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。亘・甲森線を延長した場合、亘・甲森2号線の昨年度終了箇所付近に合流する計画でありますので、議員が言われる墓地までの延長が現在の位置でございます。亘・甲森線の終点から墓地までを改良した場合、極端に幅員が狭くなり、交通に支障をきたすことが予想されたため、現在の位置で休止し、国道の325号線方面及び河原方面への誘導路としたものであります。また、昨年度終了箇所から先が亘・甲森線と合流した計画となります。しかし、今のところ県の具体的な国道整備計画が定まっておりません。したがいまして、国道325号線の4車線化に合わせて整備計画が必要だと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 私たちは、ここの職員の方もおられます、あそこで直線にした場合、5分まではないですが、通勤道路にも大変便利になると思いますので、できるなら建設をお願いして、これで質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開会します。

休憩 午前 11 時 31 分

開議 午後 零時 58 分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） こんにちは。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずははじめに、まちづくり交付金事業についてでございます。旭志新明地区、隈府中央地区に統いて、平成22年度から泗水地域、七城地域にまちづくり交付金事業が始まります。泗水町住民の一番の関心事になっております。少々、泗水町を紹介させていただきますと、泗水町は熊本市と菊池市街地の中間に位置していまして、熊本方面から菊池市の玄関口となっております。泗水地区中央部には、387号線沿いに孔子公園、道の駅養生市場があり、地元で生産された果物や野菜等が販売され、多くの人が賑わい観光拠点になっていて、定期的に祭りやイベントが開催されております。その近隣にスーパーや商店街、総合支所をはじめ小中学校、病院等、主要機関の集約する中心地があります。またその周辺の郊外部には住宅地が点在し、熊本市や合志町、旧菊池市、大津町のベッドタウンとしての役割も担っております。そのほかの土地は、主に農地や台地が広がっております。泗水地区は、菊池市内において唯一人口が増加している地域でございます。熊本市からの玄関口の泗水町をまちづくり交付金事業でどのような計画及び事業内容があるのか、現段階の説明をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 泗水地区のまちづくり交付金事業につきましては、平成20年度に基本計画の策定を行いました。現在は、この6月2日に平成21年度の概算要望を行い、県のヒアリングを受けたところであります。今後、孔子公園整備、富の原公園整備、地域交流センター等のワークショップを行い、市民の意見を聞きながら事業を取りまとめていきまして、この11月の本申請に向けた準備を行ってまいります。計画にあたりましては、泗水地区の課題を洗い出し、これから泗水地区の活性化につながるような事業を計画しているところでございます。この事業の計画範囲は、泗水地区の中心地、概ね国道387号の東側で、北は花房台、富の原地区、東は桜山地区までの約910haの範囲となっております。事業期間が平

成22年度から平成26年度までの5カ年間となります。基幹事業といたしまして、道路改良事業の田吹富の原線改良工事ほか6路線の改良工事、生活基盤整備事業として、孔子公園から河川公園間の緑道整備事業ほか1事業、公営住宅の朝日東団地建て替え事業、富の原桜山地区の公園整備、そして公民館的な施設として、仮称ではございますが地域交流センターの建設事業を予定いたしております。また、提案事業といたしまして、各整備事業に伴うワークショップの開催やイベントの開催を計画いたしております。今後総合計画や新市建設計画、また財政計画との調整を図りながら、11月予定の本申請に向け実施計画を策定してまいります。

先ほど議員さんの方から泗水地区・七城地区的まちづくり事業が本年度から始まるというご発言がございましたけれども、泗水地区におきましては今年度、今申し上げましたように11月申請ということで進んでおります。七城地区につきましては、現在七城の総合支所の全課長集まっていたらしくして、今事業の洗い出しをしているところでございます。七城地区につきましては、その事業を洗い出して、何が七城に課題として残っているのか、何をすべきなのか、この1年間じっくり話し合いをしながら、また地元出身の議員さん方、地域審議会、市民の方々の意見を聞きながら、七城に合った事業の展開というものをやっていきたいと思っております。それがまちづくり交付金事業に該当するのか、他の事業がいいのか、これから選択だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） よくわかりました。

では、今計画案の中で具体的な質問をしたいと思います。富の原公園整備、また地域交流センターの計画があると言われましたが、富の原公園整備は、具体的にどこの場所を指しているのでしょうか。以前の私の一般質問で、富の原に公園がないのでつくりほしいとの要望を出しましたが、今もその思いは変わっておりません。富の原公園は、地域住民が待望しているところでありますから、実現していただきたいと思っております。富の原には、広大な5.56haもの営林署跡地があります。今回のまちづくり交付金事業の一番のかぎが、この営林署跡地をどうするかだと思っております。ぜひともこの営林署跡地を菊池市で一括購入し、このたびの交付金事業で活用していただきたいと思いますが、一括購入する予定、意思があるのか、お伺いします。

また、旧泗水町時代から持ち越しとして、小川会館建設がありますが、様々な問題が生じ、今や小川会館はつくれない状態になりました。それならば、それに代わ

る公民館機能を兼ね備えた地域交流センターを建てる考えがあるのか、お尋ねします。

よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいまの質問に対しまして、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

泗水地区のまちづくり交付金事業の全体の事業につきましては、ただいま部長の方から答弁をしたとおりでございます。九州森林管理局が管理されております富の原地区にありますご指摘の旧苗畠事業所跡地の購入につきましては、事業計画もあり購入の意思については、先様の方に伝えております。現在、森林管理局において土地の不動産の鑑定が行われている状況にあります。事業計画につきましては、市営の朝日東団地の建て替え事業、また公園の整備、さらに調整池機能を持ちました緑地用地及び市道の北岸線用地を予定しておりますが、何分お話ありましたように 5.56 ha ということで広大な面積でございますので、この事業以外のほかの事業との組み合わせも現在視野に入れながら計画を策定しておるところでございます。

また、小川会館につきましては、この小川記念館に代わる地域交流センターの建設について計画をしてまいりたいと、このように考えておりますけれども、財源の問題等々もありますので、今後希望などを含めながら地域の皆様方のご期待に添えるようにご意見を伺いながら計画をさらに策定してまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） 今、市長の答弁をいただき、購入の意思があるということを確認しましたので、最大限努力をしていただいて、一括購入をされることを念願します。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

四季の里の活用について質問いたします。以前もこのことに関して質問させていただきましたが、残念なことに私の意図するところが理解されなかったのか、答弁の内容がいさかかずれていたような気がします。再度ここで振り返り要約して言わせていただきますと、全国的に有名な予防医学の養生園の魅力を全面に出しながら、自然環境、施設共に整った四季の里とタイアップした健康セミナーや健康生活体験ツアーなどで県外からの呼び込みを狙った質問でありましたが、答弁は地元のみを対象にしては営利を目的にできないのでそぐわないとの内容で答えになってい

ませんでした。今回はそのことを踏まえ、さらに質問をさせていただきたいと思います。四季の里の経営状況と温泉、オートキャンプ、ログハウス、宴会場、野外ステージ、動物園など各施設がありますけれども、まず現在のその利用客数の現状、その他の現状をご質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

四季の里の経営状況といたしましては、昨日の森議員にもお答えしましたとおり、経常損失で2,030万5,000円と非常に厳しい状況で推移しております。お客様の入り込み状況といたしましても、前年7万4,978名に対しまして7万672人と6%の落ち込みが見られております。

次に、各部門ごとの入場者の推移を申し上げますと、浴場入場者4万1,325人で対前年比94%、プール入場者が4,876人で対前年比の72%、ふれあい広場が1万8,781人に対しまして対前年比の102%、それからログハウス利用者が5,690人、対前年比で94%、宴会利用者につきましては8,069人で対前年の152%と顕著な伸びを示しておりますけれども、全体的には落ち込んでいる状況でございます。コンサルの提案等に基づきまして従業員の意識改革や各種イベント、趣向をこらした浴場などの展開を図ってまいりましたか、100年に一度と言われます経済環境の下で利益に結びつかないのが現状でございます。しかしながら、宴会につきましては取扱額で対前年比30%増と好調に推移した部分も見受けられますので、今後は売り上げの核となる団体等にさらに営業強化を図っていくとともに、話題性があり地域を巻き込んだイベントの構築が必要であると考えております。

以上でございます。以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） 今、伺いしまして、大変厳しいというようなお答えだったと思います。今回の回答をお聞きし、四季の里には様々な今施設があるということもわかりましたけれども、今後の課題として、何でもありではなくターゲットをどこに絞っていくかによって、必要な施設と必要でない施設を整理し、目的に合った環境整備を進めることが重要であると思っております。そこで、今回は前回提案した養生園とタイアップした癒しの里構想と、今回長野県松本市で研修したクラインガルテンという観点から質問したいと思います。クラインガルテンは、ドイツ語で小さな庭という意味ですが、市民農園のことを示します。19世紀初頭に自給自足の

ためにつくられた小作農園が始まりとされ、日本では休憩小屋などを利用した滞在型の市民農園を言います。長期滞在も可能なクラインガルテン、市民農園ですが、全国的に増えております。例えば1年契約で週末に宿泊しながら野菜をつくるとか、退職後、長期滞在しながら野菜をつくったり温泉に入るなど、利用の仕方は様々だと思いますが、心も体もやすらぎ、気持ちがほぐれる場所がほしいという思いは、都市に住む、また働く人々にとっては切実な願いだと思います。自然の中で四季を感じながら自分で土を耕し、安全でおいしい野菜をつくるというのは、一つのあこがれだと思います。私は、四季の里にはこの環境が最高に整っていると思います。菊池市には、既にグリーンツーリズムの拠点の菊池ふるさと水源交流館があり、農業や郷土料理の体験が行われております。これをさらに広げていく拠点として、四季の里が最適ではないかと思います。これは、アイデアですけれども、名前も四季の里もいいのですけれども、例えば養生の里もいいんじゃないかと、そういうネーミングも新たに変えていく。そういう中で、私も自分なりにこの四季の里を全館いろいろ利用させていただきまして、またさらに20haという広大な敷地を自分の足で歩いてみました。このやっぱり素晴らしい環境と施設というものを何とか残して使っていけないものだろうかと考えております。私の提案している養生園とタイアップした癒しの里構想とは、前回も言いましたが、養生園で健康の中の健診を受けた後、健康セミナーや1日ドック、また断食道場などを四季の里と連携し、四季の里を健康の里菊池の拠点にしたらどうかということです。病気は食事療法と運動によって治療できるという、竹熊先生の主張もありますけれども、菊池市でも菊池市健康づくり教室で行われているいきいき養生塾のような教室をさらに充実していただければと思っております。先日、養生園の園長先生ともお話をし、いろいろなアドバイスをいただきました。自分たちもこの内容については非常に関心がありますので、もし市の方として話をさせていただければ、自分たちもいろんなアイデアがありますというようなご助言もいただいております。このような養生園とのタイアップと、先ほど言いましたクラインガルテン、いわゆる市民農園のことをぜひ菊池市で取り組んでいただきたいと思いますけれども、将来その意思があるか、質問します。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 四季の里の活用につきましては、優れた自然環境に恵まれておりますし、癒しの場としての位置づけを確立し、利用者の認知度を高めることは重要であると認識しております。したがいまして、議員ご提案の養生の里構想の中で養生園とのタイアップにつきましては、養生園が独自で開催しておりますリフ

レッッシュドック、あるいは各種セミナーなど、連携の可能性について協議をしてまいりたいと思っております。

次にクラインガルテンの、いわゆる市民農園の取り組みでございますが、その基盤となる農地を四季の里近隣に求めることは、地形等を勘案いたしますと難しいと思われます。したがいまして、遊休農地の利活用とその管理体制の整備が重要ではないかと考えております。また、クラインガルテンというものが菊池地域に馴染むものかもまだ情報が不足しておりますので、今後先進事例等の情報を収集した上で組織体制の整備が可能であり、四季の里にとって効果的であると見込めれば取り組みも可能であると考えております。

なお、体験農園事業につきましては、熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業における四季の里自然ふれあいプログラム事業の中において実施も予定しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） 答弁をいただきまして、いろいろと検討をしていただくということですけれども、やはりこのクラインガルテンもドイツから来たものですので、やはり松本市も自分なりのこの独自のやり方でやっておられると思います。旭志も、やはりこの菊池市に合うクラインガルテン、市民農園をです、それをやはり菊池市独自のものをやっていけば、施設と非常にこうタイアップしながらいけば素晴らしい菊池市独自の市民農園ができるんじゃないかなと思います。できれば、松本市にでも行って市の担当の方、代表の方が行って、研修に行っていただければ、またその見方が変わるとと思いますけれども、そういう研修に行って勉強していくという気持ちがあるか最後に聞いて、この質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 研修につきましては、これもまた費用が伴いますので、今後また検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） よろしくお願ひします。

次の質間に移ります。通告によりますと、物産館の管理運営についてですが、昨日森隆博議員が詳しく質問されましたので、その点については省かせていただきますが、最近、市民相談で道の駅の出荷者、スタッフ、管理者との間に様々な問題が

生じ、感情的にも仕事の内容にも支障をきたしているというような声をよく聞きます。現在、8施設のうち6施設は市長が社長をされています。市長職という激務をしながら、現実的に第三セクターの経営指導や監督、また様々な出荷者、スタッフ、管理者との軋轢の解消などが物理的にできているのか、非常に心配しております。以前、水上議員、松本議員も言及していましたが、第三セクターのトップに専門家を据えて、市長の負担軽減及び道の駅・物産館のさらなる充実を図ることが望ましいと考えます。市長は、社長職について検討すると言ってから数年が過ぎております。現在の運営状況の把握と対応を市長がどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 第三セクターの管理運営につきましてのご指摘でございますが、世界的な金融経済危機による社会環境の厳しい状況の中、各物産館においても集客、販売の向上への取り組みを自社内で検討し、経営改善、あるいは安定化に向けて努力されているところでございます。また、物産館は地域で創り上げられた施設でございまして、生産者をはじめとする地域との連携、お客様からの高い評価を得るための品質やサービス向上による固定客拡大は不可欠なものと考えております。各物産館におきましても、自社内での接客、サービスの社員研修を実施するとともに、各物産館連携の中で社員研修にも積極的に取り組んでいるところでございます。ご指摘の件につきましては、市といたしましても常日ごろから指導しているところでございますが、指導不足であったと反省しております。現実的な問題として真摯に受け止め、さらに指導徹底をしてまいりたいと考えております。本年度より指定管理者制度の中におきましても、管理運営の適正かつ確実なサービスの提供が図られるよう利用者アンケート等による自己評価の実施を行うことといたしておりますので、今後の適正な管理運営の実施、サービスの履行、社内における環境づくりにつながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 第三セクターの実務的な運営に関して、各セクターにおきましては支配人、もしくは専務取締役というのが一人は配置をされておりまして、この現実的に支配人におきまして会社の実務的な運営がなされているということでございます。しかしながら、その運営につきましては、常々取締役会が開催されておりまして、取締役会におきまして協議を受け、そしてその合意を得たことについて営業方針が確定され、それを支配人が執行しているという状況下にあります。いろい

ろと今のお話の中に何か、どこの道の駅、あるいはどこの物産館ということなのかなわかりませんが、6カ所の中におきまして、何か不協和音が発生しているのかなと思います。ただ、やはり納入をされております出荷者、あるいは生産者の立場と、それからそれを受け入れる物産館の支配人の立場というのは利害が相反する部分もあるわけでありまして、そういう意味におきまして、一方的なお話になっている部分もないとは言えないんではないのかなと。十分またその点につきましては、現場の声を聞きながら判断をしてまいりたいと思います。そして取締役会等、もっと身近な存在としての生産農家、出荷者の方々の協議といいましょうか、会議等を開きながら、皆さん方のそういう思いというものが確実に会社の方として受け止めができますように、その中に受け止めて実行できるものもあれば、それを生産者の、出荷者の方々の立場をそのまま受け入れていくことには経営上問題があるということもあるかもしれません。よくよくありますものは、新鮮なものを持ってこられているはずであります、やっぱり受入側からすれば、どうしても消費者にこの販売、商品として並べるのには鮮度が落ちているとか、あるいはまた品質が落ちているとかといったものになれば返却をしなければならないと。そういうものについて、あまりにも厳しすぎるだとかいったものもよくよくある話であります、そういうものを含めながらなどの生産農家、出荷者の皆さん方のいろんなご意見というものを承れるような、そういう場を設けていきたいとこのように思います。

なお、また第三セクターについては、市長が兼務しているということでございまして、大変またこれまでご心配をいただき、今もまたご指摘をいただきました。なかなかこの第三セクターにつきましては、容易にこの社長業の交代ができる現実を抱えているところがあります。役員の変更時期において、代表取締役の変更をお願いをしてまいっておりますので、今後も引き続きやりたいと思いますが、今、今年度の平成20年度決算、21年におきます総会におきまして、菊池の物産館につきましても過日ございまして、役員には選考いただきましたけれども、代表取締役の就任については辞退を申し上げるということで、ある程度の期間を待って皆さん方でご協議いただいたんですが、どうしても今の状況の中で抜けるわけにはいかないということで、やっぱりこの1年間、それでは任期はありますけれども、1年間以内に誰かを選択してほしいということを条件として引き受けております。もちろんこの1億円余の赤字があります四季の里等につきましては、これはやはり代表取締役を引き受ける方はどなたもおられないということもあります、それぞれの連結した第三セクターのあり方というものを考えますときに、私といたしましては早く何とかお役をご免にしてほしいという思いを持っているところでありますが、現実問題としてこの第三者の無報酬において会社の経営と責任を任せ、あるいは

は引き受けと言われる立場の人がなかなかおいでにならないというのが現実でありまして、これにつきましても、とにかく皆さん方に安定した経営をやっていただくというようなことを背景にしながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、今しばらくの時間を、猶予をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） 要望でございますが、できるだけ早く、いろいろな問題が今上がっておりますので、いろんな声をですね、聞いていただきて、早急に対応をよろしくお願いしたいと思います。また、社長職についても、ぜひまた検討していただきたいと考えております。

それでは、最後にマイバッグ運動についてご質問いたします。以前、レジ袋の有料化について提案させていただきました。そのときの答えでは、店舗側のサービスの低下という懸念があるものの、市民・商工会・事業所への啓発を行っていく必要がある。菊池市マイバッグ運動推進市民会議と協議をしていくとのことでした。確かに数カ所の店舗では、マイバッグ持参の人に2円引きをする店も始めました。しかし、啓発活動の不足か、マイバッグを持参する人がまだまだ少ないのでないでしょうか。はじめに、現在の市の取り組みについて伺います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 泉田議員の最初のご質問にお答えいたします。

本市のマイバッグ運動につきましては、ごみの減量化及び地球温暖化対策等の一環としまして、各種女性団体や本市生活環境推進委員会により組織されました菊池市マイバッグ運動推進市民会議と連携をして、平成10年度より活動を実施しております。啓発活動の概要としましては、本市内の協力店舗におけるマイバッグ持参の呼びかけと、同時に標語を印刷した花の種の配付を行っております。また、そのほか本市職員が制作をしましたキャンペーン用のソングを利用して、各種イベント等へ積極的に参加しております。本市内のある大型店におきましては、平成19年の4月よりマイバッグ持参者に対する2円の値引きなども実施されております。さらに、本年4月からは本市の第三セクターであります菊池観光物産館、メロンドーム、旭志ふれあいセンターと泗水養生市場におきまして、マイバッグ持参者には2円の値引き、また泗水養生市場におきましては、ポイントの付与も実施しております。このように、徐々にではありますが、マイバッグ運動への協力店舗が増えつつあるのも現状であります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） 今、答弁いただきまして、前回よりも大分第三セクター等頑張っておられるということはわかりました。ただ、さらに啓発が大事なことは市民の意識改革だと思っております。1つは、ただでもらえるレジ袋はお金がかかっているということ。菊池市内の年間推定コストはレジ袋1枚2円とすると約2,632万円、そしてそのほとんどがごみとなります。菊池市のごみ処理に要する費用のうちのレジ袋処理料はおよそ1,460万円とされています。

2つ目は、地球規模で環境のことを一人一人が考えるときだということです。レジ袋を製造、焼却するときに出る二酸化炭素を減らし、地球温暖化防止に役立てるという意識の変革です。菊池市のごみの量、また焼却に要する費用などを広報以外にも常に市民に知らせていく、意識を変えていくということが重要になってくると思います。21年度の福村市長の施政方針の中で、ごみの頭文字Gに関する7つの活動ということでG7を言われています。ごみの減量化、2番目にごみのリサイクル、3番目にごみ分別の徹底、4番目にごみの不法投棄防止、5番目にマイバッグ推進、6番目に市民との環境活動、7番目にバイオマス資源の利活用です。マイバッグ推進は、即ごみの減量化、市民がライフスタイルを見直し環境問題に取り組むきっかけになるのだと思っております。マイバッグ運動の市民への啓発について、市の取り組みをお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再質問にお答えいたします。

マイバッグの必要性につきましては、レジ袋の大量消費を抑制することから、地球温暖化及びごみの減量化等につながり、非常に重要な施策の1つと考えております。ちなみに、本市内のある大型店におけるレジでの1カ月間の集計によりますマイバッグの持参率は、本年4月現在で40%前後で推移をしており、1年前と比較しますと5%程度持参率が向上しているというデータも得られております。しかし、現行の啓発だけでは限界がありまして、今後の取り組みにつきましては見直しの検討が必要であると認識をしております。

そこで、本年度は本市内の中・高校生にお願いをいたしまして、よりインパクトのあるデザインのマイバッグキャンペーン用のパネル制作やキャンペーン用ののぼりも制作するように計画をしておるところでございます。今後ともなお一層の啓発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○3番（泉田栄一朗君） 再々質問をさせていただきます。

最後に、レジ袋は、やはり有料化しないとマイバッグの推進は難しいと思っております。東京都杉並区では、全国初の有料化条例を実施しています。杉並区長は次のように述べておられます。レジ袋を減らすために有料化のメリットは明らかだ。お金がかかることが一番わかりやすく、効果がある。レジ袋を辞退するとポイントがもらえる制度なんか成功しない。我々もやったが、減らなかつた。また、資源を大事に使い、ごみになるものはもらわないという意識改革。レジ袋自体を否定しているのではない。確かにレジ袋は強度があり、水を通さない優れた商品である。ただ、無料で配るのでなく必要な人が買うべきであると言っています。しかも、1枚1円では効果がない。3円だとどうしようかと考える。5円だと痛いと感じると。そういう有料化した結果、1週間でマイバッグ持参率が80%になったそうです。これら自治体の例を参考にしていただき、菊池市でも有料化にする考えはあるか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） レジ袋の有料化の考えはないかというご質問にお答えいたします。レジ袋の有料化につきましては、非常に有効な手段であるというふうに認識をしているところでございます。しかしながら、昨年来からの急激な景気悪化に伴う消費の低迷は、店舗のサービス低下につながる観点から、レジ袋の有料化をお願いする現状では今のところないというふうに考えておるところでございます。今後につきましては、景気の動向等も踏まえて、マイバッグ持参者に対する値引きなどの優遇措置、またはレジ袋の有料化などに向けて本市マイバッグ運動推進市民会議の中で再検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

休憩 午後1時39分

開議 午後1時48分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東英俊君。

○1番（東 英俊君） どうぞよろしくお願ひします。

まず、4月の市議会議員の再選挙におきまして当選をいたしました東英俊でございます。まず冒頭におきまして、市長再選おめでとうございました。それとあと、この1年間市長と北田議長、またひとえによろしくお願ひ申し上げます。議会人となりまして、まだ2カ月でございます。本当に今日がデビューではないかなと、このように思っております。何かと初めての一般質問でございまして緊張しておりますが、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、ここからまじめに一般質問に入らせていただきます。

現在、日本経済の100年に一度の金融危機と言われ、疲弊した状況にあります。この菊池市もその影響で苦しんでいる地方自治体の一つではないかと思われます。私も長女を私立の学校に通わせている親といたしまして、私立の生徒の授業料の未納、滞納問題、それから来る生徒の退学を見ますと、この不景気を身近に感じざるを得ない状況にあります。景気回復に向けての国の政策や大型補正予算の効果にわずかな希望を託し、この菊池市においても地域活性化に向けての様々な施策を施していくかなければならないと、自らの責務の重さを日々痛感しているところでございますし、この菊池市において財政問題、雇用の問題、農林業の振興の問題、社会福祉、少子化問題などの難題が山積し、どれを取りましても早急に解決し、将来性のある方向性を見出していくかなければならないと、このように思っております。これらの諸問題については、今後の定例会に向けてさらに調査を個人的にいたしまして一般質問をさせていただこうと、このように思っております。そのような状況下で、この菊池市が早急に元気を取り戻して活性化のための近道は一体何かという思いを巡らせていたところ、イベントによる経済効果を期待したらどうなのかと思いまして、以前からの懸案事項でありました、今回空調設備の改修工事が行われておる総合体育館に着目させていただきました。まず、総合体育館のメインアリーナの空調工事と屋根とサッシの改修工事が議会の議決を経て、総額約2億円の工事費をかけ、今月末には工事が終了すると、このように聞いております。空調、いわゆるエアコン完備の総合体育館として生まれ変わることだと認識をいたします。駐車場の収容台数も合志市のヴィーブルの約4倍程度あると聞いております。このエアコン完備の総合体育館の使い道にもいろいろと知恵を出し、付加価値をつけていくことで、この菊池市が短期間に活性化する起爆剤になるのではないかなど、このように思っております。ところが残念なことに空調工事がメインアリーナだけでサブアリーナには至っていない。コスト意識を念頭において事業計画を立てることは、大変重要ではございます。がしかし、成果重視、いわゆる費用対効果を考えた場合に、サブ

アリーナも一緒に工事を済ませた方がよかったですのではないかなど。その経緯も踏まえて、まず今後サブアリーナの工事の予定もあるのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、この素晴らしい文教の地菊池市には温泉があります。ただ残念ながら、この温泉街も年中観光客で賑わっている状況でないことは、皆様周知のとおりでございます。総合体育館の工事以前の使用状況を見ましても、さすがに夏場の大会は当然少なくなつておらず、特に8月における大会は0回。また年間を通して学生による宿泊付きの合宿も0回でありました。これらを踏まえて考えてみましても、空調設備、いわゆるエアコン完備として生まれ変わる総合体育館は、従来のスポーツ大会だけで終わらせるには非常にもったいのない話ではないでしょうか。平成23年には九州新幹線も全線開通し、来月からは静岡県と熊本を結ぶエアラインも増設されるようになっております。恐らくほかの自治体は既にこれらの交通網の整備による集客に向けて色々と企画を練りに練っているに違いないと思っております。先日、某テレビ番組におきまして紹介されていた栃木県の佐野市では、プレミアムアウトレットモールのおかげで観光客が毎年260万人だったのが800万人に増え、高速道路のインター利用台数も151万台増えたと。そして、地下は1m<sup>2</sup>当たり1万5,000円の上昇、固定資産税などの収入は6億円増えたという報告がされておりました。このようなことから、観光協会などの協力を得て九州管内はもとより関東圏、関西圏の高校・大学への新しい合宿の地としての菊池をPRしてみてはいかがでしょうか。また、文化的なサークル、イベントの開催を誘致してみてはいかがでしょうか。さらには、この菊池市は海外の姉妹友好都市とのスポーツ交流、文化交流のことも菊池市の総合計画の中にうたわれております。これらのイベントの核となる施設に空調完備の総合体育館、そしてこの菊池の温泉を持ってきてみてはいかがでしょうか。

このように考え始めればきりがないほど挙げることができます。そして間違いなく言えることは、イベントがもたらす経済的、文化的な効果が市民に与える影響は大であるということあります。そこで、市の方で今月工事が終了した後の総合体育館の利用の見込み、料金の設定、イベントの内容など、どのように考えておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、総合体育館の空調設備導入の経緯から申し上げたいと思います。この体育館は構造的な要因によりまして、夏場の高温による異常な状況から利用者が体調を崩したり、あるときは救急車が出動することもありまして、夏

場の利用者が大幅に減少するとともに、大きな大会も誘致できないような状況になりました。これはご承知のとおりです。このようなことから、議会をはじめ利用者や市民の皆様、旅館組合や市体育協会等から空調設備設置の強い要望がございました。このことを受けて、平成20年9月議会では、全館に空調設備、トップライトの改修、窓が開閉できるように改修することの3点セットを提案いたしました。結果は、空調設備の必要性はご理解いただきましたが、工法等の見直しの指摘を受け、修正否決されたところです。そこで、12月議会に再提案し、空調については他市町の体育館空調設備状況がメインアリーナのみであることと、さらになぜ空調設備が体育館に必要かという不要を唱える市民への配慮等を考えまして、メインアリーナのみの設置となりました。また、トップライト改修と換気用窓改修の見直し3点セットで提案を認めていただきまして、現在に至っておるところです。工期は3月から6月までとなっております。現在、最終段階に入っているところであり、7月1日から利用できるようになります。この空調設備の整備によって、夏場の利用が使いやすくなるとともに、また全国規模の大会や各種大会及びスポーツ以外のイベントの誘致を展開することができ、体育館利用者及び宿泊等の増加により経済効果が期待されるところであります。総合体育館の管理運営につきましては、平成19年度から指定管理者制度を設けており、イベントや各種大会等の開催につきましては、指定管理者側とタイアップしながら誘致に努力をしているところでございます。空調工事等の完成後には、ホームページ等でPRし、一層の誘致に努めてまいりたいと思います。また観光協会や旅館組合と情報を共有しながら、さらに利用者増につながるよう努力してまいります。経済効果については、統計的な資料を持ち合わせておりませんけれども、期待度としては大きいのではないかと思います。今後、大きな大会としましては、熊本県家庭婦人バレー選手権、あるいは熊日学童オリンピック大会、あるいは全国高校錬成剣道大会、九州地区小学生バレー大会など、夏場の大きな大会の誘致に働きかけてまいりたいと思います。このようなイベント等の状況につきましては、議員各位、また各種団体の皆様のご協力によって実現するものでありますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

次に、総合体育館の使用料金収入につきましては、平成18年度で349万260円、平成19年度で46万増の394万4,885円となっております。

また、この使用料金についてですけれども、ランニングコストが夏場、冬場で若干違いがありますけれども、1時間当たり約1万2,000円から1万4,000円かかりますので、その約半額の6,000円に設定したところであります。この利用料金は、7月1日からの適用になります。

次に、今後のサブアリーナ、エントランス、ロビー等の空調設備の計画について

ですけども、これからは体育館利用状況を検証しながら考えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） ありがとうございました。

それではですね、再質問に移りますけれども、総合体育館の業務運営を行政改革により指定管理者制度を導入されておると。これは平成19年度から3カ年の契約で導入されておると聞いております。この指定管理者制度により、個人を除いた営利法人、NPO、あるいは地域団体等の任意団体を含む民間業者に公の施設を管理運営、任せることが可能となり、今までよりも公の施設を柔軟に、管理運営が柔軟に行われるようになったと言われております。ただ、ここで私疑問、単純に思うんでございますけれども、税金でつくった施設で特定の民間業者が、特定の民間業者と言いましても議会で可決をされた業者ではございます。その施設でお金儲けをするのはどういうものかと、素朴な疑問を私は感じております。指定管理者制度に期待されることといったら、次のことが挙げられるのではないかでしょうか。管理運営のコストの削減、サービスの向上、行政組織の改革、それとスリム化及びコストの削減、行政サービスの質的な向上、住民自治の拡大及び地域活性力の向上といったものであります。ですが、推測される心配点を挙げるとするならば、公務員に準拠する労働条件で、今まで働いた職員が指定管理者に指定された職場の職員になった場合、労働条件が急激に引き下げられ、場合によっては官製ワーキングプアと呼ばれる人を生み出す危険性があるというふうに私は思います。それと、業務上、指定管理者が得た個人情報の保護についても、情報の流出が懸念されるのではないかでしょうか。このまた情報公開が、市が直接管理をしていたときと比べて出にくくなるのではないかというふうに私は感じてなりません。

そこで、指定管理者制度の移行実施によりまして、業者に丸2年間この業務の運営をしてもらっております。民間活力によるサービスが向上し、その結果、以前と比べてどうなったのか。サービスが向上した実態があったら、ぜひお聞きしたいと思います。義務的経費の増減、その違い、そして先ほど述べた心配される懸念事項、これも検証すべきであると私は思いますが、もし検証されているのであればお聞かせを願いたいと思います。

また、業者との関係上の問題点があるのなら、それもお聞かせ願いたい。そして、合志にありますヴィーブルのように地域住民の方々、菊池を訪れる方々にリニューアルする総合体育館をもっと身近に感じてもらえるように仮名称を公募などによっ

て付けてみるのはどうでしょうか。

以上をお聞きします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 行政が運営していたときと指定管理者委託後の経費の増減について、まずお答えしますけれども、委託後につきましては2年間で約740万円のコスト削減になっております。また指定管理者側と行政との問題点、問題いろいろ指摘されましたけれども、初期のころですね、施設管理等で問題もありましたけれども、隨時打ち合わせ会議等を実施しております、現在のところ問題は生じておりません。この施設を今後有効に利用していくわけですけれども、ホームページ等でのPRを図り、総合体育館には空調設備は完備されていますよということを強調し、イベント等の誘致にも努力してまいりたいと思います。また、指定管理者側も空調設備が完備されていることを念頭に置きながら、より多くの方々に利用していただき、さらなる利活用が図られるよう指定管理者側にも要望してまいりたいと思います。

次に、ネーミングについてでございますけれども、現在菊池市総合体育館ということで市民の皆様には慣れ親しんでいただいているところですけれども、議員ご承知のように県下には幾つかの親しみやすいネーミングの体育館もございますので、このことについてはどう対応するか、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） 個人情報の保護については、ぜひともくれぐれも十二分に気をつけていただきたいと、このように思っております。

最後になりますけれども、今後総合体育館を有効かつ効率的に地域活性化のためにうまく利活用していく。そのためには、今の縦割の行政の区分けではちょっと弊害が多すぎるように思われてなりません。そこで、市長に最後にお聞きしたいのですが、菊池市活性化のため、今後予想されるイベント内容を勘案してみましても、いろんなスポーツの大会、文化的な行事、国際の交流、商工観光、そしてもし食の祭典とかとなるならば農業振興などの多方面にわたっていることから、これらすべてを一本化して、集約してイベントの企画誘致を行うようなイベント企画課などの創設を考えていくべきではないかなと、このように思います。どのようにお考えになりますか。また、過度の指定管理者への移行は、本来の行政が直接責任を負う範囲を逸脱してしまう危険性を持っていると私は考えております。より指定管理者制度を充実させて、また今まで以上に施設を使いやすくするためにには、議会や市民の

チェック、収支報告会や運営協議会の開催、市の監査、施設への定期的または不定期的な訪問などが不可欠になってくるのではなかろうかなと、このように思われてなりません。

以上のこととを含めまして、最後に市長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のいわゆる総合体育館のこれから利活用について、いろんな利活用があるわけですが、それを横断的にこの市行政として進めていくって、特に冷え切った経済状況の中で観光客などの誘客をどう進めていくかと。そのための必要な総合体育館としての空調設備が進められてきているということでございます。ご指摘のとおり、この総合体育館につきましては、建築後もう10年経過をいたしております。そういった中で、市民の皆様方から先ほど教育長の方から述べられましたように、夏場が非常に高温になってきているということもあって、この施設の整備が10年遅れの中で着手したところでありますが、この間におきましても、菊池市で温泉地として、観光地としてイベント等の要望、要求の中におきまして、空調設備をというのは数々ありました。大きな一つの私のイメージに残っている大会としては、アジアのマーチングフェスティバルをやりたいということで外国の方から話がありました。しかしながら、もし雨が降ったら体育館に入らなければならぬと。もちろん、また夏休みの期間中にやるということになれば、大変な高温のために到底空調のないところではできないということがございましたが、そういったことで顧客としてこの菊池市を訪れるべき人が利用ができなかったということもありまして、今回の空調設備の完成によりまして、広くイベント等の、あるいは会議等の招致ができるということに大変力強さを感じております。

また、指定管理者制度のあり方につきましては、導入直下でもありますし、いろんな意味でこれまでにおきましても文化会館の指定管理の内容等について運営がどういうようなことでご指摘もあっておりまして、それぞれの指定管理の中で第三者に対する三セク以外の指定管理については、今、導入された直下でありますので、この3年間の期間を見ながら、そしてまた今後どうあるべきかということで運営をそれぞれの施設の中におけるます関係の皆様方と協議をしながら、指定管理のあり方について、いろんなところで欠けているところがあれば、それを要件として相手の方に要求していくということもあるうかと思います。またそれをやっていくために、できればやはりこの専門的な誘客の担当係というものを設けていくべきではないかなと思いますが、このいずれにいたしましてもこの行政の縦割りというご指摘があ

りましたが、この横断的なものが欠けているということは実感をいたしておりますし、今回の施政方針の中にも述べておりますように、政策的なものが横断的に実行できるようなものを考えて組織を見なおしていきたいということを申し上げておりますが、そういうことを含めまして、イベントの誘致、あるいはいろんなスポーツ大会、会議の誘致、そういったものができますように考えていきたいということで、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 次に、水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） それでは、今日は最後になるかもしれません、一般質問をさせていただきます。

まず、菊池市の交通渋滞について質問いたします。まずははじめに、100年に一度の不況という、よく言葉が使われます。先ほど東議員も100年に一度という言葉を使われましたが、この中にも100歳まであと25年か30年近い方ですね、そういう方で誰も経験したことのない不況であるという意味だと思います。この経済不況により企業の派遣切り、社員切りに遭われた方々、菊池市民をはじめ山鹿市、そして大津、菊陽、合志、この管内のハローワークが菊池の担当部署であり、警察通りが平日の月曜から金曜まで時間帯によりますと7時30分から8時過ぎまでが大変混雑が多く、市民の方々、またハローワークの方々も困っておられる。行政の協力で渋滞の緩和や交通安全のためにも駐車場を確保する考えはないか。現在、隈府青果市場跡地の利用について議会でも何度か一般質問を要望されております。菊池市としてどのように考えておられるか。また、この経済不況がいつまで続くか、見通しのつかない状況の中で、今後の市の交通渋滞の対応はどうなるか、まず質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、水上議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、ハローワーク前の渋滞につきましては、ハローワークより市有地に駐車場スペースがないかの協力依頼があったところでございますし、市といたしましても近くに市有地の余裕がないこと、また職員駐車場におきましても、現在民地を借り上げているというようなことでお伝えし、今回の件で市民の皆さんに支障をきたさないようにお願いをしたところでございます。先日、ハローワークに出向きましたので今の状況をお聞きしてまいりましたので申し上げます。昨年からの雇用情勢の悪化に伴い、失業等でハローワークを訪れる方が前年の同期に比べ130%増の1,200人余りとなっておるとのことです。また、菊池、山鹿、大津、菊陽管

内が、ハローワーク菊池で担当されており、企業も多く、不況に伴い訪れる方も非常に多いということでございます。利用が多い時期は、例年ですと4月、5月とのことでございますけれども、今年は特に連休明けの5月7日が非常に混雑し、熊本ファミリー銀行菊池支店のところまで渋滞したとのことでございました。ハローワークとされても、このような渋滞を引き起こすことから、近くの聖母幼稚園、朝日生命、菊池警察署の駐車場において、駐車場の確保に努められておりまし、駐車場内に誘導員を配置し、渋滞緩和に努力され、現在は道路上に対してはほとんど渋滞がなくなったというような状況であるということでございます。そのほか説明会等で時間的に長くなる場合におきましては、市民ホールなどの借用や受け付け、支払事務の時間帯をずらす等の調整が行われておるということでございます。

以上が現況でございますけれども、一番の解決策は景気が回復することであると思いますし、国が押し進めています経済危機対策、生活対策によりまして、このような状況が早く解消をされることが一番ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 現在は渋滞することはほとんどないということですが、私もある近くの渋滞する場所ですか、近くの方に状況を聞きに行きました。警察署もそうですが、今でもやはり週2日ほどは時間帯によってですね、混雑をすることです。そして、近くの方がその誘導をされる方がハローワーク内で駐車場の整理をされるということですね、道路上で誘導していただくならば、多分シルバーの方たちだと思いますけれども、誘導をしていただくならばああいった渋滞は恐らくないだろうということです。中の駐車場は、結局警察署の前からですね、入って駐車場がない場合は、あれを通り抜けて余所で駐車をして下さいというような誘導の仕方をやっているわけです。ですから、やっぱり一番困るのが、そのハローワークを利用する人じゃなくして、仕事で市内に訪れる方が一番困っているわけですので、そういった手配をしていただきたいと思います。ハローワークは国の出先機関ですから、市での対応はと言われますが、市長は施策方針でもきめ細かな対応で、住みたいまち、訪れたいまち、愛されたいまちに取り組むと述べておられます。職を失った方は必死の思いでハローワークに通っておられると思いますので、前向きに検討をしていただきたいと思います。

それでは、次に森林・林業について質問いたします。菊池市は、総面積2万7,660haのうち55%を森林面積、1万5,260haが占めております。その森林のうち83.2%が民有林1万2,668haが占め、民有林面積のうち、スギ、

ヒノキ、人工林率が6.9%で、齢級的には下刈り、除伐、間伐などの手入れが必要な12齢級以下の林分が93.4%、8,190ha占めております。菊池市の総合計画の71の施策のうち44番目の農用地森林有効活用の課題解決のための取り組みでは、森林は木材生産のほか水源涵養、土砂崩壊防止、地球温暖化防止、動植物保護や育成などの広域的機能を有しております。しかし、今日の100年に一度と言われる世界的な不況によって、木材需要の大幅な減少、木材価格の大幅な下落を招き、地域の森林所有の林業意欲が大きく減退しています。今まで外材等の圧迫によって木材価格の低迷が長く続いて、そしてそのための対応体制が容易に構築できないまま今日に至っています。それでも森林所有者は林業復活にかすかな期待を持ち、長い年月管理をし、木材価格の安定を願いながら林業復活への手立てを模索してきました。しかしながら、今回の大不況によって、そうした地域林業活性化に向けた意気込みさえも止めを刺されようとしています。これは、5月のですね、19日の菊池森林組合の入札状況です。次が鹿本森林組合の入札状況ですけど、昭和40年代は4万円から6万円、高いときで11万円ほどしていたわけです。5月の入札ではですね、平均単価が7,518円、立米単価です。皆さんわかりませんかもしれませんけど、1立米11万円です。現在が菊池森林組合で7,518円、鹿本森林組合が6,720円ということです。このような形で相当落ち込んでおります。以前、報告がありましたけど、阿蘇森林組合あたりの市場の閉鎖やら製材所の倒産ということで、厳しい条件が重なっております。今、山に行きますと切越と申しますか、曲がり材、伐採して搬出ができるない、経費が出ない材においては、山に放置をするというような状況です。一番その困るのがですね、これは畜産農家も響いてくると思います。結局廃材といいますか、出す材がなかつたら、のこくずの価格が当然高くなります。ですから、畜産農家の方々も、やはり一緒になって協力していただかんと、本当にこれは厳しい状況になると思います。このような中で、現状をこのまま放置すれば地域林業の衰退は免れず、自然災害はもとより地域経済の大打撃を生じるばかりでなく、菊池市総合計画における森林の広域機能もなくなる恐れがあります。今後は、市としてこの問題解決のためにどのような対策を講じられるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 林業の振興についてお答えいたします。

日本の林業は、木材価格の長期低迷と高度経済成長を通じての労働費等経営コストの上昇によりまして、採算性の悪化、山村における担い手の減少と高齢化の進展といった問題を抱えております。一方で、ただいま議員述べられましたように、森

林は水源涵養などの公益機能も持っております。本市の大部分を占める森林に対しましては、県、菊池市森林組合と連携の下、森を育てる間伐利用推進事業をはじめ、各種造林間伐事業を推進するための補助を行い、引き続き林業施業の維持を行ってまいりたいと思います。

現状の木材価格につきましても、議員おっしゃられましたように非常に厳しい状況でございまして、この景気低迷などによりまして木材需要の不安定による影響が著しく、現段階といたしましては抜本的打開策に苦慮しているところでございます。市といたしましては、施業計画に基づき作業道の新設並びに間伐事業のコスト低減に努め、国庫事業の森林整備地域活動支援交付金による森林整備に必要な地域活動への支援、林業研究グループと林業後継者の支援を継続し、並びに地域産材への公共施設、公共工事における地域産材の利用をより強化推進し、森林整備を行ってまいりたいと思います。また併せて、ただ今申されました堆肥化、あるいは飼料等の分野についてもですね、今後の検討課題であろうと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） このような状況に至った原因としては、やはり戦後、立米単価が以上に高い、4万円、5万円、高ければ11万円というような形で、戦後無計画で植林した人工林があり、また今日のこの大不況による木材価格の大幅な下落と木材需要の減少であると思います。しかしながら、この不況は環境的なものであり、そのためには個人個人が常日ごろから生産性を高め、競争力を強化し、不況に対する抵抗力を養うことであります。このことは、ほかの産業にも言えることですが、ただ林業は生産から販売まで長い年月を要することです。そういったことで、この努力の度合いや林業のこの方向性、将来が見えづらく、今、今日こういった状況が来ているということだと思います。したがって、今後林業がこの不況から脱出するには、これまで行政に講じていただいているいろいろな施策をベースに、この施策が効率よく展開できるようなソフトな施策が必要であり、地域の林業者や森林組合に真剣に取り組んでいただくことあります。組合におきましても、現在本当に公共事業への依存度が高く、民有林に対しての施策や指導が足りないような感じがいたします。地域行政も含め、林業関係者が山のことはやはり県や森林組合に任せておけばよいと思っていた中で、現在国は施策の転換をし、将来の道州制を踏まえ、今まで県で行っていた林業関係の仕事を市町村で行う、役割分担化を進めております。このことから、菊池市におきましても菊池市率先型の林業振興策を行うべきだと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 菊池市の山林は、10齢級、46年から50年生を中心とする林齢構成になっておりまして、間伐をすべき林分が多く存在する中で、木材価格の長期低迷によりまして森林整備への意欲、山への関心が衰退し、十分な施業が実施されていない状況でございます。このような状況の中、先ほど申し上げましたように国・県の補助事業を最大限活用し、林業の活性化並びに施業意欲の増大を促すよう努めてまいりました。ご指摘の林業活性化審議会等の設立につきましては、県・森林組合、あるいは林業者等との相談をしながら、林業活性化に向けた協議の場を前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○9番（水上博司君） 先だって経済委員会の方で竹林対策、竹林を伐採して、その後の処理を行うということで研修を行いました。菊池も670町ほどの竹林があるわけです。今後は林業関係をはじめ、学識経験者、それにJA、畜産、そして一般市民などを交えたいろいろな視点から提案をしてもらう林業審議会の設置をお願いいたしまして、終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後2時32分

第 4 号

6 月 11 日

# 平成21年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

平成21年6月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問



出席議員（28名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文	伸元	君
8番	中山	繁雄	君
9番	水上	博司	君
10番	三池	健治	君
11番	怒留湯	健蓉	さん
12番	坂本	昭信	君
13番	隈部	忠宗	君
14番	奈田	臣也	君
15番	葛原	勇次郎	君
16番	木下	雄二	君
17番	坂井	正次	君
18番	森	隆博	君
19番	山瀬	義也	君
20番	本田	憲一	君
21番	柄原	茂樹	君
22番	松本	登	君

23番 工藤恭一君  
24番 境和則君  
25番 北田彰君  
26番 外村國敏君  
27番 徳永隆義君  
28番 横田輝雄君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高木信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君

---

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君
総務係	吉里文子君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） おはようございます。本日、1番の質問者となります。朝のさわやかな時間帯に一部お聞き苦しい点があるかもしれません、お許しをいただきながら質問させていただきたいと思います。

それでは、通告に従い始めさせていただきます。

旧菊池市以外のときでありましたが、ここにおいての外村議員さんが一般質問に登壇されたときがありました。確かに亘地区の平板舗装の件についてご指摘をされたと思いますが、全体の質問から何も進んでいないのではないかと。執行部は議員の言うことをちゃんと聞いているのかという問い合わせに、市長自らご登壇をされ、ベテラン議員さんに対して何度も同じ質問をさせるなということでしょうという答弁をされながら、いち早い対応を約束されたことが記憶をしております。質問の内容も的を得たものであり、なるほど私もいつかはこのようになりたいと感じたものがありました。しかしあれから5年、漫談のフレーズではございませんが、私の場合はどうも質問の内容が的を得ないのか、それとも賃禄不十分なのか、今回の雇用促進住宅の受入方針については3回目の質問となりました。その間、私なりに事の経緯を見てまいりましたが、質問を繰り返さなければ府内においての経過についてまったく説明がなされず、また報告もしないということだそうですから、先日の柄原議員と同じく、私も納得がいくまで何度も同じ質問をさせていただくことにいたしました。私なり、市民の視点に立ち一生懸命考えているつもりではございます。賃禄不十分な私ではございますが、それで結構でございますので簡潔に質問にお答え下さい。

しつこいようですが、この問題に対しては過去2回質問をしてまいりました。大

きく分けると、1、独立行政法人雇用能力開発機構の譲渡契約の期限、2、契約の内容、3、菊池・七城各宿舎の残存耐用年数、4、市直営によるシミュレーション決算の見通しを聞くとともに、さらに企業誘致における住宅供給問題、そして七城小・中学校、菊池北小・中学校の児童生徒の確保の観点から、取り壊すぐらいなら、是非とも菊池市として安定型の促進住宅として活用を行うべきであると訴えてまいりました。それぞれ過去2回の質問で執行部の考えは答弁をいただいております。ここで、再度その答弁の内容を話すつもりはありませんが、議事録を確認すれば、総合的には一面的には必要と考えるが、これが後の負の遺産にならないような判断をしたいということであったと受け止めております。それぞれの案件については、私の持論と執行部の考えの違いがあることについて、一方的に私の意見を押し通すつもりはありません。また、執行権の侵害をするつもりもございません。しかしながら、私は過去2回の質問において、いずれも現在入居中の住民の方たちと直接意見を聞いてほしい、いつ出て行かなくてはならないか、それとも継続して住めるのかという精神的な不安の解消、そのことを行うことをお願いをいたしました。いわばそのことだけは早急にお願いをしたいということで質問の席で述べさせていただきました。が、今日に至るまで、そのような場を設けておられないというより、その気配さえ感じない。市と機構の板挟みになり、住民は何の情報も入らず、小中学校の入学を控えて将来の予想がつかなく、一人、そしてまた一人と出していく。今では、部屋の明かりもまばらで、住民の方々からは、このまま全員出て行かれるまで市は黙って見とらすとだろうと。また、私たちは菊池市民じゃないんだろう、そのような声さえ出ております。いかに機構側の持ち物とはいえ、協議の対象である菊池市の対応はこれでよいのでしょうか。私はそうは思わない。思わないからこそ一般質問を通して市の今後の対応のあり方を求めてきたつもりであります。譲渡を含めた協議をするため作業部会をつくったとは言われますが、庁内協議も大切であるでしょうが、市民に対して説明をまったくしないのであれば、私は意味がないと思っております。

以上のことより、今日に至る経過について説明を求めます。

さらに、居住者に対する説明責任をどのようにお考えかを重ねてお尋ね申し上げます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。ご質問にお答えを申し上げます。

独立行政法人雇用能力開発機構が運営する全国の雇用促進住宅については、譲

渡・廃止することが決定し、平成19年の12月の閣議決定において譲渡廃止を早急に行うよう求められていました。本市では、平成20年9月議会において外村議員、樋口議員から、また12月議会においては樋口議員からそれぞれ受け入れの方針についてのお尋ねがありました。本市としましては、菊池宿舎、七城宿舎につきまして、平成20年度末までに譲渡を受けるか、受けないかを機構へ回答しなければならないと答弁をしてきたところでございます。このことから、本市では意思の決定にあたり府内関係課横断的に作業部会を立ち上げ、定住対策、財政、地域への影響など、雇用促進住宅の必要性や採算性について検討し、期限までには回答ができるよう準備を進めてまいりました。そのような中、本年3月には深刻な経済状況、雇用失業情勢の悪化により、全国の雇用促進住宅の廃止を3年間延期する方向で新たな方針が決定をされました。さらに、4月には今後とも厳しい雇用失業情勢が続く間は廃止の決定がされた住宅も含めて活用を継続していくこととし、入居者の退去を促進する取り組みについては、当分の間実施しないという方針が打ち出され、最短のスケジュールによりますと、退去手続きの再開時期は平成24年4月から実施し、最終的な明け渡し期限は平成26年11月30日まで延期されることとなりました。

以上が今日までの経過でございます。

次に、入居者への周知は、菊池宿舎が雇用能力開発機構側の管理下にあることから、昨年9月には平成22年11月30日を最終的な住宅の明け渡し期限とする内容説明や今回さらに延期されたことなどについて、その都度機構側から入居者へ周知がされているところでございます。本市における入居者への対応につきましては、住宅の譲渡、廃止に関し、不安を感じておられることから、昨年11月にアンケート調査を実施し、入居者47戸中24戸から回答をいただきました。回答があった入居者の意向につきましては、それぞれ把握をいたしておりますところでございますし、また地元区長さんからも意見を聞いております。市の入居者への説明は、昨年末からの経済不況による国・機構側における方針の度重なる変更により、市の方針も決定までには至っておらず、そのような状況の中で説明を行うことは、かえって混乱を生じることが考えられましたため、状況を見守ってきたところでございます。直前の情報といいたしましては、菊池宿舎についても七城宿舎と同様に民間への売却も視野に入れ取り扱っていくとの連絡を機構側から受けているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 今、ご説明いただきました、11月にアンケート調査をしてい

いろいろ考えてきたと。中途半端に立ち入ると混乱をきたすというお話でありました。しかしながら、前回から私は指摘をしていましたが、ちょうど小学校、中学校の入学時期にあたって、実際その案件によって北小学校、北中学校に進学をしなかつた方がおられます。退去をされました。いろいろなことを考えられたんでしょうが、私は前回の質問でも菊池北中学校木質校舎、数十億円のお金をかけて、じゃ今後そこに通う子たちがいなくなつて廃校とか、そういう措置になった場合、特に中山間地を抱えていますから、どう対応するのかと。そういう話の中で、作業部会は横断的にやるという話です。現在、既にもう迷惑がかかっている方がおられるということは、私は対応はいかがかというふうに考えております。確かにこの条件に関しては、一刻と譲渡期限や様々な諸条件の変更が行われ、対応が非常に難しいことは理解しております。しかしながら、市民に対し機構から譲渡を打診されている菊池市の対応については、私はあまりにも誠意が見られないというふうに感じております。確かに今回世界同時不況に伴う国内の雇用情勢の問題で派遣切り等の緊急雇用対策とともに、住宅確保の政策により、当初、平成22年11月までだった譲渡契約を突然平成26年の11月までに変更いたしました。譲渡期限が4年間延びました。しかしながら、その途中ですね、既にもう出ていかなければならぬというところで菊池市の市営住宅等の抽選に参加をされながら、当たったんだけど移ろうと思ったら条件が変更になってどうしようかと戸惑う人たち、そういう方々もたくさんおられたわけです。そのことを考えるときに、やはりそのどちらを選ぶかという中にも情報が余りにも乏しいという中で、非常に住まれている方は迷惑をされている。そのことは、私は市として考えるべきではないかと思っております。譲渡期限が4年間延びたわけですが、このままでは住民の方々は、まさに蛇の生殺し状態というふうに私は考えております。もし皆さんがその立場だったら、果たして納得をしてじっと待っておられるでしょうか。私は、申し訳ありませんが、あまり気が長い方ではないので無理だと思います。逆に逆上して、次に進むのであれば菊池市外にその住居を求めるという方がおられても不思議ではないというふうに思っております。私はこれから平成26年の11月までの間、菊池市がいかに住民の方々と関わっていくか、そのことが信頼関係を取り戻していくかぎだと考えております。現在、雇用不安の緊急シェルターとして今後しばらくの間、雇用促進住宅は存続をするわけですが、私は機構側との交渉に積極的に取り組み、条件緩和を含めた利活用を行うことを提言をいたします。現在、菊池市には母子世帯や火事、崖崩れ等の自然災害、その他の被災者に対して緊急住宅のストックがありません。市営住宅1,200戸を持ちながら、緊急対応力は0、私はやっぱりそのように感じます。今までの災害で言えば、公民館等だけで賄っておりますが、本当に中山間地の大規模災

害、100戸、200戸となったときに対応ができるかというところです。確かに仮設のやり方もあるでしょうが、最低限それなりのものを私はストックしておくべきだと思っております。また、使用条件の緩和を含めた協議や利用希望を調査することにより、まだ4年間時間ができましたので、再度菊池市直営でのシミュレーションプログラムにより結論を出してはどうでしょうか。当面、平成26年の11月までは機構側も全くの空室経営よりは黒字経営の方が望ましいとも考えておられるかもしれません。今回の4年間譲渡期限延長により、譲渡価格の大幅な変更と状況が大きく変化する可能性も含まれております。今度こそ機構、市民と連絡を密にしながら、この4年間を有意義に活かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをしたいと思います。

4年間と、26年の11月までという期間になりましたけれども、市の方針としましては、やっぱり内部で十分検討しながら協議を進めていきたいと。機構側の意向もありますし、うちの受け入れる体制もあると思いますので、そこら辺のところを十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 現在、お住みの方の件もありますし、また先ほど申し上げたとおり菊池北中という拠点校もありますので、総合的なところから判断をされていただければいいんじゃないかなと思います。

次に移らせていただきます。菊池ふれあい清流公園についてということであります。この公園については、約20年前から計画をされ、県との協議、または設計変更などを経て、今年4月1日に開放されました。建設に関しては様々な意見があつたようあります。この20年間という年数を見ればわかるんですが。ただ、完成後の今日の利用状況を見る限り、公園の両岸の川では子どもたちの水あそびの歓声とつりを楽しむ人々、また公園内につくられた700mの全天候用の通路には、ジョギングやウォーキングを楽しむ多くの人々、二ノ文議員もよくここを走っておられるようですが、また芝生の中では年配の方々のグラウンドゴルフや、そして小さな子どもたちが野球やサッカーを親子で楽しむ姿、芝生に横になり読書やお弁当を開き自然と親しむ人々、犬の散歩や、中にはうさぎ連れの人までおいでというぐら

い、朝は夜明けから夜は11時ごろまで老若男女多くの人から楽しみながら利用が行われております。私が見る限りでは、菊池市の公園施設の中では利用率は多分トップクラスであると考えております。余談ではありますが、芝生で親子にて行うサッカーや野球など、フィールド競技においては、まず楽しみから入れること、そして日本ではなかなか見られない天然芝の広いフィールドで、小さいころから転ぶことを恐れないで競技に入れるというところにおいては、その環境は必ず将来的にスポーツ技術の底上げにもつながるというふうに感じております。しかし、その素晴らしい施設ではありますが、少数の心ない利用者により、その価値が大きく損なわれる場合があります。現在でも犬の糞等を平気で放置する人、バーベキューをする人、自転車で遊歩道を乗り回す人、大人のサッカーやキャッチボール等、一歩間違えば大きな事故につながる利用も時より見られるとの苦情を聞いております。また、公園内の雑草の処理や芝生の管理にしても、その他の公園がそうであるように、年2回程度の業者による除草管理が予想されますが、継続的にきれいな景観を保つためには、これまでの方法で果たして大丈夫かという思いがあります。さらには、防犯については、街路灯の電球がナトリウム灯であります。維持費は若干上がりますが、メタルハライドやブルーライトを用いた方が犯罪防止には効果的と思われますが、今後対応はできないでしょうか。つい2日ほど前も午後8時ごろ現場を見に行きましたが、7、8人がウォーキングを楽しんでおられました。そのすべてが、たまたまなんでしょうが、そのときは全員女性の方がウォーキングをされておりました。中にはですね、2人グループとかで来られる方もおいでなんですが、1人でおいでの方も3人ほどおいででした。非常にやっぱり夜の時間ではありますが、街路灯がついているとはいえ、ナトリウム灯というのは、基本的にはすごい暖色系で雰囲気はいいんですが、防犯の観点からいくとメタルハライド灯は、その犯人というか、その事故が遭った場合に相手の顔が確認をしやすいんですが、ナトリウム灯は服の色もわかりにくいし、顔もぼやけて見えるというところがあります。先ほど紹介したブルーライトは、イギリスでそのブルーライトに変えた途端、犯罪率が大幅な減少を見たというライトでありますて、現在温泉街の中にも2基ほど設置をしております。そういう、多分抵抗器までは替えなくていいと思うんですけど、球替えをするだけでその防犯ができるのであれば、そのことにも取り組んでいただきたいとは思うんですが。

以上のような状況下の中、看板等の設置による利用規則の啓蒙、そして芝生管理、雑草除去等今後の維持管理、また防犯の観点により施設の維持管理を今後どのようにして行う予定があるか、お答えを下さい。

次に、せっかくこの素晴らしい公園ができあがった今、さらなる利活用が期待を

されます。既に観光協会においては2泊3日程度の県外客をターゲットとしたグラウンドゴルフ大会の実施が検討されております。私はもっとより多くの市民の方々に広く利用していただくためには、市民対象のグラウンドゴルフ大会や、またキッズサッカーの大会、そのようなイベントを行うべきと考えますがいかがでしょうか。

執行部として利用者のさらなる増加策の取り組みについてお答え下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） ふれあい清流公園につきましてのご質問でございます。お答えを申し上げます。

看板等の設置による利用規制につきましては、現在、来園者の方々がお互いに心地よく利用していただけるように、遵守すべきルールといたしまして、花火、バーベキューなどの火気類の使用禁止、芝生広場とジョギングコース内への自転車などの乗り入れの禁止、愛犬はリードを付けて散歩をすることや、飼い主による糞の責任ある後始末、ごみはすべて持ち帰ってもらうことや来園者には危険を及ぼしたり迷惑の係る行為の禁止などを記載しました看板をトイレ前に設置し、周知しているところでございます。しかしご指摘のように、バーベキューをしたり、愛犬を放して散歩したり、自転車の乗り入れなどルール違反が見受けられます。その対策としては、現在看板の増設や公園内利用のマナー改善などを1日数回呼びかけることができる放送施設整備の検討をいたしているところでございます。

次に、芝生管理、雑草除去など、今後の維持管理につきましては、年4回の芝刈り込みと数回の人的除草に加えて、年1回の薬剤による除草処理と年1回の施肥を委託により施工する予定でございます。また、職員のパトロールと併せて、効率の良い維持管理を目指し、来園者の方々が気持ちよく利用できるように努力してまいりたいと考えております。

次に、防犯上の管理につきましては、虫が集まりにくいことや定格寿命が長いことなどから維持コストを考慮して一般的なナトリウム灯を設置しておりますが、現在のところナトリウム灯からメタルハライド灯・ブルーライトなどへの変更は考えていないところでございます。

次に、利用者のさらなる増加対策につきましては、菊池ふれあい清流公園は、芝生広場、子ども広場、ジョギングロードなどによる構成がされ、水と緑の魅力あるまちづくりのために、菊池川中洲という地の利を活かし、市民の憩いの場、自然体験の場、各種イベントや地域活動、コミュニケーションの場として多種多様な利用が期待できる公園となっており、市民の方々の日常的な利用だけでなく、幅広い利活用ができるよう関係各課と協議しながら利用者の増加を図ってまいりたいと考え

ております。来る7月4日は、菊池市主催のグラウンドゴルフ大会が開催予定となつておりますし、また観光協会主催の県外宿泊を対象としましたグラウンドゴルフ大会の開催につきましては、具体実現に向けて大いに期待を寄せているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 再質問させていただきます。

ここですね、「東正このごろ」というのがありますて、これは私が住む東正観寺の区長さんが毎月発行されています。当初、各班で回覧をしていたんですが、あまりにも好評で、今、各戸配付となっているんですが、平成21年の6月1日、26号なんですが、「よかとこ菊池ふれあい清流公園」というところで題を書かれて、夜の宴会でうまいビールを飲みたいばかりに4月に完成した菊池ふれあい清流公園（藤田の中洲）を歩いてみた。広々とした芝生のコート、周囲には特殊舗装された1周700mのジョギングコースがつくられている。菊池川のせせらぎの音とあちらこちらで鳴くウグイスの声を耳にしながら歩けば足取りも軽い。菊高100周年を記念して送られた桜31本が植えられている。花吹雪の中を歩けるのはいつになるだろうか。竣工時、江戸時代は五連の眼鏡橋だったという相生橋、今は1つになってしまったが、頑強なる石組みを真下から見ることができる。駐車場には、この橋の1つ前の橋が竣工したときの文政9年、1826年の記念碑、祠も残されている。菊池ふれあい清流公園、一見一顧の価値ありというふうなものを載せられているんですが、非常に今見る中では素晴らしい公園であるとは感じております。今後については様々な対応を考えておられるようですが、行政の対応としては年2回の草刈り等とか、芝生の4回ですね、除草剤をまくということなんですが、犬の散歩とかされる方にとっては、それと、除草剤というのは逆に非常にご心配をされるんではないかと思います。今までの大まかな対応というか、そういうことでは、多分多くの市民、または議員の皆さんからいろんな草が生えているけどどうにかならないかというときに必ずお答えになるように、年に2回草刈りをやっていますと、今たまたま伸びているんですという、そういう要望を解消することはやっぱり非常に難しいんじゃないかなと思っています。すべての公園施設や体育施設等が年間を通じていつ見てもきれいな景観を保つことを望む声が圧倒的であり、観光地としてもそれが理想であるとは考えております。しかしながら、そのためには莫大な費用が必要になると。市としてはそれでは困る。このままでは、大体このような答弁の繰り返しだったと記憶をしております。また、周囲の、公園の周囲に竹林があります

よね。竹林に関しても、私はできれば伐採をして公園の死角になりますので、死角を取り払って防犯に努めるとともに、伐採後の竹林を竹炭加工して、そして河川に戻すことで水質の向上を図りながら、現在、下流域の広瀬地区でですね、今まで、多分私も初めて今年見たんですが、水草が非常に出ている。もう水質のやっぱり、水温も関係するんでしょうけど、水質の低下がやっぱり見られるんじゃないかなと感じていますが、そういう形で水質被害やアシとかヨシも非常に出ているんですが、それは水を浄化する作用があるというものの、もともと水の質がよければアシ、ヨシ等はあれだけ出てこないという話もお聞きしますので、そういう形で竹林伐採、竹炭加工等をすることで水質を保つということも大切ではないかとは思っております。これについては、ちょっと打ち合わせの時点でどうしても県との協議がいるということですから、市単独ではできないということではあります。しかしながら、せっかくつくったものであれば、今後そのような対応も考えてはいかがかなとは思っております。これらのたくさんの問題をどうにか解決できないかというところで、様々なことを私自身考えておりました。その中で、もしかしたら一つ解決の手口になるのではないかというふうに思ったのが、次の3番に上げる新地域通貨、地域ボランティア通貨の発行の考えということです。この制度を簡単にちょっとかいつまんで説明をまずさせていただきます。まず、発行元は仮称菊池市民銀行、総裁福村三男、本店を企画部に置き、総務、市民、経済、建設、教育委員会、旭志支所、七城支所、泗水支所の8支店において営業をする。3、発行通貨を菊池ボランティア円とする。4、菊池ボランティア通貨に関しては、市の指定する施設利用に対し1ボランティア円を日本銀行発行1円と同等の価値とし、利用することができる。5、通貨発行については、草取り作業等、その他市として必要と認められる事業を各支店長に確認の上、5人以上の班単位の活動により、その報酬としてボランティア通貨を発行、受け取ることができる。6、各事業、作業等の報酬については、別途規定において定める。7、ボランティア通貨は、各施設利用決算においても、その額を内部において計上することができるということです。要は、様々な菊池市の施設を市民自身が管理を行い、その対価をボランティア通貨により報酬として受け取り、その通貨を菊池市が認める様々な施設を利用する際に使用することができるという仕組みであります。ボランティアというと、一般的には無償で奉仕をするという固定概念が強くイメージをされているわけですが、現在ではNPO法人をはじめとして社会貢献を職業として、その貢献に対する報酬を受け取ることが認められております。また、市民協働の精神の観点からも、地域に対する市民貢献度を数値化することは、その効果を図る上において確実に各施設管理や年度における効果を実数において比較対照することにもつながると思われます。

さらには、せっかく多額の財政投資により建設した施設の有効利用者の増加策にもつながると考えられます。過日、坂井正次議員より七城地区のグラウンド使用問題の件について、普段お年寄りの方が草刈りなどを無償で地域に貢献しているのに、なぜ今になって施設利用を有料するのかというご質問もありましたが、利用者負担の原則を保ちつつ、地域貢献を地域通貨で表すことができれば、その問題も解決するのではないかと思います。例えば、グラウンドゴルフをするのに、その30分前に来て様々な雑草等を取っていただくことによって、その地域通貨を発行しながら、それを受け取り、例えばグラウンドを使用する場合の3回とか4回に1回、その地域通貨を使って利用料を支払うことができれば、施設の管理とお年寄りの生きがいにもつながるでしょうし、利用率の向上にもつながると思われます。ただし、実施にあたっては、地域貢献に対する報酬の評価や通貨の使用の範囲等様々な難しい問題も解決をしなければならないとは考えられます。しかし、私は必ず菊池市として取り組める事業だと考えておりますが、できれば時間もありますので、平成22年度当初からの取り組みも可能であるとは思いますが、執行部のご見解をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地域通貨は、ボランティアや地域コミュニティ活動の推進のためのツールとして大変効果的でございまして、環境活動や社会教育活動等の各種イベントへの参加に対しても活用できまして、様々な活用の可能性があるものと思います。地域通貨は、既に全国でもいくつかの自治体で取り組みが行われております。県内におきましても、大津町の行政が行っております「水水（みずみず）」、それからNPO法人が運営する熊本市一新校区の「札（ふだ）」、小国町の「ゆう」等がございます。運営方法につきましては、自主的なボランティア活動を促進する方法や特定の事業を指定し促進する方法などがあります。運営エリアにおいても、市町村や校区を対象とするなど、様々なモデルがございます。今、議員さんの方から市長を総裁とした銀行も紹介されました。いろんな地域活動において有効な手段であると思いますので、本市の導入にあたりましては、各先進地の事例を十分に調査して、菊池に合った、菊池本来の地域通貨ができればというふうに考えております。

また、実施時期についてですが、22年度からどうかということでございますが、各団体や機関、それから市民の方々の気持ち等も含めての調査等も必要でございますので、開始時期につきましては、平成22年度中にどうにか開始できるように調整を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） できるだけ22年度中を目指していただくということですので、よろしくお願ひをいたします。

ここにも書いてありますけど、やっぱり作業に対する報酬の度合いであるとか、また使用範囲をどこまで広げるかというのが非常に問題であると思います。願わくばいろいろなグラウンドゴルフ、またはゲートボール等をやられた中で、その地域通貨を使いながら、例えば温泉ドームで温泉に入っていただいて汗を流すとか、そういうのにも使えれば理想的だとは思いますが、私が先ほど述べた7番ですね、ボランティア通貨は、各施設利用決算においても、その額を内部において計上することができるというふうに書いたのは、要は実際のお金の金額は上がらないんですが、そこにボランティア通貨というのをちゃんと計上することによって、実質収支、金銭的な収支が例えば赤字になったとしても、ボランティア通貨をもってその他の仕事をやっていただいたということをはっきり計上すれば、それなりに納得をしていただける点もあると思いますし、そのようなところも十分考えながら、一つ一つの利用について金額が伴うとはおっしゃいますが、片方でそのボランティア通貨を発行しているということは、その他も様々な市として必要な事業に対して、その仕事が市民の皆さんによってなされるということもありますので、そのところも十分お考えをいただきながらその作業に取り組んでいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

休憩 午前10時39分

開議 午前10時48分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 無所属の葛原でございます。通告に、学校統合と地域についてしております。先日、東議員も質問されました。私は私なりに質問をいたしたいと思います。全員協議会のときに説明をされたそうですが、ほかの要件で説明を受けておりませんので、確認のため質問をいたします。

まず、1番目に小学校の統合の考えはどうなっているか。2番目に地域と学校、

基本的な考え方といたしまして、1番の学校統合の考え方の中で、1に標準適正規模についてと市内の学校規模の現状を含め示して下さいとしております。2つに、菊池市内小中学校をどのように統合するつもりか示して下さい。このことは、菊池広報が来る前に通告しておりますので、確認のためにこれもお願いをいたしたいと思います。

2番目に、地域と学校の基本的な考え方では、まずは大きな学校、適正規模校でしょうか、学校行事だけということでございますが、小さい学校は学校行事と地域行事が一緒になっている、この2つの例はどのように思っておられますか。まず、3点質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おはようございます。まず、小中学校の適正規模校の基準についてですが、学校教育法施行規則の第41条及び第79条に示されております。小中学校の学級数の標準適正規模としては、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないとなっております。要するに、小学校においては1学年2ないし3学級、中学校におきましては1学年4ないし6学級を標準としております。また、昭和59年旧文部省助成課資料のこれからの中学校施設づくりでは、学級数に基づき学校規模を5段階に分類しております。まず、5学級以下の学校は、過小規模校に分類され、順次6学級から11学級を小規模校、12から18学級を適正規模校、9から30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校というように分類がなされております。現在菊池市には小学校14校、中学校5校がございますが、その学校規模別の内訳としては、過小規模校であります5学級以下の学校は小学校で3校。また小規模校であります6学級ないし11学級の学校は、小学校で8校、中学校で3校。適正規模校であります12から18学級の学校は、小学校3校、中学校2校ありまして、市内19校中14校が小規模校以下であり、大規模校や過大規模校はありません。

次に、今後の学校規模適正化の流れについてですが、先日の東裕人議員の質問でも申し上げましたように、今後、審議会答申を尊重しながら、市役所内の協議体制を整え、学校規模適正化基本計画の素案を作成し、その後保護者や地域住民等への説明会を通じて市民の皆さんと一緒に考え、合意形成を図りながら学校規模適正化基本計画の正式決定に向け取り組んでまいりたいと考えております。もちろん議員の皆さん方にも適宜報告等をさせていただき、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

次に、2番目の地域と学校についての基本的な考え方についてですが、地域と学

校を考えるとき、様々な角度から考えることができます。まず、社会的側面から考えますと、ご指摘の運動会、特に小規模校の運動会は、児童・保護者のみでなく、校区民一緒になった運動会が開催されています。このように、学校は公民館と同様に地域コミュニティの中心的役割を果たしていると考えます。PTA活動や校区の運動会など、学校を通して地域住民が集まり、語らい、活動する場や機会を提供しています。そのほか多くの学校体育館は、災害発生時の避難場所に指定されるなど、地域防災的な面でも役割を果たしております。

次に、教育的側面から考えますと、地域は学校や家庭と同様に子どもを育てる教育の場であります。様々な世代間の交流、生活体験、自然体験活動などを通じて子どもたちの社会性や豊かな感性を育み、さらに温かく見守ったり、たしなめたりして子どもたちを育てる機能を持っております。そのほかにもいろいろな側面から考えることができます。端的に申しますと、地域と学校は相互にその活動を補完しているものと考えます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 適正規模の標準という区分はわかりましたけれども、少し理解に苦しむ部分もあるような感じがいたします。統合の考えの中で適正規模があるとするならば、適正規模に向ける努力をする考えはないかというようなことでございますが、例えば大きい学校から小さい学校へ、好きな人たちの希望を取ってスクールバス等々の送迎をするとかの考え方とか、特色ある学校づくりや自然を活かした教育の方法もないものだろうかと、これは田舎のよさとでも申しましょうか、また小学校の時期は不自由な思いも悪いことばかりではないと私は思っております。不自由な思いというのは、過小規模校のことになるかと思いますけれども、そのようなことの努力と申しますが、そのようなお考えはないものだろうかということをお聞かせ願いたいと思います。

また地域と学校の考えの中では、やはり小規模校、中山間地から学校がなくなつたら、ますます地域から人がいなくなるのではないかと心配するわけでございますが、このことはどのような考え方でおられますか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先日の東裕人議員に答えましたように、今後ともその地域において相当期間、児童生徒の減少が続くことが予想される中において、本市においては国の基準にこだわることなく将来の菊池を担う子どもたちのために、良好な教

育環境を整え、教育効果の向上を図るための適正な学校規模をどうしたらよいのかということを目的として、これから議会をはじめ市民の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思います。このような中にあって、葛原議員のご提案は随分前のことですが、過疎化が進む地域で山村留学という制度もありますが、それとともに取り組まれてきた制度に似ておりまして、これは複式学級解消の一つの手段になるとは思いますが、課題もあると聞いております。いずれにしましてもそのような案も含め、どのような方法がベストか、慎重に検討してまいりたいと思います。

それから、小規模校の悪いことばかりではないというようなご意見の中に、小規模校でも、現在、特色ある学校づくりや資源を活かした教育を取り組んでおります。例えば地元の龍門小学校では穴川神楽や、また迫水小学校での伝統的な算数教育、これは50年以上毎年続けていることもあります。地域の歴史や伝統を生かした特色ある教育がなされていると考えます。しかしながら、少子化の時代の流れには勝てない状況下にございます。また、先ほど小規模校も悪いことばかりでもないというご意見ですが、確かにそのとおりであると思います。また小学校の時期は不自由な思いも悪いことばかりではないということをおっしゃいましたけれども、確かに昔から若いときは苦労は買ってでもしろといった言葉がありますように、私も同感でございます。しかしながら、質の高い教育を受けさせる立場である教育委員会としましては、人的、あるいは物的な面でよりよい教育環境を整えてやることも重要だと考えております。

次に、地域コミュニティの大きな役割を果たしている学校がなくなることについてですが、このことは地域住民の方々にとりましては大変寂しく、またさらなる人口減少を招くことになるのではと危惧されることは十分理解できることであります。ただ、学校だけが地域の運営、あるいはコミュニティの中心となる施設ではなく、小学校がなくなれば地域の運営ができなくなるということではないと思います。地区公民館や校区公民館なども地域運営の大きな役割を果たす施設であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 市の皆様と一緒に考えるというようなことでありますし、流れには勝てないというようなお言葉もいただいたような感じでございますが、この統合の問題は、どの地区も、地域も賛否両論あると思いますが、地域の人の考え、保護者の考え、違うこともあるし十分過ぎるぐらい話し合いが必要だと思います。私が書いておりましたところが、このことは答申と要望にもしっかりと十分過ぎるほど

考えてするというふうにも書いてありました。また、人前ではなかなか思いを言えない人もいるし、アンケート等を採り、現時点だけでなく長い目で見ることも大事だろと私は思います。また、昔の人が言うた言葉の中に、子どもたちと同じ定規で測るなという言葉もありますように、ただ便宜上だけでの考えも決してよくないだろうし、慎重に結論を出してほしいと願うわけでございます。

次に、地域と学校の基本的な考え方の中で、学校だけでもない、地域でも大事なことは十分わかるというようなお話をございましたが、私はこれは前々から問題でありました市内で取り組みます春と秋の祭りとの関係で、春は桜まつり等々で学校も春休みで話題には上りませんが、秋まつりはいつも、教育長、ご存じのとおり、伝統文化行事の一つであります神社の御神幸行列、これは15日になっておりますが、市で取り組みますまつり実行委員会は、なるべく日曜日と話が出ます。議員の中からもそのようなお話をましたが、この話は今始まったことではありません。何十年も前からの話題でありますことをご存じだらうと思います。この問題で、私は昨年から近づいてきたように感じがいたします。それは、学校で取り組みます2学期制の導入であります。私の知る限りでは、学校の秋休みは10月の体育の日を合わせ5日間と聞いておりますが、これでは10月の15日に来る年と来ない年があります。昨年は15日まででした。今年は14日まででございます。来ない年でも1日か2日違いで近くまで来ております。この1日、2日をずらして、教育長、市長の決断で2学期制の始まりを10月16日からと定めれば、地域と学校の授業も取り組みやすくなるし、学期も2つに分ければ10月15日、1年間のうちの1学期、2学期は、ちょうど15日にが中日でございます。市長、教育長の英断を求めるということでございますが、時間がありますので、ちょっとこのことにつきましては、何十年の歴史がございます。戦後からと言ってもいいと思いますが、教育長も市長もよく知っておられます。体育の日からの休みでなく2学期の始まりを16日からと定めれば、学校側としましても5月は運動会がありますが、この秋休み期間中に小学校、中学校の体育館、グラウンドも利用し、市内の学校の各種のスポーツ大会やいろんな行事を地区と一緒に開催することもいいだらうし、秋のまつりが学校の期末休みと一緒にになりますと、まちの集客も増え活気づくだらうし、子どもが参加すれば親も来るということになります。また、行事と学校の関係では、もう教育長ご存じだと思いますが、北小学校のときには6年生のゆとりの時間を組み替えて参加していただいておりました。隈府小のときは、給食は決まっているので給食を取ってから祭りに参加するとか、北小学校の校長時代も、隈府小学校の校長時代も、教育長のご苦労されたところでございますし、十分おわかりになっておると思います。誰もこの16日にしたからと迷惑はかかりません。今回一番いい機会だ

ろうと思います。ただ2学期の始まりは10月16日からしますと、この一声で結構でございます。よき答弁を、教育長、市長、よろしくお願ひをいたします。まだ、長々と話してもいいと思いますけれども、よろしくこれをお願いをしておきます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校規模適正化を進めていく中においては、保護者、地域の考え方を聞きながら慎重に進めてほしいといった内容であったと存じますが、当然そのようにしてまいりたいと思います。そのような中で、保護者、地域住民等からの意見聴取としてどのような方法が一番いいのか、アンケート等を含めまして具体的な方法につきまして今後の協議の中でもしっかり検討してまいりたいと思いますし、また議員の皆様方のご意見等もいただきながら慎重に進めてまいりたいと思います。

次に、2学期制の導入ということで、秋休みの終わりが秋祭りの10月15日になるよう、そして後期の始まりを10月16日にできないかとのご質問であります。現在、秋休みはご存じのように祝日であります体育の日が10月の第2月曜日と定められていることから、その前々日の土曜日から体育の日である月曜日までの3日間と、それに引き続く2日間を休みとして、連続5日間を前期と後期の区切りのために秋休みとして設けております。地域の祭りである10月15日が必ず休みとなるように秋休みを設定するとなりますと、15日が金曜日となる年におきましては、最大体育の日に引き続き、さらに4日間を休みとする必要がありますので、その場合連続9日間の休みとなりますが、現在、学校に週2日制が導入されて以来、児童生徒の学力保障のための課業日数の確保が非常に今は厳しい状況となっております。全国でも学校で夏休み等の日数を削減して年間の課業日数の確保を行っているのが現状であります。年に一度の地域大きな行事であり、児童生徒の参加が地域や郷土愛の醸成に深く、大きく寄与するものと、そういうご意見に対しては十分理解いたしますけれども、市内全体としてのこの実施及び学校の運営面を考えますと、困難であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま教育長の方から大変困難であるという答弁がありました。教育委員会に所管する問題でありますと、私の方からこれをどうこうという立場ではありませんけれども、教育委員会という教育委員会の立場の考え方と、また一面において最後のくだりにおいて教育長の方から述べられましたように、地元の、特に旧菊池市に関わります深いこの菊池の秋まつりというものについて、これまで

数十年にわたって論議がされてきたという経過については十分承知をいたしております。なんとかこの祭りの日を日曜日にできないのかと、子どもたちの休みの日にできないのかといったお話もありました。しかしながら、これまでの歴史的な由来かれこれからして、この日は移動できないというお話もありました。そういったことがありますけれども、時代の変化の中에서는、何とかこの菊池まつりについて、一定の日を定めてこの菊池神社のお祭りと並行する形で何とかできないかということで、これは同じ繰り返しになっておりますけれども、そちらの方の調整をなんとかできないのかなといったのが率直な思いでございます。

また、学校教育委員会におきましては今申されたとおりでできない話ではあろうけれども、何か今一度考えていただくことはできないのかなという思いは持っております。はい、わかりましたと申し上げたいところでございますが、閣内不一致がよく最近は言われておりますが、意見は同じ思いでございます。何とかしたいという思いは、教育委員会も私どもの思いは同じであります。そこに何か調整ができるのかなというものを課題としたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 3回終わりましたので、このことには触れませんけれども、本当に一番今回が何十年の歴史の中で一番大事なことで、今回で歴史が、今回生まれるんじゃなかろうかなと私は思っておったわけでございますけれども、少しはお聞き届けいただいたような感じがいたします。

次の質問事項では、耐震対策についてしております。市長は公約の中に庁舎建設よりも学校耐震化を進めると言られておりますし、これはありがたいことであります、それと同じ道路にかかります橋も大変重要な問題であります。中国の四川省の大地震の報道の中に、「日本の耐震技術を学ぶために来日」との報道がなされておりましたが、技術が進んでいるとは言え、長くなれば寿命も来るだろうし、コンクリートという便利な強固材が何年保つか疑問もありますし、市内の道路と橋の調査はと示しておりますとおり、市内に架かります橋の数をまずお教えいただきたいと思いますが、よろしくお願ひしておきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 橋でございますけれども、本市では橋の長さが2m以上の橋を対象に維持管理を行っております。橋梁数につきましては、旧菊池市管内が305橋、七城管内が93橋、旭志管内が67橋、泗水管内が72橋になっておりまして、合計しますと537橋でございます。

以上、お答えいします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） すごい数であります。これを一つ一つ耐震調査をしていただくわけになるわけでございますが、これは市道に架かる橋ばかりだったですかね。それじゃ、2回目の質問といたしましては、これに対しての耐震調査の進捗状況を詳しくちょっと示してみて下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えします。

橋の調査につきましては、平成19年度に新規制度として国土交通省道路局が地方自治体の管理する道路橋の維持管理を支援するために、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、従来までの事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへと共に、費用の縮減を図り、道路橋の安全性、信頼性を確保することいたしました。本市では、本年度補助対象の橋の長さが15m以上、133橋の点検調査を進めていきたいと考えております。また、15m未満の橋につきましても、安全で円滑な通行を確保するためにも、同様に進めていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○15番（葛原勇次郎君） 順次進めていくということで、19年度から始めてというようなことでございますけれども、まだ進めちゃおらんということだと思いますが、今から進めるということで理解をしたいと思います。

3回目ですので、ダム領域に流れる迫間川、鳳来川、雪野川が架かる橋が多くあります中で、県管理の河川内に架かります橋の中に地震その他の災害で心配します橋がこの中にあります。上流から中片橋、それから寺小野橋、市ノ瀬橋と、コンクリート橋がある中に、中片橋は鉄筋が見え、区から陳情要望が上がっておりましたし、寺小野橋は重量制限がされておりましたし、欄干の両側の柱になるところが崩れ鉄筋が見えております。また市ノ瀬橋は、寺小野橋と1年早いか、遅いかで年代は変わらないと思いますが、この3本の橋、あるいは橋の対策、あるいは対応の考え方をしてみて下さい。

それから、次は市道のことですが、市道にもいろいろなタイプがあると思いますが、地域によっても異なるし、山間、中山間地、町内と市道が通る中で、市道の手入れ管理を区でされている区と、そうでない区もあると思いますが、山間、中山間

に行くほど区の負担がかかっております。国道、県道、市道の少ない区もありますが、大体調べてみると町を中心に町の方から集落まで、その集落からまた自分の住む集落までの手入れ、またその次の集落という具合に区ごとに手入れ、管理されておりますが、最後の集落は前だけでなく後ろまで、つまり市道の終点までとなるわけでございますが、これが長さが4kmも5kmも両側と上の枝打ち、草切り、自分たちの持ちますチェーンソー、草刈り機、ダンプ、ローダーを出しながら春・夏・秋の最低3回、大雨台風の小災害では区が対応しているような状況であります。このような区が山間、中山間地は多くあります。完全なボランティアでございます。これもいつまで続くかはわかりません。今のうちに要望の、原材料支給も要望するだけ与えてもよいと思うし、与えるべきであります。これが1つ。春・夏・秋の市道側の草切り、燃料、機械の使用料等とも市で負担するべきと思います。時間がありますので、ちょっと余分に話していますが、4km、5kmと申しましたが、これは市道だけではございません。その他にも農道がありますし、私の住む集落では農道の延長は4,200mほど登録をしております。これは、経済の方でございますので、こちらの方にもできるだけ支給をしてほしいと願っておきます。

枝打ち、草切りだけでなく、あまり長いために除草剤を使用して、そしてその中には彼岸花街道というように非常に手入れして彼岸花も植えてあるような地区もございます。このような山間地に住む人たちの人間性であろうと思います。最後の集落は終点までと申しましたが、終点でなく、これは穴川から菊鹿に通っております県道までの終点でございますが、この林道の造成地に大型ダンプが通り、踏み崩す、踏み崩すというとよごよごまっすぐと同じような感じでございますが、その補強を区が毎年原材料支給で行っているということで、1年でも早く終わりたいというような地元の要望でございますので、こういうようなこともしっかりと受け止めていただいて、要望に応えていただくようにお願いをしたいと思います。答えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

迫間川の県管理河川区間に架かる3橋につきましては、3橋とも架設年度が古く、中片橋が昭和8年、寺小野橋が昭和30年、市ノ瀬橋が昭和31年に架けられております。その他の橋につきましても、同様の時期に架けられた橋が多いため、本年度に十分な点検調査を行い、橋梁長寿命化修繕計画に沿った維持管理を行っていくことが重要であると考えております。

次に、市道に関する原材料支給につきましては、生コンクリート、側溝などが主

でございますが、作業内容に応じた地元でできる範囲内の数量を考慮しながら支給をしている状況であります。

また、2点目の人築に使用する機械等の燃料費の支給などにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

---

休憩 午前11時25分

開議 午後 零時58分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 13番、隈部でございます。午後から1番ということで、よろしくお願ひをいたします。

福村市長におかれましては、この度の再選、おめでとうございます。先般、通告をいたしました本市の農林業、農村の活性化について、2番目に文教菊池をどう市政に活かすかについて質問をいたしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

6月1日の牛乳の日につきましては、議員の皆様方には牛乳を申し込んでいただきましてありがとうございました。6月は牛乳月間ということになっております。乳の日だけではなくて6月を牛乳月間としてありますけれども、どういうことかと申しますと、牛乳への関心を高め、酪農乳業について多くの人に知ってもらうために国際連合食糧農業機関FAOが提唱したので、我が国では昨年から6月1日を牛乳の日、6月を牛乳月間としています。ご理解と消費拡大をよろしくお願ひいたします。JA菊池では、酪農家はですね、5年前、平成17年は245戸でしたが、平成21年、今年は189戸に56戸減っております。毎年10戸ずつ減っているということでございまして、酪農家の皆さん方も大変な状況であるようでございます。

さて、本市の基幹産業は農業で、市長も施政方針の中で農業振興を挙げていただいております。農業の担う役割がますます重要性を増す一方で、今日の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大等、厳しい情勢にあります。加えまして、輸入総産物にあっては農薬の不適正使用、食品事業者による不正表示、製造などが表面化して、安全・安心への取り組みや環境に配慮した

農業経営が求められております。そのような中で、本市の農林業、農村はどう変化しているか、まずお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業関係の統計数値等についてお答えいたします。農林業センサス、国の統計資料が公表されておりますが、調査年度の関係上、以前の年度の数値となりますので、ご了承をお願いいたしたいと思います。

まず、農家戸数、農業就業人口につきまして、農林業センサスの販売農家について比較しますと、平成12年の2000年センサス時農家戸数3,047戸が平成17年の2005年センサスでは2,800戸と、約8.1%の247戸が減少しております。農業就業人口が同じく平成12年で6,352人が平成17年5,683人と10.5%の669人が減少しております。耕地面積では、国の作物統計調査によりますと、平成12年に6,350haが平成18年では6,160haと約3%の190haが減少しております。農業産出額では、同じく平成12年に29億8,500万円が平成18年度では28億2,400万円、約5.3%の1億6,100万円減少しております。なお、これらの数値から1戸当たりの産出額を見てみると、平成12年で約98万円、平成18年では約100万円となっております。

次に、林業の現状も統計数値については熊本県林業統計によります18年度及び19年度の資料数値となります。林家戸数18年度677戸、19年度で677戸でございまして、単年度減少はありません。林野面積については、18年度1万2,691ha、19年度1万2,677haで、ほぼ同じ面積となっております。林業総生産額につきましては、18年度に9億134万円が19年度で8億248万円と10.9%の9,886万円減少いたしております。1戸当たりの比較をいたしますと、18年度133万円、19年度で118万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隅部忠宗君。

[登壇]

○13番（隅部忠宗君） ただいま農林業センサスによる状況を説明をいただきました。資料は、平成12年と17年の比較ということで、ちょっと古うございますけれども、17年以降著しく変化をしているのではないかと思います。特に耕作放棄地につきましては、先日森議員の方から質問がありましたように、拡大しているようございます。また、林業関係につきましても、昨日水上議員の方から質問がありましたように、木材価格がさらに安くなりまして、山林所有者は経営意欲が著しく減退しているようでございます。このような中で、本市の農業の課題は、行政として

どう捉えられているか、まずお伺いしたいと思います。

2番目に、熊本県では元気人気くまも農業運動に引き続きまして、くまもと農・林・水・夢・チャレンジ支援事業が行われていますが、本市の取り組みについて伺いたいと思います。

3番目に、農地法の改正で企業が農業に参入する機会がこれから多くなると思いますが、農業委員会から見られました農業への新規参入の状況と指導はどのように行われているか、お伺いをしたいと思います。

4番目に、農業の振興には国・県の助成事業を最大限に活用することも大切だと思いますが、先般、国の担い手育成実験事業に本市から数十件の申し込みがあったそうでございますが、菊池市は採択にならなかったということを聞いております。その経過と今後の対応についてお伺いします。

5番目に、中山間地の農業振興につきまして、放置竹林の山林等への被害の防止と堆肥生産についての要望が数件ありました。本市が所有しております粉碎機の対応等についてお伺いをしたいと思います。

以上、再質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 本市の課題といたしましては、地球温暖化の進行などによる異常気象の頻発が農業のも影響を及ぼしつつあり、作物の生産適地が移動したり、農作物の品質や収穫量に影響を及ぼす事例も見られはじめております。また、近年の度重なる食品の偽装表示や輸入商品の有害物質による汚染事案などが社会問題化し、食の安全に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることにつきましては、議員もご承知のとおりでございます。このような農業を取り巻く状況の中、農業者の減少、高齢化、あるいは資材価格の高騰、取引先優先の価格形成などの環境変化が進んでおります。地域として農業の持続的な発展をとげるためにも、担い手が中心的な役割を担う望ましい農業構造の確立に向け、今後も国・県をはじめ関係機関と連携し、本市農業の振興、農家支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目のチャレンジ支援事業でございますが、県におきましては元気人気くまもと農業運動推進事業に引き続き、農業者等が農業・農村の活性化に向け描く夢に挑戦し、稼げる農業県熊本を実現していくため、地域の知恵や創意工夫を活かした主体的かつ実験的な取り組みを支援する、議員もおっしゃられましたくまもと農・林・水・夢・挑戦チャレンジ支援事業が平成20年度より創設されました。本市では、平成20年度に任意組合による有機栽培、もち米の加工品開発と付加価値をつけた商品販売までの事業取り組みが行われ、本年度におきましては第三セクターと

観光業者との連携による都市部へ向けた観光紹介とあわせ、特産物販売による福岡等の消費者との交流を促進し、地域活性化と都市との共生を図る取り組みが計画されております。今後も引き続き農業者の所得向上と生産者、消費者とのつながりを深める取り組みの強化を目的に、県及び関係機関と連携し、推進してまいります。

3点目の農業への新規参入につきましては、農業委員会の方も関係ございますが、一応私の方でお答えさせていただきます。農業委員会との連携を図り、営農計画の提出を求め、農業委員等の意見交換を行い、農地の紹介とあわせて空き家等の情報を提供するとともに、県農業普及振興課とも協議を行いまして、就農認定、資金等の説明も行っております。お尋ねの企業の農業参入につきましては、これまで他産業より5社の参入があり、農地の権利取得申請前に農業委員会に法人設立届を提出していただき、法人登記や定款及び営農計画の審査を行っています。なお、その法人が農業生産法人となり得る要件を満たしているときは、農業委員会に諮って農業生産法人と認めております。さらに、企業法人が農地を取得するときには、稲作の時期のみでなく防災上の水利として用水路を利用しているため、集落や水利組合、あるいは農家組合などでの共同活動の義務や米の生産調整等についても指導をしているところでございます。

4点目の担い手育成実験事業につきましては、認定農業者個人も対象となる補助事業として平成19年度より国において創設されたものでございます。本市では、これまで認定農業者への周知を行いながら、平成19年度、20年度と継続的に地区採択を受けて取り組んでまいりました。最終年度であります本年度の第1次要望は不採択となりましたが、その後、国の補正予算による2次要望の取りまとめ要請がございましたので、再度認定農業者へ周知を行い、要望を取りまとめ、現在国の方に申請を行っているところでございます。

5点目の竹林の件でございますが、本市においても放置竹林による山林等へ被害も見られているところでございます。現在、旧七城の方に粉碎機がございますが、こちらの方は一般貸し出しは行われておりません。機械導入等につきましては、バイオマス関係の国庫事業で補助の対象となります。事業要件といたしまして、バイオマス基本構想に沿った事業をすることになります。放置竹林対策は、今後の懸案事項と受け止めておりますので、十分検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隅部忠宗君。

[登壇]

○13番（隅部忠宗君） 農林業の振興につきましては、非常に多様化していますので、

農業団体と一緒にになり、ひとつきめ細かなご指導をお願いを申し上げます。

菊池の農業を元気づけるため、また農業の活性化のために、農業団体と共にシ  
ンポジウムを開催してほしいと思います。本市の活力ある農業・林業・農村の活性  
化に市長はどう取り組まれるか、所信をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひ  
します。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 所信表明におきまして述べましたように、農業につきましては農畜産物の販売価格が低迷をし、また農業従事者の高齢化及び担い手不足など、農業を取り巻く環境が大変厳しい情勢となっております。農業の持続的な発展のためには、農地の保全、あるいはまた担い手の確保が大変重要でありまして、農業に関するところの各種の制度を最大限に活用しながら、生産性の高い農業を促進し、消費者のニーズに対応した農産品のブランド化と販路の拡大に努めてまいります。あたりまことにご答弁になっておりますけれども、林業につきましても大変長引くこの不況の中におきまして、木材需要が減少いたしております。昨日の水上議員の質問の中でも数々と述べられておりましたように、価格の低迷ということの状況にございまして、需要の喚起ということが必要ではないかと思います。国・県の制度を大いに活用いたしまして、伐採とか、あるいは造林とか、間伐などが、そういうことについて計画的に森林機能の保全というのも適正に管理を図っていきたいと思います。いずれにいたしましても、この農業と林業の活性化というのは常に呼ばれておりますけれども、生産体制の様々な基盤の整備というものを進めていかなければなりません。これはもちろんのことですが、今申し上げますように需要、すなわち消費の拡大というものをどう進めていくかと、これが大きな出口論になるのではないかなど、このように思っておりますが、なかなかこの人口が減少していく中、すなわち消費者の姿がどんどんどんどん小さくなっていく中におきまして、消費を拡大していくということについては、大変な大きな問題があろうかと思います。そういう中で、パイは一つであります、そのパイがどんどん小さくなっている中で、産地間の競争の中で打ち勝つような菊池の農業というものを重視していかなければならぬと、このように思っております。消費の拡大、すなわちこの物産館をはじめといたしまして、各テナント、あるいはまたアンテナショップなどの拡張、拡大というのも一つのことかもしれません。また、この日本の安心・安全な食というものが広くこの海外に今、眼が向けられておりまして、JAの方におきましても近くはこの中国等に対する輸出が始まっています。観光客の人の交流と併せて物流というものを考えていい時期に来ているだろうと思います。2

010年にこの国の方は1,000万人の外国人の客を誘客するということでビジットジャパンがスタートいたしまして10年目を迎えるようしておりますが、これからさらに2020年に向けては2,000万人ということでレベルアップされております。こういった中で、人と物という中の物の中に農畜産物、林産物というものが何とかこの同時に交流、その延長線上にできないのかというものをかねがね考えているところでありますと、姉妹交流都市というものの延長線上でそういうのも話の中に入れていいかなと、このように思っております。消費の拡大をひとつテーマとして、今後取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 隅部忠宗君。

[登壇]

○13番（隅部忠宗君） 先日の農業新聞で、年収、農家の方々が2,500万円を超える収入を上げている長野県の川上村の村長、藤原村長のことが載っておりましたけれども、野菜産地を21年間引っ張ってきた「機関車」の異名を持つ村長さんだそうでございますけれども、後継者の平均年齢が28歳、少子化が進む中で全国一の出生率1.83を保たれているそうでございます。村は世界一のレタス産地のアメリカなど、海外産地に後継者を送り出して、交流をなされているそうでございまして、レタスの独自品種も生まれたそうでございます。この村長の哲学は、「行政はぶれずに集中せよ。農村部なら農業で生きる」という哲学を持たれているそうでございます。今後市長も素晴らしいリーダーシップを發揮されて、素晴らしいこの菊池の農業、農村を築いていただきたいと思います。

次に、2番目の文教菊池をどう市政に活かすかについて質問をいたします。私たちは、「文教菊池」と簡単に言っておりますけれども、文教菊池とは、旧菊池市の方々はご存じであろうと思いますけれども、七城、泗水、旭志の方々には、本当の意味の文教菊池についてわかりづらいだろうと思います。まず、文教菊池とはどういうことかについてお伺いをいたしたいと思います。その上で、文教菊池を学校教育、小学校、中学校にどう活かされているか。また、それを支える郷土についての副読本はないかについてお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、文教とはということで考えたいと思いますが、文教とは、1つに人を育てるのに教育をもってなすという意味と、2つ目に教育や文化の発信地、中心地の意味があると聞いております。この2つの歴史や伝統を有するのがここ菊池市であると言われております。ご承知のように、菊池市には中世の時代、24代にわたる菊池一族の歴史があります。特に20代為邦公は、学問の振興に力

を尽くし、文教菊池の名声を高めました。またその嫡子21代重朝公は、迫間川の畔に孔子堂を建て、儒学に力を入れ、乱世の中で学問、文化の普及に努めました。この流れは、江戸中期の肥後の藩校時習館や医学校であります再春館と続き、他藩からの遊学生も多く、肥後の教育は全国から注目を集めました。さらに、明治には後の済々黌となる同心学舎、そして第5高等中学校の創立と続きます。また、庶民教育も盛んで、ちなみに明治初年の調査では、県全体の寺子屋数は910、全国第5位の数を誇っていました。ここ菊池においても私塾寺子屋が約50近くあり、その中の渋江塾、木下塾等から数多くの優れた人材が輩出しております。これが文教菊池の由縁であります。

次に、学校教育へどう活かしているかについてでございますが、教育委員会としましては、この菊池氏歴代の生き様やその精神である文武両道、廉恥礼節を教育理念とし、文教菊池の確立を目指す教育を展開しているところです。特に学力の向上、豊かな心の醸成、特色ある教育活動の推進等を重点努力事項としてふるさと菊池を愛し、菊池の文化・伝統を受け継ぐ児童生徒の育成に努めているところです。具体的な事業としては、重朝公が1481年の秋、隈府で1日1万句の連歌の会を催したことになります、平成18年度から万句のふるさと菊池事業を立ち上げました。この目的としては、小中学生対象に俳句及び短歌の募集を行い、その創作活動を通して我が国の伝統文化への関心を高めるとともに、ふるさとの市と文化、自然を愛する心豊かな児童生徒の育成を期しています。昨年度からは、熊本県内及び友好都市、姉妹都市、交流都市に対象を広げました。その結果、6,020点の作品の応募があり、その中から200の俳句、短歌を入選作品として冊子にまとめ、各学校等で活用しているところです。なお、最優秀賞受賞者の30名に対しては、菊池市商工会及び菊池市第三セクター連絡協議会の協賛を得て、本市の特産物を副賞として送り、本市のPRにも一役買っているところです。また平成19年度はふるさと菊池の宝を再発見するために、菊池市青少年育成市民会議によるふるさとカルタの作成を行いました。そして、昨年度は小学生を対象に第1回目の菊池ふるさとカルタ大会が開催され、西郷隆盛と縁のある鹿児島県龍郷町の小学生10名を含む市内小学生95名の参加があり、盛況裏に終了したところです。本市には恵まれた美しい自然、脈々と続く先人の営み、後世に伝えるべき多くの伝統文化があり、学校ではこれを活かした教育活動が行われています。菊池北小学校では、国重要無形民俗文化財である菊池松囃子御能の狂言及び雅楽の伝承、そして福岡県大刀洗町立菊池小学校との交流等を行っています。また、ほかの小中学校においても、先人の井手づくりの業績や河川や環境についての学習、神楽や獅子舞の伝承、農業や商業等の体験学習等などなど、ふるさとを見つめ、地域を教材とした学習が行われていると

ころです。

最後に、郷土に関する副読本についてですが、現在は合併前のそれぞれの市町村でつくった副読本を使用しておりますが、来年度の教科書改訂に合わせまして、新市において共通した副読本の作成を予定しております。今後ともこのような地域に根ざした特色ある教育活動を展開し、ふるさと菊池に足を踏ん張り、胸を張り、たくましく生きる児童生徒の育成を目指し、文教菊池の確立を図ってまいります。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隅部忠宗君。

[登壇]

○1 3番（隅部忠宗君） 文教菊池の歴史、その上に立って子どもたちの教育、素晴らしい決意のほどを述べていただきましてありがとうございました。ぜひ副読本につきましても、ご期待を申し上げます。

次に、再質問として文教菊池を行政にどう活かすかということで、4点ほどお伺いをいたしたいと思います。先日、渋江氏伝記の文教という本が山口泰平先生の書でありますけれども発刊をされました。素晴らしいこの江戸中期の肥後藩で行われました時習館以前にこの菊池では6年も早く、近世文教の祖とも言うべき渋江氏を、敬称を略させていただきますが、私塾集玄亭を立ち上げられまして、紫陽、松右、龍淵、君灘、公木、晩香、龍伏と7代にわたって、俗に渋江塾と呼ばれる私塾で、師弟の教育にあたり、明治末期までの160年もの長い間、この菊池の文教の中心的役割を果たされました。本は、非常に評価するものであると思います。本市としてどう評価し、どう活かされるか、お伺いをいたします。

2点目に、第2、第3の発刊は考えないか、お伺いをいたします。文教菊池と言われるように、菊池には古文書や日記が残されているそうです。市民の皆さんにもわかりやすく解説した発刊の計画はないでしょうか。例えば、渋江塾について、やや遅れて木下韓村、梅里の兄弟が共に時習館の訓導となり、木下塾の名声を上げたと言われておりますが、木下韓村の日記が20冊ほど残されているそうあります。こういう貴重な資料もぜひ市民の皆さんにわかりやすく解説した本が発刊されればと思っております。

3番目に、平成17年から平成18年度に菊池高校改築事業に伴って実施されました菊池氏館跡の調査報告書を私たちは心待ちにしておりました。なぜなら、菊池一族の館とは、中世期の遺跡を現在に伝える日本でも有数の貴重な大文化遺産であり、将軍木、農場、館跡、御茶屋跡が発見できれば、市民に自信と誇りを呼び戻し、精神文化のよりどころとなると思っていました。ところが、報告書によりますと、遺跡名は隈府土井の外遺跡、旧遺跡名菊池市館跡、平成21年4月3日付教文第1

8号で変更となっていました。県の文化課の報告では、菊池市教育委員会と平成21年2月から3月にかけて3回協議を行い、平成21年4月3日付、ただいま申し上げました教文第18号で隈府土井の外遺跡に変更する内容を通知するとなっています。この変更の経過と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

4番目に、菊池には菊池市出身で中央政界文化界等で活躍されている人たちがたくさんおられます。こういう方々を菊池市にお招きして、講演会やシンポジウムを開催することも生の声を聞かれるいい機会ではないかと思います。これも文教菊池を継承するものだと思いますが、計画はないか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、平成20年度で発刊いたしました肥後渋江氏傳家の文教は、菊池市龍門出身の山口泰平氏が文教菊池の祖と言われている渋江紫陽に始まる江戸時代から明治時代末期に至る、ご紹介にありましたように7代160年間にわたって私塾を開き、菊池の学問教育に尽力した渋江家について調査研究をされたもので、10年余りの歳月を経て、昭和24年に完成しております。この著書は7冊に分冊されており、菊池市で所蔵していたものでございますが、渋江氏の歴史また文教菊池の歴史を知る上でも貴重な研究資料という評価をいたしましたので、1冊の縮小複製本として300部を発刊したものです。活用につきましては、7冊に分冊されたものを1冊の本として発刊することにより、古くなっている貴重な資料を記録保存として残すことが一つの活用であり、また市民の皆様が手にとつてお読みいただけるように紹介できたことがこの本の活用であると考えております。冊子発刊に伴いまして、市内の小中学校及び高校でも活用していただくため、全校に配布をいたしており、また県内市町村等の公立図書館へも寄贈いたしましたところです。また、市民の皆様や市外の方へも中央公民館や観光物産館で販売をするなど、菊池の文教を紹介しておりますが、今後はホームページへの掲載等も行い、広く周知してまいりたいと思います。

そのほか、中央公民館の講座であります菊池の歴史と古文書講座やふるさと歴史講座におきましても、この冊子をテキストとして活用し、啓発を図っていきたいと思います。またこのような古文書等について、第2、第3の発刊は考えられないかというご質問でございますが、紹介いただきましたような郷土の歴史を掘り起こすような貴重な資料につきましては、十分な審議をし、市民の皆様にわかりやすいような冊子の発刊を今後も考えてまいりたいと思います。

次に、菊池高校敷地内の遺跡名の変更についてでございますが、このことについては、県が当該遺跡の報告書を発刊するにあたり、遺跡名の確定を行う必要がある

ことから、発掘調査の結果の報告・説明を受けたとき、その変更を承知したところです。変更の理由としましては、県の説明では、今回の発掘調査の結果、菊池氏館跡と考えるには無理があると。その理由としまして、近隣の守護の館として確定しております大分県の大友氏館跡、また山口県の大内氏館跡と比較検討した結果、規模が小さいということ。2番目に、大友、大内氏の場合は、館跡を中心にまちづくりが行われているが、今回発掘した地点は隈府の中心になつてないということ。3番目に、従来の名称のままで報告すれば、大友氏、大内氏と同等の規模を持ったと考えられる菊池氏の館跡が過小評価されるということで混乱を招くと考えたということあります。したがって、原則に従って大字名、小字名を用いた遺跡名としたという説明を受けたところであります。私どもとしましては、気持ちの上では非常に残念でありますけれども、専門的な見地、分析ですので仕方なく了解したところです。ただ、どこかに館跡はあるとの確信がありますので、希望は捨てず、今後開発と並行して長期的に調査することは必要と思っています。

そこで今後の対応ですが、現段階における菊池氏館跡の位置は、今後の調査を積み重ねなければ解明できませんが、この跡地は中世の武士の館跡であることは間違いないと思いますし、今後の調査への夢、ロマンもありますので、市としては周辺地域の文化財の調査、これは文献も含めますが、それを含む調査等を積み重ねることにより、菊池氏館跡の調査と共に隈府土井の外遺跡の再検討を進めてまいります。

なお、報告書の表紙に隈府土井の外遺跡に加え、伝菊池氏館跡、これは菊池氏館跡と伝えられる隈府土井の外遺跡というような表記ですということを確認をしているところです。

以上、お答えをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 中央で活躍されている方々、市出身の方々の講演会の計画はないかということでございますので、企画部の方からお答えをさせていただきます。本年度は講演会の計画はございませんけれども、昨年菊池高校創立100周年記念に日弁連会長でございました菊池市出身の平山正剛先生をお呼びして、「志を立てよ」という演題で講演会が開催されております。今後は、菊池市出身で各方面で活躍されている方々の活用も含めて、文教菊池を菊池地域の文化として菊池市の住みたい、住んでよかったと思われるようなまちづくり推進に役立てていけたらなと思います。今後前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 隅部忠宗君。

[登壇]

○1 3番（隈部忠宗君） ぜひ最初の渋江氏傳家の文教については、生涯学習の場、それから教育の場にぜひ活用させていただきたいと思います。

それから、第2、第3の発刊につきましては、先日玉名市の博物館に行きましたところ、木下韻村氏の3番目の弟さんが玉名市に養子に行っておられますけれども、木下助之日記として1、2巻が発行されておりました。非常に玉名市はそういう文化遺産を大切にするところのようございまして、いろんな数十冊の刊行物があるのを見てびっくりいたしました。ぜひ菊池もそういう遺産をわかりやすく市民に紹介していただきたいと思います。

それから、菊池氏の館跡につきましては、昔から伝えられてきた遺跡でありますし、ぜひ教育委員会が中心になりまして、地域に密着した文化財の調査を積み重ねていただきまして、隈府土井の外遺跡でなくて、早く菊池館跡遺跡となりますようにご努力をお願いをいたします。

再々質問に移ります。高野瀬の老人福祉センター内に孔子堂跡の石碑があります。地元の方は、くじどうと言われるそうです。記念碑には、文明4年、1472年2月1代重朝が菊池の文教奨励のために創建したとあります。540年ぐらい前でございますけれども、孔子堂には孔子の画像と十哲の像が祀られ、重朝は家臣を集めて儒学を教え、春・秋に釀糞の礼を行い、菊池における学問の場として広く知られています。世が荒れていた時代にあったにもかかわらず、制度を立て文教を推進するなど、菊池市が本当に学問を重んじていたことがわかります。一方、旧泗水町では、町名由来の碑が建っています。その中で、泗水という町名は儒学の祖、孔子の生誕地であり、中国の聖地泗水の名を取り、初代村長西佐一郎氏が郷土発展を願つて明治22年4月1日村会に諮り、泗水と命名したと記されています。旧泗水の町民の方々は心のよりどころであり、また広く菊池市民の心のよりどころであると思います。この資料館には、平成4年竣工、純中国式の建物です。孔子公園の中核をなす存在で、生涯学習の場として利用され、魂のふるさとづくりの豊かな実りを期待して建てられております。孔子の教え、8つの徳、8徳は人として守るべき8つの行い、孝、悌、忠、信、礼、義、仁、智と説いております。孔子公園と資料館は対のものであり、何らかの方法で存続を望みたいと思います。ぜひ再建して活用されないか、お伺いをいたします。

最後に、これからも文教菊池であってほしいと思いを込めて、文教菊池に対する市長の所信をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 孔子公園資料館につきましては、劣化が激しいために、平

成19年度に劣化度調査を実施したところでございます。その結果、軒先や上屋全体に腐食があり、かなり危険な状態で、解体が望ましいとの報告を受けたところでもございまして、現在閉館状態が続いております。このため、各種団体代表者で構成されます泗水地区まちづくり懇談会において、解体の方向性についてのご報告を行い、展示資料については別途展示スペースを設けていただきたいとの要望を受けたところでございます。資料館の再建につきましては、現在の建築基準法に照らし合わせることになりますと大幅な改修が必要となりまして、先の劣化度調査において概算で1億円を超える改修費用が示されたため、その費用対効果を考えた場合、資料館本体は取り壊すことが妥当ではないかと判断しております。なお、現在孔子公園を含む一帯周辺の整備につきまして、まちづくり交付金事業メニューの取りまとめが進められており、その中で資料館及び跡地を含めた再建整備の検討をするようにいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 遠く中世の菊池一族に始まり、江戸中期から明治にかけまして、その隆盛を誇りました文教菊池の歴史につきましていろいろと述べられまして、また先ほど教育長の答弁にあったとおりでございます。とりわけ渋江家傳家の文教発刊につきましては、大変この時代の変化の中におきまして7冊に分冊されたものを1冊になんとかまとめたいという以前の木下教育長の強い熱望がありましたけれども、予算措置がなかなかできなかつたのが現況でありましたが、やっと発刊できてホッとしているところでございます。このことが市民の皆様方の心のよりどころとなっていくことを期待しているところであります。先人たちが残してくれたこのような文教菊池の歴史を精神論のみでなく、今後の学校教育や文化史振興、ひいては地域の活性化につなげたいというような思いは、隈部議員の考えとまったく同感でございます。文教菊池の未来像としては、心も体もきちんと健康で教養あふれる市民が育つまちを目指しております。先ほど来の答弁の中でお答えしておりますような学校教育や文化振興など、教育施策のほかにも国際交流やグリーンツーリズムの事業、また男女共同参画や市民の健康増進のための各種の事業など、多くの市の事業にこの文教菊池の精神というものを基調とする施策を実施しているところでございます。豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちというこの理念につきましては、菊池の文教というものにつきましての未来像という、大いに関連するものがあると思っております。そのような意味で、今後とも文教菊池の振興をあらゆる様々な地域の振興の柱として掲げていけますように、今後とも努力をしてまいりた

いと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

休憩 午後1時5分

開議 午後2時0分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

ここで、経済部長より発言の申し出があつてありますので発言を許します。

経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 先ほどの隈部議員の方の答弁の際に、農業産出額につきまして29億8,500万円と申し上げておりますが、298億5,000万円、それから平成18年の28億2,400万円を282億4,000万円に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（北田 彰君） 次に、本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

私は、法定協議会の合意の現在の進行状況と道路の改良についてお聞きいたします。

まず、合併協議会で51の項目の協議がなされております。現在、どこまで進んでいるのか。それから、合併協議会で協議されましたのを遵守と、また見直す取り組みがあるのか、お伺いいたします。打ち合わせの方と若干変わるかもしれませんのが、明快な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 合併協議項目の51項目についてでございますが、51項目における新市において調整する事業については、合併時51項目の79事業がございました。そのうち8項目、11事業が現在調整中となっております。これらの事業の大きなものといたしましては、1つには新市事務所の位置、2つ目に土地改良区統合の問題、3つ目に商工会の統合の問題、4つ目に第三セクターの取扱い、そういう大きなものがございますが、これらについてはある程度期間を要する事業であるために微調整ということになっております。そのほかにつきましては、ほぼ調整が済んでいるということで理解いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） それでは、主なものの4つについて私もお聞きいたします。

まず、新しい事務所の位置でございます。この事務所の位置については、協議会では花房台にということでなっておりますが、先の同僚の議員の方で12月の定例会でお聞きされましたが、事務所の位置を変える場合は議会の3分の2の同意が必要ということで自治法でやっているそうでございますが、3分の2の同意、すなわち19名の同意を取るのは、私はなかなか難しいのではないかと思います。これについて執行部はどのように考えておられますか。まず、お聞きます。

次に、新しい庁舎の建設についてお伺いいたします。市長の施政方針でもあります、本年度の市税、また法人税の減収は21億円昨年に比べて少ないようあります。そして、来年度は、またそれ以上に税収の落ち込みがということで施政方針で述べられておりますが、この21億円、当初予算の約10%にあたります。こういう財政の厳しいときに庁舎建設、市長は12月の定例会で凍結を決められました。私は、現在は凍結でございますが、この現在の厳しい経済状況の中で私は凍結じゃなくて見直し、これをやらないと本市の財政に大きくのしかかってくるものだと思います。昨日、同僚議員の質問に対して市長の方は学識経験者、また審議員、そして市民、そして議会の意向を聞いて判断すると熊日にも書いてありました。本年度、学識経験者の意見を聞くということで予算も50万円ほど計上されております。この厳しい状況の中で、市長は英断をされるのでありますが、見直しの方向性はあるのか、ないのか。そして、私はまず市民に住民投票をして、この一番関心のある事業を問うのが当然だろうと思いますが、同僚議員の質問に対し、一度は市長は住民投票は行わない。その後、3月の定例会で住民投票の可能性もあるように言われました。この点についてお聞きます。

次に、2番目に第三セクターの運営についてお伺いいたします。本市には、素晴らしいブランド品、また製造品がございます。各旧町村のセクターで地元の特産品を展示しておりますが、合併して5年目になります。例えば七城のお米でも、メロンでも、旭志の道の駅で販売、また泗水の有朋の里で販売、そういう広域的な出荷の体制の考えは行政としてないのか、お聞きます。そして、市長が各三セクの、6つの三セクの代表取締役をなされておりますが、松本議員の質問のときに、市長は多忙でありますのでほかの人に代表取締役を任せてはどうかとその当時質問されました。現在も市長は頑張っておられます。しかし、昨日の答弁で、代表取締役を1年で条件付きで引き受けたとされたと言われました。そして、ほかに取締役の方でされる者があるなら変わってもいいという趣旨の発言もなされました。私は、

三セク、管理体制によっては素晴らしい業績を挙げられている三セク、また厳しい三セクとありますが、この三セク、市の方で外部の人に素晴らしいノウハウを持った人に任せてやるなら、素晴らしい運営ができるくると思いますが、このあたりについてお聞きいたします。

3つ目に、土地改良区の合併についてお伺いいたします。4つの土地改良区がございますが、合併ということでそれぞれの土地改良区で基金がありますが、合併前ということでいろいろな事業をなされているとお聞きしました。早く一本化して職員数の削減、そして行政改革につなげていただきたいと思いますが、この点について、またお聞きいたします。

4つ目に、新市建設計画の投資的経済事業、旧市町村で大変な格差が生まれておりますが、昨年の9月だったと思いますが、私もお聞きしましたが、その後見直しがなされているのか。また、事業費によって地域の企業が格差が生じておりますので、その点についてどのように是正されましたか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず、庁舎の位置についての議会の同意についてどう考えているかということでございますが、市長の判断がなされ、事務所の位置について案がまとまりましたら、当然地方自治法の規定に基づき議会に提案することになると思っております。

私の方からもう1点、新市建設計画について先に答弁させていただきます。新市建設計画事業は、平成26年度までの事業費を当初約429億円としておりましたが、その後の財政事情の変化により、平成19年2月に見直しを行いました。当初計画の8割に事業費を下げ、総事業費を347億円としているところでございます。その後は毎年の事業を調整し計画してまいりましたが、新たな行政需要として昨年から出てまいりました小中学校の耐震事業により、さらに厳しい見直しが必要になってきております。今年度は、今年は合併して5年目を迎え、新市建設計画の中間地点に来ておりますので、再度見直しを行いたいと思っております。

地域間の格差が出ているとのご指摘ですが、これまでにおきましては、合併協議会で決められました標準財政規模の割合において10年間の計画を基本に毎年の事業を地域間の偏りが少なくなるよう調整をしてきているところでございます。七城地区におきましては、合併協議会で決められました割合を下回っていることから、平成20年度の緊急経済対策事業の2次補正でメロンドームの光センサー導入に約7,200万円、本年度の今回の補正予算におきまして、温泉ドームの歩行浴の整

備費8,200万円の事業費を計上しているところでございます。今後におきましても、新市の均衡ある発展のための事業を計画してまいりたいと考えております。

また、七城地区の活性化のための事業がどんなものが必要なのか、まちづくり交付金事業やそれに代わる事業も念頭において、現在協議を開始したところでございまして、今後新たな事業が発生することが予想されます。合併後5年を経過する本年度におきまして、今後5カ年間の事業のあり方も含めて調整や検討を行う必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 私の方では、三セク関係と土地改良区の合併の件につきましてお答え申し上げたいと思います。第三セクターが運営します各物産館の出荷体制につきましては、合併前のそれぞれの運営制度を維持しながら今日に至っております。各物産館の出荷者組織におきましては、合併後、会員の範囲を新市内に広げているものや競合しない品物については会員の範囲を広げているものもございます。出荷者組織は、第三セクターとは別個の組織で構成されております。また、各物産館における出荷手数料率の違いもありますが、これは物産館における収入の大きなウエイトを占めておるものでございます。ご指摘の市内物産館への共通した出荷体制の考え方につきましては、第三セクターと出荷者組織の相互の理解が最も必要であろうと思っておりますし、しなくては実現できないと考えておりますが、先日森議員にお答えしましたように、出荷者の高齢化、あるいは担い手不足による農作物の品揃えが将来的には危惧される状況もございますので、今後の物産館における農作物確保のための手段の1つでもございまして、質の良い農産物の生産レベルの向上にもつながることであると考えるところでもございますので、重要な課題として受け止めさせていただきたいと思います。

次に、代表取締役の件につきましては、第三セクターは出資者、取締役の方々がおられ、それぞれ独立した企業体でございます。現段階では議員ご提案の外部団体、組織を創設し管理していく等の具体的な議論をするまでには至っておりませんが、現在、行革の取り組みの一つとして、第三セクターへの市の関与のあり方の中で法人の代表取締役と最大出資者の首長とが同一では出社としての厳しい目で事業内容のチェックができにくいということも考えられるところから、代表取締役の件につきましても内部協議を行っているところでございます。第三セクターとの調整が特に必要な部分でもありますので、今後の研究課題として捉えまして、先ほどの出荷体制のあり方、指定管理者の公募制やあるいは第三セクターの統合なども総合的に

含めまして、今後議論を深めていく必要があると感じておるところでございます。

次に、土地改良区の合併の件でございます。土地改良区の合併に関しましては、県・市、各土地改良区合同の意見交換と話し合いを進めてまいりました。直近では、本年5月19日に菊池地域振興局で行われました菊池管内土地改良区の合併に対する現状認識や合併に関する意見聴取の結果、合併に対し前向きの土地改良区と若干慎重論の土地改良区に分かれているのが現状でございます。今後、県とも連携を図り、各土地改良区との合併に向けた話し合いを行い、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎の建設につきましては、私は本年3月の議会の一般質問の答弁におきまして、昨年来のご指摘の世界的な金融危機、このようなあおりを受けまして、日本経済は非常に厳しい状況にあるということも踏まえ、本市への影響は、まさに避けられない状況にあります。今は庁舎の建設はすべきではないと、このように申し上げてまいりました。その気持ちについては、現在も変わってはおりません。小学校の耐震事業などの優先的に実施する事業が大変多くの予算を必要とすると、このように考えておりますし、現実に今議会におきましてもこの予算を提案させていただいている状況にあります。

また、次に学識者の意見をお聞きするということにつきましては、施政方針に関する質疑やまた三池議員の過日の質問にもお答えをさせていただいておりますが、市民の皆様方の意見が大きくこの2つに分かれているという中におきまして、この今までこの判断をするのは非常に厳しい状況であると、このように考えております。そこで、いろいろな方々の意見をさらに聞く必要があると。そして、本市にとって将来を見据えて何が最も有意義であるのかというようなことを考えて結論を出さなければならぬと思っております。庁舎建設については、これからの中づくりの観点、あるいはまた大きな財政上の問題、また合併協議会における合意と、確認事項ということにつきまして、これについてどう受け止めていくべきなのかということで、これは学識的な立場からまったく公平公正な立場においてのご論議をいただきまして、意見を聞かせていただき、その判断をいたしたいと、このように思っているところであります。繰り返しになりますけれども、本田議員ご指摘のとおり、このような厳しい財政状況の中でつくるべきではないじゃないかということについて、現在においてはつくるべき状況でないということに変わってはいないということをございます。

最終的な判断につきましては、こういった学識者の意見等を斟酌をいたしまして、議会あるいはまた設置されております地域審議会、また議会のご意見を十分伺いまして判断して、そしてそのことにつきましてはまた報告をさせていただきたいと、このように考えております。

また、アンケートや住民投票の実施につきましては、これまでこの住民投票については市が1つになって、4つのまちが1つになったという住民の感覚がまだ分断されるということは避けなければならないということを申し上げてまいりました。やっと一体化した住民感情が醸成されている中でありますので、これは避けなければならないと思っております。アンケート等につきましては、今後もしそういったものが必要であるかどうかということの状況を見極めながら検討をしていかなければならぬと、このように判断をいたしておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 先ほどですね、市税の減少が、税収の減少がですね、私が言ったのが21億と言いましたですが、それはですね、市税と法人税が一緒になっておりますので、ここで訂正しておきます。

今、市長の方からですね、新庁舎建設に対しては、住民投票に関しては今一緒にあってから、また分断するようなことは避けたがいいと市長の方から申されました。私は市民の意見を集約するのは、やっぱり住民投票か市民のアンケートではないかと私は思います。この厳しい経済状況の中で、庁舎建設、これは市民は納得いかないと、見直しをお願いしますと私は言われるのが目に見えております。本当に合併協定で決めました案件を見直すといふことは苦渋の決断だらうと思いますが、ぜひとも見直しのほどをよろしくお願いいたします。そして、私はこの新市建設で庁舎建設に合併特例債56億円という高額な予算を計上されておりますので、この有利な特例債を他のほうにぜひとも回していただきたい。まず、今、合併前からこの菊池市に文化会館がありますが、この文化会館の借地料約1,000万円、これをあと30年ということでなっておりますので、この合併のシンボルとしてですね、私は花房台地にぜひとも文化会館の建設、また文教菊池にふさわしい図書館の建設を考えていただきたいと思います。

それから、土地改良区の合併について部長が申されました。5年を目途に合併をということでなっておりますので、本年度が、最終年度が5年でございます。行政財政改革が叫ばれている中で、ぜひとも本年度に合併の目処をつけていただきたい。そして商工会に対しましてもいろんな条件があつて合併が進んでおりませんが、ぜ

ひとも行政の方でも補助金の一本化にもなりますので、ぜひとも統一のほどをよろしくお願ひいたします。

それから、石原部長の方から新市計画の投資的経費について説明がありました。確かに本年度温泉ドームの改修、そして昨年度のメロンドームの改修ということで、センサーの改修ということで七城の場合も1億5,000万円ぐらいは増えております。しかし、ここにいただいております資料の中で見ますと、共通で13億3,700万円、旧町村で4つの町村で15億3,900万円。新市の総計で28億7,700万円と出ておりますが、この中で各旧町村を見てみると、菊池市の場合が約48.3%、七城がこの数字では4.5%になっていますが、本年度もう少し事業費が8,000万円ほど膨らみますので、この数字はもうちょっと上がると思いますが、旭志の場合で14.4%、泗水の場合で32.8%となっております。そして、この事業費で建設業の方々、本当に地域間の格差がございます。昨年度の質問で緒方部長の方から答弁がありましたのが、業者間の調整で旧町村で仕事の割り振りがなされていることで言われましたですが、今見ますと菊池市の方はまちづくり交付金事業で仕事をしていますので公共事業もある程度なされておりますが、私の住んでいます七城を見ますと、ほとんどの業者の方が従業員の方は自宅待機になっておられるようでございます。行政として合併して5年にもなりますので、ぜひともですね、土木にしても、建築にても、本市の場合は一緒にですね、入札、また仕事もできますよう指導のほどをされますよう、再度お願ひ申し上げます。部長の答弁をお聞きいたします。

それから、第三セクターについて再度お聞きいたします。部長の方から前向きの答弁をいただきました。三セク、8つのセクターがございますが、七城町の銘柄米センター、取締役はJAの筆頭理事でございます。米の供給過剰で安い中に、この銘柄米センターは稲作農家に17年度から毎年4,000円から5,000円、昨年度は3,500円と聞いていますが銘柄料を払い、1俵当たり1万8,000円を確保するように努力されております。取締役のノウハウによって相当変わってまいりますので、ぜひともこの取締役、三セクで出資者がおり、なかなか難しい問題とは思いますが、この取締役会、ぜひとも諮ってもらって菊池市を、三セクを一本化できるように素晴らしい取締役を選任していただきますよう重ねてお願ひ申し上げておきます。

先ほどの工事の入札に関して部長の方から説明よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの指名の件でございますけれども、よろしいです

か。現在ですね、平成21年度、22年度の指名審査会において新しい格付けの準備をいたしております。指名願いは終わっておりますので、今事務的に処理をしている中でですね、今、指名審査会の会長は副市長でございまして不在でございます。今、私の方が代理でいたしておりますけれども、この案件については指名審査会の中で大変21、22年にかかる、また今後にかかる問題でございますので、事務方での最終決定はできないということで、今、保留にいたしております。新しい副市長が来られた後に大変重要な案件でございますので、それぞれの今4地域割を考慮しながら、地域割の考慮をしながら発注をして、平等に発注をしているというようなことでいたしておりますけれども、新市が一体となったということで、指名審査会の中でも、これはもう一本で、条件付きの、いわゆる菊池地域を一つにして入札してはというような意見もあっております。最終決定は、先ほど申しましたように大変重要な決定事項でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 新市建設計画の率について、議員さんの方から紹介がございましたけれども、合併して当初は総事業費に対しての割合で進めておりました。しかし、財源をですね、国・県の補助金、それから起債の償還分、そういうものも視野に入れてしなければ事業が全然補助金もない、一般財源だけということになると、そちらの方の負担も大きくなるということから、現在は、先ほど議員さんが紹介されたのは一般財源だけの白い部分だと思います。今は、一般財源プラス後年度に負担します地方債、合併特例債であれば3割分の負担がございます。その負担分、将来にわたって負担すべき分も含めて双方合わせての率で今検討しているところでございます。

それから、先ほど紹介ありました率につきましては、今年の2月の時点でございますので、緊急経済対策費等は含まれておりませんし、また今年度の補正に組んでいるのもまだ入っていない部分もございますので、この数値につきましては今後変化するということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 入札に関しましては、部長の方から説明いただきましたので、ぜひともですね、もう合併しましたので新市一本で行いますようよろしくお願ひし

ておきます。

次にですね、道路の改良についてお聞きいたします。グリーンロードの387号線の交差点ですけれども、1年前ぐらいだったと思いますが、松本副議長の方で質問されました。その後、本当にですね、花房のあそこの葬祭場の前の交差点なんですすけれども、ラッシュの8時ごろ、部長は見に行かれたと思いますが、右折の車があつたら渋滞で直進も左折もできません。そして、信号がグリーンロード側は短うございますので、あそこに渋滞しますと、今度は会社の出勤の方に今度は右折の方があそこに入りますので、本当に迷惑しております。もう1年経ってもですね、改良できんならですね、グリーンロード側ばかりは市道でございますので、何とかですね、仮にでもいいですから買収してですね、まずあの混雑が朝のラッシュ時期に起きないように取り組むおつもりがあるのかないのか、お聞きいたします。

それから、熊本・菊鹿線なんですけど、この熊本・菊鹿線も、私も1回質問しましたんですけど、メロンドーム行きの交差点なんですけど、用買が済んで、あれは県道ですからあんまりは言われませんが、左折レーンを創設をお願いしたんですけど、あれも進んでおりません。ぜひとも、この間質疑でもお聞きしましたが、植木インター菊池線もしかりですが、菊池振興局と鹿本振興局ではですね、事業の推進が相当開きがございます。この点について、素晴らしい本市には県議がおられますので、市長として政治力でも使って要望をしていただきたいと思いますが、この付近についてお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

まず、花房の坂の交差点、387号線の交差点につきましては、県事業において改良計画が予定されておりまして、改良するにあたりましてはですね、グリーンロードも国道も、やはり交差点でございますので、県の方が計画を立ててしていただかなければ、市の方としてもそれに沿った形で改良していくという形になります。県の改良を待っているところでございまして、交通量の調査等も行われて、20年度に行われておりますので、21年度に用地買収を計画されているところでありますし、違いました、これは市の方でございますけれども、交差点については県事業と合わせてですね、一緒に進めていきたいと考えております。

あと1点、県道の熊本・菊鹿線の左折レーンといいますと温泉ドームのところでございましょうか。あそこは、現地をですね、県と一緒に見ております。県の方には要望をいたしておりますので、県とともに推進できますようにお願いをしていきたいと思っております。

なお、鹿本振興局と菊池振興局の中で差があるということでございますけれども、進捗が進まない理由の第1はですね、用地ができないということでございますので、熊本・菊鹿線にしろ、用地交渉をですね、県と一緒に一生懸命頑張っているところでございます。用地が完了すれば事業費がつくというところです。県としてはですね、できた部分からしていくということをおっしゃっておりますので、県の方に要望していきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 先ほど21億円と言いましたが5億2,300万円の誤りでありましたので訂正させていただきます。

部長言われましたが、菊鹿線はですね、県の仕事ですからあれですけど、もう温泉ドームのところは用賀が済んでいますよ。それはもう県の方ですからですね、あんまり言われんんですけど、387のですね、あの国道を、あれも県がするということで部長言われましたが、1年経ってもですね、全然県はせんならですね、何とか政治力でも使ってですね、お願ひせにやしょんなかじやなかですか。やっぱり早くせにや、ものすごくみんな迷惑しとっとですよ。そんなら警察に行ってですね、もうちょっと信号でもですね、長くしてもらうようにお願ひせんと、全然行かれんんですよ、はっきり言って。だけん、さっき言いましたようにですね、ほんなごてやっぱり素晴らしい県議の、ナンバー3の県議がいるじゃないですか。ぜひともお願ひして下さいよ。市長、よろしくお願ひします。

それから、部長言わせませんでしたが、植木インター線もですね、ぜひとも見に行かれて振興局の差でこんなに違うのかということをですね、見に行って下さい。そして菊池の振興局にもですね、働きかけてもらうようお願ひしまして、私の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後2時48分

開議 午後2時58分

---



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 本日のいよいよ最後と思いますので、皆さんお疲れと思いませんけれども、もうしばらくおつきあいのほどをよろしくお願ひいたします。執行部

におかれましては、まだ日も高うございますので、ゆっくりといきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

厳しい農業の現状をどのように理解されているかということにつきまして質問させていただきます。この平成19年度から一段と農業の経営環境は悪化し、麦類の収穫、品質などの結果がよくて農林水産省が推薦しました品目的横断安定対策が混乱を招き、畜産においては牛肉消費の落ち込み、枝肉価格の低迷、飲料入荷の消費減による計画生産、入荷安の一方、飼料価格の高騰による経営圧迫に始まり、昨年、20年度には営農生産資材、肥料等の最高値を更新する中、畜産においては配合飼料の価格の高騰、経営は赤字、さらには世界同時不況に伴い、牛肉の消費の落ち込み、枝肉価格の下落、また酪農においては30年ぶりの乳価格の改正、さらに原産型生乳計画生産の解除等もありましたが、経営環境は厳しく、脱酪農者は続いている現状でございます。それでですね、JAの販売実績をちょっと調べてみました。

18年度から20年度まで聞いてみましたけれども、耕種部門におきましてはですね、18年が4町合計の13億2,800万円でございました。19年度が11億6,000万円、20年度が10億8,700万円、段々と右肩下がりと申しますか、下がってきているようでございます。また、園芸特産物に対しましては大体横這いでいっていますが、18年度が26億100万円、19年度が25億30万円、20年度が26億230万円でございました。このように畜産においてはですね、もっともその下げ幅が大きくてですね、18年度が165億6,800万円でございました。19年度が162億6,400万円、20年度になるとですね、147億2,400万円というようにだんだんと数字で見ている限りでも経営は悪化しているようでございます。先ほど隈部議員、森隆博議員からの質問にもありましたように、農家の労働力の減少、特に後継者不足、高齢化などが進み、後期高齢者が大半の日本の国土荒廃を守り、食糧自給率を低下しないように頑張っておられます。農業は、競争市場原理主義では成り立たないと思います。小泉前総理が規制改革をやりましたが、このことが農業の礎を危うくし、崩してしまいました。農家の作物は機械ではつくれないのであります。種を蒔いて半年なり1年なりしないと、その結果は出ないわけであります。汗と土にまみれ、夏の暑さも我慢して作物の手入れをし、ただもくもくと天職と信じ、食糧生産に励む高齢者の方々、物産館に出品すれば100円均一であります、ともすれば10束出荷して残り6束残り、持ち帰るのがそれが現実であります。わずかな年金から介護保険を引かれ、高齢者医療を引かれ、老々介護、それが現実なんです。10年後の農業はどうなるのでしょうか。石川啄木の句にありますように、「働くけど働けど、なお我が暮らし樂にならず」と

いうこのような現状であります。これを解決するのが行政であり、応えるのが政治の使命だと信じますが、答弁を求めます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業の厳しい現状認識といたしましては、先ほど隈部議員の方にもお答えいたしましたように、異常気象による農作物の品質や収穫量への影響及び食品偽造表示、輸入食品の汚染事案などにより、食の安全に対する意識がさらに高まる中、農業者の減少、高齢化、資材価格の高騰、あるいは取引先優位の価格形成などの環境変化が進んでおり、依然厳しい状況が続いていることは十分認識いたしております。また、逆に輸入食糧への安全性の不安や内外価格差の縮小によりまして、輸入を国産に置き換える動きが芽生えているのも事実であろうと思います。国内農産物の転機でもあると考えております。このような中で、各物産館による地産地消の推進、安全・安心農作物の生産追及、農地・水・環境保全向上対策による環境に優しい生産活動の推進を行っているところでございます。市独自の農業振興策といたしましても、古代米の産地化や家畜導入事業による市内農産物のブランド化、畜舎への簡易ばつ氣施設導入補助による畜産環境対策、新規就農奨励金、結婚祝い金の交付による後継者対策等を進めながら、平成20年度からは中山間地域農業の振興策といたしまして、果樹の有望品種の選定、実証のモデル事業、イノシシなどの農産物被害防止を目的としました電柵設置費に対する補助、未利用地の活用、労働力の省略化、規模拡大の推進を目的としました里山付近における家畜放牧モデル事業のほか、かねてより議員の方が指摘されておりました地産地消推進の雨よけハウス導入事業にも取り組むことにいたしております。また、今回新たに酪農における牛群整備を図る雌雄判別精液助成事業、飼料米の安定供給を図るための飼料米増産対策事業を計画し、本定例会で予算をお願いしているところでもございます。地域としての農業の持続的な発展を遂げるためにも、担い手が中心的な役割を担う望ましい農業構造の確立に向け、今後も国・県をはじめ関係機関と連携し、本市農業の振興、農家支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） それでは、2回目の質問をいたします。

答弁の中で、先ほど家畜導入事業、新規就農奨励金、地域地産地消における雨よけハウスの導入事業、雌雄判別精液助成事業、おのおのの予算が、それと雨よけハウスについては、三セク出荷者以外の農家についても公正公平の活用も懸念されま

すので、平等性はどのようにするのかもお尋ねいたします。また、精液助成事業にあってはですね、菊池の酪農家、さっき隈部議員はJA全体で189戸とおっしゃいましたけれども、菊池市においては169戸ですね、飼養頭数が7,000強ぐらいあるわけでございまして、乳牛が飼育されてどのような、その今後どのような形で助成するのか、導入、新規就農、雨よけハウス、精液助成、今後継続されるのか、また予算的に増やされるのか、お尋ねしたいと思います。お尋ねして、次の質問に移ります。

政府は、世界同時不況の支援策として経済対策をしていますが、その支援を農業振興の再現に活かす考えはないか。生産物の残り等は確保して付加価値をつけることで農家所得の向上につながります。経済対策で、加工施設の付加価値づけになる利用をしたらと思いますがいかがでございましょうか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 市単独事業につきましては、本年度家畜導入事業が1頭当たり5万円を上限といたしまして200頭分の1,000万円、新規就農奨励金が1名当たり30万円の10名分で300万円、雌雄判別精液助成事業が1回当たり上限5,000円で、1頭2回までの180頭分で精液保管タンク等を含みまして200万円を今回の補正予算としてお願いしております。

地産地消推進雨よけハウス導入事業につきましては、市内の物産館のほか、JAの直売所の出荷者組織、またはこれに登録する会員で組織する団体を対象に5a程度までの簡易ハウスの新設について17万円を上限といたしまして3分の1補助を計画しております。いずれの事業も継続的な取り組みができるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、農産物の付加価値を高める手法としての加工につきましては、これまで各物産館や加工グループ等による加工品開発、生産販売が行われてきておりまして、これまでその活動を推進し、必要に応じ県事業等を活用しながら機材の導入や販売時のラベル開発等、個別に取り組んでまいりました。また、本定例会でふるさと雇用再生特別基金事業によります米粉商品、郷土料理に係る商品開発事業を計画し、予算をお願いしているところでございます。現在、国の経済危機対策による加工施設の設置についての具体的な計画はございませんが、今後も生産者側の要望に応じ、各種補助事業の誘導等による対応を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○1 2番（坂本昭信君） それでは、3回目、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の1次要望地区の不採択となった理由を伺います。また、これは市長に要望ですが、今後農業関係予算の査定にあたり、農業の本市の基幹産業である農業が元気づくことにより、地域の活性化、中心市街地の活性化にも多大な貢献をするものと信じます。本市の活性化の起爆剤となりますように、これから予算の査定をよろしくお願ひいたします。

そして、次の質問に移ります。

豊富な菊池の農産物を大消費地に直送する考えはないか、お尋ねいたします。本市においては、抱負の農畜産物が生産されております。農家の品物は、ほとんど自分で納得する価格販売をすることができません。市場での販売が主流であります。産地直送では、その面では農家自身が希望する価格がつけられ、所得の向上にもつながります。例えば、福岡方面へ菊池の農産物を直送して消費することは、これは農業に最も重要であると考えます。JAと協議しながら実現はできないか、お伺いいたします。

それでですね、私もちょっと街中の、街中というとあれですけど、大消費地に近い産地とですね、都市部の価格の変動といいますか、売上高をですね、ちょっと調べてみました。それでですね、これは第三セクターの方は先般森議員の方からお尋ねがありましたので、私はJAの農産物市場のですね、販売売上高をちょっと調べてみました。19年度でですね、合志支店ってありますね、合志支店で1億6,600万円ですね。そうすると菊池支店で1億1,800万円、そうするとですね、やっぱり熊本市近くの菊陽店になりますと5億7,400万円、このように差が出てくるわけでございまして、20年度になると合志支店も上がっておりますが1億7,600万円ぐらいですね。それと菊池支店が1億4,200万円、菊陽店がですね、6億4,200万円ぐらい売り上げているようでございます。それでですね、やはりなるだけ人口の多いところに品物を持っていかないとですね、近くで、やっぱり郡部農村地帯の多いところにこのように三セクいろいろありますけど、通りすがりのお客さんもございます。そのようなことがございますけれども、やはりその人口が多いところを攻めていかないと、やはりお客様がですね、やっぱりたくさん来てもらわないと売り上げも伸びないわけでございまして、私のところの道の駅もですね、土曜日曜はですね、かなり売り上げはあるわけでございますけれども、その平日ともなればですね、やっぱりさっき言ったように10束出して6束持ち帰るというようなことも度々でございますので、やはりどうにかしてですね、やっぱり農業を元気づけ、その地域を活性化して、菊池は特に田舎町でござい

ますので、農村が元気づいてですね、やっぱり町に行こうかなという気持ちが出るためにもですね、どうしてもやっぱり農家が納得して売れるようなですね、品物をですね、やっぱり自分たちで出したいという気持ちは持っているわけでございますので、その点をですね、お含みの上頑張っていただきたいと思いますので、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業につきましては、国の経済危機対策のメニューの1つとしまして補正追加の要望とりまとめが行われております。これまで2カ年間にわたって地区採択を受けて実施してまいりましたが、最終年度である本年度の1次要望につきましては、残念ながら不採択となっていました。そういうこともございまして、2次募集の方で今要望しておるということでございます。目標設定におけるポイント制の順位によりまして、予算の範囲内で適用されるのですが、事業最終年度で全体的に他市町村からの新規要望や授業料が多かったことも1つの要因ではないかと考えております。

次に、産地直送の考え方につきましては、現在本市の農作物は合併前からあります4つの物産館とJA菊池のきくちのまんま等で農畜産物が販売されております。市外の都市圏での販売は、現在メロンドームが久留米市内に支店、福岡市内のサニーモール店内、熊本市内のサンリブくまなんと清水店内にインショップを設けております。また菊池観光物産館は、健軍アーケード内のまちの駅まで毎日農畜産物を運搬し、販売いたしております。そのほかに、熊本、福岡などのイベントに各物産館が参加いたしまして、農畜産物を販売しております。大消費地へ農畜産物を産地直送し販売することは、旧七城町が福岡市内の中洲川端と西新にアンテナショップを設けておりましたが、毎日農産物を運搬しなければならないため、運搬費や都市圏のため地代等の維持管理費が高く、採算が合わないことから閉鎖された経緯がございます。農畜産物の販売は、市場等を通さず直接販売することによりまして、農家の皆様の所得向上につながるものでございますので、進めていくべきであると認識しておりますが、輸送コストや維持管理費など経費の面や供給体制の問題などもございます。JA等関係機関との連携をはじめ、現在メロンドームと菊池観光物産が行っている市外での販売体制を本市内の4つの物産館が連携する体制づくり等も今後の検討課題と受け止めておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日

も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後3時21分

第 5 号

6 月 12 日

# 平成21年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

平成21年6月12日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

#### 出席議員（28名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文	伸元	君
8番	中山	繁雄	君
9番	水上	博司	君
10番	三池	健治	君
11番	怒留湯	健蓉	さん
12番	坂本	昭信	君
13番	隈部	忠宗	君
14番	奈田	臣也	君
15番	葛原	勇次郎	君
16番	木下	雄二	君
17番	坂井	正次	君
18番	森	隆博	君
19番	山瀬	義也	君
20番	本田	憲一	君
21番	柄原	茂樹	君
22番	松本	登	君

23番 工藤恭一君  
24番 境和則君  
25番 北田彰君  
26番 外村國敏君  
27番 徳永隆義君  
28番 横田輝雄君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高木信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君

---

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） おはようございます。誠実に、まじめに質問いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。現在、花房台地におきましては、県営花房中部2期基盤整備事業が推進しておりますが、多くの問題を抱えておるような気がしてなりません。そこで、4つの質問事項について質問をいたします。

まず、第1番目の質問事項は、この整備事業の現状と問題点についてであります。まずははじめに事業の進捗状況ですが、その前にですね、この県営花房中部2期地区の整備事業は、当初の計画は昭和54年に計画されたと聞いておりますので、わかりましたらそのときの事業名、その事業について公告された年月日等を教えていただきたいと思います。さて、本題ですが、現在の花房中部2期地区の進捗状況でございますけれども、私の知り得る限りではですね、事業地区の地権者の数は277名です。このうち、事業に参加同意されている地権者は255名、したがいまして同意率は92%。不参加の農家22名です。この結果、不参加者の所有する農地の面積は7.9ha。その7.9haの筆数といいますか、枚数は94筆残っております。これが現在の進捗状況でありますけれども、問題点といたしましては、農地の基盤整備事業を実施する上で一番大事なことは100%の事業参加の同意を得ることであります。なぜならば、不参加者がおりますと不参加者の農地がそのまま整備地区内に点在し残るため、基盤整備事業の本来の目的であるきれいな筆ができずにいびつな状態の筆ができまして、生産性の高い効率的な基盤整備ができなくなり、目的が達せないからであります。このように不参加の農家が22名、その面積が7.9ha、94枚も点在するという状況をつくり出しましたのは、ひとえに事

業に対する説明不足ではないかと考えております。具体的に申し上げますと、基盤整備事業を実施する場合は、土地改良法に基づきまして市町村は土地改良法第85条第2項2の規定によりまして公告するようになっております。菊池市におきましては、今回の土地改良事業につきましては、平成19年12月21日、菊池公告20号で公告をされております。その公告の内容でございますけれども、土地改良事業計画の概要、事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準、受益書を明示したできあがった図面等であります。しかしここで重要なことは、この公告で示された土地改良事業計画の概要や事業費の負担区分、あるいは受益者の予定基準等が何ひとつ地権者に対して説明された形跡が見られないことであります。

そこで質問でありますけれども、市当局は、この花房中部第2期地区の事業推進にあたって、公告で示された事業計画の概要や地元負担の予定基準等について、地権者に対し十分説明されたのか、伺います。

また併せまして、この事業計画のほかに書面等で部落座談会をされておりますけれども、説明された資料がありましたら、その資料をご提出方いただきたいと思います。

以上が第1回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。

まず、県営花房中部2期地区の最初の計画の事業名及び公告年月日につきましては、昭和54年で調査しましたところ、本事業ではないと思われます。しかし、本地区が受益地となっている事業名といたしまして、国営菊池台地農業水利事業がございます。事業施行同意は、同意が昭和54年9月1日、事業公告が昭和55年1月21日となっております。

2点目の農業計画概要書等を地権者に説明したかとにつきましては、地権者説明会は実施しておりませんが、地権者の代表であります推進協議会には説明を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 次に行きます。事業参加のための同意者名簿について質問をいたします。事業参加への同意には、署名捺印を押すことによってその意思が確認されますが、この署名捺印を押す同意書名簿には、市役所が土地改良法に基づいて事業を実施する旨の公告をした年月日が明示されるようになっております。しかし、

実際に署名捺印を取られました同意者名簿には、この公告された年月日が空欄のまま取られています。だから、何月何日公告された、この事業について同意しますということですけれども、何月何日のこれがない。また、この署名捺印を取られ始めたのもですね、公告される 1 ヶ月前からですね、署名捺印が取られております。

そこで、市長に質問ですけれども、このようななずさんな同意書の取り方についてですね、市長はどのように考えておられるのか、特に法的な視点からお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 私の方から答弁させていただきます。

公告の年月日がないまま署名捺印が取られているとのご指摘でございますが、20 年 2 月には土地改良事業施工を申請し、20 年度の採択を目指しておりましたが、その中で短期間に市外、県外を含む多数の地権者の方々に同意をお願いする必要がございました。また、議員ご指摘されましたように、12 月下旬の公告が予定されており、年末年始とも重なるため同意をお願いした経緯がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14 番（奈田臣也君） 同意者名簿、ここにありますけれども、ここには何年何月付けて菊池市役所で公告になった経緯や花房中部 2 期地区土地改良事業の施行について同意しますと書いてあるわけですよ。この空欄がなかったならですね、こういう署名書を取っても私は意味がないと思うわけですので、その辺は今後ご検討いただきたいと思います。

次ですね、2 番目の質問事項に移りますけれども、現在その花房中部地区で推進されておりまことろの基盤整備事業の受益者の負担金について質問をいたします。現在、基盤整備推進協議会の役員の方々で事業参加の推進が、私に言わせればなりふり構わず進められております。その代表的な事例を具体的に申し上げますと、推進協議会の会長をはじめ幹部の方々が地権者に対し、個人の負担金は要りません、事業はタダでできます、個人の負担金は限りなくゼロに近づけます、まだ換地員が決まっていないから、事業費のことはまだわかりません、このような諸々の言葉で推進をされております。個人の負担金に係る重要な事柄をタダでできるなど、確かな根拠もない言葉で推進されております。このような推進がまかり通ってきたのも、市当局の事務局の考えが大いに影響しているものと考えられますので、市当局はどのような協議会の方々に対して説明をされたのか、伺いたいと思います。私は、市

当局がどのようにされたかということと、本当に個人の負担金がタダができるのか、私はどう考へても絶対にタダではできないと考えております。そこで市当局の答弁の前で恐縮でございますけれども、私が市当局の考へを推測しながら市当局はタダができるという考へに対して、タダではできないという私の考へを少し説明してみたいと思います。例えば、市当局が最初にお考へになりましたタダができるという考へは、100万円で、不換地ですが、不換地を100万円で精算した不換地を1力所に集め、その不換地を市役所が市役所用地として創設換地にし、その不換地を100万円以上の高値で買収し、そのとき発生する差額を受益者の負担金に充てることによりタダにするというのが市役所の考へ方であろうと推測をいたしております。これに対して、私の考へは不換地の値段は換地委員会が決めます。その不換地の精算金、支払いは、不換地の値段で不換地を取得したもののが支払うようになっております。また、この不換地を買うことができるのは、営利を目的としない法人に限られておりますので、当然菊池市役所となりますので、以上のことから市役所が不換地の値段を高値で買収することは法的にも不可能でできるはずがありません。したがって、差額も発生しません。差額が発生しない以上、個人の負担金がゼロになるということは絶対ないというのが私の考へであります。

そこで改めて市当局の見解を伺いますが、個人の負担金がタダになることが本当にできるのか、できないのか、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

基盤整備を実施した場合の受益者負担金については、県営花房中部2期地区畠地総合整備事業において換地委員会は受益者の皆様の協力が得られれば、特別減歩見合いの創設換地により公共施設用地を確保し、受益者負担の軽減を図るよう考えておられます。したがいまして、受益者負担金がまったく発生しない、ゼロになるとということにはなりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 私は今までタダができるのはおかしい、それは特別減歩すべきじゃないか、そのように再三市当局には申し上げてきました。しかし、今私が申し上げましたように、不換地ですることはだめですけれども特別換地でしますということでございますので、私の考へとまったく同じです。ただ、不換地で特別減歩ですることはタダではないわけですから、そのことは十分ご認識をいただ

きたいと思います。

再質問いきますけれども、不参加者の農地の面積が7.9ha、事業地区内に点在する不参加者の筆数が94枚にも及んでいることによるところの発生する問題について質問をいたします。

1点目は、受益者の負担金が大幅に負担増になるということでございます。この事業計画書、市が公告されました事業計画の概要を見てみると、事業者が事業の参加者が100%の場合の10a当たりの事業費は、総事業費が13億7,000万円で、できあがりました面積が71.2haでございますので、反当たりの事業費は192万円になります。これは市が公告された金額でございます。これが22名の不参加者がいるため、整備地区内に点在する農地の筆数が94筆に及ぶということは、大変な工事費の値上がりが予測されます。人の話聞けば倍ぐらいになるという話もございますけれども、通常の基盤整備でも1割、2割負担があるのは当然です。94筆もその中に点在する中で基盤整備をするということは、例えば40%、とても40%が値上がりじゃできないと思いますけれども、40%事業費が高くなると予想しますと19億2,000万円となります。またできあがった面積も63.3haと減りますので、反当たりの事業費は303万円、61%も高くなります。したがって個人の負担金も19万2,000円から30万9,000円と大幅な負担増になります。

2点目は、公告で示されました基盤整備事業の受益地ができた面積は、えらいものでピシャッと5反区画すべてきれいに5反区画ができるようになっておりますけれども、これが今回94筆も不参加者のあれが点在しますので、あの図面は間違います。そこで、市当局にお尋ねしますけれども、今申し上げましたように事業費が19万2,000円から30万3,000円に大幅に増加すること、また公告で示された事業の受益した図面が、現在の図面とできあがった図面が大幅に変わりますので、この2点につきましては図面ができ次第、今一度250名の地権者の方々に説明する必要があると思いますが、市当局の見解を伺います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 原計画の地権者への説明につきましては、今後推進協議会と協議しながら進めてまいります。

なお、事業費につきましてはまだ実施設計がされておりませんので、金額面につきましては差し替えさせていただきますが、ご指摘のように区画割りの状況によつては事業費が割高になることは否めないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） ここで言えることは、19万2,000円、これは公告で、市が公に公告された金額ですので、そのことはですね、していただきたいと思います。したがいまして、ここでですね、私が事業費の個人負担について、なぜこのようにこだわるかと申しますと、例えば今回の事業費が地権者の方々に示されるのは事業完了後5年後でございますが、5年後初めて土地改良区から私が推察しますところ、土地改良区からお宅の事業費はいくらになりました、いくら払って下さい、払いの請求書がいくシステムになっていると思います。タダができると思いながら5年後、あんた方は反当30万円ばっかりかかるばいた、このような問題が発生しないようにこのようにお聞きしたわけですから、その辺も十分ご理解して混乱がないように推進方よろしくお願いしたいと思います。

3番目の質問事項にまいります。農業基盤整備事業で実施した優良農地の農振地域からの除外について質問いたします。この質問は、地元では農振除外は8年を経過すれば農業振興地域から除外ができるような風評が出回っており、それを多くの人が信じられておる節がございますので、大変重要な問題ですので質問をするわけでございます。農業の振興を促進する法として、農業振興地域整備法があります。この法律は、農地の保全、開発、振興を図るものですが、この法律により農業振興地域に指定され、農用地区として土地の利用計画が定められると、農用地以外の利用はできないことになっております。また、この法律でこの農用地区域内の土地を農用地以外に使えるようにもなっておりますが、以外に使えるようにするのが俗に言う農振除外であります。私は、平成19年の9月の議会でこの農振法を前提にして発言をしております。それはどういうことかといいますと、一度土地改良法などで整備事業すれば、恐らくはその優良農地は50年ぐらいは農業以外には使えない、そのように発言をしました。これに対して市当局は、私の質問に対して議員は50年ぐらいは農地以外には使えない仕組みになっていると言わたが、現在の法的なものを申し上げますと、県が完了公告後8年間ということになっておりますので、正しくはそのようにご認識をいただきたいと、はっきりと8年間経過すればどこから見ましても農業以外に使うことができるような答弁をされております。そこで質問ですが、基盤整備した農地でも事業の完了後8年経過すれば農地以外に利用することができるという法的な根拠をお示し下さい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） おはようございます。

平成19年の9月議会におきまして、奈田議員の基盤整備をした農地は恐らく50年以上ぐらいは農地としてしか利用できないというご質問がございましたことから、8年を経過したらできるという回答を行ったところでございまして、その根拠につきましてご説明を申し上げます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項には、農業振興地域整備計画の変更についての4要件が規定されておりまして、その4要件を満たした場合にのみ計画変更ができるとなっております。基盤整備をされた農地の経過年数に関するご質問であったことから、その4要件の1つについての回答を行ったところでございます。その規定につきましては、農振法第13条第2項第4号に法第10条第3項第2項に掲げる土地、いわゆる土地改良法に規定する土地改良事業またはこれに準ずる事業で整備した土地については、農業投資に関する公共投資により得られる効果の確保を図る観点から、政令に定める基準に適合していることが1つの条件となっております。その政令に定める基準といいますのが、同法施行令第8条第1項の規定により、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとするとなっていることを答弁したところでございます。圃場整備は、農地をより効果的に、効率的に活用するためのものでございまして、その整備された農地は、農振法により、特に保全されるべきものであることは十分理解しておりますので、そのようにお答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 企画部長がただいま答弁いたしましたように、前回の答弁は4要件の1つを回答したということでございます。農業振興地域の整備に関する所管でございますので、私の方で補足をさせていただきたいと思います。農振法で基本となりますのは、農用地区域とすべき土地の規定がある法第10条第3項と農業振興地域整備計画の変更の規定がある法第13条第2項でございます。この計画の変更を行う法第13条第2項につきましては、第1号から第4号のすべての要件を満たす場合に限り変更することができるとなっております。

まず第1号に、農用地区域外に代替すべき土地がないこと。第2号に、農用地から除外することにより、農用地区域の集団化、日照、通風、排水、通作等の農作業への支障がないこと、第3号に農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、そして第4号に企画部長が答弁しました土地改良法に基づく土地改良事業等で整備した土地については、農業、公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令に定める基準に適合していることとなっており、その政令に定める基準が同法施行令第8条第1項の規定による事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとするとなっております。な

お、工事が完了した年度とは事業全体が完了する時点でございまして、工事完了公告のあった日の属する年度となっております。また、この第4号につきましては、基本的には8年を経過したからよいということではなく、土地改良で行われた農地は事業が行われていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れ、良好な営農条件を備えている効率的な農業生産の基盤となることから、8年が経過したからといって良好な営農条件が消失するものではなく、以前として保全されるべき優良農地として継続的に農用地区域の土地として、その利用の確保を図るべきと、図るべきであるということになります。公共事業等の場合の特例につきましては、農振法第15条の2に農用地区域内における開発行為の制限が規定されておりまして、第1項第1号の例外規定により、国または地方公共団体が行う行為については、この限りではないと規定されており、許可不要となっております。また、農振法第10条第4項の規定により、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地、その他政令で定める土地は、農業上の用途を指定して定めることができず、農用地区域に含めることができない土地となっております。土地改良事業等により公共用地として確保したいという具体的な土地利用計画があれば、当初から非農用地区域に設定する必要がございます。なお、全体見直しにつきましても、先ほど説明申し上げましたとおり、農振法第13条第2項の4要件を満たすような計画があれば、農用地区域の変更をすることができます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 今、石原部長さん、それから後藤部長さんからですね、丁寧に説明していただきありがとうございました。これが9月の席でそのような説明がありましたら、このような問題は出なかったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、もう十分ご認識されて、今のことであると思いますけれども、私がこの8年間経過すればの意味ですけれども、ここでいうところの8年間を経過すればの意味はですね、私が考えますと土地改良事業でできた施設や農地等はですね、8年間を経過しなければ、ほかの条件、今言われました1番の条件、2番の条件、3番の条件がクリアしても8年を経過すれば農振除外はできませんよというような禁止の制約でありまして、8年を経過すれば農振除外ができますような法律ではありませんので、今後ですね、こういう重要な問題につきましては、市民の皆さんに誤解を与えるような発言にはですね、少し慎重を期していただきたいと思います。

再質問をいたしますが、何度も申し上げますけれども、農業振興地域整備法というものは、県が農業振興地域を指定し、その指定を受けた市町村がその区域に農用

地域を定め、農業の振興を図ることを目的としております。また、農用地区から農地を除外すること、俗に農振除外もできるようになっております。しかし、多額の事業費を投入し優良農地に整備した農地を農業以外の土地にすることは、法の精神からすればよほどの事情がない限り許されないことであると思っております。そこで、再度簡単に結構ですけれどもお尋ねいたしますが、菊池市におきまして過去30年間の間に法で許されるところの5年毎に行われる農業振興地域整備計画の変更により、軽微な変更は除きますが、変更により土地改良法で造成された優良農地が農業振興地域から除外された事例があるかどうかを伺います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

農業振興地域整備計画の全体見直しにつきましては、概ね5年毎に行うところでございますが、先ほど答弁いたしましたように、農振法第13条第2項の4要件をすべて満たさないと農用地区域からの除外はできないことになっており、基本的には土地改良事業等で実施した8年にも満たないような優良農地を農用地区域から除外した事例はないようでございます。

それから、先ほどの第1回目の方の質問の中で私の方でお答えするのが追加がございますので、市当局の考え方という部分で少し述べさせていただきたいと思います。この市当局の考え方といたしましては、換地委員会の決定が最優先であると考えております。また、不換地につきましては、不換地を創設換地にすべて充て、公用地として確保することは不換地に出された地権者の賛同を得られれば可能でありますし、不換地の金額は従前の評価の金額で処理します。また、公用地として売買した利益は、事業参加者の精算費に充てられるということになりますので、大変申し訳ございませんが追加してご報告させていただきます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 私もちょっと2点ほどお聞きしますけれども、私が今お聞きしたのは30年間の間に優良農地が計画変更で見直した事例があるかということでございますので、あと1回その辺があったかなったかをですね、それからですね、今重要なことは、不換地が、例えば不換地を土地改良なら土地改良がその買って、そしてそれを誰かが違うところに転売して、その差額について、その受益者がOKというならばそういうこともできますよというようなことを言われたと思いますけれども、私が申し上げましたのは、土地改良区が不換地を買って市役所がそれを高く買うことはあいならん。それを事業費に充てるということは、例えば地権者が〇

Kしても、それを事業費に充てることは、最終的にはそれは市役所の事業負担が20%になるということですので、それは予算的にも問題がありますということを申し上げておりますので、どうかご認識をいただきたいと思います。

続きまして、少々質問事項が大きゅうございまして、ちょっとしもたなと思っておりますけれども、菊池市の将来グランドデザインについて質問いたします。質問にあたりまして、福村市長には今回の選挙当選おめでとうございました。本当に心からお喜びを申し上げます。私たちも市長の手腕に大いなる期待をいたしておりますので、よろしく、そのような期待の中で市長を批判することもあるかと思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、現在の菊池市の現状を考えますとき、強く感じすることは、菊池市の将来に対する明るい希望を持てることができない、閉塞感が漂う菊池市になっているような気がしてなりません。それは、なぜこのような閉塞感が出てきたのか。それは、ひとえに菊池市の将来ビジョン、グランドデザインが見あたらないことに起因しているのではないかと思っております。またそこで、なぜ将来ビジョン、グランドデザインが市民がどのようなグランドデザイン、それを感じてやる気を出すようなグランドデザインができないのは、それはひとえに合併協議会の会長として合併を推進されました福村市長さんが合併のときの基本理念、基本構想、あるいは熱き思いというものをどこかにお忘れになったのではないか、そのように私は考えております。そこで、市長は今でも合併時の基本理念、基本構想、熱き思いというものをしっかりとお持ちになっておられるのか。また、合併が目指した基本理念、基本構想、このような骨格とした将来ビジョンがしっかりと今の菊池市には確立されている、そのように確固たる自信を持っておられるのか。もし持っておられましたら、今回の時間の制約もございますので、花房台地の開発、振興についてのみどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 奈田議員の方から誠実に、まじめに質問をいたしますと冒頭述べておられました。4つの質問が繰り返されたところであります。新市の将来像についてはご承知のとおり、新市建設計画を通しまして合併前の市町村の皆様方に詳しくご説明をしてまいりましたところでございます。この新市建設計画の策定にあたりましては、旧4市町村のそれぞれの思いが、まさに熱い思いが取り入れられておりまして、新しい市が誕生したらこんなまちづくりをしようという多くの方々の思いでございます。また、私の方が合併協議会長としてということでございますが、合併協議会長は泗水の松岡町長さんの方から協議会長でございました。松岡会長を

中心といたしまして、私たちは一生懸命自分たちの思いと、それから本当に整合性の取れる、希望が持てるまちづくりをどうして進めていくのかということで、議会の代表の皆さん方、あるいは女性の代表、成年の代表、あるいは農業団体、商工団体の代表などなどと皆さん方と協議をしてまいりましたところであります。今、国が100年に一度という大変な経済危機を迎えているということも相俟りまして、非常に国民の一つの国家に対する信頼や夢や期待、希望というは、非常に、ふくらみかけていたものが、今、またしほみつつあるんじゃないかなと。これまで拡大基調にあったものが縮小傾向にあるということもありますし、国民の一人一人が菊池市民のみならず、本当にこれから将来というのはどうなっていくんだろうという希望よりもむしろ不安の方が高くなっていると思っております。これを何とか新しいまちづくりの中で我々は活気を取り戻しながら、地域にあって安心安全なまちづくりを進めていこうということでございまして、新市の将来について真剣な取り組みをしていかなければなりませんと思っております。合併協議会を行いました時期と今日というものは、本当に、わずか5年間でありますけれども、大きな変動、変革のときを迎えているということだと思っております。このような中で新市建設設計画につきましても、先に述べておきますように、時代に即応した、計画の抜本的な見直しというものが迫られているということだと思います。5年目を迎えておりまして、見直しの時期を迎えていると。そこの中におきまして、実態的に本当に見直しがされなければ、今後の菊池市の運営、あるいは基礎的なこの自治体のそれぞれの運営というものは非常に危惧を抱かざるを得ない状況下になっているということで、今のときにそぐわない状況になっている部分かかなり出てきているということで見直しが必要だと、このように思っております。市長といたしましても、市民のいわゆる幸せと市の発展を願っておりまして、合併を進めてまいった思いは、今でもまったく変わってはいません。また、花房台地の開発についての質問でございますが、かねがねこれまで奈田議員の方が5,000人規模のあそこにまちをつくるべきでは、コンパクトな町をつくるべきじゃないかといったご提言があったことも記憶に留めております。また、この菊池市の総合計画の前期の基本構想において、国道387号線沿いの泗水から花房台地までの間につきましては、個性のある商店街の形成、また新たな商業集積を促進いたしまして、魅力のある商業地の形成、あるいは賑わいのある商業空間として位置づけられているのはご承知のとおりであります。しかし、これまでも農振除外の地域、いわゆる白地地域として開発が促進されていながら、まだ白地のままになっていると、開発が進んでいないという部分も含まれております。現在も商業及び住宅地としての開発は進んでおりますが、今申し上げましたような経済状況もあります。今後もその開発が進んでいくというふうに思われま

すので、商業及び住宅地の振興地域として経済の振興、あるいは定住促進を図つていけたらと、このように願っているところでございます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 今、市長のそのような熱き思い、そういうのは忘れてないといふことで、また定住住宅などを開発するというお考えを聞きまして、大変心強く思っております。タイトルが菊池市の将来ビジョンと書いておりますので、再質問ですけれども、まず私の僭越でございますけれども、菊池市の将来ビジョンについてですね、申し上げてみたいと思いますけれども、私の将来ビジョンですから大したことはございませんので簡単に申し上げますけれども、基本的には菊池市の将来ビジョンは2本の柱。1つは花房台の開発と旧隈府市街地の開発、この2つをですね、開発すべきじゃないかと思っております。花房台地の開発につきましては、あそこは150haございますので、100haはですね、基盤整備をし、農地として、農業的一大生産地として守っていく。との50haにつきましては、新庁舎を中心にですね、行政と政治の町、あるいは若者向けの住宅の集う町。もうちょっと言うならば、工業団地ぐらい少し持つてですね、そのようなまちづくりをする、こういうですね、そのことによって、やっぱり菊池市が農業の重要性、それからまちづくりの重要性というものをですね、花房台地に示す、それを未来永劫に農業とまちづくりを菊池市が大切ということを象徴する、そのようなことを私は期待しております。そして、市長が言われました水と緑と光の都市をですね、新たに新規に花房台地につくっていただくならば、非常に菊池市はよくなる。泗水の方々も、旭志の方々も、七城の方々も合併してよかったですなど、そのように感じになられると思います。それから、旧市街地の開発につきましては、千数百年にわたりまして菊池の歴史、伝統文化をつくってきた、この市街地を大事にすることは、市民、議員、誠に一番大事なことでございますので、当然今までの歴史というものを大事にしながら、私が思いますのは生涯学習センター、この中身は文化会館と図書館でございますので、生涯学習センターをつくって文教のまち、保健福祉センターをまた隈府につくって、ここは介護保険等の管理をしながら温泉を使った、そういう福祉の町にする。それから、歴史がありますので歴史のまちにする、観光のまちにする、そのような隈府がですね、新庁舎に頼らないような、新庁舎が時代がどのように変わらうとも絶対残るような教育、文化、観光、そのようなまちに生まれ変わることがですね、私は菊池市の将来ビジョンに大切だと思っております。また、ここでですね、関連いたしまして、これは前段でございますが、私が言いたいのはですね、私たちちは今基盤整備に不参加の22名ございます。私たちちは多かれ少なかれ、誹謗中

傷の中にですね、耐えて耐えて耐えているのがですね、私たちの置かれている状況でございます。私は、今までを反対のための反対をしたことはございません。農業で、自分の土地を農業でいく人は基盤整備して下さい。我々は新庁舎を持ってきて、自分の土地にまちづくりをしますからと、そのようなことでまいりました。今でも私たちは基盤整備の推進のためにはあらゆる力を、ご支援をする覚悟でございます。そこで、何で私たちがその不参加をしているか。大きくは3つほど申し上げたいと思います。1つはですね、花房台地の開発についてですが、私と同じ考え方を持つ者ですね、基盤整備をすれば将来の菊池市のまちづくりはできない、そのような堅い信念を持っておることが1つでございます。2つ目は、個人の所有権を無視した力づくで参加させるような推進、またそのような力が正義になるような推進には絶対賛同しかねる、そのような信念でございます。3つ目には、基盤整備事業について一切の説明もなく、俺の後ろには国が付いとる、県か付いとる、市長が付いとる、そのようなことでですね、ただ署名を持ってきて印鑑ば押せ押せ、そのような無謀な推進に対する反発からであります。このような理由で不参加を決めておりますけれども、市長はこのような不参加者の我々に対してどのような感じを持っておられるか。

○議長（北田 彰君） 奈田議員、質問の趣旨がちょっと違いますから、元に戻って下さい。

○14番（奈田臣也君） わかりました。次に行きます。これはもうよろしいです。

再々質問い合わせけれども、私は元気のある菊池市にするためには、何回も言いますように花房台地の開発が絶対条件だと信じております。その花房台地が基盤整備の実施により優良農地になれば、農振地域からの除外はますます難しくなり、花房台の開発は無理であります。この基盤整備ができましたのも、当初にお聞きしましたように昭和54年、55年。あれから30年間も経過をいたしております。この30年間に基盤整備事業を取り巻く環境は大きく変わりました。一番大きく変わりましたのは、農業を取り巻く環境でございます。今回の事業でも農地は要らん、売ります、不換地を出された農家数が87名ですよ。その面積が15ha、このように農業を取り巻く環境は変わっております。それから、この30年間の間にグリーンロードができました。これは大きな様わりです。合併市町村がなりまして、花房台は菊池市の中心になりました。今まで花房台というのは菊池市の端でしたけれども中央になりました。まして新庁舎が計画されるようになっております。このようなことで、状況が変わっておるわけでございます。それからもう1つは、事業の進め方について、先ほど申しましたように多くの問題があります。例えば、受益者の負担金がタダになると言いながら推進した結果として、反当当たり、私の計

算では300万円も自己負担が発生するという大きな変化であります。また8年間すれば。

○議長（北田 彰君） 奈田議員、質問がちょっと横にそれていますので、集中して通告どおりの質問をお願いします。

○14番（奈田臣也君） だからですね、このような事業が大きく変わりましたので、今一度、よかですか、今一度花房台地の基盤整備事業について、花房台地の開発についてですね、ご検討される考えはないのか。私にとっては、花房台地は宝でございます。その宝がひとえに基盤整備によりましてすべてが、150haが出ることは菊池市の将来にとって非常に危惧しております。したがいまして、このような花房台地の開発についてどのように、グランドデザインも含めてお考えになっているのか、お聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） それではお答えと、また私なりの考え方を述べさせていただきたいと思います。花房台地の土地改良、中部第2期につきましては、非常に経過につきまして今ご紹介いただきましたけど、参加するとか、不参加にあるとかということは、個人の、それは個々人の自由によって判断をされるべきだと思います。ただ、やはりこの国家的大事業として竜門ダムがこの計画をされまして、大変なこの皆様方のご理解とご協力によってダムが完成をいたしたのが昭和43年だったと思います。34年の歳月をかけておりますから、これから数えて約40年前にスタートしたものであります。それくらい大きな前によって、4つの目的によって農業用利水をはじめとした多目的ダムとして建設をされたと。その中に花房台地の土地改良事業というのは含まれておったということであります。ダムが完成して導水利、利水をしたことによって多くの農家の方々が非常にこの便利性に富まれて生産性が向上したということで大喜びをなされております。今、92%の同意というものは、それぞれの参加、不参加の自由な意思にされたものだと思いますし、またいろいろとご指摘がありましたけれども、推進にあたりましては力づくで云々という話がありました、少なくともこの100年の大計に基づいて推進委員の方々につきましては、この水の必要性等々を説明をされて推進をされたと。その情熱を持ってされたんだろうと私は思います。しかし、一部にそういった誤解があったとすれば、これは非常に残念なことでございます。そういうことを含めまして、今後やはりこの花房台地につきましては、この状況が変化することによって、今度は農から商に変わってくる、あるいは土地開発に変わっていくということは、昨日の議員さんの質問の中にもあっておりましたように、農がぶれてはならないと、農は農でなけ

ればならないというご指摘もあっておりましたように、この大変長いスパンの中でこの公共投資というのがなされておりますので、急にこの右に曲がれ、左に曲がれとかできない部分もあります。しかし見直すべきものは見直していかなければならんと、このように思っておりまして、その辺の花房台の開発等につきましては、泗水の特定環境下水道事業の計画区域への編入を計画をいたしております。また今後生活環境の整備についても推進しなければならないと、このように考えておりまして、現在、この住宅やアパート等があっちこっちに建設をされておりまして述べておられましたように、花房地区についても人口が少し微増状況になっているということでもございます。このことによって、国道387号線の改良も、昨日ご指摘があつておりましたけれども、そういう一部におきましては農振の部分については、今、改めて見直すということはできませんけれども、その関わり合いのあるところについては開発できる部分の可能性を引き出しながら開発を進めていくべきだと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

開議 午前11時08分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 通告しておきました順に従いまして質問いたします。

まずははじめに、市住宅についてであります。公営住宅法は、昭和26年にできました。当時は、戦後まもなくであり、全国で戦争で家をなくした人たちが巷にあふれ、バラック建てや洞穴で暮らしたという人たちからも話を聞きました。そういうことで、国は住民の暮らしを守るために公営住宅法をつくりました。その第1章の中で、この法律の目的、第1条、この法律は国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、また転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。それから58年経過した現在、住宅も当時から大きく変わりました。本市においても、中町には高賃貸住宅もありますし、本市で一番古い住宅は葉山住宅が昭和37年の建築と聞いております。48年間、約半世紀に近くなっているようあります。それ以前の市営住宅、町営住宅といいますか、は、払い下げとして、私の知る限り旧菊池市では3地域にまだかすか

に残っているようあります。あとは、ほとんど建て直しが行われているようあります。生活の最も基礎となる条件の衣・食・住の1つが住宅であります。民間賃貸住宅から比べると低家賃のために抽選に応募する人が多い状況であり、そこで1番目、現在の入居状況と入居待ち状況についてお答え願いたい。数年前までは申し込み順でしたが、現在は抽選となり、毎年申し込んでも抽選受けても運の悪い人、なかなか住宅に当たらない、入居できないと聞いております。このような方が運の悪いと言うと失礼になりますが、なかなか当たらない人たちが住居困窮しております。そこで、以前のような申し込み順がいいのか、抽選がよいかは、一長一短であろうかと思いますのでわかりませんが、3年ぐらい抽選して外れた場合、その人にはですね、優遇というか、優先的に入居できる方法はできないでしょうか。このことをお答え願いたいと思います。

次に、家賃を見ますと、最低2,900円から新築の住宅最高3万3,000円といろいろあるようあります。同程度の民間の住宅との違い、どのくらいの差があるのかお答え願いたい。また、古い住宅が建てられた年度は、自家用自動車もなく、自転車やバイクが主流でしたが、子どもたちが成長と同時に車を購入するときに駐車場がなく、車庫証明が取れないとも聞きました。各戸に市の全住宅に駐車スペースがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

次に、低所得者として入居しておった場合、時と共に高所得の家庭も増えておりまし、その家賃の基準はどうされているのか、お答え願いたいと思います。

以上が1回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げます。

まず1点目でございますけれども、入居状況と入居待ちの数でございます。5月末現在、20年度の補充入居申込者数は、総数で175件あり、そのうち64件の入居があります。現在の待機者数は111名です。待機者の状況につきましては、比較的新しい団地、言いますれば砂田の西団地、流川団地、新明団地、田島団地など募集が集中し、1団地につき20人以上の待機者があり、全体の待機者数を押し上げているというようなことでございます。

3年外れれば優先的にというようなことをおっしゃっておられましたけれども、すべての方がお待ちになっておるわけでございますので、やっぱり抽選順ですね、入居させていただきたいと考えております。

次に、抽選の方法ですけれども、補充入居は年1回公募を行います。抽選により入居順位を決定しています。1人につき3団地の申し込み、抽選をすることができ

ます。長期間の待機の解消を図っていますけれども、抽選による入居申し込み以外については、随時申し込みを受け付けて行いまして、入居順位は補充入居抽選順位の後になります。申し込み待機者の有効期限は、前年度の所得が確定をする時期に合わせまして、毎年6月30日までといたしております。

次に、家賃ですけれども、民間住宅の違いでございます。市営住宅の家賃は、入居者の収入と住宅から受ける便益によって家賃を決定する応能応益家賃制度を適用いたしております。市営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者向けに供給する住宅でありますため、民間住宅と違う制約や制限があります。市営住宅もそれぞれの団地の条件で家賃は異なっており、民間住宅と比較すると家賃は安く設定をいたしております。家賃は市営住宅、民間の住宅とも古い住宅、新しい住宅、間取り、設備、立地条件により家賃の額も様々であります。

次に、駐車場についてでございますけれども、それぞれの団地には駐車場はあります、指定した駐車の場所を決めておりませんので、入居者同士話し合い、駐車場を使用されています。住宅敷地内での路上駐車や不法駐車を防止するために、団地内の空き地を使用して団地内の空き地で使用してない公園等を整備しまして、できる限り駐車場の確保に努めているところでございます。

また、収入超過者、高額所得者が入居しているという状況でございますので、今後とも明け渡し請求等の指導を行い、適切に対処していきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 再質問いたします。

今、4つぐらいのことでの提案しましたが、入居状況と待ち数については、大体11名の方が入居待ちだそうであります。この方たちが翌年抽選できればいいんですが、これが大体このような形で毎年残っているんだろうと思います。先ほど申しましたのは、抽選で、抽選はもちろん当然なことでありますが、抽選漏れする方は、もうほんなこて、しゃばちゅうのはですね、運の悪かもんなずっと悪かっですよ、なかなか当たらんて、こういう人もおられます。しかし、公平にて言ってから、そういう人たちは除外してもらうと困りますよね。だからそういう方がおるから、すべてが抽選じゃなくて、ほんな一部でもいいから、住宅がですね、住宅の元々の基本は、困っている人をいかにして救うかです。みんな困っている、わかります、それは。わかっているけれども、特にですね、簡単に入れる人と入れない人がおるということをお聞き願いたいと思います。もうそれは当然、そちらのやり方であります。

また、民間との家賃の違い、これにしたって、大体私は民間が5万円とするならば市営住宅は2万円ぐらい、半分以下だろうかということでお聞きしたかったんです。市営住宅と民間の違いというのは。ただ、古いのがありますよ、新しいものがありますよと言いたかったんじゃないんです。聞いたのは、違いはどのぐらいなのかということだから、民間のその住宅の程度と同じぐらい程度だったら、大体民間は半分以下ですよという言い方をしてもらいたかったんです。これが、公営住宅法だろうと思います。

また駐車スペース、これも数年前ですね、市営住宅の駐車場にいっぱい車止めとったことによって警察が出て、大分駐車違反が出ました。そのことで、市営住宅の入居された方たちが近所に駐車場を借りたり、いろんな方策をしました。だから、駐車場がない、ないならばどうするかということをお聞きしたんです。お互いで話してると言つたって、話してもできないという方がおられるから、そういう質問があったということあります。よくお聞き願いたいと思います。

それと、次に高額所得者の方には随時明け渡しを要求するということでありますか、それができるかできないか。

次に、市営住宅申し込みのとき、入居保証人が必要であります。確認しているかどうか。保証人のまた責務についてどのように規定しているのか。もしも滞納した場合、3カ月ぐらいまでに保証人に報告しなければ、何箇月も滞納した場合、請求しても保証人ともに共倒れしかねなくなり、今まで市としての損失もかなりあるような状態であります。このことがどのように対処しているかとお聞きしたいんですが、公営法のですね、第32条に、事業主体は次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して公営住宅の明け渡しを請求することができます。その中の1つでありますが、入居者が家賃を3カ月以上滞納したときとあります。これは2号であります。先ほどの高額所得者の方たちも言われましたが、このようですね、しかし昨年の12月で報告がありました。12件の方が滞納で引き渡しの請求が、訴訟が市としてありました。金額として大体800万円以上だったと思いますが、このようなことがありますね、数年に1回起こっております。111名の方たちは、はじめに入居したいと待っているのに、しかしづつ滞納した、滞納したのが当然悪いと思います。しかし、3カ月したならば保証人と話して、そこをどうか対処していくならですね、そんなことは余り起きないと思います。しかしそれが現実に何年か単位にそうやって、1人が150万円とか160万円の滞納者が出てきている。そして、それを裁判せにやならん。裁判した場合どうなりますか。裁判費用はどちらが持りますか。相手に押しつけても、向こうは払えんでしょう。だけんその後ですよ、その方たちが滞納した場合、その請求はされているかどうか、お答え

願いたいと思います。

次に、住宅整備についてであります。年次的に下水道整備も進んでおるようであります。しかし、スローペースで行われておるため、いつになるのかと質問を受けました。公共下水道、終末処理場に一番近い北宮住宅であります。10年ぐらい前に市の幹部の方だと思いますが、工事を2年ぐらいしたらできますよと説明があつたそうであります。しかし、それにもかかわらず、いつまでも工事ができないと聞きました。環境衛生からもですね、早急にすべきじゃないかと思いますが、その計画性についてお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

抽選で漏れる人がおられるということでございますけれども、入居順番を決めますので、その人が漏れるということではありません。1番から10番まで、10人おれば10番まで順番待ちがあるということで、11番はありませんので、10人おれば10番目の待ちということになるわけです。だから10戸空けば10人入れますけれども、望んだところにですね。空かなければ入れられないということでございますので、この年に1回の公募で抽選をしますけれども、空いているから抽選をするんではないんです。次の順番待ちの抽選をしているわけでございますので、空いたら順番の一番早い1番の方から順に入れていく、希望団地にですね、そういう方法でしております。それ以外は、随時公募で申し込みをされた方は抽選の外ですから、抽選以外の順番になります。10人待っていれば11番目からということになっております。

それでは、まず入居の保証人の関係についてでございますけれども、入居決定者は入居の際に連帯保証人2人が必要であります。連帯保証人は、家賃を滞納した場合も入居者と連携して一切の責任を負うものであり、入居者が家賃納入を拒否した場合、または入居者の納入状況により連帯保証人に家賃納入を求めることがあります。本市では、家賃未納者に対し、毎月督促、3カ月ごとに催告を行い、納入がない場合は呼び出したり訪問徴収を行っております。それにもかかわらず納入がない場合は、連帯保証人に対し通知、連絡等を行い、家賃収納に努めているところであります。

次に、明け渡し等についてでございますけれども、市と入居者との間の公営住宅の関係につきましては、基本的には私法上の賃貸借関係となります。家賃滞納の入居者へ様々な納入措置を行ったにもかかわらず家賃を納入しない場合については、公営住宅法では強制的に明け渡す手段が規定されておりませんので、民事上の手続

きによって明け渡しの請求を行います。手続きについては、調停の申立、起訴前の和解の申立てが考えられますが、入居者が話し合いにも応じようとしない場合については、訴えの提起をしなければなりません。また、裁判による勝訴判決が確定しても入居者が任意に住宅を明け渡さない場合については、裁判所に強制執行を請求し、その後裁判官による強制明け渡しが執行をされます。先ほど議員おっしゃいましたように、平成20年度において12件の長期滞納、高額滞納者の明け渡しを提起し、うち11人が明け渡しの提訴を行っており、まだ公判中の事件もあります。裁判の費用は1件当たり10万円程度かかり、明け渡し強制執行は別途費用が発生します。いずれも原因者負担というところもありますし、裁判を提起します原告側としては、顧問弁護士の費用はそういう形で要るということあります。

次に、住宅の整備は菊池市総合計画住宅マスターplanにより計画的に整備を行っています。今年度は、福本団地のリフォーム、葉山団地の平屋のリフォーム、北園団地の下水道の接続工事を計画しており、その他の団地につきましては維持管理を適切に行い、住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。お尋ねの北宮住宅の下水道設置工事につきましては、現在のところ計画に上がっておりませんでしたので、まだ水洗化になっていない未整備の団地を含めまして、今後計画を見直し整備を図っていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 住宅について、再々質問いたします。

結果、滞納した場合、市としていろいろ請求されている、努力は認めます。しかし、このような事態にならぬようになりますのが、私たちは市の職員ではないかと思います。ただやりよるばってんできませんじゃ、それじゃですね、それはあくまでも今言いました12件の訴訟にしたって1件10万円、120万円かかります。家賃だけで800万円以上がそのまま損失です。これはどこから出ますか。すべて税金でしょう。市民に対して、全体に対しての、それは負担をかけるわけですよ。だから、それがならないように、私たちはですね、すぐせいと言うたけんてできる問題じゃないと思いますが、努力をされるかどうかということです。ただ、今までやっていましたよという言い方だったらですね、今までやったのとまた同じようなことが何回も起きてきます。何回も、数年間こういうような状況が起きていますが、そのような状況にならぬよう最善の努力をする、その決意がなければですね、ここで何回私たちが目くじら立てて言っても同じようなことが起きてまいります。また、保証人ですね、どのようになっているのか。確かに言っているとありまし

たが、保証人は知らんばいたとなるわけにはいかんでしょう。はっきり言うならですね、3ヶ月間した場合、滞納した場合に保証人に話をかける。保証人はそのことで当人と話す。保証人はやめるよ。あなたが3ヶ月したら、俺が負担を負わにやんから、それはできません。だからほかば見つけてくれというところが、3ヶ月滞納した人に保証人はおりません、もう。そのくらい強く保証人が言ってくれるならですね、市の職員と一緒にその方たちは100万円以上の滞納なんかないんじやないですか。これは、普通の常識じゃないですかね。民間企業だったらどうなるんですか。昨日ですね、ちょうどテレビでアッテいましたが、2ヶ月か3ヶ月した人たちが、これは民間の住宅であります、引き渡し企業のような形で見てからというか、ちょっと私も車だったから画面は見ていませんが、そういうことですずっと話がっていたんですが、2ヶ月か3ヶ月したら、そのまま即滞納させる。しかし、そこにその方たちもちょうど私が聞いたのは、女性1人の方が高校生と中学生の子ども2人抱えて母子家庭で生活している。そして、ところが2ヶ月間、体の具合が悪くなつて滞納が2ヶ月続いた。そのことでですね、民間の場合は即退去ですよ。それをどうして国が救うかということで、今、いろいろなことで検討がアッテいました。民間だったら、それぐらい厳しく言うから国はどうするか。だから、市営住宅の場合も同じようなことを、3ヶ月したなら、本当にその人がですね、生活に困っているのか、病気したのか、企業倒産したのか、何かの形ということがあつたならば、それなりの市がですね、どうしたらいいかという方法をつくってやるべきだろうと思います。部長いいですか。努力をお願いします。

次に、住宅整備であります。今、北宮住宅はですね、そういうことは計画しとらん、聞いとらんという話だったばつてん、住宅の人に聞いて下さい。2年ぐらいしたら下水道しますばいて聞いて下さいてですから。皆さん、その気になっておられましたよ。今回私がですね、その方たちとたまたま電話でちょうどあったときに、外村さんて、今、議会始まつとるでしようて言わすけん、はいと言つたら、うちあたりがウジが出てくつですたいて。昨日日曜日だったけん、ずっと下水ば掃除したばつてん、ウジがいっぱいおります。もちろん、管理が悪かっでしきうけどね。だけど、だから10年ぐらい前に、先ほど言いました公共下水道ば引くて言いいなつたばつてんが、何でできんですかと言わすもんだけん、ちょうどそのことを私は今度聞こうと思つとりましたて言ったんですよ。全然話はなかつたんですけど。だから、そこをしっかり言つてます。もう市営住宅の皆さんですね、その環境整備は待つたなしであります。そのことで早急にですね、計画をお願いしたいと思います。福村市長は、昭和59年だったですかね、市会議員の補欠選挙に市長、59年だったでしょ、補欠選挙で市会議員に当選されました。ちょうど私もおり

ましたので、お互にですね、まだまだ昭和59年、髪はふさふさと若く、元気いっぱいありました。そのときですね、福村市長は、一般質問で市営住宅のことで質問されました。市営住宅の屋根にですね、太陽光、天日温水器を付けるべきだ、よくそのことの私ははっきり残っていませんが、補助をすべきだと言われたのか、市が付けるべきだと言われたのか、はっきりわかりません。しかし、市長、思い出して下さい。そのようにですね、市営住宅の方たちを市長は26年ぐらい前は思つておられたんですよ。今、立場は、市長、執行者であります。私たち議員がですね、住民の要望をいろいろと伝えますが、そのことをしっかりと受け止めていただき、自分も市民の代表で市会議員のときはこういうことを言っていたんだと思い出してですね、早急にできるように努力をお願いしたいと思います。市長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

職員の責務について、滞納額の整理ということでございます。住宅の明け渡しをします場合は、滞納されている家賃のですね、滞納額については賠償金という形で納入をしていただくように判決では出てきます。ですから、それに努めていきたいと思っておりますし、連帯保証人の役割については、なられる方は入居申し込みのときは連帯保証人の方はどういう気持ちでなられているのかなというところは、私たちでは推測できませんけれども、連帯して保証を負うということをですね、しっかりと入居者申し込みの時点でですね、入居申し込みをされる方には保証人の役割というのをしっかりとこちらとしては指導していきたいと思っております。

住宅整備につきましては、できる限りですね、住環境を整備していくのは私たちの努めでございますので、1日も早く住環境の整備については努力していきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） よくもまあ25年前の話を覚えておられるなと感心をいたしております。私の記憶にあるのは、40年前に結婚のときに家内に何と言ったかなと、こういう思いをして、ああ、こんなこと言ったなと思いますが、確かに北宮住宅に対しまして、いろんな意味で生活、家庭環境、暮らし良さ、そういったもので天日風呂と今おっしゃっていましたけれども、そういった太陽光を利用したものを使うべきではないかといったことを提案を申し上げたことがございます。住宅団地につ

ましましては、先ほど部長の答弁にもありましたように、それぞれの団地につきまして年次的な計画で整備を進めております。旧菊池地域におきましては、北宮団地、それから渕園だったでしょうか、それぞれの団地の整備を進めて、下水道の水洗化をやったりとか、あるいはリフォームをやってスクラップアンドビルドということでやってきたりとかやっておりますから、暫時そういうことについては全市のまだ非水洗化になっているところの地域についても十分していかなきゃならんと思います。ただやはり下水道の敷設地域であったり、農集であったり、特環であったり、それぞれの地域が違います。ですから、その地域に合ったことをしていかなければならないと思いますが、今の北宮につきましては、今の公共下水道の確かに受益地域内に入っていると思いますので、漸次整備の方向で進めていくことになろうかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 次に進みます。成人病等の検診状況についてであります。各種検診事業の取り組みは行われておますが、受診率の状況について質問いたします。健康推進課スタッフは、もう市民の皆様が健康で安心して過ごせるよう努力をされているのはわかっておりますが、受診率の向上が今大きく求められているようあります。私たちは日ごろの忙しさにかまけて、自分たちの体の不調、変化が来たときだけ検診をするというのが普通ではないでしょうか。なかなか市の計画に合わせて実行しない、このことが受診率の低下の原因の1つではなかろうかと思っております。がんの大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がんの受診率及び年間のがん等の病による死亡状況、どのくらい死亡からですね、そういうふうな大病で亡くなる方がどのくらいなのか、もしもわかるならばお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。

それでは、外村議員の1回目の各種検診実施状況についてお答えをいたします。平成20年度の各種検診の実施状況と受診率についてお答えをいたします。40歳から74歳の国民健康保険加入者の特定健診が3,091名で26.7%、75歳以上の後期高齢者健診が980名で11.1%であります。また、全市民を対象とした各種がん検診等も実施しております。30歳以上の胃がん検診は、1951名で14.8%、30歳以上の大腸がん便潜血検査は2,920名で14.9%、20歳以上の子宮がん検診は2,287名で18.9%、40歳以上の乳がんマンモグラフィ検診は1,196名で13.4%、65歳以上の結核検診は4,314名で7

0.6%であります。さらに、市独自の検診を実施したりがん検診の対象年齢を拡大しております。平成20年度は19歳から39歳の生活習慣病検診が450名、19歳以上の腹部超音波検診が4,088名であります。20歳以上の乳がん超音波検査は1,428名で、30歳以上の大腸がん内視鏡検査は403名、30歳から39歳の大腸がん便潜血検査は193名の方が受診されております。検診でがんが発見できた方は25名おられました。がん検診では、がん以外の疾患も多数発見できておりまして、市民の皆様の健康づくりを図る上から意義あるものと考えております。平成19年の本市の死亡状況は、死亡総数564名で、死因の第1位は悪性新生物の158名で、全体28%を占めております。第2位は心疾患93名、第3位は肺炎73名、第4位は脳血管疾患52名であります。悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の三大死因で亡くなる方は53.7%となっております。このようなことから、各種検診は生活習慣病対策の中でも大変重要でありますので、今後もより一層の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 大体がんの検診状況が26%から14、5ですね、パーセント。いろいろのあれによって違いますが、しかし肺がんの場合70.6、結核診断だったですかね、一番多いのは、65歳以上の肺だったですか、70.6%は、ここだけ飛び抜けておりますが、またこの検査によりまして53.7%の方たちが亡くなっている、この検査じゃなくて死亡率の中で53.7%が脳障害とかがんというようなことだと思います。半分ですよね、ほとんど。今の1年間の死亡率の中の半分以上の方がこういうような病気。そのためにですね、がんは早期発見ならほとんど100%近く治ると言われております。平成20年3月31日、厚生労働省健康局長がですね、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あてに発しております。第1目的のこの指針は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん予防の重点健康教育及びがん検診の実施に関し必要な事項を定め、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とする。第2、がん予防重点健康教育、第3、がん検診等とあります。省いて読みますが、その中で対象者の1、胃がん、肺がん、大腸がん検診については、40歳以上の者を対象。2番目に、乳がん検診は40歳以上の女性を対象。3番の子宮がん検診、20歳以上の女性。4番目の総合がん検診については、40歳及び50歳の者を対象とするとあります。また実施回数として、がん検診は原則として年1回行うものとする

ただし乳がん及び子宮がん検診については2年に1回行うものとあります。本市のこの状況、進行状況についてお答え願いたいと思います。先日、私たち公明党としまして、生命を守るがん対策の強化術を求める署名運動を行いました。県下で署名約60万人の方たちが署名していただきました。九州・沖縄で530万人の方、すべて各県の知事に要望いたしました。要望の事項の1つが、がんを早期発見、早期治療するため、がん検診の公費負担を増やし、費用を安くして受診率をさらに向上させること。2番目、中高年男性に急増している、男性ですよ、前立腺がんの早期発見、早期治療のためにP S A検査の導入、普及等の対策を強化すること。3番目に、若い年代からの子宮がん予防の啓発活動を行い、検診の受診率向上と早期の予防ワクチンの導入・普及を図ること。4番目、マンモグラフィをはじめとする乳がん検診を拡充すること。5番目、土・日・休日・夜間のがん検診及びがん相談支援事業を推進すること。6番目に、離島を含む地域間、病院間での治療水準の格差や専門医不足の解消を図ることで県知事に要望書を出したわけであります。蒲島知事は、検診の大切さは認識しております。全国一がん発生率の低い県を目指したいとコメントしました。このような私たち公明党の取り組みで、5月28日国会は21年度の補正予算が成立し、女性特有の乳がん、子宮頸がん無料検診を実施となります。対象は、先ほどと同じ乳がんの場合40歳より5歳刻みで60歳までの女性、子宮頸がんは20歳より5歳刻みで40歳までの女性となります。この検診推進事業については、6月に補正予算を計上し、検診手帳やクーポン券の配付など、開始ができるとされておりますが、本市の取り組み状況をお聞かせ願いたい。

次に、妊婦歯周疾患検診についてであります。妊娠検診は、母親と胎児の健康常態を定期的に確認するための検査、今年4月1日より全国の市・区町村の99%が無料検診14回以上を達成しました。しかし国庫補助は2010年までの措置としておりますが、11年以降も公費で妊婦検診ができるように取り組むべきであると考えております。そのように要望するところであります。また、出産までの妊婦は、ホルモン変化または生活習慣の変化により、歯周疾患が発生しやすくなると言われております。妊婦歯周疾患検診無料を願うところでありますが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 2回目のご質問にお答えいたします。

各種がん検診の受診率向上対策についてお答えをいたします。がん検診の受診率を上げるために、特定健診等各種がん検診を組み合わせて同じ日に受けることができる複合検診を菊池養生園で実施をしております。本年度は8月から延べ24日間

実施する予定であります。複合検診につきましては、昨年と同様に早朝7時から実施し、土曜、日曜、祭日にも検診日を設け、市民の皆様が受けやすい体制を取っております。がん予防に関する情報や早期発見、早期治療の大切さについては、市の広報誌やホームページ等で周知を図っておりますが、受診率向上に向けて、今後もさらに市民の皆様へ啓発を努めたいというふうに考えております。子宮がん・乳がん検診支援事業につきましては、女性特有のがん検診に対する受診率向上を図り、女性の健康増進を進める上で重要な取り組みであると考えます。子宮がん・乳がんの検診対象年齢となる年齢から5歳きざみに対象を絞った受診勧奨を行い、これまで受診しなかった方にも受診を促す施策として実施するものであります。今回の措置は単年度事業でありますので、今年度の成果を踏まえつつ事業の継続について検討してまいりたいと考えております。

次に、一般の歯周疾患検診は、昨年まで40歳、50歳、60歳、70歳になる方を対象に実施しておりましたが、今年度から30歳を加え対象者の拡大に努めたところであります。なお、議員ご質問の妊婦の歯周疾患検診につきましては、現在本市では取り組んでおりません。現状としまして、妊娠届出の際に歯科保健の資料を配付したり、妊婦を対象とした母親学級で歯科衛生士による歯周疾患予防の話をするなど、歯科保健意識の向上に努めております。妊婦の歯周疾患検診の実施については、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 再々質問いたします。

答弁の中では、いろいろながん対策、または女性の乳がん、子宮がんのことでのお話をございました。今回の私が今言ったのは、子宮頸がん、乳がんの無料検診、年代は5単位であります。大体どのくらいの方々が、ちょうどその時期になっている方がおられるか。もしも調べてある、調べなければなりませんが、調べてあるかどうか。これをしなければですね、国の方に対してそのことを請求しなければならない。もちろん7月からでございますが、今、そのようなことを、皆さんたちは国からのこの女性特有のがん検診推進事業実施要項骨子というのをもらっていると思いますが、どのようなところまで進んでいるか。当然、がんクーポン券をその方たちに配付しなきゃならない。7月からでありますが、もう6月ですよ、今そのこと準備しとらんと、早めにすればですね、この乳がん、子宮頸がんにしたって1日も早く診断を受けた方がより効果的だと思います。いつごろからできるからよかですばい、今年中だけん1年間だけんというふうな感じでおられるとですね、取り残し

ます。皆さんたちもいろいろ忙しい中で、土・日、いろいろな病院との話し合いがありますが、その中でできるような方法を取らなきゃならない。そのためには、今、全国的にこの事業といいますか、無料検診が実施されるわけでありますので、市の考えと市が今取り組んでいるかどうかをお聞きしたいと思います。

終わります。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 資料の提供についてでございますけど、今、ちょっと私の方で手持ち資料がございませんので、後でまた委員会等でも資料の提供をしたいと思います。それについても、ほかの方にも調査はちょっとやっておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

---

○  
休憩 午後零時00分  
開議 午後零時59分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） こんにちは。午後1番でございますが、環境衛生について質問をしたいと思います。

昨年の暮れから人々の関心は産廃問題に集まつておりましたけれども、今回は身近な一般廃棄物について、その処理についてお尋ねをしたいと、このように思います。

まず最初に、熊本県下の現況というようなことで公設の処理施設についてお尋ねをします。その数、焼却方式かRDF方式か、あるいは建設メーカーはどういうメーカーがあるのか、運営の方法はどのような方法があるのか、これが1番目。

2番目に、当市の処理施設でありますエコヴィレッジ旭は、瑕疵保証期間ということで3年間運営会社に委託をしておったわけでありますが、それが終了した後も1年毎の随契ということで同じ会社に委託をしてございます。そのわけをひとつお聞かせいただきたいということが2番目でございます。

3番目、旧泗水地区は環境保全組合の方で可燃物ごみ処理をおこなっております

けれども、予算書を見ますとそれぞれ収集運搬費等が事業別ではございませんで項目別に処理してございますので、なかなかエコヴィレッジ旭にいくらかかかるのかということがわかりづらうございますので、エコヴィレッジ旭の処理施設にかかるのは費用としていくらかかかるかということをお尋ねしたいと思います。

4番目に、21年度予算に新しく施設整備点検精査業務委託という項目が新しく入っております。この業務の内容と予想されます効果についてお尋ねをして、1回目の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 森議員の質問にお答えします。確か4点あったと思いますけど、1点ずつ答弁いたします。

県内的一般廃棄物のごみ処理施設の状況についてお答えいたします。まず、焼却施設につきましては、県内の自治体と一部事務組合の施設は14団体で20施設ございます。施工メーカーにつきましては、日立造船、タクマテクノス、川崎重工、三菱重工、住友重機械工業、荏原製作所、神戸製鋼等の大手企業が請け負っております。また、委託方法につきましては包括協定が1つの施設で、一部委託が10施設、直営が9施設となっております。

次に、RDF施設は本市と阿蘇広域行政事務組合の2つの団体の2施設であります。メーカーにつきましては、エコヴィレッジ旭が日本鋼管と、阿蘇広域が川崎製鉄で施工されております。委託方法につきましては、それぞれ運転管理の一部委託でございます。

次に、RDF施設のエコヴィレッジ旭につきましては、可燃ごみを固形燃料化するリサイクル施設として平成16年度から稼働しております。また、当時国が推進しておりましたごみを資源として再利用するマテリアルリサイクル施設として注目を集めていたところでございます。このエコヴィレッジ旭は、建設の際に性能発注方式による業者選定をしており、3カ年の瑕疵期間につきましては、施工業者と随意契約を行っておりました。瑕疵期間は何ら問題なく業務を遂行してきたことや、本施設の専門的な機器や機能等を熟知していること、修繕、部品の交換等に対し早急に対応できること、特許部品も数多く有していることなどから、ほかの会社では対応できないことなど、現状では安全に安定的に運転できることから、単年度ごとに随意契約をしております。

次に、菊池、七城、旭志地区でごみ処理に係る費用についてでございますが、平成20年度実績でお答えいたします。まず、ごみ収集運搬業務委託につきましては、約6,782万円となっております。次に、エコヴィレッジ旭にかかる運転管理経

費につきましては、運転管理委託業務などの委託料や燃料費、修繕費等の約3億3,397万円となっております。その後の大牟田リサイクル発電株式会社に伴う経費としまして、精製された固形燃料のRDF処理委託業務、RDF運搬業委託が約6,203万円となり、これらのエコヴィレッジ旭に関する経費の合計は3億9,606万円となっております。またその他の経費としまして、分別収集運搬業務や資源ごみ関係業務、粗大ごみ関係の業務などをあわせて行っておりまして、その経費は約1億780万円でございます。これら一連経費の総額は、約5億380万円となっております。

最後に、施設整備点検精査業務委託につきましては、本定例会で補正予算をお願いしているところでございます。メーカー、貸し期間の3カ年間を経過し、その後の点検整備や補修等で毎年7,000万円から9,000万円を費やしてきました。RDF施設の機械器具は特許を含む特殊業務であるため、適正な金額で行われているか、内容等を専門コンサルに委託し精査したいというふうに考えております。見込まれます効果としましては、他施設の実績等が判断しますと、点検整備や補修等の経費が1割から3割程度抑制されることから、経費の削減効果を期待しているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 14団体、20施設というお答えでございましたが、それぞれそういう施設にも固有の問題があろうかと、抱える固有の問題があろうかと思いますけれども、本市のごみ処理を行うため、経費削減を図るためにですね、よその施設といいますか、工場、そういうところの調査研究がぜひとも必要ではないかというふうに私は思うわけでありますが、そのようなことをやられたことはあるかどうかをひとつお尋ねをいたします。

2つ目、RDF処理は20年度、結果としてですね、何トン処理されたのかということでございます。トン当たりいくらかかりましたかと、計画と比べてどうでございましたかと、そういう今後の見通しはと、そういうことを2つ目にお尋ねをいたします。

3つ目、今も答弁の中にありましたけれども、平成20年9,400万円、21年度は9,800万円が機械の器具の修理に予定をされております。大きな修理等になりますと、設計書の作成あたりから始めなくてはならないというふうに聞いておりますが、その作成の方法や契約の方法、そのことについてお答えを願いたいと思います。

4番目のコンサルによる精査、削減のほかに精査による経費の削減は非常に期待するところでございますけれども、そのほかに経費の削減策として何を考えておられるか、お尋ねをして2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 2回目の質問にお答えいたします。

RDF施設につきましては、運転管理に係る課題がいくつかございます。そのため、RDFを搬入しています大牟田リサイクル発電株式会社を中心に6組合1市で構成しますRDF化施設連絡会がありまして、その中に幹事会や技術検討委員会などの組織がございます。RDFに関する問題等が起きたら、この会議の中で協議されてまいりますが、それぞれの施設の問題になると情報交換程度の会議となってしまいます。また、先ほど答弁しましたとおり、個々の施設は建設施工したプラント会社が違いまして、特殊な機器も多くあることから、故障や事故等の問題点も、原因もそれぞれ違つてまいります。共通認識の対応が非常に難しい状況と思われます。しかしながら今後もこの会議等での情報交換を率先して行ってまいりたいと考えております。

次に、エコヴィレッジ旭におけるRDF処理につきましては、平成20年度実績で申し上げますと、可燃ごみの搬入量は約8,815tで、RDF処理料は、その55.8%に当たる約4,919tとなっております。1t当たりの処理費は、収集運搬経費を含めると約5万2,600円となります。また、RDF処理委託につきましては、建設当初1t当たり5,000円でございましたが、現在は約2倍程度の9,500円となっております。今後の見通しにつきましては、現在、経済状況が低迷し経済活動を通して出るごみ自体も減少していることやリサイクルの推進によるごみの減量化に相まって、RDF量自体が減少しております。このように、大牟田リサイクル発電株式会社がRDF固形燃料で発電している関係から、自ずと発電量が低下し、ひいては収入も減収するなど非常に厳しい状況になっておりますので、今後処理費の改定等について協議があるものと考えております。

次に、RDF施設の修繕等に係る経費につきましては、瑕疵期間を過ぎ、機械の消耗や耐用年数等の関係から年々増加している状況でございます。この修繕に係る設計につきましては、先ほども述べましたとおり、専門的施設であり特殊な機器を使用している関係で職員による設計書作成は非常に困難でございます。また、建設施工会社の特許の特殊な部品等であることから、見積もり徴収による随意契約を行っているのが現状でございます。市としましては、先ほど申しましたとおり、施設整備点検精査業務を委託し、専門コンサルによる精査をお願いし、適正な内容での

修繕を実施したいというふうに考えております。

最後に、その他の経費削減方策につきましては、修繕等の主な原因が金属類などの遺物混入による機械部品の損傷でございます。この遺物混入を減らすため、今後も搬入者へ周知徹底を図り、さらに修繕費の削減に努めたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 再々質問を行います。

エコヴィレッジ旭のパンフレットを見ますとですね、その施設の能力というところが書いてあるわけありますけれども、それを見ますと、1日の処理が45tと、8時間で22.5tの2系列というふうに書いてございます。普通焼却施設はオールナイトで1日中24時間運転されるわけでありますけれども、私も詳しくはわかりませんけれども、ここは8時間で計算して1日45tと。今お話のように、搬入ごみが9,000t弱ということで、45tで割りますと200日という数字が出るわけであります。非常にこう稼働としては不経済な稼働ではないかというふうに思います。また、トン当たり5万2,600円という数字は、今答弁ありましたけれども、保全組合当たりの19年度決算を見ますと、もちろん処理の方法は違うわけでありますけれども、焼却灰の処理まで含めて1t当たり3万1,900円という数字が片方では出てございます。この5万2,600円の中から収集費あたりを除いてですね、本当に中身といいますか、処理に係る費用というのを出していただきたいと、このように思うわけであります。そして、別に他意はないわけありますけれども、泗水の住民1人当たりいくらごみ処理にかかるのか。その他の地区の1人はいくらかかるのかと、そういうことをお尋ねしたいと思います。

それから、専門的な施設ということは、もうわかりすぎるわかるわけでありますけれども、お話を聞いておりますとコンサルに頼んで設計書をつくっていただき、どこかの業者に委託して修理をしていただき、その修理がいいか悪いか、またコンサルに頼んで見ていただくというふうに、非常に、外部委託、金額大きい施設でございます中で外部委託が多いわけであります。そこで、その委託する側の心構えとしましてですね、どうも丸投げに近いような感じを受ける部分もございますので、どういう心構えでひとつ難しい施設ではありますけれども対応されようと思っておられるのかを3回目の質問といたします。

以上です。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 再々質問にお答えいたします。

エコヴィレッジ旭の稼働率につきましては、施設の処理計画では、ご承知のとおり1日当たり45tとなっており、年間240日程度の稼働であれば1万800t程度処理することが可能となります。しかしながら、定期点検や不慮の故障等で炉を一時停止しなければならないこともありますので、稼働率は90%前後と考えております。また、ごみの搬入量はごみの減量化やリサイクル化の推進により年々減少しており、平成20年度実績を平成18年度と比較しますと約5%減の8,815tとなっております。このようなことから、可燃ごみが減少していることはよいことでありますが、結果的には稼働率が低下している状況となっております。

次に、 RDF施設での処理経費につきましては、平成19年度実績でごみ収集運搬経費を除くRDF施設のみの軽費で申し上げますと約4万530円となります。また、1人当たりの処理経費についてでございますが、平成19年度実績で申しますと、RDF施設を利用する菊池、七城、旭志の3地区は、1人当たり9,648円であります。また、環境保全組合の東部清掃工場を利用する泗水地区では6,066円となっております。約3,500円程度差がございます。

次に、委託する側の心構えについてでございますが、RDF施設は議員からも述べられましたように専門的施設であり、特殊な機械機具等で構成されていることから、施工メーカーへの運転業務を委託し、適正な管理運営に努めています。その中で、機械設備の点検や修繕、また問題が起きた箇所につきましては毎回委託業者と現場で立ち会い、原因究明と確認を行っております。さらに、今後は施設整備点検精査業務委託を考えておりまして、専門コンサルによる精査をしていただくことで適正な整備点検や修繕等を実施してまいります。このようなことで、今後は運転管理に係る業務委託を改善して業務執行に努めたいというふうに考えております。

また、今まで述べてまいりましたごみ処理に関するそれぞれの費用対効果等を考慮しますと、広域的なごみ処理を行うことが経費の削減等からも最善の方法であると思われます。今後は、全員協議会でも報告しましたとおり、菊池環境保全組合が計画しています次期清掃工場へ菊池市全域加入を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） RDFの施設は、時代の要請といいますか、背景もあったろうというふうに思いますけれども、結果としましてですね、やっぱり割高な処理施設

であるということは間違いないというふうに思うわけであります。6万1,000円、片や3万円という、いろいろ引いても3,000円というような話が出ましたけれども、もっと3,000円より差が私は大きいと思います。それで、そのお金をですね、ほかの部分に使えば年間に億単位の金が出てくるんではなかろうかなというふうに考えますと、このままじっとしておってはいかんというふうに思いますので、今言われたようなことをなおお詰めて努力していただきたいということを指摘して、次の質問に移ります。

さっき奈田議員がグランドデザインというところで、しもたというようなことをおっしゃいましたけれども、私も土地利用を通告しましてですね、いろいろ調べてみましたら、土地利用や都市計画に関する法律が200本あると。200本あって、税法と同じぐらい難しくてわかる人はあんまりおらんというようなことがわかりましてですね、これはしもたなというふうに思つるわけですが、素人に近い質問になろうかと思いますけれどもよろしくお願ひします。

まず、それぞれマスターplanの案の説明があちこちであったわけでありますけれども、その中からも拾い出しましてお尋ねをしたいと思います。

1番目、旧泗水、旧菊池のマスターplanというのが今まであったわけでありますけれども、それと県策定のマスターplanの違いといいますか、関係はどうであるのかをお尋ねします。

また今回の案では、行政区域全部を都市計画区域に指定されるようでありますけれども、その狙いについてお尋ねをいたします。

2つ目、マスターplan策定基準の中の説明会では、特に泗水区域でございましたけれども、用途の指定を早くやってくれというような要望が非常に強うございましたけれども、そのスケジュールはどうなっておるのかお尋ねします。また、まちづくり交付金の説明もこの前泗水で聞いたわけでありますけれども、それとのマスターplanとの関係についても、ちょっと触れていただきたいと思います。施政方針によりますと、農業振興地域の整備の見直しも今年あるそうでございますけれども、都市計画の用途地域指定との関連についてどうなのか、伺いたいと思います。

あと、まちづくり交付金とごっちゃになりますけれども、都市計画道路の隈府中央線と回遊道路についてお尋ねします。

まず、完成見込みと総工費についてどうなっているのか、お尋ねをします。

最後に、都市計画図というのを見せていただいたわけでありますけれども、それには上町・万福線、城山・木之元線という昭和36年に計画された未着工の計画道路がございます。そのことはどうなっているのかをお尋ねして、1回目の質問にいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

まず1点目でございますけれども、熊本県の都市計画マスタープランは、平成12年の都市計画法改正に伴いまして、旧菊池市と旧泗水町の都市計画区域に対してそれぞれの市町村マスタープランの内容を考慮した形で平成16年5月に策定をされております。今回、都市計画区域の見直しを行っておりますが、県もあわせて都市計画区域マスタープランの見直しを行うよう計画をされており、県と協議を行なながら区域の見直し作業を進めております。

2点目でございますけれども、狙いはということでございました。菊池市の全域のうち保安林と自然公園を除く全域を都市計画区域に指定します案の目的は、都市計画区域は一体の都市として総合的に整備・開発・保全を行う区域とされており、住民アンケート調査などでも将来残したい資源として豊かな自然が最も多く、安全・安心な住環境の確保と河川の水源地域にあたる貴重な自然環境の保全を図るために、この区域を指定する案を作成したものでございます。

次に3点目でございますけれども、都市計画区域、都市計画用途地域の見直しについては、平成19年度から平成22年度までの4年間を作業期間として、都市計画マスタープランの作成と都市計画区域の見直しとあわせて実施をしており、予定としましては本年度と来年度で実施してまいりたいと考えております。

次に、市の都市計画マスタープランでは、都市施設として道路や公園計画などが挙げられていますが、泗水地区の予定されておりますまちづくり交付金事業で計画をされている公園も反映した形となっております。

次に、農振と用途地域のことでございますけれども、用途地域の指定につきましては、農業振興地域と用途地域の重複指定はできないため、予定をされております農業振興地域の見直しに合わせて調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、隈府中央線の隈府のまちづくり交付金事業についてでございますけど、隈府中央線の国道387号から御所通までの延長440mは、都市整備計画期間を10ヵ年と設定しまして、平成15年度より19年度までの1期事業をまちづくり総合支援事業で取り組み、20年度から24年度までを2期事業のまちづくり交付金事業で整備しているところでございます。用地買収は21年度末に62%の買収が完了しております。また、道路整備工事は、平成19年度末までに国道375号から60mが完了しており、本年度は御所通から旭町までの90mの区間の整備工事をする予定でございます。完成しますと34%の進捗率となります。現在、290

mの整備工事と38%の事業用地の買収が残っておりますが、今後積極的に用地協議を進め、24年度完成を目指してまいりたいと考えております。隈府中央線の総事業費は16億8,100万円を見込んでおります。また回遊道路の整備につきましては、平成15年度から19年度までに総延長3,724mの整備が完了しており、事業費は7億800万円です。平成20年度から24年度までの計画延長は1,750mで、3億5,100万円の事業費を見込んでおります。昨年度は、全路線の測量設計と291mの整備工事を完了しており、24年度完了を目指したいと考えております。ご指摘の未着手の計画路線として隈府中央線に接続します都市計画街路上町・万福線が延長の870m、幅員9m、城山・木の本線が延長の1,930m、幅員12mで計画決定がされております。計画決定が20年以上未着手の線につきましては、熊本県が平成17年度に策定をしました見直しガイドラインに沿って、平成20年度から22年度までの3年間で県事業として見直しを実施するよう計画をされており、本市も今年度から継続を含めました見直し作業に着手予定となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 再質問を行います。

総工費16億8,000万円と、終わる際にはもっとかかるかもしれませんけれども、単純に計算しますとメーター400万円という数字も出るわけであります。いろいろ町の中からも賛成の意見ばかりではなくて、批判的な意見も出ておることはご案内かと思いますが、早急にですね、できますならば早急に仕上げていただきたい、このように思いながら再質問いたします。

話は変わりますけれども、先だって泗水会場でこのマスタープランの策定案の説明があったときにいくつか質問も出ました。それを踏まえて、私もお尋ねをしたいと思います。その中で、マスタープラン策定にあっては、総合計画あたりを親としてといいますか、基準にして20年後を目指したまちづくりの方針を定めますというふうになっておりました。そこで質問としまして、総合計画は10年を目途として立ててあるわけありますけれども、それを基本として20年を見据えるというのはおかしくはないかという質問もあったわけですけれども、そのことの説明をお願いします。

2つ目、都市計画審議員の委員はどうやって選んでおりますかというような質問もございました。お答えをいただきたいと思います。

それから、住宅開発が進んだ団地は、早く用途の指定をしていただきたいと、い

つごろになるかというようなお尋ねもあっておりましたので、そのことについてのお答えもいただきたい。

泗水は、都市計画区域の指定が早くからされておるわけでありますけれども、その中で、普通言われます中心後退2m、2mのセットバックのことでございますけれども、用地を提供した上に、その登記費用まで、分筆登記費用までですね、地権者が持つというのはおかしくはないかと、どうにかならんかというようなお尋ねもあっておりましたので、この場を借りて、また質問をしますのでお答えをいただきたいと思います。

言い忘れました。街路のメーター400万のですね、効果についてひとつ抜けておりましたので、すみません。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

都市計画マスタープランとは、土地利用の誘導や道路や交通計画などの長期的取り組みの方針を示すため、20年後を目標年度として想定されております。総合計画の10年を超えた計画となります。総合計画の目標年次の10年をマスタープランの中間年次と設定して、中間年次での整合を図っていくことが望ましいとされております。

次に、2点目でございますけれども、都市計画審議会の委員につきましては、市の条例により定めておりまして、学識経験者5名以内、市議会議員4名以内、市の住民5名以内、関係行政機関及び県の職員3名以内で構成をされております。

3点目の宅地開発の進んでいる用途地域の指定はということでございますけれども、用途地域を指定するにあたりましては、良好な住環境を確保するために、土地利用の現況や動向等を勘案し、用途に応じた一定規模等の条件を満たす地域を指定することとなります。また、用途に合わない建物がないかなどの建物調査や農業振興地域との調整を行います。このような作業を経て、予定としましては平成22年度までに案を取りまとめ、住民説明会や議会説明を行いまして、県協議や市の都市計画審議会に諮って、最終的には県知事の同意を得て決定となります。

次に、セットバックの関係でございますけれども、都市計画区域内は接道義務が発生し、4m以上の道路に接していない場合は、道路中心から2mの位置まで家を引いて建てるになります。引いた部分は分筆をしなければ道路と見なされず、課税されることから、分筆費用を行政で負担できないとのことです。昨年から税務課と課税についての協議を実施している中では、他市で分筆費用を負担をしている事例もございますので、関係各課と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、街路の費用対効果というところでございますけれども、隈府中央線を例としまして費用対効果としましては大きく5つの効果を期待をいたしているところでございます。

1つ目は、市街地の骨格を形成する道路としての効果です。隈府市街地を南北に伸びる北宮・袈裟尾線、これは電鉄プラザ前の通りと、温泉通り線、これは第1鳥居、県事務所の前の通りでございます。と、現在整備中の隈府中央線、そして東西に伸びる正観寺・東原線、警察通りと大琳寺・木庭橋線、キャニオン前の通りにより、市街地の骨格と街区が形成されることにより、沿道の土地利用の高度化が促進され、市街地の構築や都市の発展を支えます。

2点目としましては、中心市街地へのアクセス道路としての効果でございまして、中心市街地は東西に長い形状となっており、東には温泉通り線、西には北宮・袈裟尾線、南には正観寺・東原線が整備されているものの、中心市街地へのアクセスは、それらの道路から伸びます幅員の狭い道や一方通行の道路事情となっておりまして、隈府中央線を整備することにより幹線道路から交通アクセスが改善されますし、整備中の亘・甲森線と接続することで、郊外から中心市街地への交通アクセスが格段に向上するものと思っております。

3つ目は、歩行者の安全性、利便性の向上でございますけれども、車道分離を行いまして歩道幅員4.5mを確保することで、歩行者の安全性確保と樹木や花壇やベンチなどを配置し、快適性を確保することで住民の方々の生活利便性の向上が図れ、外来者にとっては回遊しやすい環境となります。

4つ目としましては、住環境、防災面での改善効果でございます。この道路の現況幅員は4ないし6mと狭く、一方通行の区間もあり、生活道路としては大変不便なようでございますし、また緊急車両にとっても出入りがしにくい道路事業のため、火災や地震等の災害避難活動や消防救助活動の上から早急な改善が必要な道路となっております。また整備することによりまして、防火帯としての効果も期待できます。

最後に、5つ目としましては、中心市街地の活性化を支援する効果でございます。隈府中央線と回遊道路の一体的な整備により、交通アクセスの向上と回遊性の高い歩行者空間が確保されるとともに、市街地の公共空間としてイベントなどを開催するスペースとしても利用することが可能で、中心市街地活性化の支援効果は大きいものが期待できます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） マスタープランの、まさに策定中でありますけれども、泗水の会場に行きました折にも、やっぱりこの参加者の少なさということに興味がいったわけです。岡崎部長、今、説明していただきましたけれども、住民の関心の低さというのは、やっぱりどういうふうに理解したらいいかなというふうに私なりに考えるわけでありますけれども、ほかの事案についてもそうですけれども、それを市役所サイドで嘆くといいますか、嘆くんではなくて、やっぱり自分たちのやり方がやっぱり悪いんじゃないかなということをまず最初に念頭に置いてですね、参加を促すような姿勢であってほしいというふうに思うわけであります。これは単に今回のマスタープランの説明ばかりではなくて、何の説明会なり住民参加を募る事業についてもそういうふうに思います。審議会を開きました、パブリックコメントをしましたというふうにおっしゃるわけですけれども、それは自分たちの都合であつてですね、もう少し立ち位置を住民サイドに、住民側においてスタンスでひとつ考え方直していただくいろんな知恵が出てくると、このように思います。そのことの心構えをお尋ねして、3回目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

都市計画マスタープランや都市計画区域の見直しにつきましては、市民の皆様にご理解をいただくために、昨年4月から9月まで半年間、広報を使ってシリーズで都市計画とはどういうものかについてお知らせをまずしたところでありますし、また先般住民説明会については、開催日等を広報でお知らせし、区長会への参加協力のお願いに伺ったり、放送によるお知らせを行ったところであります。しかし、説明会において参加者が少ない地区もありまして、周知方法についてのご指摘もいただいておりますので、今後説明会等を開催する場合には地元と協議をしながら多くの方に参加していただけるように、回覧板等も利用することなどを工夫してまいりたいと考えております。精いっぱい住民の方に理解できますように周知を図っていくならばと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後1時44分

開議 午後1時53分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 皆さん、こんにちは。眠くなるので大きい声を出せということですので、若干大きい声で質問したいと思います。

私は、毎回「10年後の菊池」を唱える坂井でございます。今は世界同時不況で非常に大変でございますけれども、こういうときは我慢をし、10年先の菊池を見据えて頑張っていきましょう。10年と言っておりますけれども、合併して早4年の月日が流れてしまいました。早いものであります。残りはあと6年であります。合併特例債も残り6年であります。6年はすぐに来ます。だから、将来の菊池を考えるに、福村市長、今が大事なんであります。4年前と今を検証し、質問に移させていただきます。

本所、総合支所について。昨今の菊池市の行政財政施策で私が感じますには、何のための合併だったのか、今の現状を見ますと、本市の将来の活性化への具体的な施策がなかなか感じられない現状でございます。農業施策でも、農家のために必要な補助金をもっともっと積極的に獲得すべきでございますし、特産品対策にももっと力を入れるべきであります。また、商店街、温泉郷の未来像をしっかりと描くことも大事だと思います。特に行財政施策においては、1市2町1村、何のための合併だったのか、合併のメリットは合併協議の中で協議し、納得合意し、合併したはずであります。あえて合併のメリットは皆さんもご存じのはずでございます。合併し、首長、助役、収入役、3役を4分の1にする。合併し、議員を大幅に削減する。59人から23人になると思います。減少率38%でございます。しかし何よりも最大のメリットは、合併し7割補助の合併特例債を活性化のために最大限に利用する。合併し新庁舎を建て、本庁支所方式にして職員を大幅に削減し、財政を健全化し、市の活性化を図ることが合併の最大のメリットであるし、目的だったはずであります。4年経った今日、合併時の初心に返ることも必要かもしれません。

さて、ここで質問でございますけれども、合併前の旧市町村の職員数、それから現在の旧市町村の支所別職員数、合併前の臨時嘱託も含めた職員数と現在の臨時嘱託職員数、本庁の各部別の職員数をお示し下さい。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の合併後の旧市町村ごとの職員数と現在の支所ごとの職員数でありますけれども、合併前の平成16年4月1日現在の職員数でございますけれども、旧菊池市が294名、旧七城町が70名、旧旭志村が72名、旧

泗水町が124名、旧広域行政事務組合が53名の計613名でございました。平成21年6月1日現在の各総合支所の職員数でございますけれども、教育委員会を含めまして七城総合支所が27名、旭志総合支所が28名、泗水総合支所が40名となり、つまごめ荘47名と本庁職員392名を加えますと合計で534名となり、合併前の平成16年4月1日と比較しますと79名の減となります。

2点目の合併前と合併後の臨時嘱託職員の推移でございますけれども、合併前の平成16年12月1日現在が臨時職員49名、嘱託職員171名、合計で220名に対しまして、平成21年5月15日現在で、臨時職員34名、嘱託職員293名、計327名となり、107名の増となっております。主な増員理由につきましては、保育士、介護士、調理師の退職に対する補充で36名の増と、新たな制度であります包括支援制度等に対する介護支援専門員や介護認定調査員といった専門職の設置で18名の増、特別養護老人ホームつまごめ荘のユニットケア化に対応した専門職の増員で24名の増、また教育の充実を目的とした補助教員や特別支援員の設置、図書司書の全校配置、相談員の強化により47名の増となっております。

以上のことから、臨時嘱託職員の補充・配置については、必要に応じて行っているものであります。職員削減すべてを臨時嘱託職員の補充で対応しているものではございません。

3点目の各部ごとの職員数でございますが、6月に採用しました資格免許職の栄養士1名を加えまして、現在職員数が534名でございます。その内訳は、総務部が91名、企画部21名、市民部159名、経済部47名、建設部47名、教育委員会事務局72名、これは各分室も含んでおります。七城総合支所が21名、旭志総合支所が20名、泗水総合支所が27名、水道局9名、会計7名、議会事務局6名、農業委員会事務局4名、監査委員事務局3名となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 先ほどはちょっと間違えましたので訂正をいたします。合併時60人、現在28人ですね。次回選挙で23人になる予定でございます。

今、総務部長からご答弁をいただきました。今の総合支所方式は、合併時、私が理解している中では、新庁舎ができるまでの一時的な段階的手段であると思っております。新庁舎ができたら、支所方式になるようになっていたと思います。それが新庁舎ができるかできないか、現在はっきりしていないと、あやふやであるので、中途半端な総合支所方式のままで業務をやっていると私は思っております。その結果、さっきも言わわれたとおり、職員数は大幅に減りました、といつも言っておられ

ますが、臨時嘱託職員数は合併前の220人が現在は327名となり、なんと107人の増、これには私もびっくりしました。合併は市長、三役、議員を大幅に減らし、庁舎を建て、職員も大幅に減らすことからすれば、それに大きく逆行する。臨時嘱託も含め総職員数、合併時が833人が現在861人と、なんと28人も増えているわけでございます。行財政計画に反する数字であります。総職員は増え、本庁職員も大幅に増えましたけれども、旧町村の総合支所の職員数は大幅に削減をされました。これは、支所方式をにらんでのことかもしれませんけれども、削減率で七城支所70%、旭志で73%、泗水で79%も新庁舎が建っていない支所ではないのに、総合支所なのに大幅に削減され、地域住民サービスは向上したでしょうか。

そこで質問ですけれども、庁舎ができるまでの段階的手段の今の暫定的、今の総合支所方式、現在の本庁総合支所体制で問題点はありませんか。総合支所も含めた職員配置数、業務態勢に対する職員また市民の不満、不備の指摘を受けたことはありませんか。今後、庁舎の決定も見ず、暫定的な今の総合支所方式を続けられるのか。また、他の方法、例えば分庁方式などを考えられるのか、お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの1回目の答弁の中で、臨時職員、嘱託職員の増について説明いたしましたけれども、増員の理由につきましては、新たな制度、いわゆる社会が求める制度の充実のためにということで教育部門、または高齢者の部門についての新たな制度が発生したために増えたということを申し上げたと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、本庁・総合支所の配置人員数に対する職員等からの不満はあってないかということでございますが、組織体系につきましては業務量の調査として、毎年本庁・総合支所等の部課長ヒアリングを実施しまして、業務量を見ながら組織機構改革を実施しているところでございます。また、市民からも意見がないかということでございますけれども、直接的には対応が悪いといった苦情は聞いておりませんけれども、いつでも対応できるように、誰か残っていてくれというようなことの声は聞いております。今後このようなことができる限り少なくなるよう合併協議会における整備方針に基づき住民サービスの低下を招かないことを基本に考えながら、できる限り組織の統合、一元化に努めながら市民の立場に立った組織づくりを行っていくところでございます。

次に、今後も現在の本庁・総合支所方式の体制を続けるのかということでございますけれども、現在の本庁・総合支所の組織体制につきましては、議員ご承知のとおり、合併協議事項にて新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各

市町村の庁舎を総合支所とするとしておりまして、現在も総合支所方式にて配置しているところでございます。

今後も、現在の本庁・総合支所方式の体制を続けるのかと、また他の方を取り入れるのかとの考えはないかということでございますけれども、現在の状況といたしましては、合併協議事項を尊重し、引き続き本庁総合支所方式の体制を続けてまいる所存でございますけれども、地域活性化など様々な観点から組織のあり方について考えますと、分庁方式や総合支所の機能強化なども一つの方法であると認識しているところでございます。庁舎建設におきましては、先に市長より年度内に判断したいと答弁されたところでありますので、その判断を待って今後の本庁・総合支所のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 現在、庁舎等は大変不透明な部分が多すぎますけれども、庁舎を建てずに本庁に大幅に職員と権限、機能を集約するがあまり、駐車場が足らない、建築施設にも多少の無理があり、職員も集中するがあまり、これは私が思っているところでございますが、100%職員の方の能力を引き出せずに発揮できにくくなってしまいかねない。効率性が悪いがために、削減せねばならない総職員数で合併時よりも28人も職員数が増えなければならない事態に陥ってはいないかと思うわけでございます。そして、私が思いますには、もっと総合支所の、このまま総合支所でいくということにして、総合支所の機能の充実を図ったらと思います。支所の課長に、また本庁の課長もでございますけれども、もっと責任と権限を与え、思いっきり働く環境をつくるがために、条例に部課長設置条例を設けたらどうでしょうか。また、それができないときには、執行部でもっと課長に権限を強化すべきだと思いますがどうでしょうか。JA菊池でも総合支所であるのに、毎年着実に職員の削減は行われております。反面、本市の総合支所では70%以上の削減率であります。本市もこのままでいくならJA菊池のように本格的な総合支所方式を見習ってはどうでしょうか。特に経済活動は市全体を網羅しながらも、地域地域の環境も違い、地域の環境・特色を活かした農産物・特産物の生産を図るがためにも、特色ある地域経済振興のためにも、総合支所に建設課、特に産業振興課に職員の増員を図り、支所の強化を図るために、もっと総合支所の機能の充実を図ったらと思いますが、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

最後は、福村市長にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の課長に、特に総合支所の課長の方に権限を与えて下さいというようなことではないかと思いますけれども、市長の権限に属する事務について必要な事項を定め、事務執行について権限と責任の所在を菊池市の事務決裁規定で定めております。その中では、当然本庁であろうが、総合支所であろうが、課長については同じ権限が与えてあります。権限強化につきましては、いろんな案件につきまして課長で決裁ができるもの、部長での合議が必要なもの当然それは市長まで協議した上でというようなものはあると思いますけれども、それぞれの案件によって、できるだけ課長さんあたりが判断できるような組織、やっぱり体制をつくるべきであるというのは考えておりますけれども、そのような形で内部的にはますます組織の見直し等も含めて強化を図っていきたいというふうに思っております。

また、現在の総合支所のあり方ということではないかと思いますけれども、先ほども申しましたように、分庁方式は新庁舎建設までの間は本庁集約型ではなく、総合支所に業務を分散させる考えはないかということではないかというふうに思いますけれども、現段階で、先ほども申しましたように、合併協議会での確認事項を尊重しながら対応してまいりたいと思いますけれども、隣の合志市におきましては分庁方式を採用いたしておりますし、今後旧市町村の活性化や現在の本庁舎を含めた旧庁舎の利活用などを含めたところで検討しますと、やはりその中の1つとして分庁方式、それは先ほど申されました経済部に人員を強化するということになろうかと思いますが、そういう分散したという形の一つの方法として分庁方式等を考えられるのではないかというふうに思いますし、今後様々な組織体制を考える中で議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 支所の機能についてのご不満なり、またいろいろと住民の声としてどうあるべきかといった将来を期したご意見だろうと思います。これまでの答弁の中にもありましたし、ただいま総務部長の方がお答えをいたしましたように、この5年を経過をいたしました中におきまして、非常に経済的な一面において地方が寂れているという、その中でそれぞれの支所というものはその中心的な役割を果たしてきたと思いますが、そういう人の賑わいという一面からいたしましても、何かしら元の庁舎の賑わいを取り戻したいという、そういうお気持ちになられている住民の方々が多くおられるという感じはいたします。そういったことを受けて、今

議会におきましても、議員の皆様方の中から声として、分庁方式という声が見受けられるところだと思っております。今、答弁にありましたように、今後組織体制というものをどうしていくかということは、庁舎の問題とからめながらまた検討していかなければならないと思っておりますので、有り難くご意見を賜りたいと、ご提言として受け止めたいと思います。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 各総合支所、駐車場も広く完備しておりますし、まだまだ立派な施設でございます。利活用、よろしくお願ひします。また、課長に関しては、もっと権限といいますか、与えてほしいという願いでございます。

次に、都市計画について質問いたします。各地区の区分についてでございます。都市計画とは、土地利用における規制や権限、道路や公園などの秩序ある整備を図り、国土や地域の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。森隆博議員の質問と重複する点もあると思いますけれども、森さんは都市計画の区域、もう経験されております、泗水町で。私は無経験で非常に知識もありませんので、あえて質問をさせていただきます。何のために都市計画を進めるのか、まず1点です。他の市町村の都市計画の状況、そしてまたその反応と結果を答えて下さい。また、都市計画区域に指定された場合のメリット、デメリットをお答え下さい。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。先ほど森清孝議員にご答弁したことと重複する部分については、ご容赦を願いたいと思います。

今回説明会を行っております都市計画とは、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要な事柄について、総合的、一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にした計画でございます。都市計画区域とは、開発が進み放置すれば生活環境、生産環境の確保が困難になるような区域において、土地利用の規制、誘導及び道路公園などの整備を図るとともに、貴重な自然緑地などは積極的に保全るべき区域となっております。本市は、平成17年3月に合併をしてしまって、菊池都市計画区域と泗水都市計画区域の2つの都市計画区域が存在しております。都市計画法の第5条に、都道府県は一体の都市として総合的に整備開発及び保全すべき区域を都市計画区域として指定するものと定めておりまして、平成19年度から見直し作業に着手し、ほぼ全域を区域とする案を作成して、先月住民説明会を実施したところでございます。近隣市町村の状況で

すが、植木町は昭和44年に全域指定をしております。大津町も昭和50年に全域指定となっております。また、合志市や菊陽町は、熊本都市圏ではありますが、昭和46年に全域指定となっております。また、お隣の阿蘇市は、旧の内牧が昭和23年に全域指定がされております。山鹿市は今年度から区域の見直しに着手すると伺っております。

次に、メリット、デメリットですが、住民説明会でも資料をお配りし説明しておりますが、主なものはメリットとして都市計画区域内で用途地域を指定することにより、住宅の横に工場を建ててはならなくなるなどがあり、良好な住環境の確保が図られることや、3,000m<sup>2</sup>以上の開発は県知事の許可が必要になり、乱開発の防止につながります。汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設などは、都市計画の位置の決定が必要となり、建築には都市計画審議会の同意が必要となります。また、建築基準法では、集団規定といい、建築における周辺への配慮が求められます。まず、建築確認申請が義務づけられます。メリットとしては、構造上安全な建物が建設されることになりますが、デメリットとしましては、申請手数料などの費用負担が発生をいたします。また、4m以上の道路に2m以上接続する接道義務が発生しますが、メリットとしましては救急車などの救急車両が容易に通行できるようになりますし、火災の延焼防止にも役立ちます。しかしデメリットとして4m以上の道路に接続していない場合は、道路中心から2mの位置まで家を引いて建てることになり、引いた部分は道路と見なされ、塀や生垣は撤去することになります。住民説明会では、図などを使いまして説明を行ってきたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 旧各市町村別に説明を行われたようでございますけれども、ここで簡単ですが2回目の質問に移らせていただきます。説明を聞かれた市民の方々の反応を正直にお答え下さい。泗水町は、合併前に全域を指定してありますが、泗水地区での経緯と泗水住民の現在の声はどう聞かれたのか、お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

市内全域を9地区に分け説明会を実施しました結果、285名の方に出席をいただき、いろいろなご意見をお伺いしました。また、建築許可権者であります県の建築主事にも同行をいただき、建築に関しての質問に対する回答もいただいております。多く出た意見としましては、畜舎や小屋も建築基準法の適用を受けるのかとい

ったものや、崖の制限では集落によって家が建てられなくなる、過疎が進んでいる状況に追い打ちをかけるのではないかといったものもありました。区域に指定されますと、建築確認申請が義務づけられます。10m<sup>2</sup>以上の増改築から基準に適合した建物の建築が求められますが、建築主事としては今まで目の届かなかったところまで指導ができることにより、安全な建物が建設されるところでございました。また崖の建築制限につきましては、都市計画区域にかかわらず県下全域が対象となっておりまして、国民の生命・財産を守ることが目的となっております。既に全域が都市計画区域に指定をされている泗水地区の状況でございますけれども、平成9年10月に指定されており、当時熊本都市圏の市街化の影響を受けまして、桜山地区などに無秩序な宅地開発が多く発生したため、全域が都市計画区域に指定されました。区域指定によりまして、住宅の乱開発は収まったとお聞きしておりますが、一方では畜舎なども建築確認申請を出さなければならなくなつたことが負担ということを伺っております。泗水地区の説明会では、建築基準法の接道義務なども説明を求められましたので、説明をしてきたところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 遅くなりましたが、森隆博議員と言いましたけれども、森清孝議員の間違いでございました。申し訳ありません。

菊池市都市計画見直し案では、保安林及び自然公園法により保全されている阿蘇くじゅう国立公園を除く市全域を都市計画区域にしていくとあります。都市計画区域を指定されますと、先ほども何遍も言っておられますとおり、2m後退しなければならない門や扉、撤去せねばならない建築できない場所が多数存在すると思います。また、先ほどもおっしゃいましたとおり4m広げるために私有地を無償で市道に提供せねばならない、分筆に必要な経費等、また簡単な納屋等にも建築許可が必要り、設計士さんの図面が必要となり費用も嵩むと。また、竜門・水源・旭志等中山間地域におかれましては、崖の1.5倍後退せねばならず、中山間地ではほとんど建築しようにも建築できない箇所が多々あると思います。結果、田舎地域、中山間地域に若者が家を建てたくても建てられず、結局市街の分譲地に定住し、少子高齢化が進み、また本市に家が建てられず、大工さんたちの仕事が減る等、大変な問題に発展しかねないと思います。七城の区長連絡協議会では、全会一致で七城町区域を除外するよう決議文を提出予定だそうでございます。市民生活に大きな影響を与える都市計画区域見直し、全域を指定するのではなく、区域策定にあたりましてはしっかりと地域の市民の声を聞き、地区指定すべき必要があると思いますが、お伺い

をいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

住民説明会終了後に府内の検討委員会を開催しまして、市の区域案に対する意見をたくさんいただきました。多くの意見の報告をいたしましたところでございます。説明会では反対意見もいただきましたけれども、地区単位の説明会を実施してほしいなどもいただいております。より多くの市民に聞いてもらいたいとの要望もいただいておりますので、検討委員会ではこのような意見を踏まえまして、さらなる説明会の実施や議会や都市計画審議会に市民の皆さんのお意見を報告しながら、時間をかけてよりよい区域案を慎重にまとめていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 区域指定ありきではなく、慎重にご審議よろしくお願ひいたします。

次に、菊池遺産につきまして質問いたします。最重要遺産である聖護寺への参道整備と活用について、世界遺産というのがございます。日本では姫路城、安芸の宮島、法隆寺等があると思いますが、本市の姉妹都市遠野には遠野遺産というのがございますが、我が菊池市も独自の菊池遺産をつくっていこうと企画部、頑張っております。市と地域と一体となって自然環境の保全、貴重な文化財の保存ということで、菊池遺産との共存の中で地域との融和、観光資源としての活用により本市の活性化に向けて取り組んでいかれると思いますけれども、ここで質問ですが、菊池遺産の目的と意義、今後菊池遺産をどのように大切に残し、どのように活用されているのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 菊池遺産の目的は、本市内にあります建物や歴史、自然、伝統、文化といった市民が大切に思うものを菊池遺産として認定しまして、市民と市が一体となって将来へ受け継いでいく遺産を守り、活用していくことで魅力あるふるさとづくりを創り出すとともに、本市がより一層発展していくことを目的いたしております。その遺産の活用につきましては、菊池遺産の保護活動によるコミュニティの振興や菊池遺産めぐりのツアー企画、菊池遺産を素材にした地場産品の開発などが考えられます。市民自らが自ら地域の宝物を再認識していただきまして、

地域の誇りや地域間のコミュニティの再構築につながり、それがまた広がりまして、ひいては菊池遺産の保護につながっていくものだと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） ありがとうございました。

次に、聖護寺に対しての質問ですけれども、市長、聖護寺に行かれたことはありますか。聖護寺。企画部長は行かれたことございますか。ついでに、議長は行かれましたか。隈部議員は、合併当初6ヶ月ほど毎週禅の修行に通われていたそうでございます。議長、我々議員もですね、聖護寺に禅の修行にぜひ行ったらどうかと思います。さて、私は先月聖護寺に行ってまいりました。龍門・鳳来地区から狭くて危険な道路を車で1.7km、眼下に棚田が整然と並び、溪流が流れ、高木が建ち並ぶ、まさしく幻想的な風景の限りなくマイナスイオンを感じる中、人里から孤立し電気もない静寂な空間に聖護寺本堂と修行堂が並び、高野山を思わせる雰囲気でございました。この聖護寺は、670年前に菊池一族の13代武重公によって建てられた歴史を感じる修行禅寺でございます。国際的禅道場としても世界各国からの修行など、新聞で幾度となく取り上げられております。また、地元市民、県民との交流修行も行われております。

ここで2番目の質問でございますけれども、聖護寺は菊池市にとって最重要菊池遺産と思っておりますけれども、市はどのように認識しておられますか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 聖護寺につきましては、議員さんの方から今ご紹介がありましたので、重複もいたしますけれども、もう1回確認させていただきますが、その歴史は1338年に大智禪師が菊池武重公より寄進され、約20年間入山されたお寺となっております。その後、約600年もの間、跡形もなく消滅した聖護寺を現在のように復興された方が村上素道老師でございます。この聖護寺をどう考えているかということでございますが、聖護寺を地域の宝物として、区や団体等が推薦され、菊池遺産として認定されれば、次世代へ受け継ぐ郷土の宝物として地域の誇りにつながり、より一層の愛着が深まっていくのではないかと考えております。ただ地域の宝物として保全や保護を行っている区や団体等の方々の気持ちも大切でございますが、菊池遺産として認定されることで、これまでとは異なった環境になることも予測されます。そのようなことから、菊池遺産として推薦される場合には、

その所有者の承諾はもちろん必要となります、菊池遺産となる所有者の思いや気持ちも大切にしながら考えていかなければならないというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） この聖護寺は、九州一の禅寺と聞いております。唯一の禅寺と聞いております。この聖護寺参道は、参道ではありますけれども、地元区民の聖護寺周辺の森林、棚田の管理道として、また地元区民の生活水の水源地の生活道として、また聖護寺の火災、天災、病気等、搬入等の緊急道路でもございます。しかしこの市道は、行かれた方はご存じかもしれませんけれども、路幅が非常に狭く、非常に危険な箇所も数カ所あり、特に対向車とすれ違うとき、場合によっては何百mもバックせねばならないほど離合箇所が少なく、非常に不便で危険な道路であります。今後重要遺産、聖護寺の保存活用のため、そしてまた地元区民の方々は生活、作業道、管理道として市道聖護寺線の整備を強く望んでおられます、市としての対応をお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

市道聖護寺線は、鳳来集落内の鳳来線を起点としまして約2,500mの行き止まりの市道ですが、道路幅員は全体的に3.5m程度が続く道路であり、また左右は急峻な崖で、道路勾配も相当なものであります。改良計画でありますけれども、状況的には困難な路線であります。これまでに局部的な改良としましては、平成11年度に約21m、平成12年度に約43m、平成13年度に約22m、平成15年度に約29mの工事を実施しています。崖地であることで、幅員を広げるためには山林を非常に高い位置から削り始める必要がありまして、現状ではできる範囲での局部改良につきましては地権者の方々のご理解を得ながら実施していく方針であります。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 私は、聖護寺というのは、いろんな観光とか、修行の場として非常に価値がある寺だと思っております。今後もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、新型インフルエンザについて質問いたします。ちょうど今日の熊日

新聞持ってきましたけれども、第一面に「新型インフル、世界的大流行に」と、「警戒フェーズ6」というような見出しで今日の熊日新聞に載っております。新型インフルエンザ対策は、今回のインフルエンザAH1N1の発生は、国家の危機的管理上重大な課題であるとの認識の上、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところでございます。現在、兵庫県、大阪府、福岡県で患者が急増している状況にあると思います。今後国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要があると書いてありました。今回のインフルエンザは、幸いにも感染力は強いが、多くの感染患者は軽症のまま回復している。抗インフルエンザウィルス薬のタミフル治療薬が有効であると。そしてまた、たまたま弱毒ウィルスだったから、これはよかったですけれども、もし南半球で拡大し、そして北半球に来たとき、強毒性になる可能性もございます。もし強毒性だったならば、大変な事態になったと思われます。感染力の強い、毒性の強いウィルスだったことを想定し、本市のインフルエンザ対策を検証してみたいと思います。毒性の強いインフルエンザが熊本に上陸したとして、市と県、保健所の対応はどうされますか。

それから、保育園、老人ホーム、介護センター等の休業・閉鎖をすれば、家庭生活に大きく影響が出ます。感染を防ぐために、病院、学校、保育園、老人ホーム等の施設の隔離休業、閉鎖等の対策はどう考えておられるのか。また、一番大事とされます、これは市役所職員の方も一緒でございますが、マスク、そしてワクチン、抗インフルエンザ製剤タミフル、消毒液、市役所の職員、いろんなところに出向かなければなりませんけれども、防護服、そしてまた隔離されることもございますが、保存食等の準備は市としてどうなさっているのか、お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 何件がありましたので、まとめて答弁したいと思います。

国・県の新型インフルエンザ対策につきましては、健康被害を最小限に留め、社会経済機能の破綻を防止して、社会活動を維持することを目的とした新型インフルエンザ対策行動計画を策定しております。本市としましても、昨年の8月から関係各課との協議を始めまして、本年の1月には情報の共有を図るため、職員研修会を開催したところでございます。また、社会機能を維持するためには、市民皆様に日ごろから災害発生時の準備をしていただくことも大切でありますので、日ごろの健康管理や災害発生時の物品の準備等について、広報紙やホームページに掲載し、正しい知識と情報の提供を行い、啓発を図っているところでございます。さらに、大流行時に臨時に設置予定の診療所の医療従事者用防護用品としまして、ゴーグル約400個、エプロン3,400枚、手袋1,000枚、マスクは医師用が480枚、

職員用が4,000枚、患者用約1万枚、消毒の薬、約100本を確保しております。なお、別に一般職員の窓口対応用のマスクとしまして2,000枚を発注済みでございます。また、市民用の緊急食料品としましては、災害用で備蓄しておりますので、緊急時にはこれを対応してまいりたいというふうに考えております。患者発生時の感染拡大防止のために、保健所検疫ごとに医療機関が指定されておりまして、菊池地域では1施設4所、県下で10施設48所が確保されております。今回のメキシコでの新型インフルエンザ発生を受け、菊池圏域では国・県の新型インフルエンザ対策行動計画を基に、菊池保健所の指導によりまして、菊池地域新型インフルエンザ対策協議会を設置して、菊池郡市での対策を検討してまいります。本市では、電話相談窓口を設置いたしまして、市民の皆様からの相談に対応とともに、先月の5月8日には区長さんを通じまして新型インフルエンザについてチラシを全世帯に配付し、情報を提供するとともに、注意をお願いしたところでございます。また、庁舎や公共施設での感染予防としまして、出入口に消毒液を配置しまして、注意喚起に努めています。また、学校や保育園、福祉施設等につきましては、熊本県新型インフルエンザ対策本部からの基本方針によりまして対応しております。今後は、去る5月21日に設置いたしました菊池市新型インフルエンザ対策本部におきまして、様々な対策を協議してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 本当に熊本で、しかも感染力の強い強毒性のインフルエンザ患者が出た場合、出ると想定して対応は手ぬるいと言おうと思っておりましたけれども、それなりに揃えておられますね。しかしながら、念には念を入れていただきたいと思います。マスクがなかなか市民の手に入らないというようなことが新聞で報道がされておりました。七城にハクゾウメディカルという医療の会社がありますけれども、会社もようやくマスクを手に入れたと。何でだと聞きましたところ、ああいった安いマスクは、ほとんどが中国からの輸入品で、中国が輸出をストップしたからだということでした。そういうことも想定されます。マスクなどは、よければ市の方から全世帯に備蓄していただけるよう通達した方が、いざというときには増えるのを防げると思います。あってはならぬがなくてはならない・・・・ではございませんけれども、強毒性インフルエンザがこの秋にいつ発生するかわかりません。万が一の備えが必要と思います。市に強力にその準備をしていただけるようお願いしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

失礼しました。固有名詞の・・・・というのは、削除して下さい。よろしくお願

いします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

---

休憩 午後2時49分

開議 午後2時57分

---

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよ一般質問の最終日となりましたけれども、しばらくの間ご清聴のほどをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大規模養鶏場建設業者との裁判についてですが、この件につきましては3月の定例会において質問をさせていただきましたが、今回は市長も再選をされ、引き続き市民の代表として頑張っていただくこととなりましたので、確認も含め、また前回の答弁によりますと判決も迫ってきているとのことでありますので、改めてお尋ねをいたします。この旧市営牧場跡における大規模養鶏場建設問題については、平成18年11月15日に地元の水迫地区の住民による大規模養鶏場の建設に反対する住民の会を結成以降、私も地元として、共に建設を阻止するために闘ってまいりました。水迫地区は、豊かな緑と名水百選にも選ばれた菊池渓谷を有しており、この豊かな大自然を子や孫に永久に引き継いでいくことが私たちの責務であるとの思いから、水迫区長会、水迫清流会が核となり、菊池市民への署名活動、立て看板の設置、議会への請願など、全市的な反対運動を展開し、また平成19年2月4日には大規模養鶏場建設即時中止を求める総決起大会が開催されました。このような様々な闘いの努力の結果、大規模養鶏場の建設は中止となり、養鶏業者コスモチキンを支援していた日本ハム並びにホワイトファームを撤退させることができたのであります。その後、平成20年8月6日には、市長自ら文書にて市のこれまでの行政の対応に対して謝罪され、土地の買い戻しを遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき地域環境に配慮した土地利用が図れるよう最善の努力をし、今後においては市が責任を持って問題解決にあたってまいりますとの確約もされました。しかしながら、現在も土地の買い戻しをはじめ問題がいくつも未解決であります。その1つである裁判は、菊池市に対して平成19年5月21日、養鶏業者コスモチキンが市の確認ミスで建設が困難になったとして、土地購入費や営業損害を含む総額1億6,000万円の損害賠償を求めて提訴して係争中であります。その後、請求

額は約1億2,000万円に減額があり、違法原因の有無、損害の存否の額について、本件の想定の整理が行われ、4月21日には最終弁論の取りまとめとなり判決とのことでありましたが、その後の判決の言い渡しはいつごろになるのか、お示しをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 裁判の現況について説明いたします。平成19年5月に提訴されましたこの裁判につきましては、平成19年7月24日の口頭弁論を皮切りに、主なものを申し上げますと平成20年7月4日の第8回弁論準備で原告側土地買い戻しに対する訴えの取り下げ、また平成20年8月8日の第9回の弁論準備で裁判官から求められました和解勧告案に対し、同年9月26日の第10回弁論準備で原告が応じず判決を求めたこと。また、平成21年1月26日の第12回弁論準備で、一つに違法原因の有無、二つに損害の存否とその額について、本件の争点の整理が行われ、同年2月24日の証人尋問及び4月21日の最終弁論で一連の審議を終わっております。今月16日に判決が出る予定であります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。部長の答弁によりますと、今定例会の開会中の6月16日に判決が出るとのことです。いずれにしましても、市は確認ミスを認めての裁判でありますので、非常に厳しい判決になると思われます。損害賠償の金額も多額になると見えますが、市長はこの事件に対して責任者としてどのように考えておられるのか。市長としての責任も含めお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） この裁判につきましては、ただいま総務部長の方からお答えいたしておりますように、一連の審議が終結をいたしておりまして、来る16日にこの判決が下るということでございますので、判決の結果を見ながら行動したいとのように思っております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。いずれにしても、最終の判決が出

ないとわからないということでございます。市民の血税をですね、裁判費用も含め払わなければならぬということは、政治的には失策だと考えます。水迫区長会に対して行政対応における不手際を書面にて市長は謝罪をされて、市営牧場跡地の買い戻しも確約をされています。そこで、改めて市長にお尋ねいたしますが、裁判の結果によっては、市営牧場跡地の買い戻しにも影響してまいりますので、この点も含めお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 判決が下らなければ、想定上の問題にお答えするべきものではないと思っておりますので、あとわずかな日にちでございます。3日後の判決によって、そのときにまたそれなりの対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） 判決が出てから、ちゃんと公表の方もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に道路整備伊倉・黒仁田線、国道387号線の整備の進捗状況についてお尋ねをいたします。伊倉・黒仁田線については、平成18年9月定例会において質問・要望をさせていただき、国道387号線の渋滞時の迂回路としての必要性はもちろん、産山滝、千畳河原への観光ルートとしての重要な路線として認識してもらっておりますが、その後の伊倉・黒仁田線の整備、進捗状況を詳しくお示し下さい。また、国道387号線の整備についてですが、現在重味地区篠倉集落部分が改良されております。国道の改良については、1路線1カ所の工事となっているようありますので、篠倉地区の改良の終了後は、引き続き豊間地区戸豊水の交差点から北中学校前までの区間の整備の要望をお願いするものであります。この区間につきましては、以前前川県議とともに県・市も一緒に同行していただいて危険箇所の確認をし、整備の要望をしております。市としても整備の必要性は十分認識していただいていると思いますが、いずれにしても国道ですので、市としては県に対しての要望になると思われますが、現在の整備の計画の状況がわかれればお示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答え申し上げます。

伊倉・黒仁田線でございますが、全体計画延長が1,550m、第1期事業を黒仁田地区の細永橋から滝地区までの約700m、第2期事業を滝地区から伊倉地区

までの約850mを、各事業年限を5年として平成20年度より着手しているところであります。現在までに平成16年度事業としまして、概略設計を基に地元説明会にてルート選定及び構造の決定を行い、平成20年度にて第1期事業の詳細測量設計を実施し、平成21年4月に地元説明会を開催し、現在用地交渉の準備作業を行っている状況であります。

次に、国道387号線でございますが、現在議員おっしゃるように重味地区の改良工事約150mが施工中であり、県に確認しましたところ7月には供用開始の予定とのことでございますので、北中入口から戸豊水各線との交差点までにつきましては、今後改良事業の要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。伊倉・黒仁田線については、用地交渉が進んでいるということでございます。いずれにしても、早くできるようですね、予算等もしっかりと確保していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、387号線の整備についてですが、先ほども申しましたように、国道は1路線1カ所ずつという形で決まっているそうですので、早急にですね、あの区間については、本当に何ですか、蛇行しておりますので、自動車がたまに落ちるような状況にもなっているということでございますので、実態調査をしていただいて要望をしていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に農業生産法人有限会社ファームきくちの現況についてお尋ねをいたします。ファームきくちは、消費者と生産者の架け橋として、生産者の思いを、消費者の期待をつなげることを基本理念に、農業に子ども、高齢者、障害者の活動の場、活躍の場という新たな役割を加えながら、将来にわたる消費者の食べる安全と生産者のつくる安全をひろく構築するために、平成16年3月に設立され、新規就農希望者の育成、新たな特産品づくり等を目的に取り組みが行われているとのことです。丸5年を経過した現在の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） お答えいたします。

第三セクターファームきくちの現況といたしましては、平成16年3月に資本金1,115万円で設立され、農地、農業機械、施設などの農業基盤を何も有しない状態からスタートしております。ベビーリーフやヤーコンなどの野菜類及びカスミ

ソウ、トルコギキョウなどの花卉類を約1.7ha作付けしながら、多くの就農研修生を受け入れてまいりましたが、経営基盤の主力となる作物がないことから、不安定な経営状況でございました。そこで、平成18年度から赤米、黒米、緑米などの有色米の取り扱いを経営主力と考え産地化に取り組み、中山間地域の農家の皆様に作付けをお願いしております。有色米の利点は、産地が少ないとことなどから高い価格で取り引きされることや、消費者に健康食嗜好に合うことなどで将来的に見込みがあると判断しているところでございます。この有色米を取り扱うため、平成18年度に経営基盤の補充強化を図るため4,000万円を増資し、乾燥、粉砕機などの施設整備を行っております。現在では、有色米の作付け面積は約15haに増えており、西日本でも最も大きな有色米の産地と認められつつございます。

会社の経営状況につきましては、有色米の販売先の確保に苦労し、収支決算も良い結果ではありませんでしたが、昨年末から大手の商事会社との共同による古代米の商品開発を行い、新たな取り引きが増え、平成20年度決算では約200万円の経常利益が出ております。本年度からはさらなる販路拡大を目指していますので、経営の安定化が図られるものと考えております。

また、ファームきくちの関連事業といたしまして、先ほど議員の方からもご紹介ございましたように、障がいのある方が地域の中で活動できることを願い、有色米の袋詰め作業の一部を障がい者の施設に委託したり、保護観察中の少年の就労、更生の場として継続的に受け入れており、国の方から注目を浴びているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。やはり経営状態は、大変なこれまで苦労があったようあります。それに、現在は代表取締役の副市長が不在ですので、総括責任者の原田さん、また業務営業担当の堤様がいろいろご苦労されていると思われます。また、先ほど部長も触れられましたけれども、保護士でもある原田様がファームきくちを保護観察中の少年の職業訓練の場として活用され、その活動の説明を内閣府でされたということであり、全国にファームきくちの基本理念を示すことができたのではないでしょうか。大変素晴らしい取り組みで敬意を表するものであります。このように、様々な取り組みによって経営的には改善が見られるようありますが、平成18年度には市がさらに4,000万円の増資をしていることからも、今後も頑張ってもらわねばなりません。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、今後のファームきくちの経営計画があれば

お示しをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 今後のファームきくちにつきましては、先ほどお答えしましたように、有色米の販売を経営主体に力を入れてまいります。有色米をブレンドし、四穀米や八穀米として商品化しておりますので、小売販売の販路拡大やスーパー等との販売店舗を九州管内から西日本や関東方面まで拡大、あるいは現在取り引きしております約400カ所の全国の更生保護協会支部への販売強化や通信販売による販売等に販路拡大に努めてまいりたいと考えております。既に本年4月から鹿児島、熊本県内の約110店舗のコンビニ「サンクス」の弁当としまして期間限定で使用されました。また、現在ではセブンイレブンのおにぎり用として検討されているところでもございます。また、野菜や花卉類の生産販売につきましては、今までカスミソウなどの花卉類の一部を耕畜連携と周年供給体系が取れるアスパラガスに転換し、産地化づくりに取り組むための試験栽培を行うこととしております。なお、就農研修生の受け入れにつきましても、今までどおり常時の受入体制を継続してまいります。特に本年度はふるさと菊池農業再生推進事業をファームきくちに委託しており、2名を新規雇用し、地産地消に限らず市内外の直接販売先を確保し、農家の皆様と連携して農作物を販売することや規格外農産物の商品開発と販路拡大等を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。サンクスの「よかばい弁当」ですかね、そういうのに使われているということであれば、それぞれにPRをされて、購入のですね、販売促進に協力をするような態勢も取られたらと思います。いずれにしても頑張っていただきたいと思います。

それでは、次に教育の充実、学校規模適正化審議会の答申に対する今後の対応についてお尋ねをいたします。この件につきましては、東裕人議員、葛原議員よりそれぞれの立場から質問・指摘をされ、問題点も多々出てきております。特に東議員の質問によりますと、審議会の公開の内容にも問題があるようであり、三池議員も言われておりましたが、今後議会としてのチェックが必要であります。今回は、通告の内容が答申を受けての対応についてでございますので、はじめに今後のタイムスケジュールをお示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先日の東裕人議員や葛原議員にも答弁しましたとおり、教育委員会としましては今後審議会答申を尊重しながら、市役所内の協議体制を調べ、できれば今年度中には学校規模適正化基本計画の素案を作成いたし、その後少なくとも来年度1年かけて保護者や地域の住民の皆様への説明会を実施し、皆さんのご理解をいただきながら学校規模適正化基本計画の正式決定に向けて取り組んでまいりたいと思います。もちろん、議会へも素案づくりの経過と適時報告させていただき、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。答弁によりますと、まだ具体的にいつからということのあれば決まってないということですが、いろいろ相談をしながらやっていくということでございます。私も先日の全員協議会で答申が出たということの報告の時に意見を申し上げましたが、まずこのように急激に児童数が減少したことに対して予防策はなかったのか、また対応を市として何もできなかつたという思いがあります。行政として複式学級になるのをただ見ているではなく、具体的に施策として改善策があったのではないかでしょうか。早めに対応策を考えていたら、延命が少しでもできていたと思われます。都会からわざわざアトピー等の治療のために引っ越してこられる方もおられます。いろいろな方法も考えられたはずであります。今回の答申によりますと、龍門小学校、白水小学校、水源小学校を菊池北小学校に編入することになりますが、審議会の経過報告の中で、龍門小、白水小、水源小をまず統合したらどうかという意見も出ていたようあります。このように、現場の声を重く受け止めていただき、住民の声を十分吸い上げることが大事だと思われますが、まず3校を統合するというような意見についてどのように受け止めておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 少子化が進む中で、本市においても今後児童生徒の減少が進むことはもちろん予想されますが、今、議員ご提案の件でございますけれども、教育委員会としてはこれまで繰り返しお答えしてまいりましたように、将来の菊池を担う子どもたちのために質の高い、よりよい教育環境を提供することができる適正規模はどうあるべきかということを基本において基本計画づくりを進めてまいりたいと考えております。その計画は、先ほども申し上げましたように、議員の皆様

をはじめ、保護者や地域の皆様のご意見を聞きながら合意形成を図り、どの方法がよいのか、慎重に検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。いずれにしても質の高いということで、今、私が申し上げたようなことは考えていないということだと思います。この答申に係る要望書の提出についての中で、附帯意見として先ほど教育長が申されましたように、従来からある地域コミュニティの枠組みを尊重すること、保護者、地域住民とは十分話し合い、理解と協力を求め、市民をはじめ市議会関係機関、団体に対する行政の説明責任を果たすこと、教育委員会を中心とした府内協議体制を整え、関係者の不安解消に努めること、学校施設の老朽化の検証、学校給食現場の検証、通学距離を考慮したスクールバス等の配置など十分に検討することということで附帯意見が付いております。焦らずにですね、しっかり今、附帯意見を参考にしていただいてですね、スクールバスまたは2学期制、あのときのようにあまりにも事を急ぐことによって、新聞なんかにもいろいろ意見が出ておりましたように、しっかりとした協議をですね、積み重ねて、あまり事を焦らずに対応していただきたいと思います。よろしくお願ひしておきます。

それでは、次に農地政策、耕作放棄地の解消策の取り組みについてお尋ねをいたします。この件につきましては、先日森隆博議員より現状の確認と対策の必要性の質問がありましたので、重なる点があるかもしれませんがよろしくお願ひいたします。

森議員が心配されましたように、私の地元を回ってみると、耕作放棄地が目立ってきており、高齢化が進み、後継者がいない中山間地の現状は大変厳しいものがあります。先日の部長の答弁では、市としての具体的な施策はなく、今後JAなどと連携を取っていくことであり、何とも頼りない答弁がありました。菊池市は、中山間地が多く、現状として耕作放棄地が増加していくのは明らかであります。だからこそ、早め早めの対策を考えいかねばなりません。先日の答弁では、JAとの連携とのことでしたが、ほかにも市としてもっと具体的な解消策の取り組みがあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 具体的な取り組みの現状といたしましては、市単独で実施

しております里山付近における家畜放牧のモデル事業が耕作放棄地等の未利用地の活用という部分で耕作放棄地の解消につながっている点もあるかと考えております。そのほかの市独自の事業といたしましては、現段階ではございませんが、平成20年度に県が耕作放棄地を農地へ復元した場合、面積に応じて助成金を交付する耕作放棄地解消緊急対策事業を設けております。昨年度はこの事業を活用いたしまして1件の3筆、約18aではございますが、耕作放棄地解消に取り組んだところでございます。今後もこのような支援事業の活用もあわせて、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。家畜放牧とその県の緊急対策のあれで1件あったということでございます。あまり市独自のこれといった取り組みはなかったように感じますけれども、中山間地を多く抱える菊池市としてはですね、非常に残念であり、将来が不安になってくるわけでございます。お隣の山鹿市では、一般質問等もあつたようでございますが、新規参入時の農地取得の面積を10aに緩和することによって、耕作放棄地の解消に努める施策を探っておられます。また、議会でも耕作放棄地は農業従事者の高齢化と担い手減が原因として、新規就農者への奨励金支給などの支援事業を重点施策とする方針を示しておられ、具体的な施策が進んでおります。市としては、先ほど部長も述べられましたように、具体的な施策がないということですので、山鹿のようにですね、菊池は何か今20ですかね、20aですかね、それを10aに緩和するなどの方法も一つの解消策につながると思われますが、この点についてはどう考えておられるか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 議員ご指摘のとおり、この耕作放棄地の解消につきましては、今後の大変重要な課題であろうと認識しております。山鹿市の紹介がございましたが、本年4月に農用地区域外の農地に限り農地の権利取得後の下限面積を10aに緩和されていますが、農用地区域内は50aのままで聞いております。本市におきましては、合併前の旧菊池市のみではございますが、山間、中山間地域等の耕作放棄地の解消とあわせ新規就農者の受け入れを行うために、既に農用地区域の内外にこだわらず農地の権利取得後の下限面積を20aに緩和いたしております。下限面積の根拠につきましては、登記目的や資産保有目的での取得を避けるため、

ビニールハウス栽培等の集約的な栽培を行う場合の下限面積を参考に20aとしておりまして、農業委員会で営農計画書等の提出を求め、営農計画に従いどのような農業経営を行うのか、新規就農者の農業に対する意欲等の聞き取り調査が行われております。農地取得後につきましても、地元の農業委員が継続して営農状況を調査されることになります。下限面積を緩和したことによりまして、他県、他市町村からの問い合わせも多く、定年退職をされた方や新たに農業に参入された方もおられ、下限面積を緩和して11件の新規就農や他市町村等から4件の農業参入とあわせて農家として本市への定住化が図られており、一定の効果が出ているものと考えております。下限面積の見直しにつきましては、現行の旧菊池市だけが20aと定めておりますので、本市全域に拡大すべきか、あるいは山鹿市並に農用地区域外の農地に限り10aに下限面積を緩和すべきか、今後担い手育成、総合支援協議会等で耕作放棄地対策も含めまして協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。お隣の山鹿が10aでございますので、市外から来られるときには、やっぱりそれが1つに基準になるかもしれませんので、しっかりそこは、10aにしたとしても受け入れのときにきちんとチェックをすればいろんな問題は解決するかと思いますので、そこはしっかり検討していただきたいと思います。ここにですね、新聞の切り抜き、いっぱい持ってきておりますけど、もうこの耕作放棄地の活用とか、そういうのがいっぱい、毎日記事に載ってきております。それなのに菊池市は特別なあれがないということで非常に残念でございます。県の方も県独自のこの資料がありますけれども、もうこの耕作放棄地解消緊急対策事業です。だから、いずれにしても菊池市はもう中山間地ばかりでございますので、緊急に取り組んでいくのが常識だと思います。改めて市長の方にですね、施政方針の中にも耕作放棄地とか、そういうのはもう一言も載っていませんでしたけれども、これも一つの大きな農政の対策で、地域の所得を増やすためにも必要なことだと思いますので、市長の考えも一言いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま部長の方から答弁申し上げましたとおり、菊池市はいち早く農業特区という特区を取りまして、全国に先駆けて20aの下限面積をもつて農用地の取得ということで、荒廃する農地を防ごうということでなってきたわけ

であります。そのことによって、今、効果がこのように表れているということで、新規の就農者、あるいはまたこの菊池市に定住をされる方といった効果が出ているということは評価すべきものだと思っております。お隣の山鹿市の方が農用地区域外について 10 a としているということでありますから、その善し悪しについてはお互いにあるんじゃないかなと思いますが、いずれにいたしましてもご指摘のとおり中山間地域を多く抱えているということでありまして、後々の後継者がいないというところがたくさんございますので、全般的にこういった農用地の利活用について、そして食糧自給率をもっと上げなければならないという国策に従って、私たちは、特にこの菊池市の農地について保全活用していくかなきやならないということで対策を進めてまいりたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。先般、隈部議員が紹介されました長野県の川上村のカリスマの村長とはいきませんけど、福村市長にもしっかりと頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、環境整備基金の現状と運営についてお尋ねをいたします。この環境整備基金については、これまで何度も使途目的が廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費と決まっていることから、質問・要望を続けてまいりましたが、未だに 1 円の経費も周辺地域、水迫地区には活用されておりません。水迫地区は、昭和 56 年、旧菊池市の柏地区に産業廃棄物の最終処分場九州産廃が操業して以来 28 年間、地域住民は今日まで産廃問題に悩まされ、心休まる日はなったのであります。平成 16 年 1 月から菊池市での埋立処分を 1 日でも早く終わってもらうため、また協議に参加することによって水迫地区の活性化になるのであればと断腸の思いの中、地元水迫区長会の決断によって 4 者協議や環境保全協議会での問題解決に向けての協議が始まったのであります。その後、他の自治体からの環境保全協力金も水迫地区のご理解と協力のおかげで徴収できているのでありますので、早急に環境整備基金を地元水迫地区の環境整備に活用していただくのが当然の権利であると思います。そこで改めて確認を含めお尋ねいたしますが、環境整備基金の現在の状況並びに基金の運営のための環境整備基金運営委員会の開催の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 木下議員の環境整備基金の現状と運用につきましてお答えをいたします。菊池環境整備基金につきましては、昨年度からの一般質問の中でお

答えしておりますとおり、基金の目的に基づいて活用したいと考えております。

まず、菊池市環境整備基金の積み立て状況でございますが、環境保全協力金が平成20年度の確定額を合算しました1億1,265万円、九州産廃株式会社からの寄附金が約7,452万円、基金利子が約143万円で、積立総額は約1億8,860万円となっております。

次に、基金の運用につきましては、去る6月1日に菊池市環境整備基金運営委員会を開催したところでございます。委員会では、基金の一部を活用することを前提に運用額や運用地域の範囲、事業の内容、実施年度、補助率等の考え方などを協議いたしました。まず運用額につきましては、環境整備基金のうち九州産廃株式会社からの寄附金が施設周辺の環境整備を目的に寄附されたことから、その趣旨を十分に尊重し、寄附金額を限度として運用したいというふうに考えております。

次に、運用地域の範囲及び実施年度につきましては、施設周辺地域であります水迫地区を基本といたしまして、一定の実施期間を定めたいというふうに考えております。また、補助率や充当額などにつきましては、事業の必要性や地域の平等性など地元の意向を十分確認した上で、再度委員会を開催いたしまして決定したいというふうに考えております。その旨を市長の方へ報告したところでございます。

また、決定事項につきましては、地元の区長会等にも説明してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。市民部長の答弁によりますと、総額は1億8,000万円ぐらいあるということですね。

それとですね、九州産廃からのですね、寄附が7,450万円ぐらいあるんですが、本来であればですね、これは平成11年から15年までの経常利益の5%を上限として積み立てた分が7,400万円寄附が行われたわけです。その後、平成16年から20年まで、それぞれ決算が出ておりますけれども、それがその後ですね、1億937万7,930円ぐらい、もう本来であれば5%あったわけです。それが菊池市で本来であれば基金として九州産廃に積み立てられて、それが本来であれば菊池市にこの7,400万円と同じように寄附が本当は入ってくる分だったわけですね。そうでしょう。そういうことも含めてですね、先ほど何か九州産廃からのこの基金を地元の周辺整備の開発に使うということでおっしゃいましたけれども、そのお金ももちろんそれは周辺整備に使うお金ですけれども、住民の気持ちとしてはですね、本来であれば他の自治体からその一般廃棄物を持ち込んだときの協力金、

この分についての1億1,000万円弱ですかね、その分をやっぱり地元に使っていただきたいという気持ちが本来の気持ちだと思うんですよ。やはり地元としてはですね、やっぱり九州産廃から直接その地元としてそのお金を使わせていただくということは、やっぱりいろんな思いが出てくると思います。ですから、お金にいろいろはありませんけれども、私も地元の方々と話すんですが、やはり協力金の方を取り崩して地元の活性化に先に使っていただいくと、そういう姿でやっていただいた方が私としては地元の代弁者としても同じ意見だと思います。そのことも含めてですね、市長の方にどういう考え方でいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境整備基金の運用につきましては、これまで議員の方からたびたびご質問があって、その都度お答えをしたとおりでございまして、環境整備基金条例に基づきまして活用したいと、このように考えております。このことを踏まえまして、先ほど市民部長が答弁をいたしましたとおり、条例に基づく運営委員会を開催いたしまして、基金の運用方法につきまして協議をしたということでの報告を受けたところでございます。環境整備基金は、その目的であります地域の環境整備のための財源に充てるほかに、九州産廃株式会社の最終処分場の操業の短縮及び埋立処分場の終了に伴う補償金の財源に充てるという重要な目的があります。一部協定の変更協定に伴います補償契約を締結する際におきまして、市民の皆様に財政的な負担をかけないことを理解していただいておりまして、補償金に対する県からの2分の1の補助をしていただすことと、産廃立地交付金や環境保全協力金で環境整備基金へ積み立てて補償金へ充てるようにしておるところでございます。こういったことから、基金の目的を考慮して基金の積み立て状況を見据えるとともに、運用につきましては九州産廃株式会社からの寄附金を活用したいと、このように考えております。また、これまで産廃問題の早期解決につきまして、地元水迫地区の住民の皆様方をはじめといたしまして、全市民の協力とご理解によって取り組んできております。環境整備基金の活用につきましても、水迫地区はもちろんのことであります。市全体の環境整備についても活用していかなければならぬと、このように考えております。また、今後運用の方法が決定した事項につきましては、地元の区長さん方に対しまして説明をしてまいりたいと、このように考えます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） 何度もですね、この件については質問させていただいており

ますけれども、なかなか進展をしないというのが現実であります。地元の方もですね、具体的に戸城地区についてはもうインフラ整備、水道設備の整備についての陳情をきちんと出されておりますし、今回は鉢の甲の方も公民館の整備と、いろんな形で具体的に地元の要望は出ているつもりであります。それなのに、なかなか決断ができないないと。それとですね、正直な話、もう産廃との13項目の協議等も含めて、最終的には27年度からの本当の4年間短縮ができるかどうか、この問題ももう大きな問題になってきていると思います。10月には南部清掃とのいろんな決断もする時期に来ておりますし、本当にこのまま引き延ばしとて、最終的に4年間短縮がきちんとできて、今、市長がおっしゃったように、そのちゃんとした半額の支払いできちんと交渉ができるのか、そのことも不安でございます。

それと、立地交付金が7億円強来るということでございますけれども、まだその拡張のその施設はできあがっておりません。そのことも含めて、いつ本当にそういう立地交付金が入ってくるかどうかも目途が立っていない状況でございます。だからこそ、この今1億8,000万円強のその基金については、いち早く地元周辺のですね、環境整備等に使っていただきないと、やはり皆さん高齢化率が高い地域でございます。本当に、悩んでいる間に、いろんな事を悩んでいる間に亡くなっているいらっしゃる方もいらっしゃいます。何のメリットもなかったと、そういう地元の不安な声がいつも私たちに聞こえてきます。そのことも含めてですね、本当に市長として決断をされる気持ちがあるのかどうか、そのことも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） この利活用につきましては、この整備基金というものについては、全市民的な産廃問題、環境問題に取り組んでいただいたという思いがあります。そして、全市民の、旧菊池市民の合意によって、この短縮して操業を止めていただこうと。それについて一番大きな課題であったものは、その営業の保証と、損失の補償ということでありました。その財源を菊池市民の皆様方に負担をいただくことは大変大きな個々人の負担になってくるということで、概ねこの負担がないような方法等を考えていかなきゃならないという中で、その当時におきましては非常に新たなる税目を設けようというようなことが全国的な動きがあつておりました。例えば東京都におきましては、ホテル税とかといったものが論議をされておった最中であります。私は新しい税目として産廃税に目を付けて、この産廃税の徴収によつて、この解決金を見出したいと思ったところであります。しかしながら、産廃の動きは非常に広範囲に及んでいるということもありまして、県を跨ぐほど、もしくは

また九州域内を超えていくというようなごみの移動があるということで、補足しづらいということもあって、これは県の方にたびたび足を運びながら、申し入れをしてまいりまして、県の方が全九州の知事会において産廃税の導入をいただいたということでございます。解決の補償金について、12億円余について県が2分の1の負担をし、さらにその6億円に及ぶところの交付金というのは、この5億円ということで不確かなものではないかという心配もありますけれども、県の方との協定の中におきまして、そういうことが折り込んでおりますので、残り1億円余というものについてがこの協力金ということで、一般廃棄物の処理というものについて、その当時ご在籍の議員の皆さん方はご記憶のとおり、それを認めるることは産廃の処理場の処理分というものを認めることになるんではないか、ごみ量がまた一般廃棄物が増えるんじゃないかと大変な心配の意見を含めまして議論が2つに分かれたわけですが、結果的にはご承認をいただきまして条例の制定になり、そして今、数字が示されました1億円余の協力金が現在積み立てられているということになります。地元につきましては、これまで補助金を利用したり等としながら、少なくとも水迫地区の皆さん方に対しましてこれまでのいろんなインフラの整備かれこれを含めて、里山の家などなど、すべてについて要望していたものについては的確に答えてすべてが処理されていると思っております。ただ時間的なものにおいて、解決のできていない部分ももしかするとあるのかもしれません、柏・木渡線をはじめとしたしまして概ね解決をしてみたと思っております。この後につきましては、今、ご指摘の、私の方も九州産廃さんの内部的な決算内容というのはまったく知るよしもありませんのでわかりませんが、1億円余が積み立てられなければならないものと想定がされるとすれば、そのものについてもまたこの解決と同時に会社の方には要請をしてまいりたいと思います。そのことをあわせれば、やはりこの地元に対しましては相当の部分について、その用途というものが財源的に確保されると思っておりますし、のこと以外におきましても、基金だけにこだわることなく、その基金を元にしたいわば補助裏の分を持っていくということにすれば、さらに事業は大きく伸びてくるんじゃないかと。要は、それぞれの水迫地区の皆さん方が何を求めておられるか、どんな事業を求めておられるかということを出していただいて、その中で効率的な財政運営を果たしていけばいいのではないかというふうに考えております。

○16番（木下雄二君） よろしくお願ひしとります。

○議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は6月19日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれで散会します。  
全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後3時5分

第 6 号

6 月 19 日

# 平成21年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

平成21年6月19日（金曜日）午前10時25分開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
  - 第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
  - 第3 意見書案第5号 国民健康保険制度見直しを求める意見書の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決
  - 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 

### 追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議案第62号 副市長の選任につき同意を求ることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議案第63号 監査委員の選任につき同意を求ることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議案第64号 公平委員会委員の選任につき同意を求ることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第65号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて  
議案第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて  
議案第67号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて  
議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて  
議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 報告第7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について  
報告第8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について  
報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  
報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について  
報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  
報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について  
報告第13号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第14号 有限会社有朋の里酒水経営状況報告について  
まで一括上程・報告

---

**本日の会議に付した事件**

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第3 意見書案第5号 国民健康保険制度見直しを求める意見書の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第5 議案第62号 副市長の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 議案第63号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第7 議案第64号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第8 議案第65号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第67号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第9 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて  
議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて  
議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第10 報告第7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について  
報告第8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について  
報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  
報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について  
報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  
報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について  
報告第13号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について  
報告第14号 有限会社有朋の里酒水経営状況報告について

まで一括上程・報告

出席議員（28名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君
5番	藤野	敏昭	君
6番	樋口	正博	君
7番	二ノ文伸	元	君
8番	中山繁	雄	君
9番	水上博	司	君
10番	三池健	治	君
11番	怒留湯健	蓉	さん
12番	坂本昭	信	君
13番	隈部忠	宗	君
14番	奈田臣	也	君
15番	葛原勇	次郎	君
16番	木下雄	二	君
17番	坂井正	次	君
18番	森隆	博	君
19番	山瀬義	也	君
20番	本田憲	一	君
21番	柄原茂	樹	君
22番	松本登		君
23番	工藤恭	一	君
24番	境和	則	君
25番	北田彰		君
26番	外村國	敏	君
27番	徳永隆	義	君
28番	横田輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高木信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君



事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時25分 開議

○議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月5日の会議において、各常任委員会から審査を付託しました議案第53号から議案第55号まで、議案第57号から議案第60号まで、陳情第3号の9案件及び継続審査の2案件について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題としたいと思います。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） おはようございます。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例関係2件、予算関係1件、議決案件2件、それと昨年12月定例会からの継続審査案件1件、計6案件でございます。2日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告します。

まず、議案第53号、菊池市行政改革策定審議会条例の制定についてを申し上げます。この条例は、菊池市行政改革大綱の策定に関する事項を調査審議するため、審議会を設置するものです。審議の過程で、「行政大綱策定にはいろんな審議会や委員会を参考に策定すると思われるが、それぞれの会は公開で行われるか、非公開にするのか、また記録は全文記録か、要点記録か」との質疑に、「基本的には公開とし、記録は全文記録と考えている」との答弁でした。また、「策定スケジュールでは8月に素案を審議会に諮問、11月を目処に答申を受け、その内容をパブリックコメントに諮り、幅広く意見を求めるとの説明であったが、学識者がまとめた素案に対し住民の意見が反映されるのか」との質疑に対して、「付属機関として位置付けしてあるものには、パブリックコメントを求めなくてもよいとなっています。しかし、審

議会に参加できない市民の方の声を審議会の答申（方向性）が出た段階で、反映されたいので意見を求めることにしました」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。この条例は、審議会、検討委員会、認定審査委員会の報酬及び費用弁償の日額を制定するものです。審議の過程で、「行政改革大綱審議会の委員の中に学識経験を有する者2名（日額2万円）とあるが、この方を識見委員といわれるのですか」との質疑に対し、「行政改革については専門知識が有されるので、大学及び弁護士の先生を考えており、識見委員とさせていただきます」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第2号）、今回の補正は市長選挙後における肉付けのための補正予算です。主なものは、本庁舎の空調全面改修費、新工業団地整備促進委託料、光ブロードバンド整備負担金、これは泗水地区ですけども、のようです。

審議の過程で、「県立大包括協定委託料は緊急時の対応として支払うと言われましたが、その内容は」との質疑に対して、「いろんな会議を進める中で、教授等の意見を聞くことや研修に行っていただくことが緊急に発生することもあり得ると想定して、またその会議等がスムーズに進行するために予算化したものです」との答弁でした。また、「バランスシートを早急に作成するように、職員の研修は早めに行う考えはないか」との質疑に、「平成20年度から決算書は公表するようになっているので、9月ごろには公表できるような形でつくりたい。昨年から研修を行っていますので、今年度も引き続き研修をおこなって行きたいと考えています」との答弁でした。それと、「光ブロードバンド整備はケーブル敷設が終わったところから順次、加入できるのか。全部終わってからの加入になるのか」との質疑に、「ある程度まとまっていると加入できないので、今後は1人でも多く加入できるように交渉している」との答弁でした。また「整備事業負担金を選択した理由は」との質疑に対して、「この制度には公設民営と民設民営の二通りの方法があるが、将来的には安くつくということで民設民営を採用した」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、訴えの提起についてを申し上げます。温泉使用料等をはじめとする市税未払い金請求に係る訴えを提起するものです。この目的は、公平公正な税負担を図るためのものです。

審議の過程で、「かなりの金額になってからの訴えであるが、以前には訴えを考え

たことはないのか」との質疑に、「今回の提起は平成19年11月に根抵当権付債権の差し押さえによりできるといえる。その前は国税徴収法に基づく不動産の差押さえは執行していたが、それ以上の事は手が出せない状況でした。今回、捜索を行ったことにより、会社制度の濫用及び背後者の存在が判明したもので、今回の提訴になった」との答弁でした。また、「実状を市民に知らしめるためにも会社名を明らかにしたらどうか」との質疑に、「提訴前であり、慎重に進めてまいりたいと考えています」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、辺地総合整備計画の変更についてを申し上げます。この変更は、伊牟田地区防火水槽設置工事の追加と戸城・渡打線道路改良工事の追加です。

審議の過程で「辺地総合計画が平成21年度で切れるとのことであるが、平成22年度からはどうなるのか」の質疑に平成22年度から新たに5年間の事業計画及び辺地地域の見直しを行い、国に申請します。今22年度からの事業計画と辺地区域の見直しを行っているところです」との答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

継続審査の議案第116号、菊池遺産認定条例の制定についてを申し上げます。昨年の12月議会で提案された議案ですが、条例と予算は伴っておらず、継続としておりました。今回ようやく483万5,000円が計上されました。

審議の過程で質疑がありましたのは、「菊池遺産を活用し、観光の資源にしたり、市の活性化につなげていってはどうか。また保存するだけの菊池遺産では意味がないと思う。どのような位置付をしているか」との質疑に対して、「菊池遺産については保護と保全と活用をセットで考えています。活用の1つには、市外に発信して観光の目玉にするものと、もう1つは地域の宝として保存していくもの、この2つを考えているとの答弁でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本定例会で当委員会に付託されました議案の審査及び結果であります。議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告いたします。

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案は、条例2件、予算1件と継続審査の請願1件でございます。現地調査を含め2日間にわたり慎重に審査をいた

しましたので、その経過と結果を報告いたします。

議案第54号、菊池市保育所民営化検討委員会条例の制定についてですが、まず最初に行政改革の取り組みについての説明があり、菊池市行政改革大綱と集中改革プランに沿い、将来の菊池市財政の健全化を目指し、行政経営手法の改善等を進めてきた中で、今回の上程に至ったということでした。この条例上程の説明として、公立保育園5園を対象としたものであり、保育所に対する市民ニーズは高いものの、必ずしも公立保育園でなくてはならないということではなく、民間活力を図った方が少ない経費で同程度のサービスが実施できる。また新生児の出生状況から見て10年後の予測として120人ぐらいの園児の減少が見込まれ、競合や私立保育園の経営圧迫が予想されることから、財政面あるいは職員適正化計画の面からも民営化に妥当性があるという府内の検証結果に基づくものだということでした。民営化することによる園児・保護者への影響はないものと考えられるので、民営化することにより捻出された財源で新たな施策の展開ができるという説明もありました。また、検討委員会は、関係機関や学識経験者等6名以内の構成で組織したいということでした。委員からは、「何年を目途に考えているか」との質疑に、本年10月くらいには答申を得たいとのことがありました。また、「検討委員の人数やその構成の根拠及びサービス面への影響はないか」との質疑に対しては、「検討委員会メンバーは大学の先生・園長・保護者等を考えており、サービス面については、保育園ごとに特長はあるが、保育サービスや保育の質から見た影響はないと思われる」との答弁でした。保育所民営化については、本会議での質疑における、はじめに民営化ありきの条例制定ではないとの答弁を受けて、そのことも当委員会で確認されました。また、職員削減につながることについては、「あくまで行政改革の一環であること、保育サービスに対する市の姿勢については、民営化されたとしても当局による指導監督は変わらない」という答弁でした。その他に委員からは、「民営化を早く進めてほしい」との意見も出されました。また、検討委員会は基本的に公開とされ、議事録についても全文記録とされるということでした。

次に、議案第55号、菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例の制定については、ふじのわ荘とこすもす荘を対象としたもので、議案第54号と同様に民営化に妥当性があるという府内の検証結果により、今回上程に至ったということでした。検討委員のメンバーは、入所者の関係者・社会福祉法人経営者・大学教授・老人会・民生児童委員会等を考えているとの説明でした。委員からの「何年を目途に考えているか。検討委員会は何回開催するか」との質疑に「検討委員会は4回ほど開催し、本年10月くらいには答申を得たい」とのことでした。また、「条例は1つであるが、ふじのわ荘・こすもす荘はそれぞれに条件や環境が違うので、施設ごとの検討とな

るのか」との質疑に、「それはそうである」との答弁で、したがってそれぞれに違う結論が出る可能性もあるとの答弁で、それに対して委員から、「スケジュールに無理があるように思われる所以、後でトラブルが起きないためにも十分な協議をしていただきながら進めてほしい」という意見がありました。

以上の2案件については、原案とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第2号）について主なものを報告いたします。

民生費中、高齢者福祉施設建設費1,239万5,000円は、菊池市老人福祉センター建設に伴うもので、平成22年度本体着工のための基本設計委託料371万9,000円と実施設計委託料867万6,000円ということでした。説明によれば、平成20年度に土地購入、水路里道付け替え分筆表題登記、地質調査等が執行されており、本年度は、基本設計委託によりプランの決定・建築確認申請の準備、また実施設計委託により工事金額・工期・工事請負契約の条件等が整えられていくということでした。これに対する委員からの「何年も前に計画したものであり、見直しも必要ではないか」との質疑に対して、「それは基本設計の中で修正も含めた議論をしていきたい」との答弁がありました。また、跡地利用の説明がないことや、現在の場所を拡幅整備する見直し案、あるいは箱物建設そのものの見直しの意見が出されました。また一方で、旧菊池市から長年の重要懸案であり、いろいろ検討した結果が現在の予定地があるので、高齢の方々が待っておられることを配慮して予定どおり進めるべきだという意見も出されました。これに対して、委員から、さらに市民の意見を聞き、見直しも含め十分検討するよう強く要望いたしました。次に、衛生費中、塵芥処理費1,629万4,000円の補正のうち主なものは、陣内最終処分場のドーム内のごみ処理委託料であり、平成16年当時に満杯状態にあった不燃ごみを万が一に備え、許容量の半分にするという計画のもと行うもので、あと600m<sup>3</sup>取り除けば目標に達するという説明でした。そのごみ処理委託料として1,260万円、ごみ運搬委託料として239万4,000円を計上したことでした。これについては、現地調査を含め慎重に審査をいたしました。委員からの「この補正で委託は終わりですか」との質疑に、執行部から「終わりである」との答弁でした。また、九州産廃との約束はほかにないかとの問い合わせに「ドーム内の件についてはこれで終わりである」との答弁でした。ドームの当初の目的及び最終的な処分、あるいはごみの全量撤去の手法、残地利用のあり方等々、ここではごみ処理に関する基本的な方針と効率性や費用対効果が厳しく糺されました。これに対して、ドームについては閉鎖し撤去する予定であったが、最終処分場の計画が進まない限りは、しばらくは現状のままとせざるを得ないとのことになりました。今後のごみ処理計

画については、菊池環境保全組合と一緒にやっていくとの基本的な姿勢が確認されました。

以上が、議案第58号の審査の主なものでございますが、これについては反対・賛成討論がありましたので、採決を行い、その結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

終わりに、請願第5号、菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書については、県の調査結果を受け、当委員会としては協議会、委員会を重ね、資料に目を通し、また担当課からの説明を受けてきましたが、当委員会として採択までに至らず、今回も継続審査ということになりました。

以上が文教厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、慎重審査の上、速やかにご賛同賜りますようにお願いをいたしまして、文教厚生常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） 経済常任委員長より経済常任委員会に付託されました案件について、審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算1件、陳情1件の2案件でございます。

はじめに、議案第58号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

農林水産費の工事請負費383万3,000円は、水迫里山の家の合併浄化槽設置工事費です。委員から、「公費負担で立門浄化ポンプを使用している「月華亭」について、立門浄化ポンプを撤去する旨の通知をしているのか」との質疑があり、執行部より「既に通知を行い、6ヶ月の移行期間を設けている。訴訟問題も発生していますので、並行して進めて行く」とのことでした。

次に、商工費の各商工会への活性化補助金に関連して、委員より「4市町村が合併して4年になるが、商工会は合併していない。現在、商工会の合併について膠着状態にあると聞いている。合併については様々な問題があると思われるが、市としての指導・助言をしていくべきである」との意見がありました。同じく、商工費の四季の里自然ふれあいプログラム事業委託料536万円については、委員より「3月定例会にて第三セクター経営検討委員会の設置が決まり、今から「四季の里旭志」の方向性を諮問するなかで、500万円のソフト事業を委託するのには疑問がある」との意見に対し、執行部から「四季の里自然ふれあいプログラムは、ふるさと雇用再生特別基金事業として、現下の雇用失業情勢にかんがみ、雇用機会を創出することを目的としたものであり、財源についても100%の県の補助である」とのこと

でした。

以上の案件につきまして、反対討論もありましたので、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

最後に、陳情第3号、要望書については、現地も調査し、陳情者とも協議し、慎重に審議いたしました。審議した結果、陳情書の性質の相違や畜産業全体の支援を考慮する必要があるため継続審査となりました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、2案件について、経済常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○建設常任委員長（隈部忠宗君） おはようございます。建設常任委員会のご報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案は、補正予算案2件ありました。2日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第58号、平成21年度菊池市一般会計補正予算中付託分について申し上げます。

その主なものは、道路橋りょう総務費では、単県道路維持工事11件分の負担金です。

次に、道路橋りょう新設改良費5億2,740万1,000円の増額補正の主なものは、亘・甲森線他6路線の測量設計等委託料、亘・深川線の不動産登記料及び永出分・上庄線の測量実測関係委託料、西迫間・寺小野線他16路線の改良工事、亘・深川線の公有財産購入費、国道325号線4車線化に伴う森北2号線の拡幅経費の負担金、亘・深川線他17路線の補償です。

次に、道路橋りょう維持費1億7,189万6,000円の増額補正の主なものは、大琳寺・袈裟線他7件の測量設計委託料、花房台地側溝工事ほか旧市町村の維持工事、亘・甲森2号線他5件の公有財産購入費です。

次に、河川総務費1,840万円の増額補正は、6カ所で急傾斜地崩壊対策事業負担金です。

委員から「グリーンロードの入口で現在工事がっているのは、花房・森北線の改良工事なのか」という質問に、「国道325号線の4車線化に伴い、交差点部分の改良を県が一括して行っている。グリーンロードの一部に入り込んでいるが、交差点工事の中で、県道西古閑・泗水線が南の方から上がっているが、変則四叉路のた

め、迂回して花房・森北線に接続する工事を行っている」との説明でした。また「当初グリーンロードは、花房の道路計画の中で幅員が13mのうち4mの農用専用道路を設けると聞いていたが、計画では幅員6mで計画されている。4mのトラクター専用道路が必要ではないか」という質問に、「道路の改良6mと歩道、農耕車両については、基盤整備事業の中で併行して行うよう要望している。」とのことでした。

次に、都市計画費2億7,281万2,000円の増額補正の主なものは、都市計画道路見直し検討業務委託負担金、上町線回遊道路の整備、隈府中央線の街路道路の整備、多目的運動広場バックネット裏本部席建設工事、ゲートボール場雨水排水整備工事、七城松島公園の植栽です。

次に、住宅費2億137万3,000円の増額補正の主なものは、市営住宅葉山、北園、福本の8棟20戸の改修工事、地デジ放送対応工事（旭日西、渕園、福本）と葉山、袈裟尾、北宮、北園団地の火災警報設置が主なものです。委員から「都市計画道路の見直し検討について、昭和33年計画、昭和36年路線を決めて50年間53条で規制をかけてきた。変更で取り組まれるのか」という質問に、「見直しとは将来を見据えて検証することで、適正なら存続、適正でないならルートの変更、再検討することである」ということでした。「道路ができるから考える」という人たちがいるので、見直しか、検討、廃止について路線の関係者には一人ひとり十分な説明をしたいとのことでした。

議案第59号、平成21年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）について、5,000万円の増額補正の主なものは、事業量の増加とパソコンの耐用年数により、水道料金システム、会計システムの強化のための備品費です。

以上、6月16日の現地調査を踏まえ、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、建設常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で請願第5号及び陳情第3号は継続審査です。

これから、請願第5号及び陳情第3号を除き、議案第53号から議案第55号まで、及び議案第57号から議案第61号まで、並びに継続審査案件の議案第116

号を含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） おはようございます。

議案第54号、第55号、第57号に反対討論を行います。

まず、議案第54号、菊池市保育所民営化検討委員会条例の制定についてです。初日の質疑で「民営化先にありきではないか」、お尋ねをしました。執行部は、「ありきではない」と答弁されましたが、一般質問の答弁でも、委員長報告を聞いても、市としての結論は民営化であることははっきりしています。市としての結論を決定してから市民に説明して理解を求めるなどを「先にありき」というのであって、結論が出た上で開く委員会は意味があるのか、疑問です。それから、委員会の構成も当事者の声を正しく反映するものではないと考えます。10月にも答申が出されることがあります、これまで3年間保護者の声は聞かないで、今後数箇月で保護者の声をしっかりと聞く保証はありません。今やるべきことは、一番の利害関係者である保護者の声を聞くことであり、それなしの委員会設置は、市民不在の民営化を加速させることになります。よって反対します。

次に、議案第55号、菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例の制定についてです。これは、同趣旨により反対をします。

次に、議案第57号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。そもそも第54号、第55号に反対であり、その委員会の報酬、費用弁償はまったく必要がないと考えていますので、反対をします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号から議案第55号まで、議案第57号から議案第61号まで、並びに継続審査案件の議案第116号について採決します。ただいま討論がありました議案第54号、議案第55号、議案第57号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第53号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第116号、以上6案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の6案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第54号、議案第55号、議案第57号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第54号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認め、したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、坂本修一君、堤慎一君、緒方正俊君、熊坂恭博君を指名しま

す。

お諮りします。ただいま指名しました選挙管理委員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました坂本修一君、堤慎一君、緒方正俊君、熊坂恭博君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、松岡義清君、村上重則君、工藤公男君、中村道夫君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松岡義清君、村上重則君、工藤公男君、中村道夫君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま指名しました順序に決定しました。



### 日程第3 意見書案第5号 国民健康保険制度見直しを求める意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、意見書案第5号国民健康保険制度見直しを求める意見書の提出について議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） 意見書案第5号、国民健康保険制度見直しを求める意見書の提出について、上記の意見書を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成21年6月19日提出、菊池市議会議長、北田彰様。

提出者、総務常任委員会委員長、三池健治。

提案理由。本市の国民健康保険財政は、高齢化や低所得者の割合が高いという構造的な問題や経済状態の悪化により、税負担能力は限界に来ており、収納率も減少傾向にある。加えて、国においては基準収納率以下については補助金を減額する措

置を講じており、国民健康保険事業の健全な運営に支障をきたしている。よって、国に根本的な制度見直しを求めるものであります。

次ページは、各自お読みになってください。

議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

##### 総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

##### 文教厚生常任委員会

- 1 請願第5号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書
- 2 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

##### 経済常任委員会

- 1 陳情第3号 要望書
- 2 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

##### 建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

##### 議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について  
議会広報特別委員会  
1 議会広報に関すること  
小川会館建設特別委員会  
1 小川会館建設に関すること  
新庁舎建設検討特別委員会  
1 新庁舎建設に関すること  
企業誘致促進特別委員会  
1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 議案第62号 副市長の選任につき同意を求めるについて

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第62号、副市長の選任につき同意を求めるについてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がございますが、第117条に関する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 皆さん、おはようございます。

まず、はじめに、新聞等で一部報道がありましたこのたびの大型養鶏場建設に伴います損害賠償等請求事件につきましては、原告業者の主張の一部、320万円は認めたものの、1億1,000万円の営業損害については、これを認めず、本市の全勝訴という結果になりました。この裁判につきましては、平成19年5月の提訴

以来、約2年間にわたり争われてきましたけれども、本市職員の誤った証明の発行により、原告が被った損害については、裁判所は養鶏施設を建設する準備段階までは、この証明との因果関係は認めたものの、それに伴う営業利益については因果関係を認めず、1審の判決となりました。議員の皆様をはじめ、市民の皆様、特に水迫地区の皆様には大変ご心配をおかけいたしましたが、本市の主張はほぼ認められ終結いたしましたことを心から感謝いたしております。なお、控訴期間が残っておりますので、今後は訴訟代理人であります顧問弁護士と十分に協議を重ねながら対応してまいりたいと、このように考えております。

それでは、上程いただきました議案の第62号、副市長の選任につき同意を求ることにつきましてご説明を申し上げます。昨年12月末、村上前副市長の病気退職によりまして不在となっていました副市長につきまして、地方自治法第162条の規定に基づき選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。ご承知のとおり、本市を取り巻く内外の情勢は極めて厳しいものがあります。これらに対応するためには、市長を補佐する副市長の職務は大変重要であります。このような中、地方自治全般に精通をされ、人格、識見共に優れ、その職務に最もふさわしい適任者の人選を進めてまいりました。その結果、永年この熊本県職員として勤務をされておりました熊本市戸島西1丁目10番3号、永田明紘氏、昭和21年5月29日生まれを選任をいたしたく、ご提案申し上げます。議員各位の満場一致のご同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） ただいま提案されました副市長の人事につきまして、市長の提案されましたそのことについてお尋ねをいたしたいと思いますが、先だって的一般質問でも市長の職務が非常に忙しいと、市民の皆さん方とまじ合う機会が少ないんじゃないかなというような質問があつてありました。その中で、非常に多忙を極めて、やっぱりちょっと腰掛け的にだけしか出席できないというようなことでございました。そういう状態であるならば、非常に地方自治には明るい方だと思いますが、同時に市民の中から、例えば議員の皆さんから、あるいは市役所の職員の皆さんから、そういった方からその副市長というのをお考えになったことはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 副市長の人選につきましては、ご指摘のとおり何をおいてもそうだと思いますが、誰かを選任しようという場合は、最も身近な人で自分がよく知り得た人、そういう人に視点を充てながら選択をするものだと思います。ですから、いわゆる菊池市内にあられる方々の中でどなたか適当な方はおられないだろうかという、そういう視点で考えたこともあります。今、議員の中からとかといった話もありましたけれども、それぞれの各種団体とか、あるいは地域だとか、そういう中でふさわしい人はおられないかということは十分考えの中では入れたところあります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第62号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、同意することに決定しました。

---

## 追加日程第2 議案第63号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、議案第63号、監査委員の選任につき同意を求ることについてを議題とします。本案について、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がございますが、第117条に関する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第63号、監査委員の選任につき同意を求ることについて、ご説明申し上げます。本年7月7日をもって4年の任期が満了する宮川貞雄委員の後任につきまして、地方自治法第196条の規定に基づき選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。監査委員は、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有するものとされており、十分検討いたしました結果、再度、宮川貞雄氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第63号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第63号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、同意することに決定しました。

---

### 追加日程第3 議案第64号 公平委員会委員の選任につき同意を求ることについて

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、議案第64号、公平委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題とします。本案について、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第64号、公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて、ご説明申し上げます。公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、3人の委員をもって組織されております。その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、並びにこれらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。今回、本年7月7日をもって4年の任期が満了する針鐵男委員の後任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。委員は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有するものとされており、十分検討いたしました結果、再度針鐵男氏を選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第64号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、同意することに決定しました。



#### 追加日程第4 議案第65号から議案第67号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第4、議案第65号から議案第67号までの教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、以上3議案を一括議題としたいと思います。本案について、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がございますが、関係する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案65号から議案第67号、教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、ご説明申し上げます。

追加議案書の7ページからです。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条及び今回の菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定に基づき、6人以内の委員をもって組織され、事務の執行がなされています。今回そのうちのお二人、久川寛實委員及び荒木孝子委員が本年7月7日をもって4年の任期が満了いたしますので、これらの後任の委員につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。また、昨年の同法律の改正により、委員の中に保護者であるものを含まなければならぬことになりましたので、同じく議会の同意をお願いするものでございます。教育委員会委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するものとされており、十分検討しました結果、議案番号順に菊池市七城町橋田84番地、坂井博明氏、昭和28年1月5日生まれでございます。菊池市泗水町吉富210番地18、佐々木輝男氏、昭和19年7月5日生まれでございます。菊池市今741番地、石原克子さん、昭和37年1月9日生まれです。

以上、3名の方を任命いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第65号から議案第67号の3議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号から議案第67号までの3議案を採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第65号は、同意することに決定しました。

次に、議案第66号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第66号は、同意することに決定しました。

次に、議案第67号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第67号は、同意することに決定しました。

---

追加日程第5 議案第68号から議案第70号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第5、議案第68号から議案第70号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについての3議案を一括議題とします。本案について、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がございますが、関係する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第68号から議案第70号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、ご説明申し上げます。

追加議案書の13ページからでございます。現在、本市の区域には14名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け人権擁護活動に従事をされております。その中の3人、菊池の谷民夫委員、及び城眞千代委員、並びに泗水の野村賢一委員が本年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。今回その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護について理解のあるものとされております。十分検討いたしました結果、議案第68号、菊池市西寺1876番地、岩崎孝夫さん、議案第69号、菊池市小木1318番地、富田知恵子さん、議案第70号、菊池市泗水町田島1527番地3、村上常博さんを新たに推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第68号から議案第70号までの3議案について、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、起立により採決します。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第68号は、適任とすることに決定しました。

次に、議案第69号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、適任とすることに決定しました。

次に、議案第70号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第70号は、適任とすることに決定しました。

---

追加日程第6 報告第7号から報告第14号まで一括上程・報告

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第6、報告第7号から報告第14号までの8件について一括議題とします。提出者の報告を求めます。

経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 追加議案の19ページから第三セクターの経営状況報告書を添付しております。報告第7号の有限会社きくち観光物産館から報告第14号の有限会社有朋の里泗水までの8件について経営状況を報告いたします。経営状況の報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定する法人に該当いたしますので、同法243条の3第2項の規定によりまして報告するものでございます。

今回は、お手元の方にA3版の別紙一覧表「平成20年度第三セクター経営状況報告概要書」を作成しておりますので、この表によりまして負債・純資産の部の「利益剰余金」と、決算状況の「販売総額」「経常利益」及び、下段の21年度計画の状況としまして「販売総額見込」と「経常利益見込」について報告してまいります。なお、金額は千円単位で表示しておりますが、報告します金額は円単位で申し上げますので、ご了承をお願いしたいと思います。詳細につきましては、各報告書をご参照いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、報告第7号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、報告いたします。

平成20年度は、イベントによる販売向上対策や各種経費削減、あるいは経営改善の努力を行いまして、前期に比べまして一定の損失減少はできましたが、依然として厳しい状況にございます。販売実績といたしましては、対前年度比97%の販売総額2億2,649万8,605円で、経常利益としましては120万8,482円の損失決算となりましたが、利益剰余金といたしましては127万7,319円となっております。

次に、21年度の営業計画でございますが、消費者参加型の独自イベント、あるいは商品開発を図るとともに、「マイバック運動」の推進、従業員接客レベルの向上にも力を入れてまいります。販売総額を対前年度比109.5%の2億4,800万円と見込み、経常利益としまして180万円を見込んでおります。

次に、報告第8号、有限会社ファームきくちの経営状況でございます。平成20

年度は有色米15haを産地化すると共に、田植え、収穫体験を実施しながら販売強化に努め、約80社との取り引きができました。また、九州管内のデパートやスーパーなど約30店舗で古代米の販売を行っています。新規就農支援といたしまして、4名の方を指導しております。販売実績としましては、対前年度比128.3%の販売総額5,073万5,176円で、経常利益としましては227万6,231円となりましたが、利益剰余金としましては173万3,118円の欠損となっております。

次に21年度の営業計画でございますが、中期5カ年経営計画の4年目にあたり、「新たな作物の産地化、特產品づくり」を重点事業として位置づけており、アスパラガスの試験栽培を行います。また、古代米の販売先としまして、コンビニ弁当等への展開を図るなど、地産地消を推進してまいります。また、就農支援につきましても、関係機関と連携しながら引き続き実施してまいります。販売総額を対前年度比129.5%の6,570万円と見込み、経常利益としまして400万円を見込んでおります。

次に、報告第9号、有限会社七城町特產品センター（メロンドーム）の経営状況について報告いたします。

平成20年度は、収穫体験等の継続実施によりまして、県内外の消費者へPRを図っております。また、品質管理を高度化するため、光センサーを導入し、選果時間の短縮と精度の高い選果体制が整備され、商品クレームが激減するなど、お客様の信頼確立につながっております。販売実績としましては、対前年度比とほぼ同額の販売総額13億3,488万1,043円で、経常利益としましては1,729万9,255円となり、利益剰余金としましては4,144万5,203円となりました。

次に、21年度の営業計画でございますが、関係機関との連携により、大消費地である福岡の百貨店への出店を計画し、販路拡大を図ります。また、エコファーマー認証取得の拡大や青年部によるメロン新品種の試作に取り組み、さらなるブランド化を図ります。販売総額を対前年度比102.1%の13億6,300万円と見込み、経常利益といたしまして2,146万円を見込んでおります。

次に、報告第10号、有限会社七城町振興公社（温泉ドーム）の経営状況について報告します。

平成20年度は、レジオネラ属菌の影響や燃油高騰あるいは景気低迷により、売上高が対前年比で85.7%と厳しい状況にありましたが、燃料費の削減や経費節減に努め、経常利益を得ることができました。販売実績としましては、対前年度比85.7%の販売総額4億2,473万2,771円で、経常利益としまして1,897万1,112円となり、利益剰余金としましては899万6,315円となりました。

次に、21年度の営業計画でございますが、好評を得ております奄美物産フェアをはじめ、年間を通したグランドゴルフ大会や各種イベントを展開すると共に、経費節減に努めてまいります。なお、ドームトラベルの営業廃止と昨年開催されました大分国体の宿泊関係が減少しますので、前年度に比べ3.4%程度の落込みを予想しております。販売総額を対前年度比96.6%の4億1,044万6,000円と見込み、経常利益としまして809万2,000円を見込んでおります。

次に、報告第11号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況でございます。

平成20年度も引き続き、無人ヘリによる一斉防除に取り組み、農薬使用量の適正化、適期防除効果を図るとともに堆肥散布機による土づくりに取り組みました。また、米の商談会や広告宣伝活動により、「七城のこめ」の販売促進に努めました。販売実績としましては、対前年度比74.8%の9,677万7,564円で、経常利益としまして400万6,803円となり、利益剰余金としましては304万421円でございます。

21年度の営業計画でございますが、農地・水・環境保全向上対策の営農活動により、地域と一体となった安全・安心の米づくりによる「七城のこめ」のさらなるブランド化に取り組むとともに、宣伝等販売促進活動を強化してまいります。販売総額を対前年度比111.5%の1億792万円と見込み、経常利益としまして54万円を見込んでおります。

次に、報告第12号、有限会社旭志村ふれあいセンター（道の駅旭志）の経営状況でございます。平成20年度は、天候不順による路地野菜等の品不足が見られましたが、精肉冷蔵ケースの増設や箱物、袋物等が改裝効果により順調に推移しました。また、食彩館に期間限定メニューや催事用メニューを導入いたしまして、顧客拡大に努めてまいりました。販売実績としましては、対前年度比104.2%の販売総額4億8,312万490円で、経常利益としましては424万5,633円となり、利益剰余金は1,715万951円でございます。

21年度の営業計画でございますが、安全・安心の野菜づくりと生産履歴が明確に表示できる旭志牛や手作り加工品をクローズアップし、商品・サービス・設備・環境面のオリジナリティー強化による店づくりに努めてまいります。販売総額を対前年度比100.6%の4億8,610万円と見込み、経常利益としまして689万5,000円を見込んでおります。

次に、報告第13号、株式会社四季の里旭志の経営状況を報告します。

平成20年度は、経営コンサルを導入し、スタッフのモチベーションアップやイベント風呂、レストランのユニークメニューなどのほか、夏と秋の祭りに取り組みました。また、宴会部門にも力を入れました結果、宴会の増にはつながりましたが、

全体的な売上は減少しており、依然としまして厳しい状況となっております。販売実績としましては、対前年度比94.3%の販売総額1億2,971万3,134円で、経常利益は2,030万4,759円の損失決算となり、利益剰余金も1億1,473万6,686円の欠損となっております。

21年度の営業計画でございますが、バーベキューや合宿プランの販売強化に努め、効率的な広報活動を行い、年間を通したイベントの展開と全社員対応の営業活動を推進してまいります。販売総額を対前年度比115.7%の1億5,010万円と見込み、経常利益としまして74万5,000円を見込んでおります。

最後に、報告第14号、有限会社有朋の里泗水（養生市場）の経営状況について報告します。

平成20年度は、エコファーマーの生産者全員の登録を目指し、減農薬・減化学肥料資材の補助を行うとともに、特産野菜の種子代の補助による新たな品目へのチャレンジを推進したほか、地域貢献活動にも取り組みました。販売実績といたしましては、対前年度比96.3%の販売総額4億8,185万5,860円で、経常利益は779万6,763円でございます。

21年度の営業計画でございますが、地産地消の推進と安全・安心への取り組みとしまして、出荷前の生産履歴書提出と商品、品質、衛生管理の徹底を図ります。販売総額を対前年度比100.4%の4億8,400万円と見込み、経常利益としまして782万5,000円を見込んでおります。

以上、経済部所管に係ります第三セクター8件についての経営状況を報告させていただきました。

○議長（北田 彰君） 以上で、報告を終わります。報告第7号から報告第14号までは、地方自治法第243条の3第2項により報告に留めます。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北田 彰

菊池市議会議員 奈田 臣也

菊池市議会議員 葛原 勇次郎

# 付 錄

平成21年第2回定例会付議事件一覧および審議結果表

(6月5日・6月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第116号	菊池遺産認定条例の制定について	原案可決
議案第53号	菊池市行政改革大綱策定審議会条例の制定について	原案可決
議案第54号	菊池市保育所民営化検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第55号	菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第56号	菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について	原案可決
議案第57号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第58号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第59号	平成21年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第60号	訴えの提起について	原案可決
議案第61号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第62号	副市長の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第63号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第64号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第65号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第66号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第67号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意

議案番号	件 名	審議結果
議案第 68号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	原案適任
議案第 69号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	原案適任
議案第 70号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	原案適任
意 見 書 案		
意見書案第5号	国民健康保険制度見直しを求める意見書の提出について	原案可決
報 告		
報告第 4号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第 5号	事故繰越し繰越計算書について	原案報告
報告第 6号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 7号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 8号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 9号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第 10号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 11号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第 12号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 13号	株式会社四季の里旭志経営状況報告について	原案報告
報告第 14号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告

議案番号	件名	審議結果
陳情		
陳情第 3 号	要望書	継続審査

## 企業誘致促進特別委員会

◎企業誘致促進特別委員会名簿

東 英俊	森 隆博	山瀬 義也	松本 登
北田 彰	外村 國敏	横田 輝雄	

## 菊池市議会会議録

平成21年第3回5月臨時会

平成21年第4回5月臨時会

平成21年第2回6月定例会

平成21年8月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 岩木 精四郎

作成 熊本コピー株式会社

電話 (096) 372-1010



## 菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888

電話 (0968) 25-2325